

独立行政法人製品評価技術基盤機構
平成19年度委託調査

平成19年度
PRTR対象物質の取扱い等に関する
調査報告書

平成20年2月

日本エヌ・ユー・エス株式会社

はじめに

本調査は、独立行政法人製品評価技術基盤機構が、経済産業省の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行の支援のために、日本エヌ・ユー・エス株式会社へ委託して実施したものです。

本調査で取扱量等を把握した結果は、排出量及び移動量の信頼性を向上させるための基礎資料として、また、一部の調査結果は、国による対象業種からの届出対象外の排出量の推計のための基礎データとして活用されています。

本調査報告書は、経済産業省製造産業局化学物質管理課や調査にご回答いただいた事業者のご協力によって完成いたしました。深く感謝の意を表します。

平成 20 年 2 月

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 本 編 | |
| 第 1 章 調査の目的 | 1 |
| 第 2 章 調査の概要 | 2 |
| 1. 対象事業者 | 2 |
| 2. PRTR 対象物質 | 2 |
| 3. 対象時期 | 2 |
| 4. 対象地域 | 2 |
| 5. 調査内容 | 2 |
| 6. 調査方法 | 4 |
| 第 3 章 調査票の回収、整理 | 5 |
| 1. 従業員数 21 人以上の事業者を対象とした調査 | 5 |
| 2. 従業員数 21 人未満の事業者を対象とした調査 | 8 |
| 第 4 章 「従業員数 21 人以上の事業者を対象とした調査」調査結果 | 11 |
| 1. 対象化学物質の把握状況についての調査結果 | 11 |
| (1) 事業者における対象化学物質の取扱い状況 | 11 |
| (2) 事業所における対象化学物質の取扱い等把握状況 | 11 |
| (3) 事業所における業種ごとの対象化学物質の取扱い等把握状況 | 13 |
| 2. 取扱量についての調査結果 | 15 |
| (1) 対象化学物質ごとの集計結果 | 15 |
| 取扱量の多かった対象化学物質 | 18 |
| 取扱事業所の多かった対象化学物質 | 19 |
| 1 事業所当たりの平均取扱量の多かった対象化学物質 | 20 |
| (2) 業種ごとの集計結果 | 21 |
| 取扱量区分ごとの取扱対象化学物質数、累積取扱量比率等 | 28 |
| 取扱量区分ごとの事業所数、累積事業所数比率等 | 30 |
| 少量取扱量の対象化学物質の取扱量、事業所数等 | 32 |
| 業種ごとの取扱量 1t 未満の対象化学物質の取扱量、物質数等 | 34 |
| (4) 従業員数ごとの集計結果 | 39 |
| 事業者の従業員数区分ごとの取扱量、事業者数等 | 39 |
| 事業所の従業員数区分ごとの取扱量、事業所数等 | 42 |
| (5) 都道府県ごとの集計結果 | 45 |
| (6) 製造品等出荷額、売上高及び資本金ごとの集計結果 | 47 |
| 製造品等出荷額区分ごとの取扱量、事業所数等 | 47 |
| 売上高区分ごとの取扱量、事業所数等 | 48 |

| | |
|--|----|
| 資本金区分ごとの取扱量、事業所数等 | 49 |
| (7)対象化学物質の用途に関する集計結果 | 51 |
| 回答対象化学物質全体に関する調査結果..... | 51 |
| 用途の区分ごとの取扱量に関する集計結果 | 53 |
| (8)対象化学物質の環境への排出率に関する集計結果 | 55 |
| 回答対象化学物質全体に関する調査結果..... | 55 |
| 対象化学物質の用途ごとの環境への排出率に関する調査結果 | 56 |
| 第5章 「従業員数 21 人未満の事業者を対象とした調査」調査結果 | 59 |
| 1. 対象化学物質の取扱い状況についての調査結果 | 59 |
| (1)事業者における資材の取扱い状況 | 59 |
| (2)事業者における対象化学物質の取扱い状況 | 61 |
| 2. 取扱量についての調査結果..... | 63 |
| (1)対象化学物質ごとの集計結果..... | 63 |
| 取扱量の多かった対象化学物質 | 68 |
| 取扱事業者の多かった対象化学物質..... | 69 |
| 1 事業者当たりの平均取扱量の多かった対象化学物質 | 70 |
| (2)業種ごとの集計結果 | 72 |
| (3)取扱量ごとの集計結果 | 77 |
| 取扱量区分ごとの取扱対象化学物質数、累積取扱量比率等 | 77 |
| 取扱量区分ごとの事業者数、累積事業者数比率等 | 80 |
| 少量取扱量の対象化学物質の取扱量、事業者数等 | 82 |
| 業種ごとの少量取扱量（取扱量 1t 未満）対象化学物質の取扱量、物質数等 | 85 |
| (4)事業者の従業員数ごとの集計結果 | 86 |
| (5)都道府県ごとの集計結果..... | 88 |
| (6)環境への排出抑制対策に関する集計結果..... | 90 |
| 第6章 「平成 15・16 年度調査」及び「平成 17・18 年度調査」との経年比較..... | 91 |
| 1. 調査方法及び概要..... | 91 |
| 2. 「平成 15・16 年度調査」及び「平成 17・18 年度調査」における従業員数 21 人以上 の事業者の集計結果との比較..... | 92 |
| (1)事業所における対象化学物質の把握状況に関する比較 | 92 |
| (2)対象化学物質ごとの集計結果に関する比較 | 93 |
| 取扱量（取扱量比率）の多かった対象化学物質 | 93 |
| 取扱事業所数の多かった対象化学物質 | 94 |
| 1 事業所当たりの平均取扱量の多かった対象化学物質 | 94 |
| (3)業種ごとの集計結果に関する比較 | 95 |
| (4)取扱量ごとの集計結果に関する比較 | 96 |

| | |
|---|-----|
| 取扱量区分ごとの累積取扱量比率 | 96 |
| 取扱量区分ごとの累積事業所数比率等 | 97 |
| 少量取扱量（取扱量 1t 未満の対象化学物質）の対象化学物質の取扱量、事業所数 | 99 |
| 少量取扱量の対象化学物質(取扱量 0.5t 未満の特定第一種指定化学物質)の取扱量、事業所数 | 99 |
| 業種ごとの少量取扱量対象化学物質（取扱量 1t 未満の対象化学物質）の取扱量 | 100 |
| (5)従業員数ごとの集計結果に関する比較 | 100 |
| 事業者の従業員数区分ごとの取扱量比率 | 100 |
| 事業所の従業員数区分ごとの取扱量比率 | 102 |
| 3. 「平成 15・16 年度調査」及び「平成 17・18 年度調査」における従業員数 20 人以下の事業者の集計結果との比較 | 103 |
| (1)対象化学物質ごとの集計結果に関する比較 | 103 |
| (2)取扱量ごとの集計結果に関する比較 | 104 |
| (3)業種ごとの集計結果に関する比較 | 105 |
| 第 7 章 「従業員数 21 人以上の事業者を対象とした調査」と「従業員数 21 人未満の事業者を対象とした調査」の比較 | 106 |
| 1. 対象化学物質ごとの集計結果に関する比較 | 106 |
| (1)取扱量（取扱量比率）の多かった対象化学物質 | 106 |
| (2)取扱事業所数の多かった対象化学物質 | 107 |
| (3)1 事業所当たりの平均取扱量の多かった対象化学物質 | 108 |
| 2. 業種ごとの集計結果に関する比較 | 109 |
| 3. 取扱量ごとの集計結果に関する比較 | 110 |
| (1)取扱量区分ごとの累積取扱量比率 | 110 |
| (2)取扱量区分ごとの累積事業所、事業者数比率等 | 111 |
| (3)少量取扱量（取扱量 1t 未満の対象化学物質）の対象化学物質の取扱量、事業所数 | 114 |
| (4)少量取扱量の対象化学物質(取扱量 0.5t 未満の特定第一種指定化学物質)の取扱量、事業所数 | 115 |
| (5)業種ごとの少量取扱量対象化学物質の取扱量 | 116 |
| 4. 従業員数ごとの集計結果に関する比較 | 117 |
| 第 8 章 まとめ | 118 |
| 1. 従業員数 21 人以上の事業者を対象とした調査結果 | 118 |
| 2. 従業員数 21 人未満の事業者を対象とした調査結果 | 118 |
| 3. 「平成 15・16 年度調査」及び「平成 17・18 年度調査」との経年比較 | 118 |
| 4. 「従業員数 21 人以上の事業者を対象とした調査」と「従業員数 21 人未満の事業者を | |

| | |
|------------------------------|-----|
| 対象とした調査」の比較..... | 119 |
| 5. 課題と改善点の整理 | 120 |
| (1)調査結果を踏まえた今後の課題..... | 120 |
| (2)調査実施にあたっての課題と改善点の整理 | 121 |
| 調査のプロセス..... | 121 |
| 各プロセスの課題と改善点..... | 122 |

付属1 PRTR対象物質の取扱い等に関する調査票一式

付属2 データの修正方法

本調査報告書に記載される業種名において文章や図表の見易さの観点から以下の省略名称を使用した。

| 業種名 | 省略名称 |
|---|-----------|
| 木材・木製品製造業（家具を除く。） | 木材・木製品製造業 |
| 倉庫業（農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。） | 倉庫業 |
| 鉄スクラップ卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。） | 鉄スクラップ卸売業 |
| 自動車卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。） | 自動車卸売業 |
| 計量証明業（一般計量証明業を除く。） | 計量証明業 |
| 一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。） | 一般廃棄物処理業 |
| 高等教育機関（付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。） | 高等教育機関 |

本調査報告書において、表中の事業者数及び事業所数が3以下である場合については、「<4」と記載した。

本調査報告書において、対象化学物質の名称は、図には別名のみを記載し、注釈にて正式名を示し、表と文中には正式名と別名を記載した。

本調査報告書において、「取扱量比率」とは取扱量を総取扱量で除した値のことを示す。

本調査報告書において、「累積取扱量比率」とは取扱量比率を足し上げたものである。

本調査報告書において、表、図及びデータ編の値は、四捨五入による丸め誤差により異なる場合がある。特に取扱量の記載にあたっては、記載するデータ単位の一つ下の位で四捨五入を行っている（例：千tであれば、百tの単位で四捨五入）。

第 1 章 調査の目的

第1章 調査の目的

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）に基づき導入された「PRTR制度」（化学物質排出移動量届出制度：Pollutant Release and Transfer Register）により、人の健康や動植物に有害な影響を及ぼすおそれのある354種類の化学物質について、毎年度、事業者は環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量を把握して届出を行い、国はその集計結果及び推計を行った届出対象外の排出量の集計結果を公表することとされている。

しかし、事業者ごとのPRTR対象物質の取扱量については十分な情報がなく、また、PRTR制度の届出の対象とならない事業者における化学物質の取扱い実態も十分に把握されていない状況である。

そこで、届出対象の排出量・移動量の精度向上の基礎データとなる取扱量等の実態把握を行うとともに、届出対象以外の排出量の推計方法の検討等の基礎資料とすることを目的として、従業員数21人以上の事業者及び従業員数21人未満の事業者を対象として、PRTR対象物質の取扱い等に関する調査（以下「本調査」という。）を実施した。

第2章 調査の概要

第2章 調査の概要

1. 対象事業者

選定にあたり、株式会社帝国データバンクの企業情報データベース及びこれまでの取扱量調査の結果を用い、PRTR対象業種を営んでいるとされる事業者から50,000社を無作為に抽出し、調査の対象とした。抽出の条件は、化管法施行令第3条で定められた23業種のうち、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処分量、下水道業の3業種を除外した。

さらに、従業員数ごとの傾向を分析するため、化管法施行令第4条第2項で定められている従業員数21人以上の事業者から25,000社、従業員数21人未満の事業者から25,000社を抽出した（なお、2007年7月の中越沖地震の影響を考慮したため、実際の発送数は従業員数21人以上の事業者24,406社、従業員数21人未満の事業者24,415社となった）。

なお、業種ごとの送付件数は、従業員数21人以上の事業者では250件、従業員数21人未満の事業者では500件を最低件数で送付することとし、それ以下の事業者数の場合はすべてに送付した。最低件数の倍以上の事業者数があった場合はそれに比例した件数を配分した。また、それぞれの事業者における化学物質の取り扱い状況が類似していると考えられる4業種（食品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、燃料小売業、自動車整備業）については、最低件数で送付することとした。

2. PRTR 対象物質

PRTR対象物質は、化管法施行令第1条（別表第一）で規定されている第一種指定化学物質354物質とした。（以下、「PRTR対象物質」は「対象化学物質」という。）

3. 対象時期

事業者の名称、所在地及び業種名については、平成18年4月1日現在のものを対象とした。

また、対象化学物質の取扱いに関しては、平成18年度中（平成18年4月1日～平成19年3月31日）に取り扱ったものを対象とした。

4. 対象地域

全国47都道府県を対象として調査を行った。

ただし、本年度は、2007年7月に発生した中越沖地震の影響を考慮し、新潟県全域及び震度5以上を記録した長野県の一部地域を対象から除外した。

5. 調査内容

従業員数に応じて、従業員数21人以上の事業者を対象とした調査票と、従業員数21

人未滿の事業者を対象とした調査票の2種類の調査票を作成した。

従業員数21人以上の事業者を対象とした調査について、本調査に用いた調査票は、図2-1に示すように、調査票1、調査票2及び調査票3から構成され、調査票1は事業者全体について、調査票2は各事業所について、調査票3は各事業所における対象化学物質の取扱い等についての調査票とした。対象化学物質の取扱いがない場合であっても、調査票1は返送してもらうこととし、調査票2及び調査票3は、対象化学物質の取扱いのある事業所について回答してもらった。

従業員数 21 人未滿の事業者を対象とした調査については、図 2 - 2 に示すように、全部で 9 問であるが、設問 6 に示される資材の取扱いがない場合は、そこでアンケートが終了となる。該当資材の取扱いがある場合、設問 7 以降は取扱いのある資材ごとに回答してもらうこととした。

なお、調査票は付属 1 に示すとおりである。

図 2 - 1 従業員数 21 人以上の事業者を対象とした調査票の概要

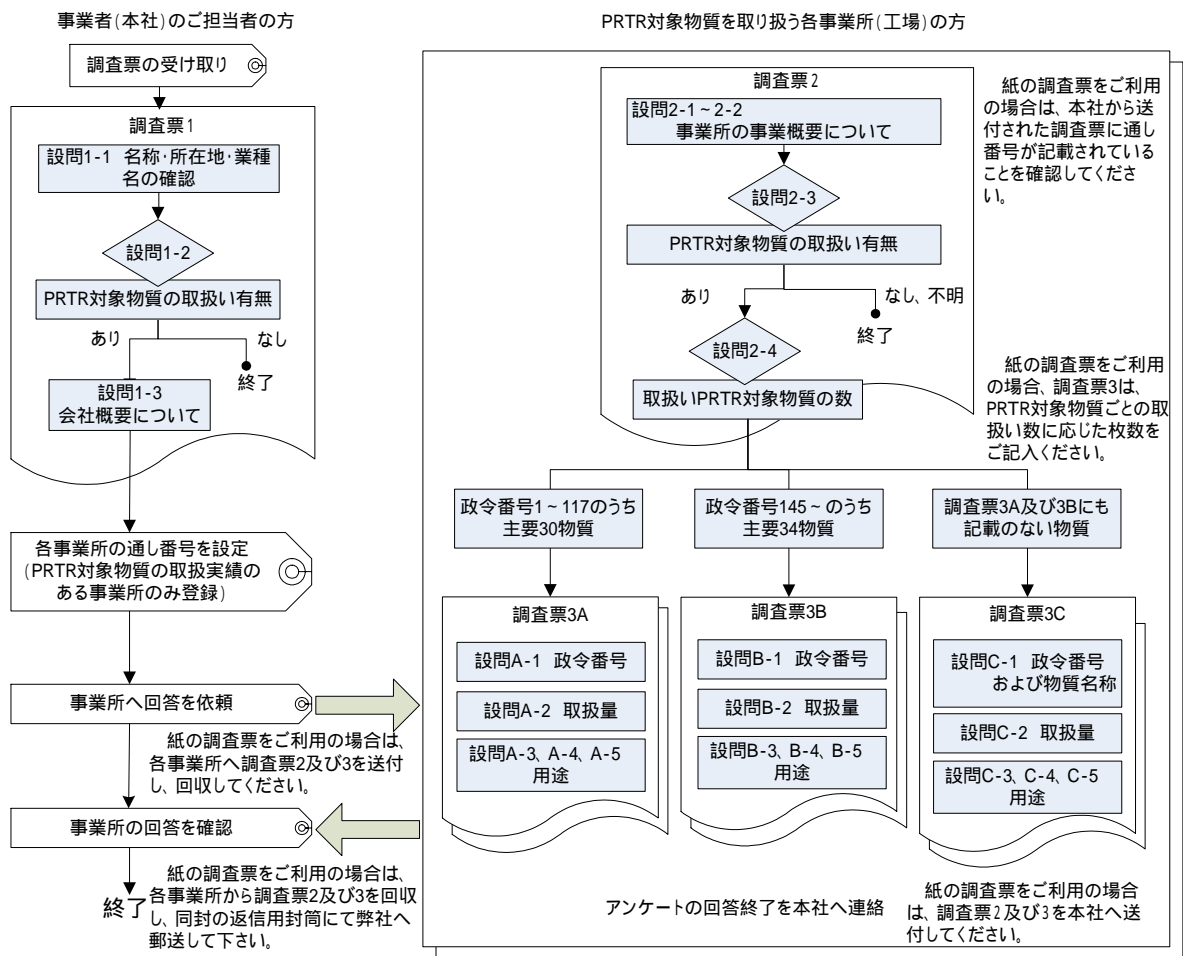
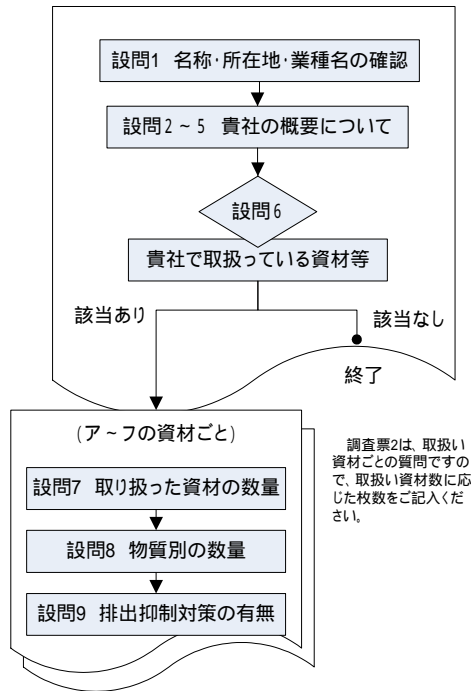


図 2 - 2 従業員数 21 人未満の事業者を対象とした調査票の概要



6. 調査方法

調査方法としては、従来から実施している郵送調査（紙媒体での回答、同封の返信用封筒にて返送）のほかに、専用Webサイトにアクセスをして入力してもらうWeb調査（オンラインでの回答）の2種類の方法で実施した。Web調査を実施することにより、アンケート調査対象者にとっての回答負担軽減や、回答結果の精度向上につながり、結果として回収率が向上することを目指した。なお、事業者（常用雇用者規模5人以上）でのインターネット普及率は85.7%¹に達しており、運用上の問題も少ないと考えられた。実施手順は、図2 - 3に示すように、対象事業者宛てに依頼状及び調査票を郵送し、上記の2種類から回答方法を選択してもらった。これらの利用状況や効果、あるいは改善すべき点等については第8章で考察する。

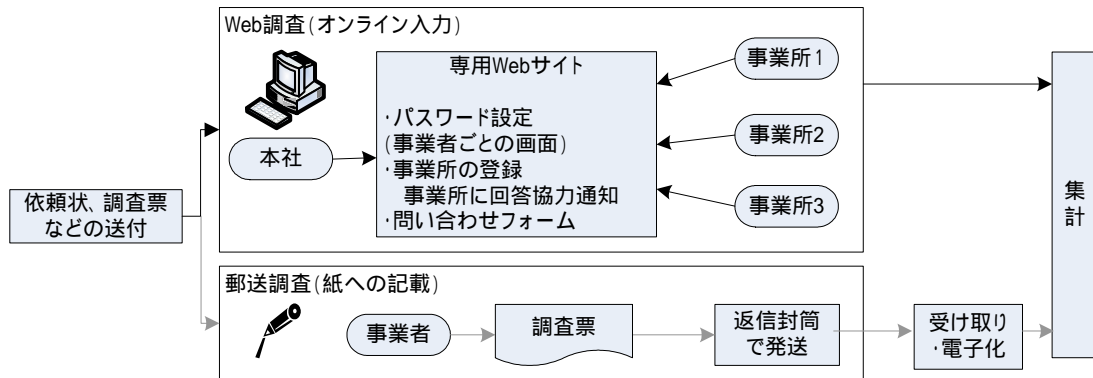


図 2 - 3 調査方法の手順

¹ 総務省、平成 17 年度「通信利用動向調査」

第3章 調査票の回収、整理

第3章 調査票の回収、整理

1. 従業員数 21 人以上の事業者を対象とした調査

24,406事業者に対し調査票を送付し、調査票1に回答があった事業者数は10,872件であった。調査票1の回収率は44.5%であった（調査票1に回答がなく、調査票2以降のみに回答があった59件を含む）。

表3-1に業種別の調査票発送数、回収数及び回収率（調査票1への回答事業者数の割合）を示す。PRTR届出対象となる45業種のうち、本調査では、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処分業、下水道業の3業種を発送先から除外した。

また、本調査の集計で用いたデータの詳細を表3-2にまとめた。調査票1に回答があった事業者10,872件のうち、対象化学物質について取扱量まで回答があった事業者は4,291件であり、事業所数は7,134件であった。調査票3への回答数で見ると1事業所当たり4.4物質となった。

なお、本調査では、アンケートに関する問い合わせ及びアンケートへの協力を促す督促を電話にて実施しており、その際、「対象化学物質を取り扱っていない事業者」であることが判明した場合、調査票の回答がなくても、「対象化学物質を取り扱っていない事業者」として数え、3,966件の回答を得た。従って、これら電話により判明した件数を含めると事業者数は14,838件となり、対象化学物質の取扱い状況に関する回答率は60.8%となった。

なお、事業者と事業所の区別について、事業者とは調査票 1 を回答したもの、事業所とは調査票 2 を回答したものと定義している。事業所については、調査票 2 に回答があった事業所のうち、取扱量に関する集計については、調査票 3 で「対象化学物質について取扱量まで回答があった数」を事業所の母数としている。従って、事業所の割合を算出する場合については、7,134 件が全事業所数となっている。

表 3 - 1 業種別の調査票の発送数、回収数及び回収率（従業員数 21 人以上調査）

| 対象業種 | 回収率 (%) | 発送数 | 回収数 | | |
|---------------------|------------|--------|--------|-------|--------|
| | | | 調査票1 | 調査票2 | 調査票3 |
| 500 金属鉱業 | 50.0 | 6 | 3 | 1 | 0 |
| 700 原油・天然ガス鉱業 | 50.0 | 20 | 10 | 17 | 75 |
| 1200 食品製造業 | 47.1 | 240 | 113 | 25 | 79 |
| 1300 飲料・たばこ・飼料製造業 | 59.5 | 237 | 141 | 55 | 274 |
| 1400 繊維工業 | 49.7 | 451 | 224 | 109 | 482 |
| 1500 衣服・その他の繊維製品製造業 | 34.4 | 666 | 229 | 43 | 109 |
| 1600 木材・木製品製造業 | 39.6 | 487 | 193 | 85 | 145 |
| 1700 家具・装備品製造業 | 34.2 | 389 | 133 | 67 | 167 |
| 1800 パルプ・紙・紙加工品製造業 | 44.4 | 673 | 299 | 171 | 405 |
| 1900 出版・印刷・同関連産業 | 37.3 | 1,703 | 635 | 330 | 891 |
| 2000 化学工業 | 59.2 | 1,044 | 618 | 762 | 6,025 |
| 2100 石油製品・石炭製品製造業 | 50.7 | 150 | 76 | 93 | 463 |
| 2200 プラスチック製品製造業 | 41.3 | 1,249 | 516 | 350 | 800 |
| 2300 ゴム製品製造業 | 36.1 | 299 | 108 | 102 | 528 |
| 2400 なめし革・同製品・毛皮製造業 | 28.2 | 195 | 55 | 23 | 70 |
| 2500 窯業・土石製品製造業 | 50.9 | 1,174 | 598 | 259 | 742 |
| 2600 鉄鋼業 | 45.8 | 517 | 237 | 183 | 1,099 |
| 2700 非鉄金属製造業 | 54.2 | 380 | 206 | 217 | 737 |
| 2800 金属製品製造業 | 41.5 | 2,456 | 1,019 | 643 | 2,131 |
| 2900 一般機械器具製造業 | 42.0 | 2,988 | 1,256 | 563 | 1,855 |
| 3000 電気機械器具製造業 | 45.8 | 2,435 | 1,116 | 781 | 2,939 |
| 3100 輸送用機械器具製造業 | 43.1 | 1,090 | 470 | 435 | 1,890 |
| 3200 精密機械器具製造業 | 50.4 | 486 | 245 | 167 | 413 |
| 3300 武器製造業 | 0.0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 3400 その他の製造業 | 46.0 | 507 | 233 | 265 | 648 |
| 3500 電気業 | 72.2 | 36 | 26 | 25 | 100 |
| 3600 ガス業 | 89.7 | 107 | 96 | 49 | 147 |
| 3700 熱供給業 | 81.8 | 22 | 18 | 32 | 52 |
| 3900 鉄道業 | 61.8 | 144 | 89 | 95 | 334 |
| 4400 倉庫業 | 40.4 | 1,044 | 422 | 73 | 113 |
| 5132 石油卸売業 | 41.2 | 301 | 124 | 104 | 419 |
| 5142 鉄スクラップ卸売業 | 39.0 | 241 | 94 | 22 | 30 |
| 5220 自動車卸売業 | 41.2 | 243 | 100 | 134 | 127 |
| 5930 燃料小売業 | 42.4 | 238 | 101 | 585 | 2,470 |
| 7210 洗濯業 | 42.4 | 337 | 143 | 87 | 131 |
| 7430 写真業 | 35.4 | 209 | 74 | 66 | 79 |
| 7700 自動車整備業 | 37.0 | 243 | 90 | 602 | 858 |
| 7810 機械修理業 | 37.2 | 599 | 223 | 150 | 331 |
| 8620 商品検査業 | 49.3 | 229 | 113 | 96 | 263 |
| 8630 計量証明業 | 58.8 | 177 | 104 | 104 | 1,054 |
| 9140 高等教育機関 | 55.6 | 248 | 138 | 107 | 1,391 |
| 9210 自然科学研究所 | 66.9 | 145 | 97 | 125 | 1,559 |
| 不明あるいは対象外業種 | - | - | 87 | 67 | 81 |
| 合計 | 44.5 | 24,406 | 10,872 | 8,269 | 32,506 |

表 3 - 2 集計に用いた調査票の回答数等（従業員数 21 人以上調査）

| 内訳 | 内 容 | 数 量 | 備 考 |
|-----------------------------|--|-------------------------------------|---------------------------|
| 調査票回収分 | 発送数 (1) | 24,406 | |
| | 回答があった事業者数(調査票1) (2) | 10,872 | 発送数の44.5% (2) / (1) |
| | 回答があったデータのうち、本集計に用いた数 | 10,785 | |
| | 対象化学物質を取り扱っている事業所がある数 (3) | 4,748 | 回答事業者数の43.7% (3) / (2) |
| | 対象化学物質について取扱量まで回答があった数 | 4,291 | |
| | 対象化学物質を取り扱っている事業所がない数 | 6,037 | |
| | 回答のあったデータのうち不備等のため集計から除外した数 | 87 | |
| | 回答があった事業所数(調査票2) (4) | 8,285 | 調査票2のうち調査票1が無いもの59件 |
| | 回答があったデータのうち、本集計に用いた数 | 8,202 | |
| | 物質名、取扱量等の回答があった数 (5) | 7,134 | 回答事業所数の86.1% (5) / (4) |
| | 対象化学物質について取り扱っている又は取り扱っている可能性があるとして回答があった数 | 6,823 | |
| | 物質名、取扱量等の回答がなかった数 | 1,068 | |
| | 回答のあったデータのうち不備等のため集計から除外した数 | 83 | |
| | 回答があった対象化学物質数(調査票3) | 32,647 | |
| | 回答があったデータのうち、本集計に用いた数 (6) | 32,506 | 1事業所当たり4.7物質 (6) / (5) |
| | 対象化学物質について取扱量まで回答があった数 | 30,889 | |
| | 対象化学物質について業種まで回答があった数 | 32,201 | |
| 回答のあったデータのうち不備等のため集計から除外した数 | 141 | | |
| 電話確認分 | 問い合わせ対応 | | |
| | 対象化学物質を取り扱っていないと回答があった数(7) | 311 | |
| | 回答拒否(代表者又は担当者による拒否)数 | 101 | |
| | 電話督促 | | |
| 対象化学物質を取り扱っていないと回答があった数(8) | 3,655 | 電話確認分を含む回収率60.8% (2)(7)(8) / (1) | |
| 回答拒否(代表者又は担当者による拒否)数 | 4,910 | | |

2. 従業員数 21 人未満の事業者を対象とした調査

24,415事業者に対し調査票を送付し、回答があった事業者数は5,075件であり、調査票の回収率は20.79%であった。表3 - 3に業種別の調査票発送数、回収数及び回収率を示す。PRTR届出対象となる45業種のうち、本調査では、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処分業、下水道業の3業種を発送先から除外した。

また、本調査の集計で用いたデータの詳細を表3-4にまとめた。対象化学物質について取扱量まで回答があった事業者は1,324件となった。

なお、本調査では、アンケートに関する問い合わせ及びアンケートへの協力を促す督促を電話にて実施しており、その際、「対象化学物質を取り扱っていない事業者」であることが判明した場合、調査票の回答がなくても、「対象化学物質を取り扱っていない事業者」として数え、2,152件の回答を得た。従って、これら電話により判明した件数を含めると事業者数は7,227件となり、対象化学物質の取扱い状況に関する回答率は29.6%となった。

表 3 - 3 業種別の調査票の発送数、回収数及び回収率（従業員数 21 人未満調査）

| | 業種 | 回収率 (%) | 発送数 | 回収数 |
|------|----------------|------------|--------|-------|
| 500 | 金属鉱業 | 0.00 | 3 | 0 |
| 700 | 原油・天然ガス鉱業 | 100.00 | 2 | 2 |
| 1200 | 食品製造業 | 19.31 | 492 | 95 |
| 1300 | 飲料・たばこ・飼料製造業 | 31.52 | 479 | 151 |
| 1400 | 繊維工業 | 23.25 | 727 | 169 |
| 1500 | 衣服・その他の繊維製品製造業 | 18.42 | 847 | 156 |
| 1600 | 木材・木製品製造業 | 20.43 | 891 | 182 |
| 1700 | 家具・装備品製造業 | 14.03 | 777 | 109 |
| 1800 | パルプ・紙・紙加工品製造業 | 16.42 | 749 | 123 |
| 1900 | 出版・印刷・同関連産業 | 15.33 | 1,461 | 224 |
| 2000 | 化学工業 | 40.54 | 703 | 285 |
| 2100 | 石油製品・石炭製品製造業 | 36.41 | 217 | 79 |
| 2200 | プラスチック製品製造業 | 18.57 | 1,034 | 192 |
| 2300 | ゴム製品製造業 | 18.74 | 491 | 92 |
| 2400 | なめし革・同製品・毛皮製造業 | 9.22 | 499 | 46 |
| 2500 | 窯業・土石製品製造業 | 27.02 | 1,051 | 284 |
| 2600 | 鉄鋼業 | 19.84 | 645 | 128 |
| 2700 | 非鉄金属製造業 | 18.81 | 489 | 92 |
| 2800 | 金属製品製造業 | 17.12 | 1,752 | 300 |
| 2900 | 一般機械器具製造業 | 17.09 | 1,989 | 340 |
| 3000 | 電気機械器具製造業 | 24.03 | 1,186 | 285 |
| 3100 | 輸送用機械器具製造業 | 13.05 | 774 | 101 |
| 3200 | 精密機械器具製造業 | 24.70 | 672 | 166 |
| 3300 | 武器製造業 | 50.00 | 2 | 1 |
| 3400 | その他の製造業 | 22.66 | 940 | 213 |
| 3500 | 電気業 | 45.83 | 24 | 11 |
| 3600 | ガス業 | 71.01 | 69 | 49 |
| 3700 | 熱供給業 | 78.57 | 42 | 33 |
| 3900 | 鉄道業 | 33.33 | 57 | 19 |
| 4400 | 倉庫業 | 24.89 | 655 | 163 |
| 5132 | 石油卸売業 | 20.45 | 489 | 100 |
| 5142 | 鉄スクラップ卸売業 | 23.11 | 489 | 113 |
| 5220 | 自動車卸売業 | 16.38 | 232 | 38 |
| 5930 | 燃料小売業 | 23.71 | 485 | 115 |
| 7210 | 洗濯業 | 16.98 | 636 | 108 |
| 7430 | 写真業 | 20.04 | 489 | 98 |
| 7700 | 自動車整備業 | 11.83 | 482 | 57 |
| 7810 | 機械修理業 | 15.48 | 840 | 130 |
| 8620 | 商品検査業 | 21.95 | 287 | 63 |
| 8630 | 計量証明業 | 41.07 | 168 | 69 |
| 9140 | 高等教育機関 | 66.67 | 3 | 2 |
| 9210 | 自然科学研究所 | 33.33 | 96 | 32 |
| | 不明あるいは対象外業種 | - | - | 60 |
| | 合計 | 20.79 | 24,415 | 5,075 |

表 3 - 4 集計に用いた調査票の回答数等（従業員数 21 人未満調査）

| 内訳 | 内 容 | 数 量 | 備 考 | |
|--------|-----------------------------|----------------------------|---------------------------|--------------------------------------|
| 調査票回収分 | 発送数 (1) | 24,415 | | |
| | 回答があった事業者数 (2) | 5,075 | 発送数の20.79% (2) / (1) | |
| | 回答があったデータのうち、本集計に用いた数 | 5,015 | | |
| | 物質名、取扱量等の回答があった数 (3) | 1,324 | 回答事業者数の26.1% (3) / (2) | |
| | 対象化学物質を含む資材の取扱いがあると回答した数 | 1,745 | | |
| | 物質名、取扱量等の回答がなかった数 | 3,691 | | |
| | 回答のあったデータのうち不備等のため集計から除外した数 | 60 | | |
| 電話確認分 | 問い合わせ対応 | 対象化学物質を取り扱っていないと回答があった数(4) | 390 | |
| | | 回答拒否(代表者又は担当者による拒否)数 | 73 | |
| | 電話督促 | 対象化学物質を取り扱っていないと回答があった数(5) | 1,762 | 電話確認分を含む回収率29.60% (2)(4)(5) / (1) |
| | | 回答拒否(代表者又は担当者による拒否)数 | 1,958 | |

第4章 「従業員数21人以上の事業者を対象とした調査」調査結果

第4章 「従業員数21人以上の事業者を対象とした調査」調査結果

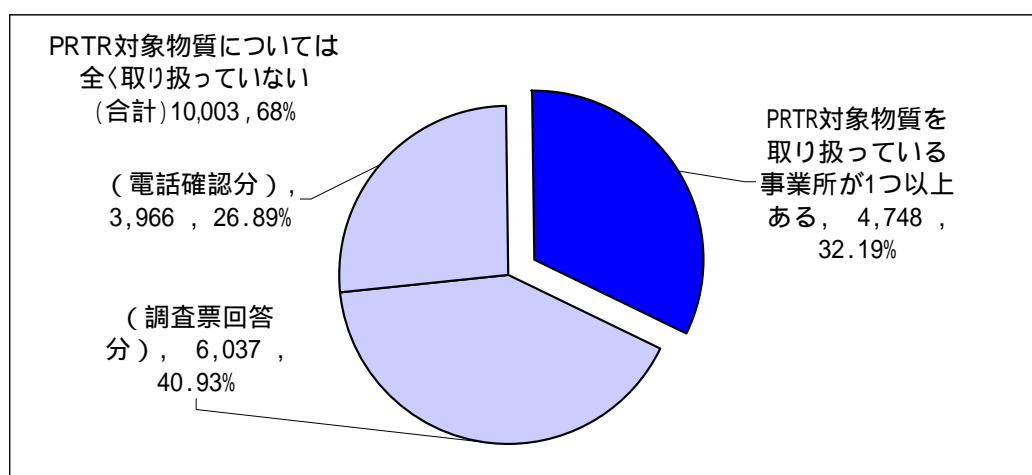
以下、本調査の調査結果について示す。

1. 対象化学物質の把握状況についての調査結果

(1) 事業者における対象化学物質の取扱い状況

図4-1に、事業者における対象化学物質の取扱い等把握状況を示す。アンケートを送付した24,406事業者のうち、14,751事業者（60.4%、電話確認分3,966事業者を含む）から有効な回答があった。この有効な回答のあった14,751事業者のうち、「対象化学物質については全く取り扱っていない」と回答した事業者は68%であり、「PRTR対象物質を取り扱っている事業所が1つ以上ある」と回答した事業者は32%であった。

図4-1 事業者における対象化学物質の取扱い状況



(2) 事業所における対象化学物質の取扱い等把握状況

「PRTR対象物質を取り扱っている事業所が1つ以上ある」と回答した事業者（4,748件）において、それぞれの事業所における対象化学物質の取扱い等把握状況に関する回答結果を図4-2及び表4-1に示す。

当該質問に有効な回答のあった事業所7,120件のうち、「取り扱った対象化学物質の名称及び量について全てを把握している」と回答した事業所は74%で、「取り扱った対象化学物質の全ての名称は把握しているが、量については一部把握しないものもある」と回答した事業所は14%、「取り扱った対象化学物質の名称全ては把握していないが、いずれかの対象化学物質は取り扱っている」と回答した事業所は9%、「取扱製品等の中に対象化学物質が含まれている可能性はあるが、現時点では不明である」と回答した事業所は4%であった。

図 4 - 2 事業所における対象化学物質の取扱い等把握状況

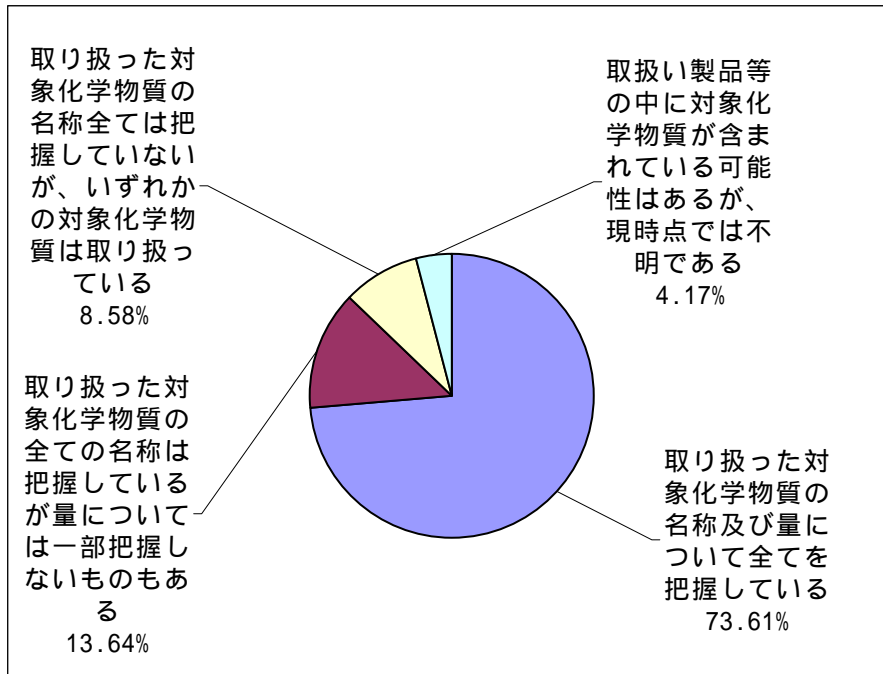


表 4 - 1 事業所における対象化学物質の取扱い等把握状況（無記入及び対象化学物質について全く取り扱っていないと回答した事業所数（1,125）は除く）

| 把握状況 | 事業所数 | 構成比 |
|---|-------|--------|
| 取り扱った対象化学物質の名称及び量について全てを把握している | 5,241 | 73.61 |
| 取り扱った対象化学物質の全ての名称は把握しているが量については一部把握しないものもある | 971 | 13.64 |
| 取り扱った対象化学物質の名称全ては把握していないが、いずれかの対象化学物質は取り扱っている | 611 | 8.58 |
| 取扱い製品等の中に対象化学物質が含まれている可能性はあるが、現時点では不明である | 297 | 4.17 |
| 合計 | 7,120 | 100.00 |

(3)事業所における業種ごとの対象化学物質の取扱い等把握状況

事業所における対象化学物質の取扱い等把握状況について、業種ごとの内訳を表4-2に示す。

「取り扱った対象化学物質の名称及び量についてすべてを把握している」と回答した割合が事業所全体の平均値(73.63%)よりも高い業種は、熱供給業、石油製品・石炭製品製造業、石油卸売業、ガス業、原油・天然ガス鉱業、洗濯業、食品製造業、自動車整備業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、木材・木製品製造業、鉄鋼業、燃料小売業、輸送用機械器具製造業、倉庫業、非鉄金属製造業、電気機械器具製造業、電気業、金属製品製造業、窯業・土石製品製造業及び繊維工業であった。

「取り扱った対象化学物質の全ての名称は把握しているが量については一部把握しないものもある」と回答した事業所の割合が比較的高い業種は、商品検査業 38.82%、飲料・たばこ・飼料製造業 31.91%、自然科学研究所 30.77%等であった。

「取り扱った対象化学物質の名称全ては把握していないが、いずれかの対象化学物質は取り扱っている」と回答した事業所の割合が高い業種は、写真業 26.79%、鉄道業 24.44%、家具・装備品製造業 24.07%等であった。

「取扱製品等の中に対象化学物質が含まれている可能性があるが、現時点では不明である」と回答した事業所の割合が比較的高い業種は、写真業 12.50%等であった。

表4-2 事業所における業種ごとの対象化学物質の取扱等把握状況

| 対象業種 | 回収率 (%) | 発送数 | 回収数 | | |
|---------------------|------------|--------|--------|-------|--------|
| | | | 調査票1 | 調査票2 | 調査票3 |
| 500 金属鉱業 | 50.0 | 6 | 3 | 1 | 0 |
| 700 原油・天然ガス鉱業 | 50.0 | 20 | 10 | 17 | 75 |
| 1200 食品製造業 | 47.1 | 240 | 113 | 25 | 79 |
| 1300 飲料・たばこ・飼料製造業 | 59.5 | 237 | 141 | 55 | 274 |
| 1400 繊維工業 | 49.7 | 451 | 224 | 109 | 482 |
| 1500 衣服・その他の繊維製品製造業 | 34.4 | 666 | 229 | 43 | 109 |
| 1600 木材・木製品製造業 | 39.6 | 487 | 193 | 85 | 145 |
| 1700 家具・装備品製造業 | 34.2 | 389 | 133 | 67 | 167 |
| 1800 パルプ・紙・紙加工品製造業 | 44.4 | 673 | 299 | 171 | 405 |
| 1900 出版・印刷・同関連産業 | 37.3 | 1,703 | 635 | 330 | 891 |
| 2000 化学工業 | 59.2 | 1,044 | 618 | 762 | 6,025 |
| 2100 石油製品・石炭製品製造業 | 50.7 | 150 | 76 | 93 | 463 |
| 2200 プラスチック製品製造業 | 41.3 | 1,249 | 516 | 350 | 800 |
| 2300 ゴム製品製造業 | 36.1 | 299 | 108 | 102 | 528 |
| 2400 なめし革・同製品・毛皮製造業 | 28.2 | 195 | 55 | 23 | 70 |
| 2500 窯業・土石製品製造業 | 50.9 | 1,174 | 598 | 259 | 742 |
| 2600 鉄鋼業 | 45.8 | 517 | 237 | 183 | 1,099 |
| 2700 非鉄金属製造業 | 54.2 | 380 | 206 | 217 | 737 |
| 2800 金属製品製造業 | 41.5 | 2,456 | 1,019 | 643 | 2,131 |
| 2900 一般機械器具製造業 | 42.0 | 2,988 | 1,256 | 563 | 1,855 |
| 3000 電気機械器具製造業 | 45.8 | 2,435 | 1,116 | 781 | 2,939 |
| 3100 輸送用機械器具製造業 | 43.1 | 1,090 | 470 | 435 | 1,890 |
| 3200 精密機械器具製造業 | 50.4 | 486 | 245 | 167 | 413 |
| 3300 武器製造業 | 0.0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 3400 その他の製造業 | 46.0 | 507 | 233 | 265 | 648 |
| 3500 電気業 | 72.2 | 36 | 26 | 25 | 100 |
| 3600 ガス業 | 89.7 | 107 | 96 | 49 | 147 |
| 3700 熱供給業 | 81.8 | 22 | 18 | 32 | 52 |
| 3900 鉄道業 | 61.8 | 144 | 89 | 95 | 334 |
| 4400 倉庫業 | 40.4 | 1,044 | 422 | 73 | 113 |
| 5132 石油卸売業 | 41.2 | 301 | 124 | 104 | 419 |
| 5142 鉄スクラップ卸売業 | 39.0 | 241 | 94 | 22 | 30 |
| 5220 自動車卸売業 | 41.2 | 243 | 100 | 134 | 127 |
| 5930 燃料小売業 | 42.4 | 238 | 101 | 585 | 2,470 |
| 7210 洗濯業 | 42.4 | 337 | 143 | 87 | 131 |
| 7430 写真業 | 35.4 | 209 | 74 | 66 | 79 |
| 7700 自動車整備業 | 37.0 | 243 | 90 | 602 | 858 |
| 7810 機械修理業 | 37.2 | 599 | 223 | 150 | 331 |
| 8620 商品検査業 | 49.3 | 229 | 113 | 96 | 263 |
| 8630 計量証明業 | 58.8 | 177 | 104 | 104 | 1,054 |
| 9140 高等教育機関 | 55.6 | 248 | 138 | 107 | 1,391 |
| 9210 自然科学研究所 | 66.9 | 145 | 97 | 125 | 1,559 |
| 不明あるいは対象外業種 | - | - | 87 | 67 | 222 |
| 合計 | 44.5 | 24,406 | 10,872 | 8,269 | 32,647 |

*割合(%)とは、業種ごとに、当該質問に有効な回答のあった事業所数に占める割合

2. 取扱量についての調査結果

(1)対象化学物質ごとの集計結果

対象化学物質 354 物質のうち、297 物質について回答があった。回答がなかった 57 物質（表 4 - 3）及び調査票 3 において物質名の記入はあるが、取扱量が 1kg 未満であるためゼロであった 13 物質（表 4 - 4）を以下に示す。

表 4-3 回答がなかった対象化学物質

| 政令番号 | 物質名 |
|------|---|
| 10 | アジボニトリル |
| 34 | エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名 キザロホップエチル) |
| 35 | S-エチル=2-(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)チオアセタート(別名 フェノチオール) |
| 39 | S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート(別名 モリネート) |
| 52 | 4'-エトキシアセトアニリド(別名 フェナセチン) |
| 75 | 2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン(別名 アトラジン) |
| 82 | 2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド(別名 アラクロール) |
| 92 | 4-クロロベンジル=N-(2,4-ジクロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)チオアセトイミダート(別名 イミペンコナゾール) |
| 98 | 2-クロロ-N-(3-メトキシ-2-チエニル)-2',6'-ジメチルアセトアニリド(別名 テニルクロール) |
| 125 | 2',4'-ジクロロ- , , -トリフルオロ-4'-ニトロ-m-トルエンスルホンアニリド(別名 フルスルファミド) |
| 128 | 1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン |
| 141 | 2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン(別名 ピラゾキシフェン) |
| 142 | 4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート(別名 ピラゾレート) |
| 149 | ジチオリン酸S-2-(エチルチオ)エチル-0,0-ジメチル(別名 チオトモン) |
| 150 | ジチオリン酸O-エチル-0-(4-メチルチオフェニル)-S-n-プロピル(別名 スルプロホス) |
| 152 | ジチオリン酸O,0-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリニル)メチル](別名 ホサロン) |
| 157 | ジニトロトルエン |
| 161 | N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名 カルボスルファン) |
| 162 | ジプロモテトラフルオロエタン(別名 ハロン-2402) |
| 163 | 2,6-ジメチルアニリン |
| 164 | 3,4-ジメチルアニリン |
| 165 | N,N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル(別名 フェノチオカルブ) |
| 168 | 1,1'-ジメチル-4,4'-ピビリジニウム塩(次号に掲げるものを除く。) |
| 174 | 3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル(別名 アイオキシニル) |
| 179 | ダイオキシシン類 |
| 183 | チオリン酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-0-エチル-S-プロピル(別名 ピラクロホス) |
| 184 | チオリン酸O-4-シアノフェニル-0,0-ジメチル(別名 シアノホス) |
| 187 | チオリン酸O,0-ジエチル-0-2-キノキサリニル(別名 キナルホス) |
| 191 | チオリン酸O,0-ジメチル-S-(2-[1-(N-メチルカルバモイル)エチルチオ]エチル)(別名 パミドチオン) |
| 195 | チオリン酸O-4-プロモ-2-クロロフェニル-0-エチル-S-プロピル(別名 プロフェノホス) |
| 201 | テトラクロロジフルオロエタン(別名 CFC-112) |
| 235 | ニトログリコール |
| 247 | 3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン(別名 クロフェンチジン) |
| 248 | ビス(ジチオリン酸)S,S'-メチレン-0,0,0',0'-テトラエチル(別名 エチオン) |
| 265 | p-フェネチジン |
| 275 | N-tert-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド(別名 テブフェノジド) |
| 280 | 2-tert-ブチル-5-(4-tert-ブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジニン(別名 ピリダベン) |
| 284 | N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体(別名 プロピネブ) |
| 285 | プロモクロロジフルオロメタン(別名 ハロン-1211) |
| 290 | 1,4,5,6,7,7'-ヘキサクロロピシクロ[2.2.1]-5-ヘプテン-2,3-ジカルボン酸(別名 クロレンド酸) |
| 296 | ベンジリデン=ジクロリド |
| 302 | ペンタクロロニトロベンゼン(別名 キントゼン) |
| 306 | ポリ塩化ビフェニル(別名 PCB) |
| 324 | メチル=イソチオシアネート |
| 325 | N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル(別名 イソプロカルブ) |
| 326 | N-メチルカルバミン酸2-イソプロポキシフェニル(別名 プロポキスル) |
| 327 | N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名 カルボフラン) |
| 328 | N-メチルカルバミン酸3,5-ジメチルフェニル(別名 XMC) |
| 332 | 3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザベンタ-1,4-ジエン(別名 アミトラス) |
| 333 | N-メチルジチオカルバミン酸(別名 カーバム) |
| 337 | S-1-メチル-1-フェニルエチル=ピペリジン-1-カルボチオアート(別名 ジメビペレート) |
| 339 | 2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール |
| 343 | 9-メトキシ-7H-フロ[3,2-g][1]ベンゾピラン-7-オン(別名 メトキサレン) |
| 347 | りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジエチル(別名 クロルフェンピンホス) |
| 348 | りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジメチル(別名 ジメチルピンホス) |
| 349 | りん酸1,2-ジプロモ-2,2-ジクロロエチル=ジメチル(別名 ナレド) |
| 351 | りん酸ジメチル=(E)-1-メチル-2-(N-メチルカルバモイル)ビニル(別名 モノクロトホス) |

ダイオキシシン類、ポリ塩化ビフェニル(別名 PCB)は除外

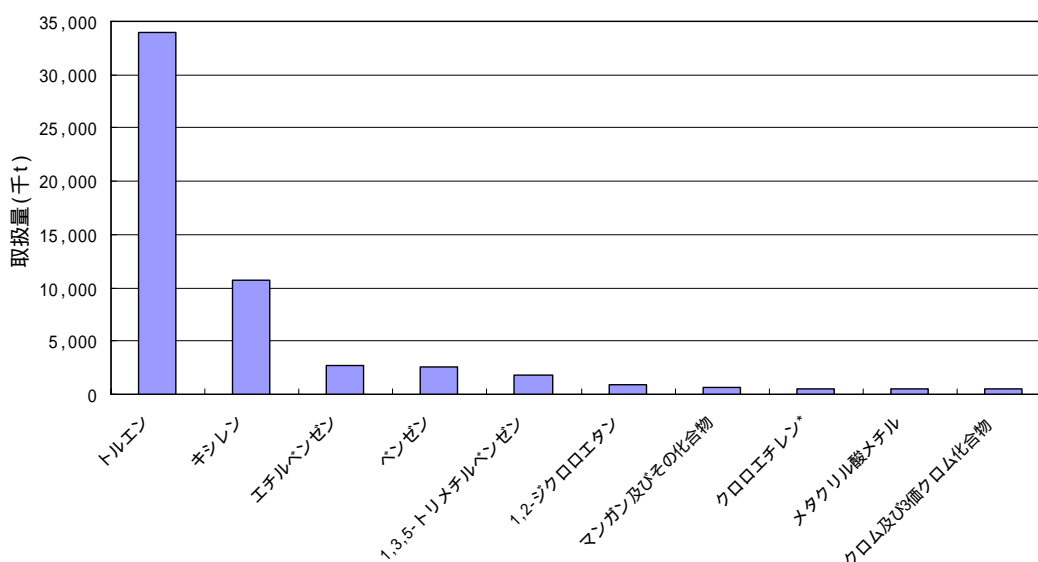
表 4 - 4 調査票 3 において物質名の記入はあるが、取扱量が 1kg 未満であるためゼロであった対象化学物質

| 政令 番号 | 物質名 | 回答数 |
|----------|--|-----|
| 33 | 1,1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン(別名 イミノクタジン) | 1 |
| 53 | 5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1,2,4-チアジアゾール(別名 エクロメゾール) | 2 |
| 90 | 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名 シマジン) | 4 |
| 118 | cis-1,2-ジクロロエチレン | 2 |
| 122 | 3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名 プロピザミド) | 3 |
| 136 | 3',4'-ジクロロプロピオンアニリド(別名 プロバニル) | 1 |
| 153 | ジチオリン酸0-2,4-ジクロロフェニル-0-エチル-S-プロピル(別名 プロチオホス) | 1 |
| 215 | 2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名 ケルセン) | 1 |
| 220 | , , -トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロピル-p-トルイジン(別名 トリフルラリン) | 1 |
| 276 | N-[1-(N-n-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名 ベノミル) | 2 |
| 278 | tert-ブチル=4-(((1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ)メチル)ベンゾアート (別名 フェンビロキシメート) | 1 |
| 301 | 2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド(別名 メフェナセツ) | 1 |
| 331 | メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート (別名 ハロスルフロメチル) | 1 |

取扱量の多かった対象化学物質

取扱量の多かった上位10物質を図4 - 3及び表4 - 5に示す。最も取扱量の多かった対象化学物質は、トルエンで34,014千t、キシレン10,747千t、エチルベンゼン2,694千t、ベンゼン2,562千tの順であった。取扱量の上位5対象化学物質の全取扱量に占める割合は、88.5%、上位10物質では93.8%であった。取扱量の上位10物質のうち、5物質が芳香族化合物（キシレン、トルエン、ベンゼン、エチルベンゼン、1,3,5-トリメチルベンゼン）であった。これらの物質が取扱量の上位を占める理由は、ガソリン等の燃料の成分に含まれる他、様々な溶媒等や化学品原料として広範囲に使用されているためと考えられる。

図 4 - 3 取扱量上位 10 物質の取扱量



*別名 塩化ビニル

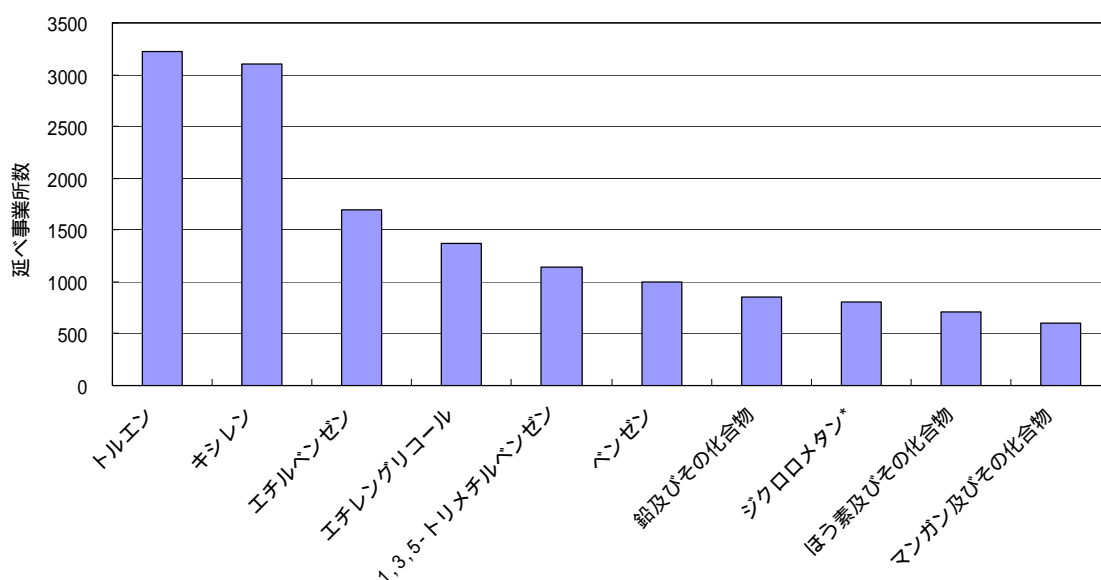
表 4 - 5 取扱量上位 10 物質の取扱量等

| 順位 | 政令番号 | 物質名 | 延べ事業所数 | 取扱量 (千t) | 取扱量比率 (%) |
|-----|------|------------------|--------|----------|-----------|
| 1 | 227 | トルエン | 3,221 | 34,014 | 58.05 |
| 2 | 63 | キシレン | 3,109 | 10,747 | 18.34 |
| 3 | 40 | エチルベンゼン | 1,695 | 2,694 | 4.60 |
| 4 | 299 | ベンゼン | 997 | 2,562 | 4.37 |
| 5 | 224 | 1,3,5-トリメチルベンゼン | 1,137 | 1,841 | 3.14 |
| 6 | 116 | 1,2-ジクロロエタン | 113 | 920 | 1.57 |
| 7 | 311 | マンガン及びその化合物 | 607 | 630 | 1.08 |
| 8 | 77 | クロロエチレン(別名塩化ビニル) | 11 | 553 | 0.94 |
| 9 | 320 | メタクリル酸メチル | 146 | 525 | 0.90 |
| 10 | 68 | クロム及び3価クロム化合物 | 523 | 475 | 0.81 |
| その他 | | | 19,330 | 3,622 | 6.18 |
| 合計 | | | 30,889 | 58,583 | 100.00 |

取扱事業所の多かった対象化学物質

取扱事業所の多かった上位10物質を図4-4および表4-6に示す。対象化学物質について取扱量まで回答があった延べ事業所数は30,889事業所であり、そのうち、トルエンについては、3,221事業所（10.4%）が取り扱っており、キシレンは3,109事業所（10.1%）が取り扱っていた。これらの物質については、接着剤、油性塗料の溶剤等として幅広い業種の数多くの事業所で取り扱われていると考えられる。エチルベンゼンについては、1,695事業所（5.5%）が取り扱っていた。これは、合成樹脂の原料であるスチレンポリマーの原料として使用されている他、溶剤用混合キシレン及びガソリンにも含まれているため、多くの事業所で取り扱われていると考えられる。

図4-4 取扱事業所の多い上位10物質の事業所数



*塩化メチレン

表4-6 取扱事業所の多い上位10物質の事業所数（全7,963事業所）

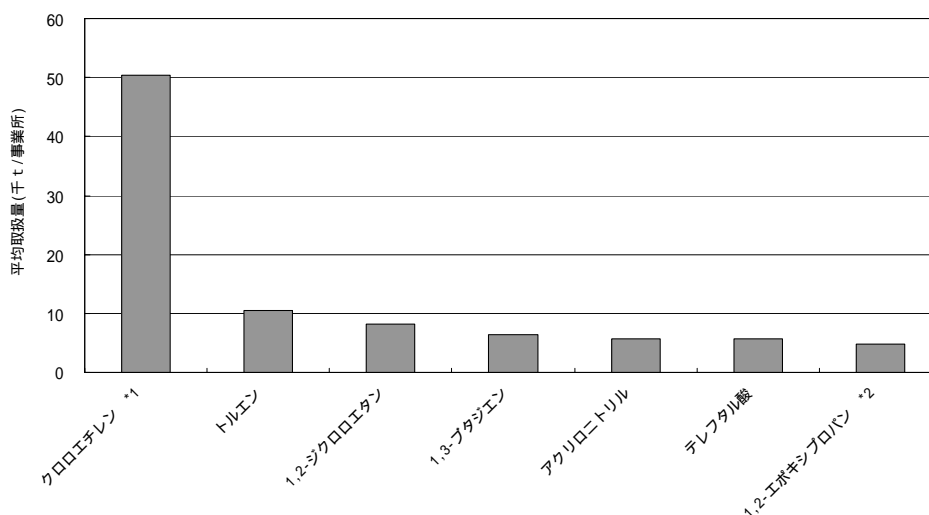
| 順位 | 政令番号 | 物質名 | 延べ事業所数 | 全事業所に対する割合(%) |
|----|------|-----------------|--------|---------------|
| 1 | 227 | トルエン | 3,221 | 10.4 |
| 2 | 63 | キシレン | 3,109 | 10.1 |
| 3 | 40 | エチルベンゼン | 1,695 | 5.5 |
| 4 | 43 | エチレングリコール | 1,370 | 4.4 |
| 5 | 224 | 1,3,5-トリメチルベンゼン | 1,137 | 3.7 |
| 6 | 299 | ベンゼン | 997 | 3.2 |
| 7 | 230 | 鉛及びその化合物 | 855 | 2.8 |
| 8 | 145 | ジクロロメタン* | 809 | 2.6 |
| 9 | 304 | ほう素及びその化合物 | 706 | 2.3 |
| 10 | 311 | マンガン及びその化合物 | 607 | 2.0 |
| | | その他 | 16,383 | 53.04 |
| | | 合計 | 30,889 | 100.00 |

1 事業所当たりの平均取扱量の多かった対象化学物質

1事業所当たりの平均取扱量の多かった上位10物質を図4-5及び表4-7に示す。なお、上位10物質には、政令番号130の3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素、203のテトラフルオロエチレン、305のホスゲンが入っているが、回答数が4事業所未満であるため図4-5には入れていない。

クロロエチレン(別名 塩化ビニル)は一般に塩化ビニル樹脂の原料として利用され、本調査においては、この物質自体の製造等、塗料・印刷インキの配合原料の用途での取扱量が多かった。トルエンは、多種多様な化学物質を合成する基礎原料であり溶剤等に用いられる他、ガソリンの添加剤にも用いられている。また、1,2-ジクロロエタンは、塩化ビニルモノマーの原料や溶剤等に用いられている。

図4-5 1事業所当たりの平均取扱量の多い上位10物質の平均取扱量



*1 塩化ビニル

*2 酸化プロピレン

表4-7 1事業所当たりの平均取扱量の多い上位10物質の平均取扱量等

| 順位 | 政令番号 | 物質名 | 延べ事業所数 | 取扱量 (千t) | 1事業所当たりの平均取扱量(千t) |
|-----|------|--|--------|----------|-------------------|
| 1 | 77 | クロロエチレン(別名塩化ビニル) | 11 | 553 | 50.31 |
| 2 | 227 | トルエン | 3,221 | 34,014 | 10.56 |
| 3 | 116 | 1,2-ジクロロエタン | 113 | 920 | 8.15 |
| 4 | 268 | 1,3-ブタジエン | 8 | 51 | 6.35 |
| 5 | 7 | アクリロニトリル | 43 | 245 | 5.69 |
| 6 | 205 | テレフタル酸 | 18 | 101 | 5.63 |
| 7 | 56 | 1,2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン) | 31 | 147 | 4.73 |
| - | 305 | ホスゲン | <4 | 57 | - |
| - | 203 | テトラフルオロエチレン | <4 | 17 | - |
| - | 130 | 3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素(別名リニユロン) | <4 | 15 | - |
| その他 | | | 27,437 | 22,463 | 0.82 |
| 合計 | | | 30,889 | 58,583 | 1.90 |

(2)業種ごとの集計結果

対象化学物質の取扱量が多かった上位10業種を図4 - 6及び表4 - 8に示す。最も取扱量が多かった業種は石油製品・石炭製品製造業で、全取扱量の約77.5%の45,390千t、次いで化学工業6,709千t、石油卸売業2,035千tの順である。

図 4 - 6 業種ごとの対象化学物質の取扱量上位 10 業種

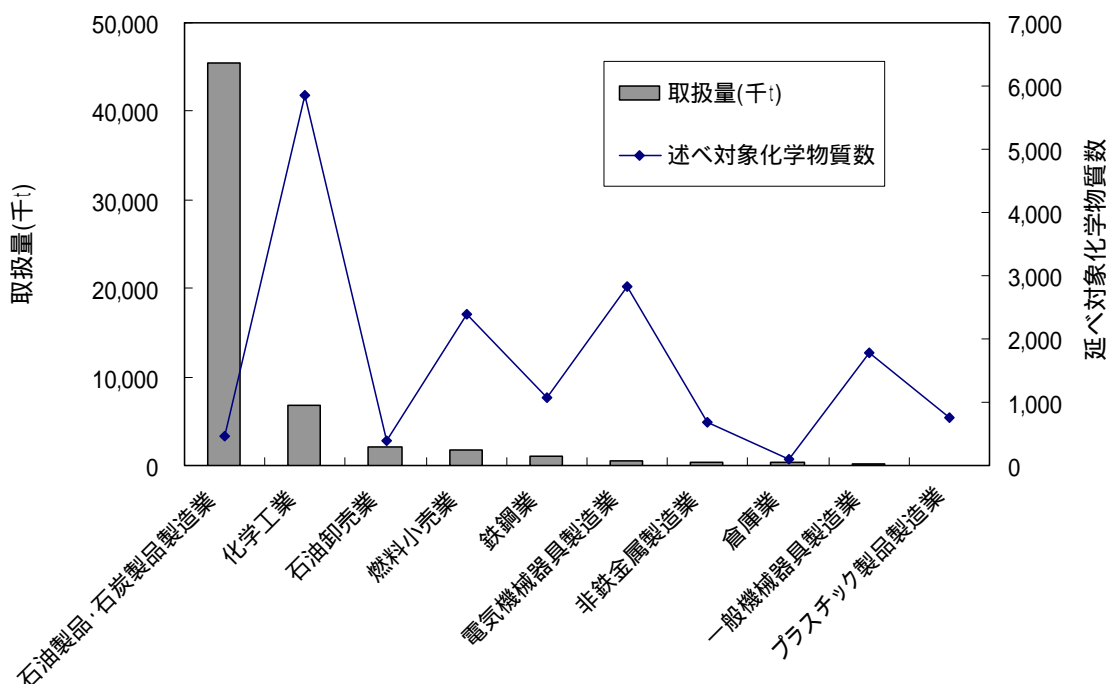


表 4 - 8 業種ごとの対象化学物質の取扱量上位 10 業種

| 順位 | 業種コード | 業種名 | 事業所数 | 延べ対象 化学物質数 | 物質数 (種類) | 取扱量 (千t) |
|-----|-------|--------------|-------|---------------|-------------|-------------|
| 1 | 2100 | 石油製品・石炭製品製造業 | 91 | 454 | 67 | 45,390 |
| 2 | 2000 | 化学工業 | 727 | 5,856 | 255 | 6,709 |
| 3 | 5132 | 石油卸売業 | 96 | 380 | 32 | 2,035 |
| 4 | 5930 | 燃料小売業 | 553 | 2,391 | 33 | 1,656 |
| 5 | 2600 | 鉄鋼業 | 170 | 1,064 | 87 | 991 |
| 6 | 3000 | 電気機械器具製造業 | 719 | 2,822 | 129 | 455 |
| 7 | 2700 | 非鉄金属製造業 | 176 | 695 | 74 | 394 |
| 8 | 4400 | 倉庫業 | 54 | 101 | 34 | 369 |
| 9 | 2900 | 一般機械器具製造業 | 462 | 1,771 | 97 | 157 |
| 10 | 2200 | プラスチック製品製造業 | 281 | 766 | 81 | 84 |
| その他 | | | 3,805 | 14,589 | 1,571 | 343 |
| 合計 | | | 7,134 | 30,889 | 2,460 | 58,583 |

図4 - 7に取扱量上位10業種について業種ごとの対象化学物質の取扱量割合を示す。

また、業種ごとの対象化学物質の用途について、一般的な用途については既存文献^{2,3,4}を参照し、さらに本調査の用途に関する設問で得られた回答結果を記載する。

ア．石油製品・石炭製品製造業

石油製品・石炭製品製造業で多く取り扱われている対象化学物質は、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、1,3,5-トリメチルベンゼンであった。

一般的には、原油を精製して得られるガソリン留分を触媒とともに接触改質し、主にキシレン、ベンゼン及びトルエン等の芳香族が混合した状態で生成し、さらに混合物を蒸留してキシレン、ベンゼン及びトルエンを製造していると考えられる。

本調査においても、トルエンは、燃料、石油製品、物質自体の製造・精製・精錬等が主であったが、このほか抽出・精製・反応用溶剤や配合原料などの用途とする回答があった。また、キシレンは、石油製品、燃料のほか、溶剤・試薬などの用途が主であった。エチルベンゼンは、燃料、石油製品の配合原料の用途、1,3,5-トリメチルベンゼンは、燃料としての用途が主であった。

イ．化学工業

化学工業で多く取り扱われている対象化学物質は、ベンゼン、キシレン、1,2-ジクロロエタンであった。

ベンゼンは、一般的には、溶剤、合成樹脂・合成ゴムの原料など基礎化学製品のほか、合成繊維用エチルベンゼン・フェノール・シクロヘキサン・クメンなどの原料、1-3スチレンモノマー・アニリン・無水マレイン酸・アルキルベンゼン・クロロベンゼン合成原料として用いられている。本調査においては、抽出・精製・反応用溶剤のほか、試薬としての用途とする回答が主であった。

キシレンは、一般的には、他の化学物質の原料として使われており、可塑剤やポリエステル樹脂の原料であるイソフタル酸の原料として使われるほか、油性塗料、接着剤、印刷インキ、シンナー、農薬などの溶剤に用いられる。本調査においては、塗料・印刷インキの配合原料の用途が最も多く、さらに、抽出・精製・反応用溶剤、接着剤・粘着剤の配合原料、試薬、洗浄用シンナー、電池、電子材料など様々な用途の回答があった。

1,2-ジクロロエタンは、一般的には、クロロエチレンの原料に使われるほか、エ

² 独立行政法人 製品評価技術基盤機構、化学物質総合情報提供システム（CHRIP）
（<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>）

³ 化学工業日報社、15308の化学商品、2008

⁴ 環境省、化学物質ファクトシート、2006年度版

（<http://www.env.go.jp/chemi/communication/factsheet.html>）

チレンジアミンなどの原料、フィルム洗浄剤、有機合成反応やビタミン抽出の際の溶剤、殺虫剤、燻蒸剤などに用いられる。本調査においては、抽出・精製・反応溶剤や試薬などの用途とする回答が主であった。

ウ．石油卸売業

石油卸売業で多く取り扱われている対象化学物質は、トルエン、キシレン、ベンゼンであった。

トルエン、キシレン、ベンゼンは、一般的に、ガソリン又は灯油等に含まれている成分であると考えられる。本調査においても、ほとんどが燃料の用途と回答していた。

エ．燃料小売業

燃料小売業で多く取り扱われている対象化学物質は、キシレン、トルエン、ベンゼンであった。

トルエン、キシレン、ベンゼンは、一般的に、ガソリン又は灯油等に含まれている成分であると考えられる。本調査においても、ほとんどが燃料の用途とし、次いで小分けの用途と回答していた。

オ．鉄鋼業

鉄鋼業で多く取り扱われている対象化学物質は、マンガン及びその化合物、クロム及び3価クロム化合物、ニッケル化合物であった。

マンガン及びその化合物は、合金の原料に使われるほか、鉄鋼製品の製造過程において鉄に含まれるイオウの影響を排除するための添加剤として用いられ、酸素を除去する脱酸剤として用いられている。本調査においても、合金、鉄鋼、鋳物の配合原料の用途とする回答が主であった。

クロム及び3価クロム化合物は、ステンレスなど特殊鋼に利用されるほか、メッキとして用いられている。本調査においても、鋼材、ステンレス鋼、鋳物などの配合原料とする回答が主であった。

ニッケル化合物は、一般的には、ステンレスやニッケル鋼の原料に使われるほか、多様な合金の製造に用いられている。本調査においても、鋼材の配合原料が主であるが、他にもメッキ薬剤・電極、表面処理剤などの用途とする回答があった。

カ．電気機械器具製造業

電気機械器具製造業で多く取り扱われている対象化学物質は、鉛及びその化合物、ニッケル、ニッケル化合物であった。

本調査においては、鉛及びその化合物は、電池、電子材料のほか、製品製造や修理時のはんだ付けなどの用途とする回答が主であった。

ニッケルは、一般的にはステンレスやニッケル鋼の原料に使われるほか、耐熱

鋼、磁石鋼、耐酸合金などさまざまな合金の製造や、ニッケル-カドミウム電池の電極や触媒などに用いられる。本調査においては、電池、電子材料、メッキ薬剤・電極の用途とする回答が主であった。

ニッケル化合物は、メッキ薬剤・電極、電池・電子材料、表面処理剤、塗料、印刷インキの配合原料としての用途とする回答が主であった。

キ．非鉄金属製造業

非鉄金属製造業で多く取り扱われている対象化学物質は、マンガン及びその化合物、ニッケル化合物、鉛及びその化合物であった。

マンガン及びその化合物は、一般的には、合金の原料や鉄鋼製品を製造するときの添加剤などとして使われている。本調査においては、その他（アルミ合金の配合原料、金属等の配合原料）の用途とする回答が主であった。

ニッケル化合物は、一般的にはメッキ、電池、触媒、着色剤などに用いられる。本調査においては、アルミニウム、銅などの合金の配合原料や、電線、鋳造品などの金属製品、メッキ薬剤・電極の用途とする回答が主であった。

鉛及びその化合物は、一般的には、蛍光灯やテレビのブラウン管、塩化ビニル樹脂の安定剤の原料、バッテリーの電極、建築用シーリング剤やプラスチックの硬化剤に用いられる。本調査においては、プラスチック添加剤、この物質自体の製造、メッキ薬剤・電極の用途とする回答が主であった。

ク．倉庫業

倉庫業で多く取り扱われている対象化学物質は、クロム及び3価クロム化合物、1,2-エポキシプロパン(別名 酸化プロピレン)、トルエンであった。

クロム及び3価クロム化合物は、本調査においては、倉庫業における預かり資材の用途とする回答が主であった。

1,2-エポキシプロパンは、本調査においては、すべてが倉庫業における預かり資材の用途とする回答であった。

トルエンは、倉庫業における預かり資材、燃料の用途とする回答が主であった。燃料の用途は、各種車両や機械に用いられている燃料に由来するものと考えられる。

ケ．一般機械器具製造業

一般機械器具製造業で多く取り扱われている対象化学物質は、クロロホルム、クロロジフルオロメタン、ふっ化水素及びその水溶性塩であった。

クロロホルムは、一般的には、ほとんどが代替フロンやフッ素樹脂の原料として使われているほか、さまざまな有機化合物を溶かす性質があるため、一部で試薬として使われるほか、農薬や医薬品の抽出溶剤などに用いられる。本調査においては、試薬の用途とする回答が主であった。クロロジフルオロメタンは、一般的には、断熱材の発泡剤、業務用冷凍空調機器の冷媒、飲料用自動販売機の冷媒、家庭用ルームエアコン

ンの冷媒、スプレー噴射剤、ふっ素樹脂の製造用原料などに用いられる。本調査においては、その他（冷媒）の用途とする回答が主であった。ふっ化水素及びその水溶性塩は、一般的には、主に代替フロンやふっ素樹脂の原料として使われたり、ガラスや金属の表面加工などに使われている。本調査においては、表面処理剤の用途とする回答が主であった。

コ．プラスチック製品製造業

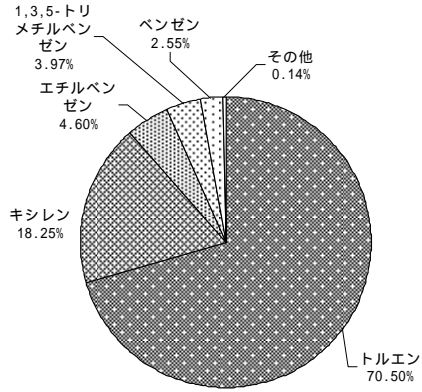
プラスチック製品製造業で多く取り扱われている対象化学物質は、トルエン、キシレン、エチルベンゼンであった。

トルエン、キシレンについては、印刷インキ、希釈用シンナー、塗料、洗浄用シンナー、塗料・印刷インキの配合原料などの様々な用途の回答があった。

エチルベンゼンは、塗料、希釈用シンナーの用途とする回答が主であった。

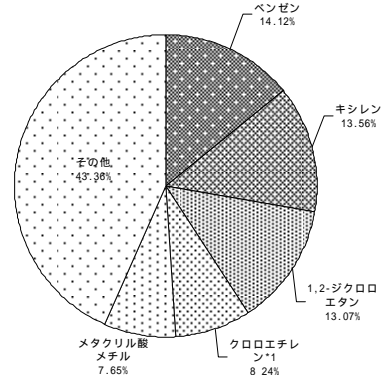
図 4 - 7 業種ごとの対象化学物質の取扱量割合 (上位 10 業種)

ア



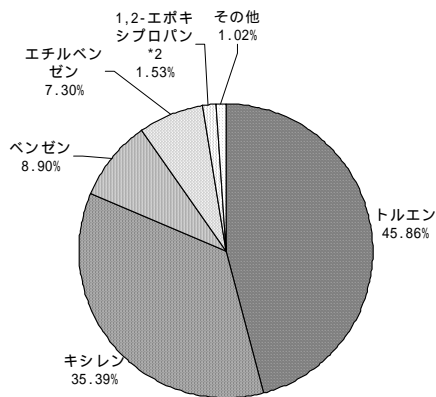
石油製品・石炭製品製造業：45,390,235(t)

イ



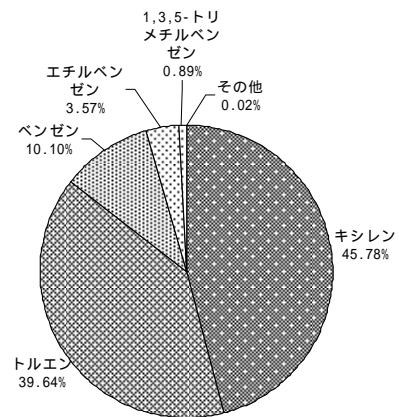
化学工業：6,709,439(t)

ウ



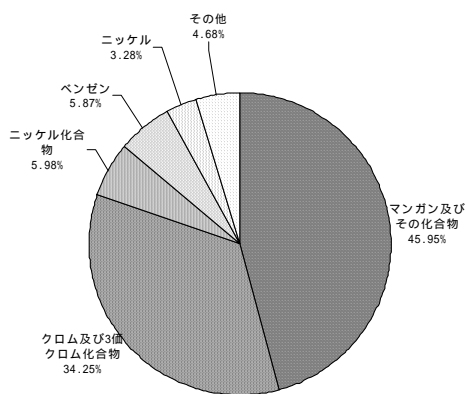
石油卸売業：2,034,924(t)

エ



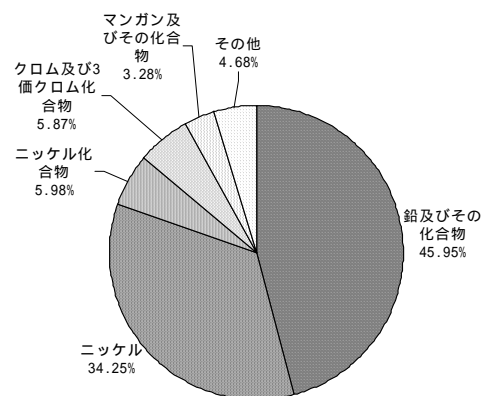
燃料小売業：1,655,858(t)

オ



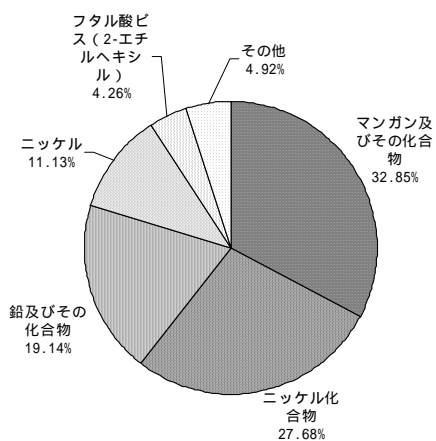
鉄鋼業：990,730(t)

カ



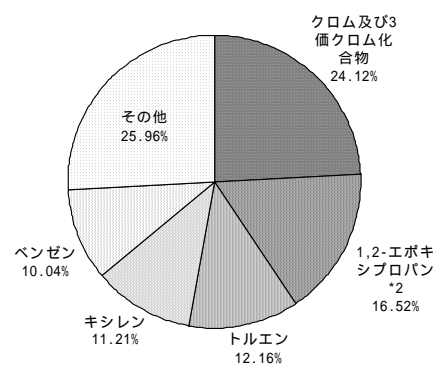
電気機械器具製造業：455,421(t)

キ



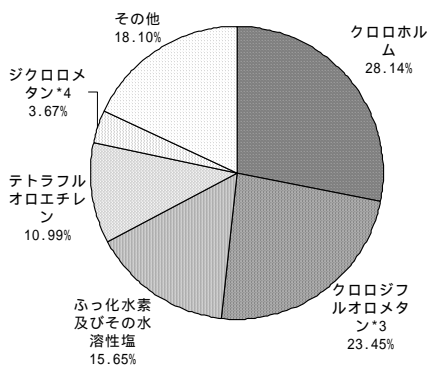
非鉄金属製造業：394,419(t)

ク



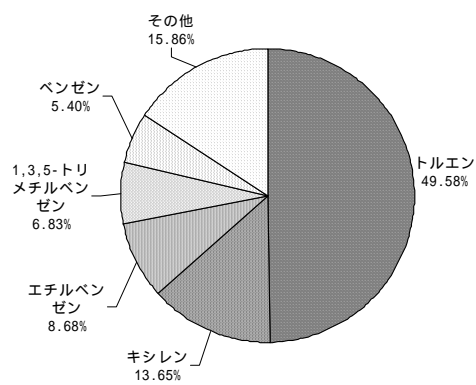
倉庫業：369,232(t)

ケ



一般機械器具製造業：156,782(t)

コ



プラスチック製品製造業：83,700(t)

*1 別名 塩化ビニル

*2 別名 酸化プロピレン

*3 別名 HCFC-22

*4 別名 塩化メチレン

(3)取扱量ごとの集計結果

取扱量区分ごとの取扱対象化学物質数、累積取扱量比率等

表4 - 9に対象化学物質（特定第一種指定化学物質は除く）及び表4 - 10に特定第一種指定化学物質について、その取扱量区分（9区分）ごとの延べ対象化学物質数、取扱量、取扱量比率及び累積取扱量比率を示す。取扱量の区分が大きくなるにしたがい、区分ごとの取扱量は多くなり、延べ対象化学物質数は少なくなる傾向が見られた。

図4 - 8に対象化学物質（特定第一種指定化学物質は除く）及び図4 - 9に特定第一種指定化学物質の延べ対象化学物質数及び累積取扱量比率を示す。対象化学物質（特定第一種指定化学物質は除く）（図4 - 8）の場合、取扱量区分の10,000t以上で総取扱量の96.37%、100t以上で99.72%、5t以上で99.98%、1t以上でほぼ100%をカバーしていた。また特定第一種指定化学物質（図4 - 9）に関しては、取扱量区分の10,000t以上で総取扱量の99.11%、100t以上で99.73%、0.5t以上でほぼ100%をカバーしていた。

図4 - 8 取扱量ごとの延べ対象化学物質数及び累積取扱量比率（対象化学物質（特定第一種指定化学物質を除く））

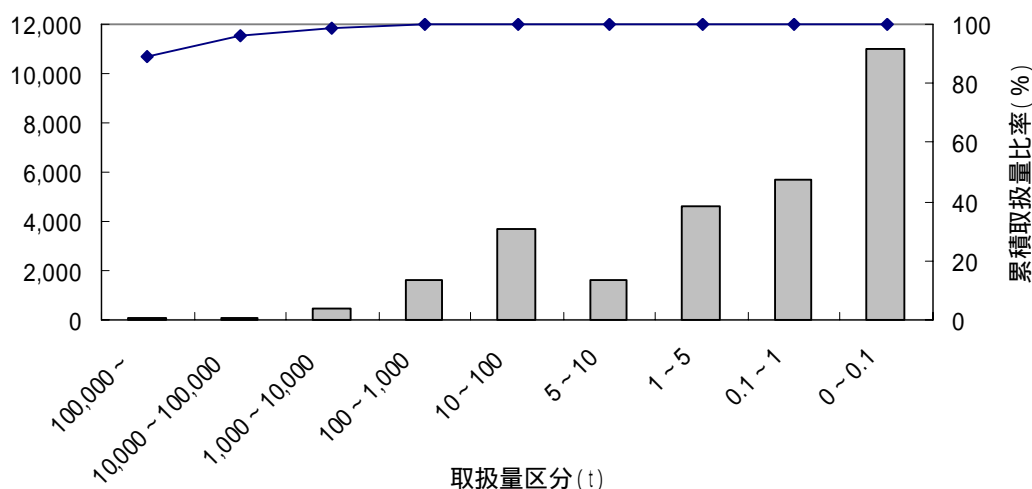


表4 - 9 取扱量ごとの延べ対象化学物質数及び累積取扱量比率等
（対象化学物質（特定第一種指定化学物質を除く））

| 取扱量区分 (t) | 延べ対象化学物質数 | 取扱量 (千 t) | 取扱量比率 (%) | 累積取扱量比率 (%) |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 100,000 ~ | 43 | 49,307 | 89.39 | 89.39 |
| 10,000 ~ 100,000 | 114 | 3,851 | 6.98 | 96.37 |
| 1,000 ~ 10,000 | 430 | 1,355 | 2.46 | 98.83 |
| 100 ~ 1,000 | 1,596 | 489 | 0.89 | 99.72 |
| 10 ~ 100 | 3,698 | 130 | 0.24 | 99.95 |
| 5 ~ 10 | 1,583 | 11 | 0.02 | 99.98 |
| 1 ~ 5 | 4,589 | 11 | 0.02 | 100.00 |
| 0.1 ~ 1 | 5,705 | 2 | 0.00 | 100.00 |
| 0 ~ 0.1 | 10,972 | 0 | 0.00 | 100.00 |
| 合計 | 28,730 | 55,157 | 100.00 | - |

図 4 - 9 取扱量区分ごとの延べ対象化学物質数及び累積取扱量比率
(特定第一種指定化学物質)

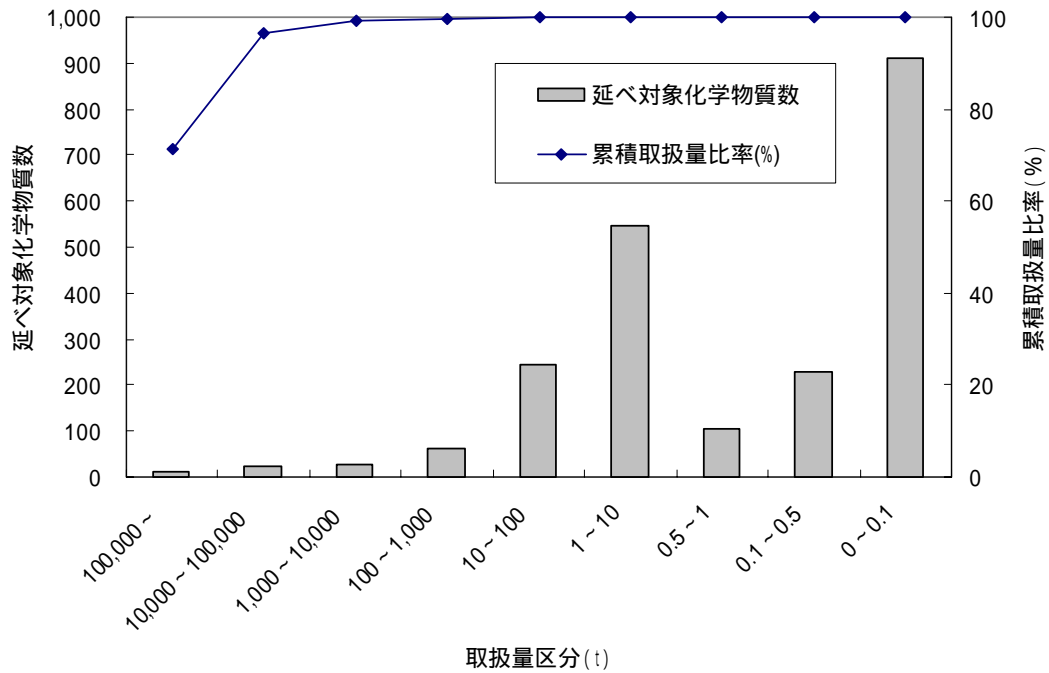


表 4 - 10 取扱量区分ごとの延べ対象化学物質数及び累積取扱量比率等
(特定第一種指定化学物質)

| 取扱量区分 (t) | 延べ対象 化学物質数 | 取扱量 (千t) | 取扱量比率 (%) | 累積取扱量比率 (%) |
|------------------|---------------|-------------|--------------|----------------|
| 100,000 ~ | 11 | 2,438 | 71.17 | 71.17 |
| 10,000 ~ 100,000 | 24 | 864 | 25.21 | 96.38 |
| 1,000 ~ 10,000 | 28 | 94 | 2.73 | 99.11 |
| 100 ~ 1,000 | 63 | 21 | 0.62 | 99.73 |
| 10 ~ 100 | 244 | 7 | 0.20 | 99.93 |
| 1 ~ 10 | 546 | 2 | 0.07 | 100.00 |
| 0.5 ~ 1 | 103 | 0 | 0.00 | 100.00 |
| 0.1 ~ 0.5 | 230 | 0 | 0.00 | 100.00 |
| 0 ~ 0.1 | 910 | 0 | 0.00 | 100.00 |
| 合計 | 2,159 | 3,426 | 100.00% | - |

取扱量区分ごとの事業所数、累積事業所数比率等

PRTR制度においては、事業所における対象化学物質の取扱量が1t(特定第一種指定化学物質の場合は0.5t)以上の場合に、当該事業所は、当該対象化学物質について届出の対象となる。

ここでは、本調査において回答のあった事業所について、取り扱っている対象化学物質のうち最大の取扱量を9区分し、その区分ごとに事業所数を整理した。取扱量の多い区分から累積した事業所数は、届出対象事業所の総数の目安になる。

表4 - 11、表4 - 12にそれぞれ対象化学物質(特定第一種指定化学物質は除く)及び特定第一種指定化学物質に関して、取扱量区分(9区分)ごとの事業所数、累積事業所数及び累積事業所数比率を示す。

対象化学物質(特定第一種指定化学物質は除く)については、5t以上の事業所数は2,948(全体の約41.3%)であり、1t以上の事業所数は4,241(全体の約59.5%)であった。また、特定第一種指定化学物質の場合、0.5t以上の事業所数は930(全体の約53.1%)であった。

図4 - 10、図4 - 11は、それぞれ対象化学物質(特定第一種指定化学物質は除く)及び特定第一種指定化学物質に関して、取扱量区分(9区分)ごとの事業所数及び累積事業所数比率を示したものである。

図4 - 10 取扱量区分ごとの事業所及び累積事業所数比率
(対象化学物質(特定第一種指定化学物質を除く))

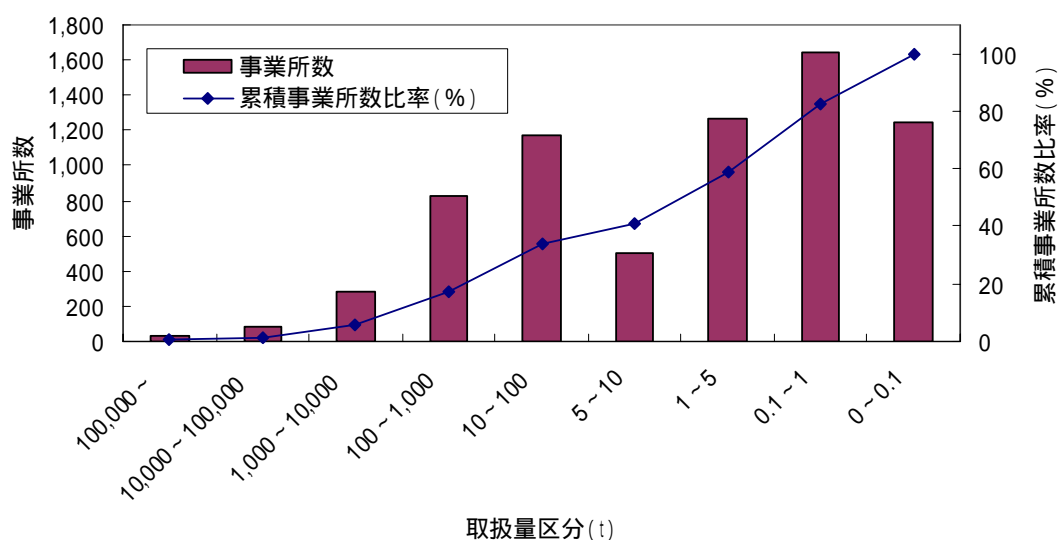


表 4 - 11 取扱量区分ごとの事業所数及び累積事業所数比率等
(対象化学物質(特定第一種指定化学物質を除く))

| 取扱量区分 | 事業所数 | 累積事業所数 | 累積事業所数比率(%) |
|------------------|-------|--------|-------------|
| 100,000 ~ | 30 | 30 | 0.43 |
| 10,000 ~ 100,000 | 80 | 110 | 1.56 |
| 1,000 ~ 10,000 | 282 | 392 | 5.56 |
| 100 ~ 1,000 | 831 | 1,223 | 17.35 |
| 10 ~ 100 | 1,176 | 2,399 | 34.03 |
| 5 ~ 10 | 499 | 2,898 | 41.11 |
| 1 ~ 5 | 1,266 | 4,164 | 59.07 |
| 0.1 ~ 1 | 1,644 | 5,808 | 82.39 |
| 0 ~ 0.1 | 1,241 | 7,049 | 100.00 |
| 総計 | 7,049 | - | - |

図 4 - 11 取扱量区分ごとの事業所数及び累積事業所数比率
(特定第一種指定化学物質)

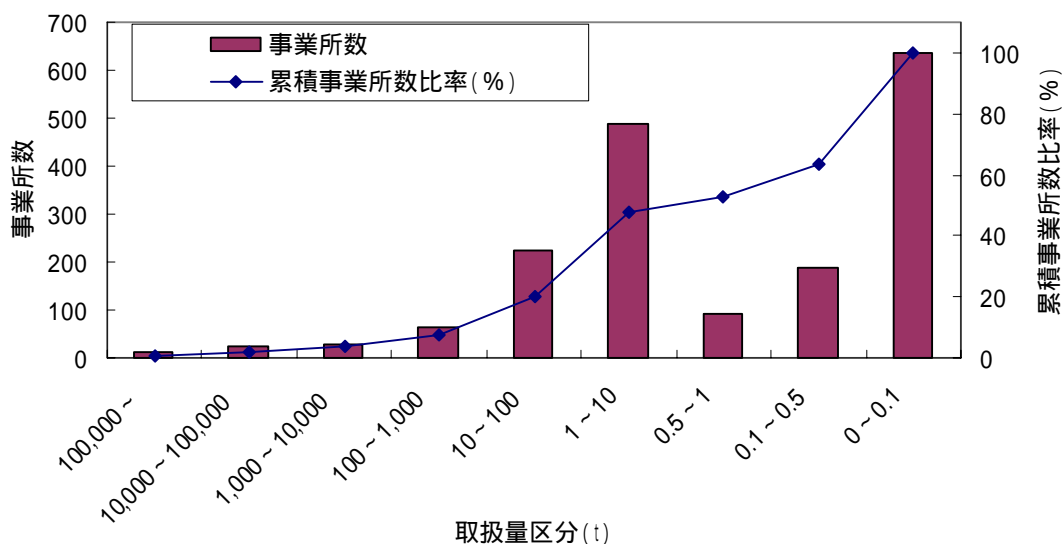


表 4 - 12 取扱量区分ごとの事業所数及び累積事業所数比率等
(特定第一種指定化学物質を取り扱っている事業所に限る)

| 取扱量区分 | 事業所数 | 累積事業所数 | 累積事業所数比率(%) |
|------------------|-------|--------|-------------|
| 100,000 ~ | 11 | 11 | 0.63 |
| 10,000 ~ 100,000 | 24 | 35 | 2.00 |
| 1,000 ~ 10,000 | 29 | 64 | 3.65 |
| 100 ~ 1,000 | 63 | 127 | 7.24 |
| 10 ~ 100 | 223 | 350 | 19.97 |
| 5 ~ 10 | 195 | 545 | 31.09 |
| 1 ~ 5 | 293 | 838 | 47.80 |
| 0.1 ~ 1 | 280 | 1,118 | 63.78 |
| 0 ~ 0.1 | 635 | 1,753 | 100.00 |
| 総計 | 1,753 | - | - |

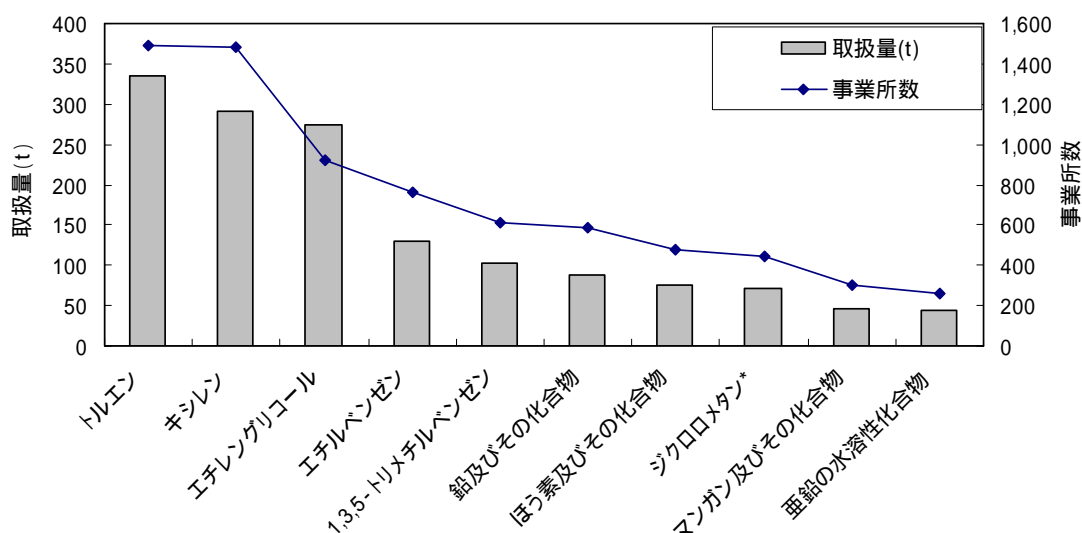
少量取扱量の対象化学物質の取扱量、事業所数等

イ) 取扱量1t未満の対象化学物質

図4 - 12及び表4 - 13に事業所における取扱量が1t未満の対象化学物質（特定第一種指定化学物質は除く）の上位10物質の取扱量及び事業所数を示す。取扱量1t未満の対象化学物質のうち、取扱量の多い対象化学物質はトルエン（336t）、キシレン（291t）、エチレングリコール（275t）等であった。

また、1事業所当たりの平均取扱量は上位10物質で0.1t～0.2t、全対象化学物質の平均も約0.15tとなっており、対象化学物質による大きな違いは見られなかった。

図4 - 12 取扱量1t未満の対象化学物質（特定第一種指定化学物質は除く）の上位10物質の取扱量及び事業所数



*塩化メチレン

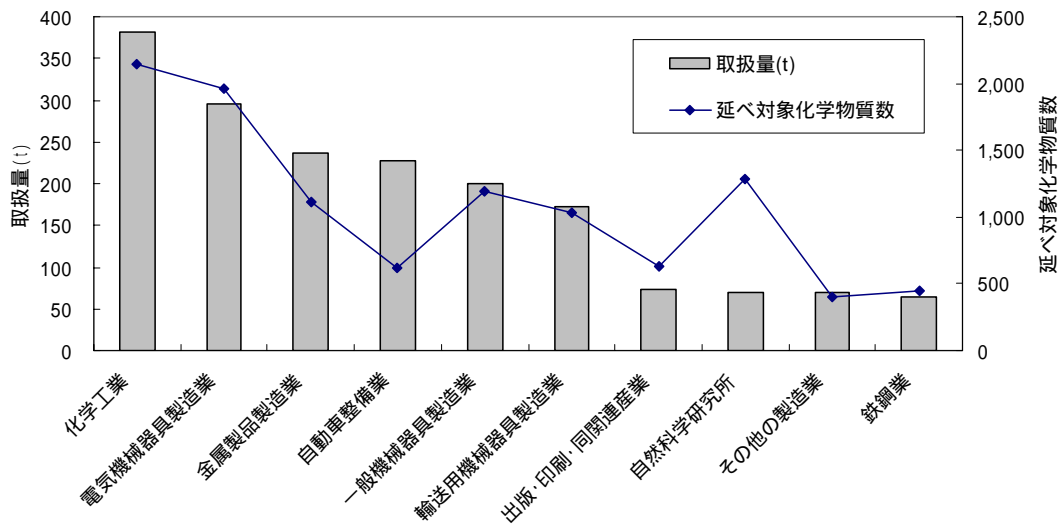
表4 - 13 取扱量1t未満の対象化学物質（特定第一種指定化学物質は除く）の上位10物質の取扱量及び事業所数等

| 順位 | 政令番号 | 物質名 | 事業所数 | 1事業所当たりの平均取扱量(t) | 取扱量(t) |
|----|------|--------------------|--------|------------------|--------|
| 1 | 227 | トルエン | 1,488 | 0.225 | 336 |
| 2 | 63 | キシレン | 1,484 | 0.196 | 291 |
| 3 | 43 | エチレングリコール | 921 | 0.299 | 275 |
| 4 | 40 | エチルベンゼン | 761 | 0.172 | 131 |
| 5 | 224 | 1,3,5-トリメチルベンゼン | 609 | 0.169 | 103 |
| 6 | 230 | 鉛及びその化合物 | 583 | 0.153 | 89 |
| 7 | 304 | ほう素及びその化合物 | 478 | 0.157 | 75 |
| 8 | 145 | ジクロロメタン(別名 塩化メチレン) | 447 | 0.157 | 70 |
| 9 | 311 | マンガン及びその化合物 | 304 | 0.152 | 46 |
| 10 | 1 | 亜鉛の水溶性化合物 | 256 | 0.173 | 44 |
| | | その他 | 9,346 | 0.000 | 1,072 |
| | | 合計 | 16,677 | 0.000 | 2,532 |

ロ) 取扱量0.5t未満の特定第一種指定化学物質

図4 - 13及び表4 - 14に事業所における取扱量が0.5t未満の特定第一種指定化学物質の取扱量及び事業所数を示す。取扱量の多い対象化学物質はベンゼン(23t)、ニッケル化合物(22t)、6価クロム化合物(17t)で、この3物質で全体の8割以上を占めていた。また、1事業所当たりの平均取扱量はエチレンオキシド(0.12t)からベリリウム及びその化合物(0.032t)まで対象化学物質によって大きく異なっていた。

図4 - 13 取扱量 0.5t 未満の特定第一種指定化学物質の上位物質の取扱量及び事業所数



*塩化ビニル

表4 - 14 取扱量 0.5t 未満の特定第一種指定化学物質 (12 物質) の上位物質の取扱量及び事業所数等

| 順位 | 政令番号 | 物質名 | 事業所数 | 1事業所当たりの平均取扱量(t) | 取扱量(t) |
|----|------|-------------------|-------|------------------|--------|
| 1 | 299 | ベンゼン | 447 | 0.052 | 23.4 |
| 2 | 232 | ニッケル化合物 | 234 | 0.093 | 21.9 |
| 3 | 69 | 6価クロム化合物 | 268 | 0.063 | 16.9 |
| 4 | 42 | エチレンオキシド | 35 | 0.120 | 4.2 |
| 5 | 252 | 砒素及びその無機化合物 | 58 | 0.040 | 2.3 |
| 6 | 60 | カドミウム及びその化合物 | 65 | 0.033 | 2.1 |
| 7 | 77 | クロロエチレン(別名 塩化ビニル) | 6 | 0.160 | 1.0 |
| 8 | 26 | 石綿 | 13 | 0.062 | 0.8 |
| 9 | 294 | ベリリウム及びその化合物 | 14 | 0.032 | 0.5 |
| | | その他 | - | - | - |
| | | 合計 | 1,140 | 0.064 | 73.1 |

業種ごとの取扱量 1t 未満の対象化学物質の取扱量、物質数等

図4 - 14及び表4 - 15に各事業所の取扱量が1t（特定第一種指定化学物質については0.5t）未満の対象化学物質について業種ごとに取扱量を合計した上位10業種を示す。事業所において取扱量1t（特定第一種指定化学物質については0.5t）未満の対象化学物質を多く取り扱っている業種は化学工業、電気機械器具製造業、金属製品製造業等であった。

図 4 - 14 業種ごとの取扱量 1t（特定第一種指定化学物質については 0.5t）未満の対象化学物質の取扱量及び延べ対象化学物質数

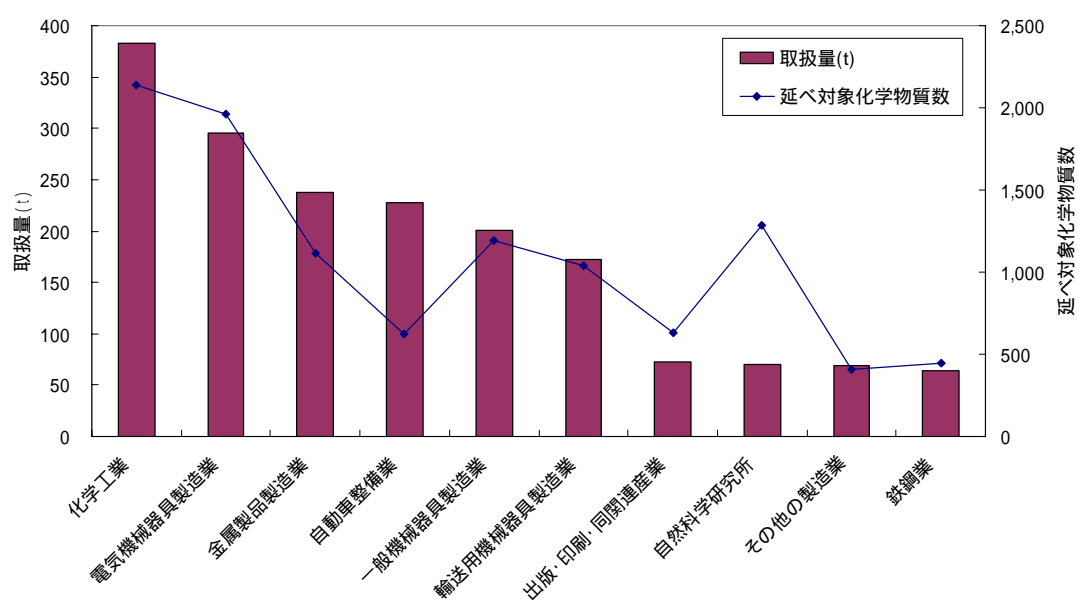


表 4 - 15 業種ごとの取扱量 1t（特定第一種指定化学物質については 0.5t）未満の対象化学物質の取扱量、延べ対象化学物質数等

| 順位 | 業種コード | 業種名 | 事業所数 | 延べ対象化学物質数 | 物質数(種類) | 1物質当たりの平均取扱量(kg) | 取扱量(t) |
|-----|-------|-------------|-------|-----------|---------|------------------|--------|
| 1 | 2000 | 化学工業 | 409 | 2,139 | 191 | 179 | 382 |
| 2 | 3000 | 電気機械器具製造業 | 543 | 1,958 | 125 | 151 | 295 |
| 3 | 2800 | 金属製品製造業 | 344 | 1,116 | 86 | 212 | 237 |
| 4 | 7700 | 自動車整備業 | 437 | 624 | 12 | 365 | 228 |
| 5 | 2900 | 一般機械器具製造業 | 355 | 1,192 | 86 | 169 | 201 |
| 6 | 3100 | 輸送用機械器具製造業 | 262 | 1,037 | 85 | 167 | 173 |
| 7 | 1900 | 出版・印刷・同関連産業 | 211 | 634 | 55 | 114 | 73 |
| 8 | 9210 | 自然科学研究所 | 123 | 1,284 | 136 | 54 | 70 |
| 9 | 3400 | その他の製造業 | 133 | 407 | 80 | 170 | 69 |
| 10 | 2600 | 鉄鋼業 | 86 | 446 | 79 | 144 | 64 |
| その他 | | | 1,828 | 6,980 | 1,248 | 4,932 | 814 |
| 合計 | | | 4,731 | 17,817 | 2,183 | 6,657 | 2,605 |

また、図4 - 15に取扱量上位10業種について業種ごとの対象化学物質の取扱量割合を示す。

業種ごとの取扱量上位10業種(表4 - 8参照)にはなく、取扱量1t未満の対象化学物質の取扱量における取扱量上位10業種にある業種は、金属製品製造業、自動車整備業、輸送用機械器具製造業、出版・印刷・同関連産業、自然科学研究所、その他の製造業の6業種であった。逆に、取扱量1t未満の対象化学物質の取扱量における取扱量上位10業種になく、業種ごとの取扱量上位10業種(表4 - 8参照)にある業種は、石油製品・石炭製品製造業、石油卸売業、鉄鋼業、燃料小売業、非鉄金属製造業、倉庫業、プラスチック製品製造業の7業種であった。

化学工業において取扱量割合が高かった対象化学物質は、ほう素及びその化合物4.64%、アセトニトリル4.05%、キシレン3.97%、トルエン3.61%及びエチレングリコール2.86%であった。これら上位5物質で約19%を占めている。

電気機械器具製造業において取扱量割合の高かった対象化学物質は、鉛及びその化合物12.92%、トルエン11.65%、キシレン9.05%、アンチモン及びその化合物4.65%及びエチルベンゼン4.11%であった。これら上位5物質で約42%を占めている。

金属製品製造業において取扱量割合の高かった対象化学物質は、トルエン17.76%、キシレン15.26%、エチルベンゼン6.83%、鉛及びその化合物4.43%及びほう素及びその化合物4.34%であった。これら上位5物質で約49%を占めている。

自動車整備業において取扱量割合の高かった対象化学物質は、エチレングリコール75.35%、トルエン11.05%、キシレン10.32%、エチルベンゼン2.55%、ジクロロジフルオロメタン0.43%であった。これら上位5物質で約99.7%を占めている。

一般機械器具製造業において取扱量割合の高かった対象化学物質は、トルエン27.19%、キシレン17.85%、エチルベンゼン10.65%、1,3,5-トリメチルベンゼン5.75%及び鉛及びその化合物2.81%であった。これら上位5物質で約64%を占めている。

輸送用機械器具製造業において取扱量割合の多いものは順に、キシレン18.08%、トルエン14.38%、エチルベンゼン6.16%、1,3,5-トリメチルベンゼン4.83%及び垂鉛の水溶性化合物4.15%であった。これら上位5物質で約48%を占めている。

出版・印刷・同関連産業において取扱量割合の高かった対象化学物質は、ジクロロメタン15.3%、トルエン14.54%、1,3,5-トリメチルベンゼン13.84%、ヒドロキノン9.37%

であった。これら上位5物質で約53%を占めている。

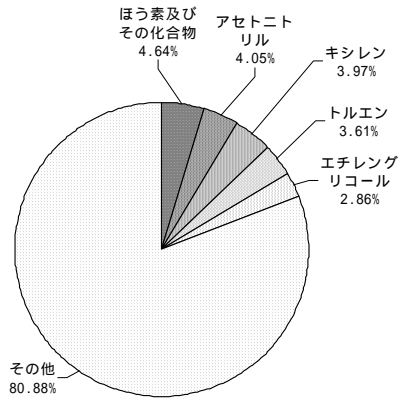
自然科学研究所において取扱量割合の高かった対象化学物質は、アセトニトリル12.78%、ジクロロメタン6.88%、トルエン4.75%、クロロホルム4.37%、キシレン4.24%であった。これら上位5物質で約33%を占めている。

その他の製造業において取扱量割合の高かった対象化学物質は、トルエン13.69%、キシレン11.91%、エチルベンゼン6.68%、ジクロロエタン6.29%及びビスフェノールA型エポキシ樹脂（液状のものに限る。）3.56%であった。これら上位5物質で約42%を占めている。

鉄鋼業において取扱量割合の高かった対象化学物質は、トルエン12.39%、キシレン9.56%、エチルベンゼン8.64%、テトラクロロエチレン5.04%、ふっ化水素及びその水溶性塩4.25%であった。これら上位5物質で約40%を占めている。

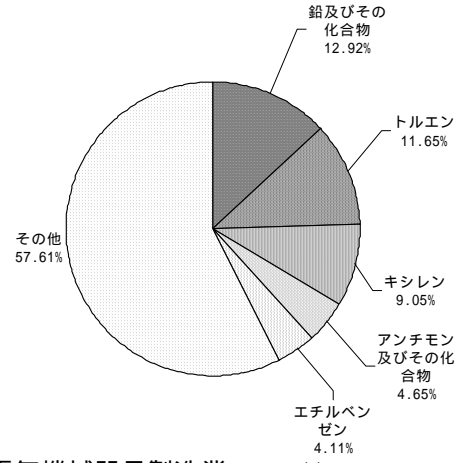
図 4 - 15 業種ごとの取扱量 1t (特定第一種指定化学物質については 0.5t) 未満の対象化学物質の取扱量割合

ア



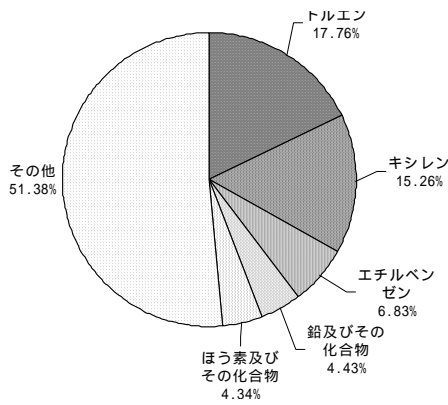
化学工業 : 382(t)

イ



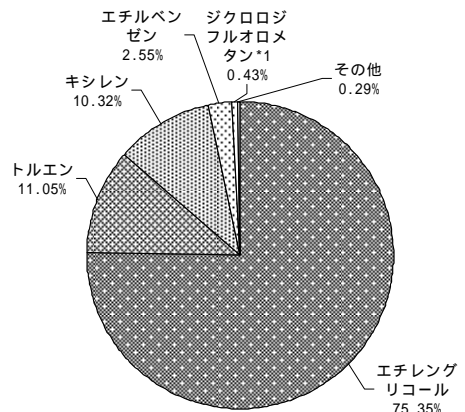
電気機械器具製造業 : 295(t)

ウ



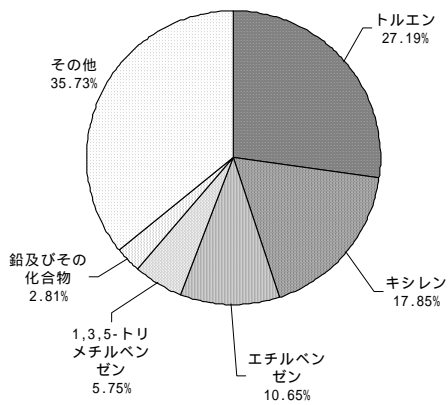
金属製品製造業 : 237(t)

エ



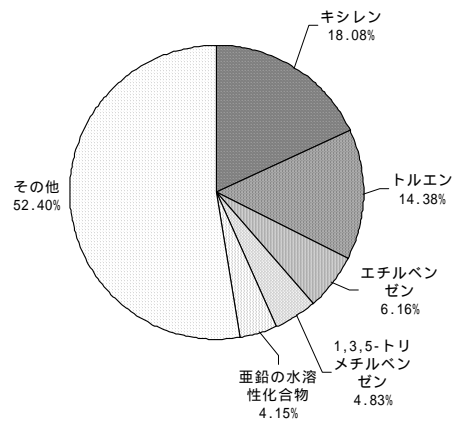
自動車整備業 : 228(t)

オ



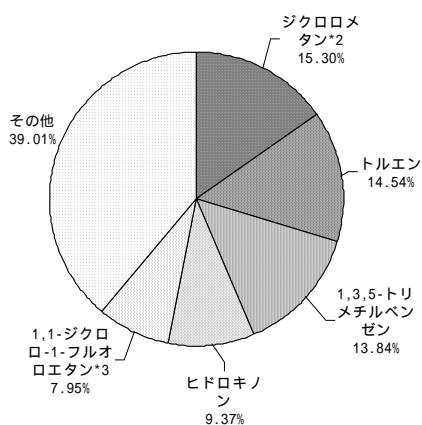
一般機械器具製造業 : 201(t)

カ



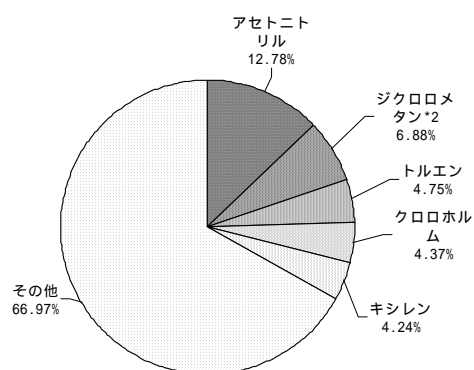
輸送用機械器具製造業 : 173(t)

キ



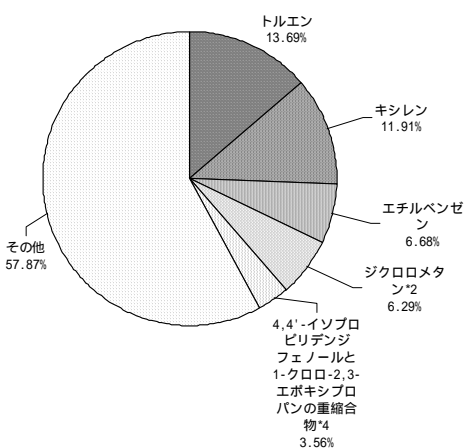
出版・印刷・同関連産業：166(t)

ク



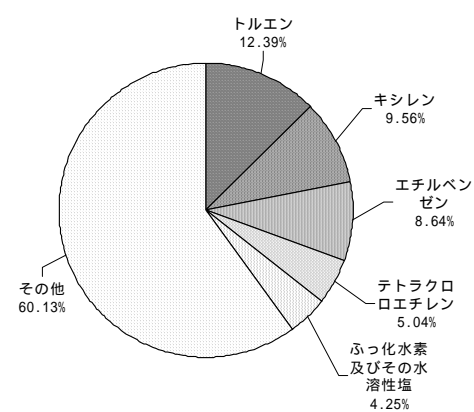
自然科学研究所：70(t)

ケ



その他の製造業：69(t)

コ



鉄鋼業：64(t)

*1 別名 CFC-12

*2 別名 塩化メチレン

*3 別名 HFC-141b

*4 別名 ビスフェノールA型エポキシ樹脂(液状のものに限る。)

(4)従業員数ごとの集計結果

事業者の従業員数区分ごとの取扱量、事業者数等

表4 - 16に事業者の従業員数区分ごとの延べ対象化学物質数、事業者（所）数、取扱量等を示す。図4 - 16に事業者の従業員数区分ごとの事業者（所）数、事業者（所）平均取扱物質数を、図4 - 17に事業者の従業員数区分ごとの事業者（所）平均取扱量及び累積取扱量比率を示す。

図4 - 16より事業者数は101人～300人の区分でピークを示しており、事業所数は301人以上の区分で最も多く、従業員数区分が少なくなるのに従い減少する傾向にあった。なお、本調査は、20人以上の事業者を対象に調査を行ったため、20人以下の区分では事業者（所）数は少なくなっている。また、1事業者（所）当たりの平均取扱物質数は、従業員数区分が大きくなるに従い多くなり、特に1事業者当たりの平均取扱物質数については、その傾向が強く見られる。なお、1事業所当たりの平均取扱物質数については、従業員数区分が20人以下の1事業所当たりの平均取扱物質数は2.3物質、21人以上では4.4物質であった。

一方、図4 - 17より、1事業者（所）当たりの平均取扱量は、従業員数301人以上の区分がピークを示している。

表 4 - 16 事業者の従業員数区分ごとの物質数、事業者（所）数及び取扱量等

| 事業所従業員数 区分(人) | 延べ対象 化学物質数 (1) | 事業所数 (2) | 平均取扱物質数 (1)/(2) | | 1事業所当たり の平均取扱量 (t) (3)/(2) | 1物質当たり の平均取扱量 (t) (3)/(1) | 取扱量(t) (3) | 取扱量比率 (%) | 累積取扱 量比率 (%) |
|------------------|----------------------|-------------|--------------------|-----|-------------------------------------|------------------------------------|---------------|--------------|--------------------|
| 301 ~ | 6,393 | 452 | 14.1 | 6.2 | 109,738 | 7,759 | 49,601,621 | 85.15 | 85.15 |
| 101 ~ 300 | 7,225 | 1,057 | 6.8 | | 4,112 | 602 | 4,346,643 | 7.46 | 92.61 |
| 51 ~ 100 | 4,849 | 1,080 | 4.5 | | 451 | 100 | 487,282 | 0.84 | 93.44 |
| 21 ~ 50 | 5,515 | 1,282 | 4.3 | | 2,257 | 525 | 2,893,898 | 4.97 | 98.41 |
| 11 ~ 20 | 1,905 | 361 | 5.3 | 5.3 | 1,422 | 270 | 513,472 | 0.88 | 99.29 |
| 1 ~ 10 | 2,982 | 277 | 10.8 | | 1,485 | 138 | 411,474 | 0.71 | 100.00 |
| 合計 | 28,869 | 4,509 | 6.4 | - | 12,920 | 2,018 | 58,254,389 | 100.00 | - |

事業者従業員数区分不明の分は下記に示した。

| | | | | | | | | | |
|----|-------|-----|---|---|-----|-----|---------|---|---|
| 不明 | 2,020 | 547 | - | - | 601 | 163 | 328,980 | - | - |
|----|-------|-----|---|---|-----|-----|---------|---|---|

図 4 - 16 事業者の従業員数区分ごとの事業者（所）数及び事業者（所）平均取扱物質数

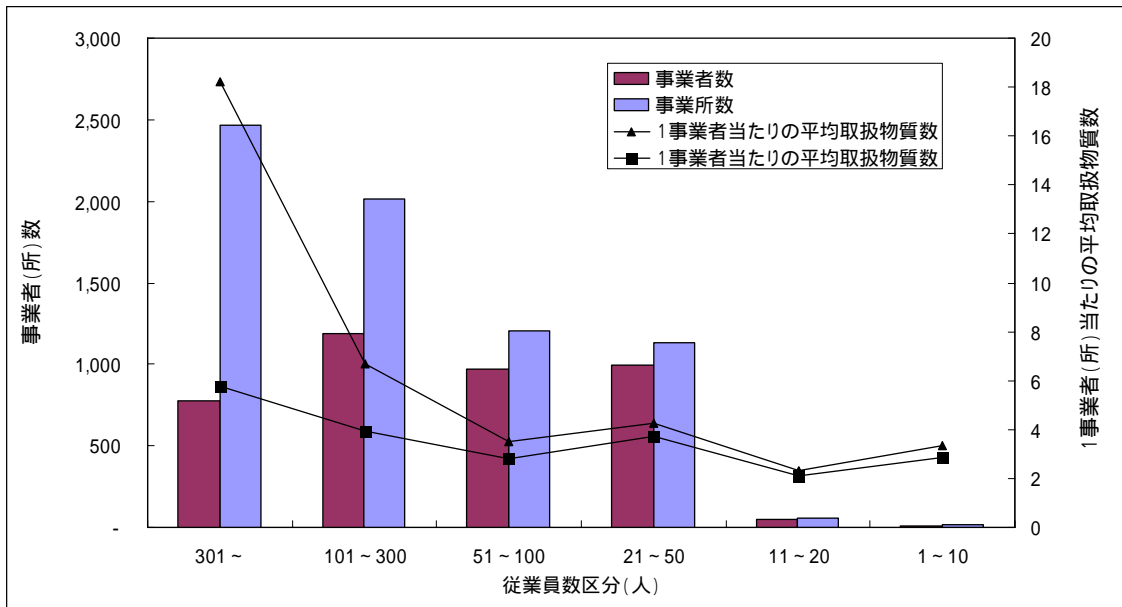
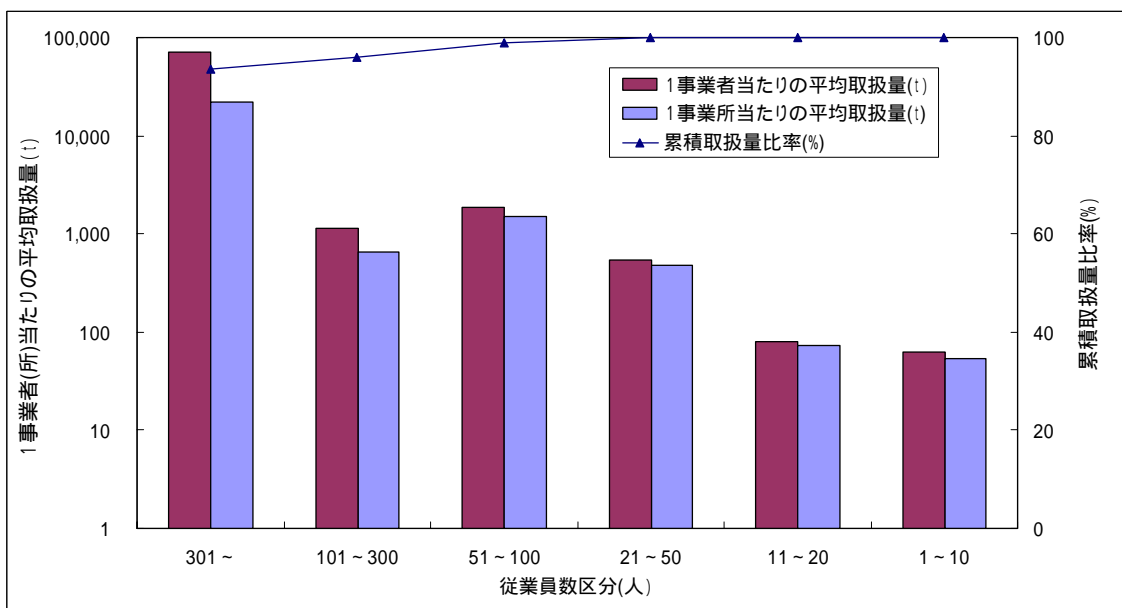


図 4 - 17 事業者の従業員数区分ごとの事業者（所）平均取扱量及び累積取扱量比率



事業所の従業員数区分ごとの取扱量、事業所数等

表 4 - 17 に事業所の従業員数区分ごとの取扱量、事業所数等を示す。図 4 - 18 には、従業員数区分ごとの事業所数、1 事業所当たりの平均取扱物質数を、図 4 - 19 には、従業員数区分ごとの 1 事業所当たりの平均取扱量、累積取扱量比率を示す。

図 4 - 18 より事業所数は、従業員数 21 人～50 人の区分でピークを示している。なお、事業所数は従業員数 1 人～20 人の区分では 638 事業所(約 14%)から対象化学物質の取扱いがあると回答があったことから、従業員数として小規模の事業所における、対象化学物質を取り扱っている事業所数は少なくないと考えられる。また、1 事業所当たりの平均取扱物質数については、従業員数区分が 20 人以下の 1 事業所当たりの平均取扱物質数は 5.3 物質、21 人以上では 6.2 物質であった。

一方、1 事業所当たりの平均取扱量は、1 人～10 人の区分を除き、平均取扱物質数と同様に従業員数区分が大きくなるに従い、多くなる傾向であった。

累積取扱量比率は、従業員数が 101 人以上で 92.6%、21 人以上で 98.4%をカバーしている。

表 4 - 17 事業所の従業員数区分ごとの取扱量及び事業所数

| 事業所従業員数 区分(人) | 延べ対象 化学物質数 (1) | 事業所数 (2) | 平均取扱物質数 (1)/(2) | | 1事業所当たり の平均取扱量 (t) (3)/(2) | 1物質当たり の平均取扱量 (t) (3)/(1) | 取扱量(t) (3) | 取扱量比率 (%) | 累積取扱 量比率 (%) |
|------------------|----------------------|-------------|--------------------|-----|-------------------------------------|------------------------------------|---------------|--------------|--------------------|
| 301～ | 6,393 | 452 | 14.1 | 6.2 | 109,738 | 7,759 | 49,601,621 | 85.15 | 85.15 |
| 101～300 | 7,225 | 1,057 | 6.8 | | 4,112 | 602 | 4,346,643 | 7.46 | 92.61 |
| 51～100 | 4,849 | 1,080 | 4.5 | | 451 | 100 | 487,282 | 0.84 | 93.44 |
| 21～50 | 5,515 | 1,282 | 4.3 | | 2,257 | 525 | 2,893,898 | 4.97 | 98.41 |
| 11～20 | 1,905 | 361 | 5.3 | 5.3 | 1,422 | 270 | 513,472 | 0.88 | 99.29 |
| 1～10 | 2,982 | 277 | 10.8 | | 1,485 | 138 | 411,474 | 0.71 | 100.00 |
| 合計 | 28,869 | 4,509 | 6.4 | - | 12,920 | 2,018 | 58,254,389 | 100.00 | - |

事業者従業員数区分不明の分は下記に示した。

| | | | | | | | | | |
|----|-------|-----|---|---|-----|-----|---------|---|---|
| 不明 | 2,020 | 547 | - | - | 601 | 163 | 328,980 | - | - |
|----|-------|-----|---|---|-----|-----|---------|---|---|

図 4 - 18 従業員数区分ごとの事業所数及び 1 事業所当たりの平均取扱物質数

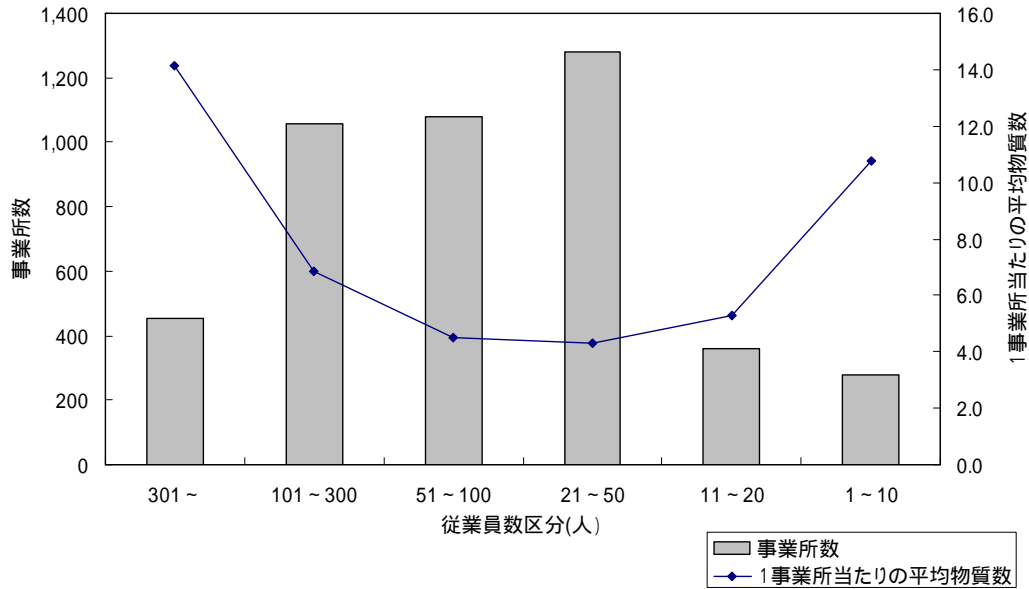
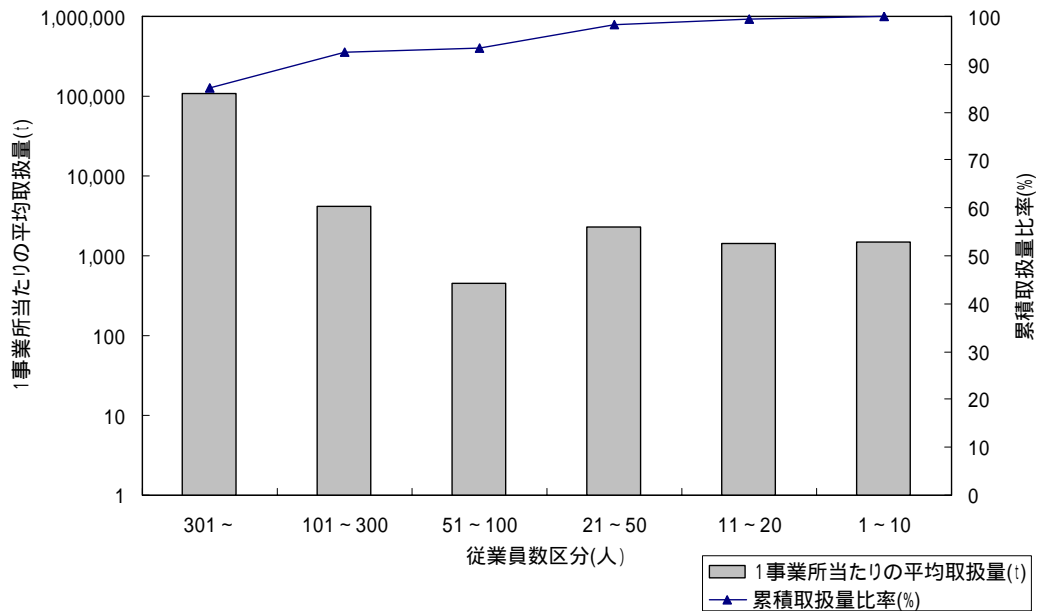


図 4 - 19 従業員数区分ごとの 1 事業所当たりの平均取扱量及び累積取扱量比率



(5)都道府県ごとの集計結果

図4 - 20に都道府県ごとの取扱量及び主要構成業種（上位10都道府県）を示し、表4 - 18に都道府県ごとの取扱量、業種別取扱量、取扱量比率等を示す。

神奈川県が取扱量が3500万tであり、全国の約59.6%を占める結果となったが、石油製品・石炭製品製造業の取扱量が99.3%を占めており、これ以外の都道府県でも、石油製品・石炭製品製造業の取扱量は多いものの、神奈川県では1つの事業者が特に大きな取扱量の報告をしており、取扱量の定義の部分で齟齬が起こっている可能性もある。

図 4 - 20 都道府県ごとの取扱量及び主要構成業種（上位 10 都道府県）

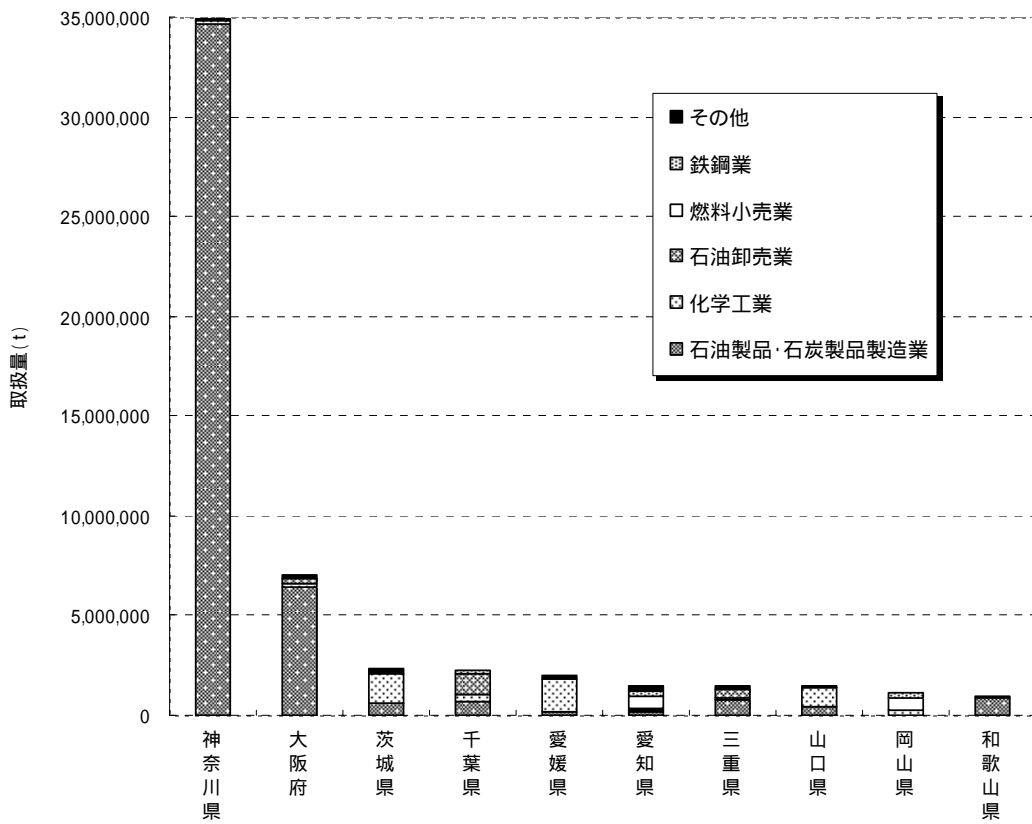


表 4 - 18 都道府県ごとの取扱量、業種別取扱量及び取扱量比率等

| 順位 | 事業所 | 業種 | 石油製品・石炭 製品製造業 | 化学工業 | 石油卸売業 | 燃料小売業 | 鉄鋼業 | その他 | 合計(t) | 物質数 (延べ) | 物質数 (種類) |
|----|--------------|--------|------------------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|------------|-------------|-------------|
| | | | | | | | | | | | |
| 1 | 神奈川県 | 取扱量(t) | 34,676,438 | 119,647 | 2 | 66,229 | 18,721 | 35,411 | 34,916,447 | 1,824 | 144 |
| | | 比率(%) | 99.31 | 0.34 | 0.00 | 0.19 | 0.05 | 0.10 | 100.00 | | |
| 2 | 大阪府 | 取扱量(t) | 6,437,370 | 177,207 | 212,999 | 13,264 | 18,135 | 193,029 | 7,052,004 | 2,484 | 168 |
| | | 比率(%) | 91.28 | 2.51 | 3.02 | 0.19 | 0.26 | 2.74 | 100.00 | | |
| 3 | 茨城県 | 取扱量(t) | 581,392 | 1,527,019 | 64 | 14,889 | 695 | 192,466 | 2,316,525 | 1,532 | 158 |
| | | 比率(%) | 25.10 | 65.92 | 0.00 | 0.64 | 0.03 | 8.31 | 100.00 | | |
| 4 | 千葉県 | 取扱量(t) | 730,708 | 342,998 | 976,812 | 47,666 | 133,193 | 31,224 | 2,262,601 | 1,324 | 144 |
| | | 比率(%) | 32.30 | 15.16 | 43.17 | 2.11 | 5.89 | 1.38 | 100.00 | | |
| 5 | 愛媛県 | 取扱量(t) | 177,726 | 1,631,334 | - | 1,001 | 1 | 146,586 | 1,956,647 | 233 | 75 |
| | | 比率(%) | 9.08 | 83.37 | - | 0.05 | 0.00 | 7.49 | 100.00 | | |
| 6 | 愛知県 | 取扱量(t) | 145,381 | 137,524 | 45,197 | 626,461 | 282,149 | 273,217 | 1,509,929 | 2,783 | 152 |
| | | 比率(%) | 9.63 | 9.11 | 2.99 | 41.49 | 18.69 | 18.09 | 100.00 | | |
| 7 | 三重県 | 取扱量(t) | 817,679 | 64,229 | 461,804 | 947 | 21 | 160,624 | 1,505,303 | 726 | 128 |
| | | 比率(%) | 54.32 | 4.27 | 30.68 | 0.06 | 0.00 | 10.67 | 100.00 | | |
| 8 | 山口県 | 取扱量(t) | 397,426 | 1,030,648 | - | 1,354 | 347 | 3,895 | 1,433,671 | 365 | 99 |
| | | 比率(%) | 27.72 | 71.89 | - | 0.09 | 0.02 | 0.27 | 100.00 | | |
| 9 | 岡山県 | 取扱量(t) | 5 | 230,701 | - | 674,113 | 235,329 | 8,898 | 1,149,046 | 646 | 94 |
| | | 比率(%) | 0.00 | 20.08 | - | 58.67 | 20.48 | 0.77 | 100.00 | | |
| 10 | 和歌山県 | 取扱量(t) | 890,054 | 27,184 | - | 27 | 54,117 | 372 | 971,754 | 185 | 60 |
| | | 比率(%) | 91.59 | 2.80 | - | 0.00 | 5.57 | 0.04 | 100.00 | | |
| | その他の 都道府県 | 取扱量(t) | 536,056 | 1,420,948 | 338,047 | 209,907 | 248,022 | 756,462 | 3,509,442 | 18,787 | 281 |
| | | 比率(%) | 15.27 | 40.49 | 9.63 | 5.98 | 7.07 | 21.56 | 100.00 | | |
| 合計 | | 取扱量(t) | 45,390,235 | 6,709,439 | 2,034,924 | 1,655,858 | 990,730 | 1,802,182 | 58,583,369 | 30,889 | 1,503 |

(6) 製造品等出荷額、売上高及び資本金ごとの集計結果

製造品等出荷額区分ごとの取扱量、事業所数等

この項目は、製造品等出荷額、売上高及び資本金に対して回答のあった事業者、事業所のみを集計である。

図4 - 21及び表4 - 19に製造品等出荷額区分ごとの取扱量、事業所数及び1事業所当たりの平均取扱量を示した。

1事業所当たりの平均取扱量は、出荷額100,000百万円～の区分において突出して高く1,301,123 tとなっており、出荷額区分が多額になるほど1事業所当たりの平均取扱量が増加する傾向にある。

図4 - 21 製造品等出荷額区分ごとの事業所数及び1事業所当たりの平均取扱量

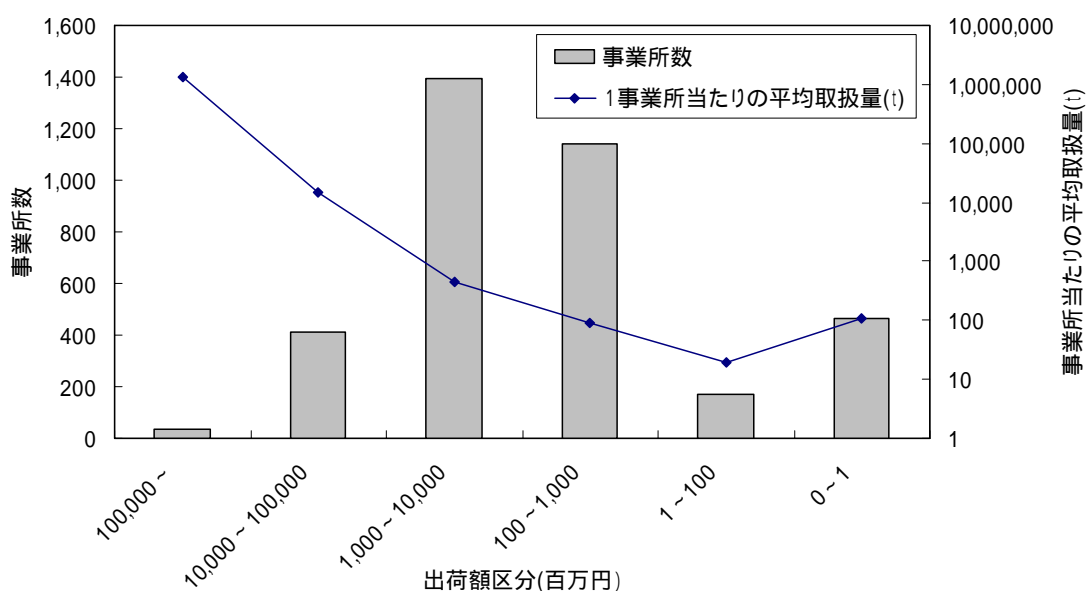


表4 - 19 製造品等出荷額区分ごとの取扱量、事業所数及び1事業所当たりの平均取扱量

| 出荷額区分 (百万円) | 取扱量 (t) | 事業所数 | 1事業所当たりの 平均取扱量(t) |
|----------------|------------|-------|----------------------|
| 100,000～ | 45,539,314 | 35 | 1,301,123 |
| 10,000～100,000 | 6,165,446 | 410 | 15,038 |
| 1,000～10,000 | 610,949 | 1,396 | 438 |
| 100～1,000 | 101,627 | 1,141 | 89 |
| 1～100 | 3,434 | 173 | 20 |
| 0～1 | 50,215 | 466 | 108 |
| 不明 | 6,112,383 | 3,513 | 1,740 |
| 合計 | 58,583,369 | 7,134 | 8,212 |

売上高区分ごとの取扱量、事業所数等

図4 - 22及び表4 - 20に売上高区分ごとの取扱量、事業所数及び1事業所当たりの平均取扱量を示した。

1事業所当たりの平均取扱量は、売上高100,000百万円～の区分において突出して高く1,441,405 tとなっており、売上高区分が多額になるほど1事業所当たりの平均取扱量が増加する傾向にある。

図4 - 22 売上高区分ごとの事業所数及び1事業所当たりの平均取扱量

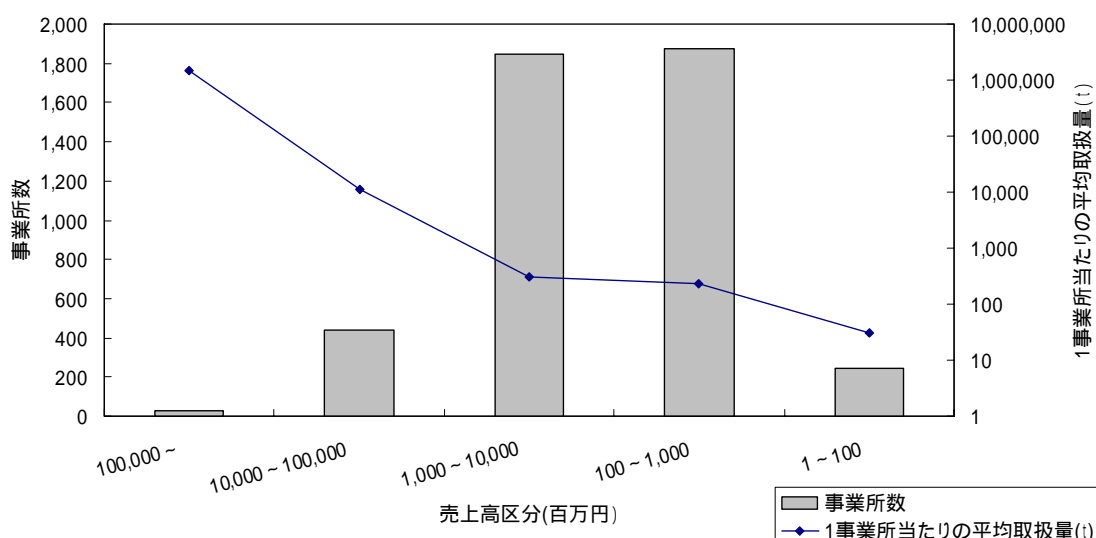


表4 - 20 売上高区分ごとの取扱量、事業所数及び1事業所当たりの平均取扱量

| 売上高区分(百万円) | 取扱量(t) | 事業所数 | 1事業所当たりの平均取扱量(t) |
|----------------|------------|-------|------------------|
| 100,000～ | 37,476,540 | 26 | 1,441,405 |
| 10,000～100,000 | 4,801,701 | 438 | 10,963 |
| 1,000～10,000 | 562,288 | 1,847 | 304 |
| 100～1,000 | 443,877 | 1,872 | 237 |
| 1～100 | 7,558 | 243 | 31 |
| 0～1 | 23,733 | 223 | 106 |
| 不明 | 15,267,673 | 2,485 | 6,144 |
| 合計 | 58,583,369 | 7,134 | 8,212 |

資本金区分ごとの取扱量、事業所数等

図4 - 23及び表4 - 21に資本金区分ごとの取扱量、事業所数及び1事業所当たりの平均取扱量を示した。区分は中小企業の資本規模の基準となる5千万円、それ以上の資本規模については、1億円、3億円で区分した。

資本金3億円以上の区分において、1事業所当たりの平均取扱量が23,063 t と最も高くなっている。

表4 - 22に資本金区分ごとの上位3業種とその他の業種における取扱量と事業所数を示した。化学工業は全ての区分で上位1,2位に入っており、全体における取扱量比率も11%となり、業種別で第2位の取扱量となった。また、合計での取扱量第1位の石油製品・石炭製品製造業は、資本金区分3億円以上の区分でのみ第1位に位置しており、石油製品・石炭製品製造業で取り扱われている対象化学物質のほとんどが、資本金区分3億円以上の区分に位置する事業者によって取り扱われていることがわかる。

取扱量比率上位3位の業種が各資本金区分での全取扱量に占める割合は、3億円以上の区分で93.3%、1億円～3億円の区分で88.9%、5千万円～1億円の区分で78.9%、5千万円未満の区分で77.1%、不明区分で97.3%であった。これより全ての資本金区分で、取扱量比率上位3業種の占める取扱量の割合は、いずれも70%を超える高い水準にあることがわかる。合計での取扱量比率上位3業種の取扱量に占める割合は92.4%であった。

図4 - 23 資本金区分ごとの事業者数及び1事業所当たりの平均取扱量

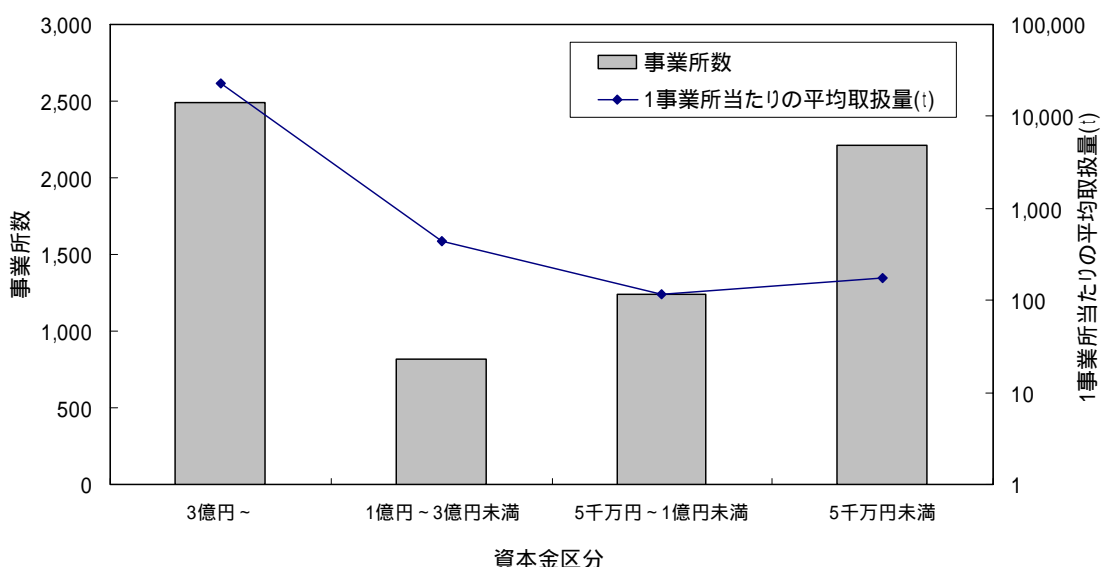


表 4 - 21 資本金区分ごとの取扱量、事業者所及び 1 事業所当たりの平均取扱量

| 資本金区分(円) | 取扱量(t) | 事業者数 | 1事業所当たりの平均取扱量(t) |
|------------|------------|-------|------------------|
| 3億円～ | 57,517,924 | 2,494 | 23,063 |
| 1億円～3億円未満 | 363,445 | 814 | 446 |
| 5千万円～1億円未満 | 147,751 | 1,244 | 119 |
| 5千万円未満 | 391,139 | 2,211 | 177 |
| 不明 | 163,110 | 371 | 440 |
| 合計 | 58,583,369 | 7,134 | 8,212 |

表 4 - 22 資本金区分ごとの上位 3 業種とその他の業種の事業者数、取扱量及び取扱量比率

| 資本金区分(円) | 順位 | 業種コード | 業種名 | 取扱量(t) | 事業者数 | 1事業所当たりの平均取扱量(t) | 取扱量比率(%) |
|----------|-----|-------|--------------|------------|-------|------------------|----------|
| 3億～ | 1 | 2100 | 石油製品・石炭製品製造業 | 45,388,925 | 58 | 782,568 | 78.91 |
| | 2 | 2000 | 化学工業 | 6,294,030 | 308 | 20,435 | 10.94 |
| | 3 | 5132 | 石油卸売業 | 1,989,037 | 42 | 47,358 | 3.46 |
| | その他 | | 上位3業種を除く | 3,845,932 | 2,086 | 1,844 | 6.69 |
| | | | 合計 | 57,517,924 | 2,494 | 23,063 | 100.00 |
| 1億～3億未満 | 1 | 2000 | 化学工業 | 125,836 | 113 | 1,114 | 34.62 |
| | 2 | 4400 | 倉庫業 | 120,685 | 31 | 3,893 | 33.21 |
| | 3 | 2600 | 鉄鋼業 | 76,381 | 29 | 2,634 | 21.02 |
| | その他 | | 上位3業種を除く | 40,542 | 641 | 63 | 11.15 |
| | | | 合計 | 363,445 | 814 | 446 | 100.00 |
| 5千万～1億未満 | 1 | 2000 | 化学工業 | 82,130 | 126 | 652 | 55.59 |
| | 2 | 2200 | プラスチック製品製造業 | 17,590 | 59 | 298 | 11.90 |
| | 3 | 2700 | 非鉄金属製造業 | 16,791 | 28 | 600 | 11.36 |
| | その他 | | 上位3業種を除く | 31,240 | 1,031 | 30 | 21.14 |
| | | | 合計 | 147,751 | 1,244 | 119 | 100.00 |
| 5千万未満 | 1 | 4400 | 倉庫業 | 146,286 | 164 | 892 | 37.40 |
| | 2 | 2000 | 化学工業 | 113,986 | 9 | 12,665 | 29.14 |
| | 3 | 5132 | 石油卸売業 | 41,552 | 34 | 1,222 | 10.62 |
| | その他 | | 上位3業種を除く | 89,314 | 2,004 | 45 | 22.83 |
| | | | 合計 | 391,139 | 2,211 | 177 | 100.00 |
| 不明 | 1 | 2000 | 化学工業 | 93,458 | 16 | 5,841 | 57.30 |
| | 2 | 5930 | 燃料小売業 | 58,491 | 72 | 812 | 35.86 |
| | 3 | 2200 | プラスチック製品製造業 | 6,724 | 12 | 560 | 4.12 |
| | その他 | | 上位3業種を除く | 4,438 | 271 | 16 | 2.72 |
| | | | 合計 | 163,110 | 371 | 440 | 100.00 |
| 上位3業種の合計 | 1 | 2100 | 石油製品・石炭製品製造業 | 45,390,235 | 91 | 498,794 | 77.48 |
| | 2 | 2000 | 化学工業 | 6,709,439 | 727 | 9,229 | 11.45 |
| | 3 | 5132 | 石油卸売業 | 2,034,924 | 96 | 21,197 | 3.47 |
| | その他 | | 上位3業種を除く | 4,448,771 | 6,220 | 715 | 7.59 |
| | | | 合計 | 58,583,369 | 7,134 | 8,212 | 100.00 |

(7)対象化学物質の用途に関する集計結果

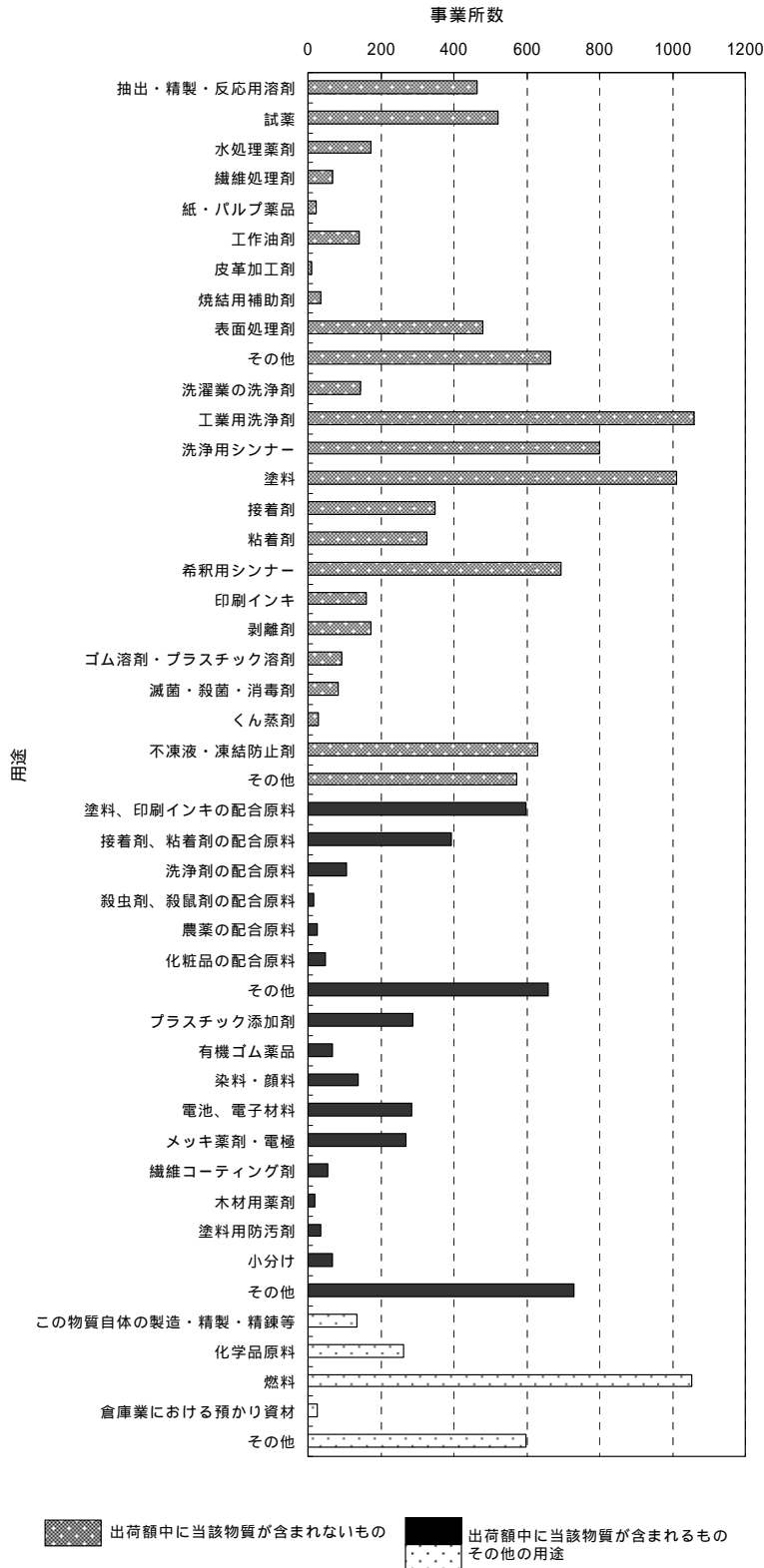
回答対象化学物質全体に関する調査結果

対象化学物質全体の用途等（複数回答）に関する集計結果を、以下の表4 - 23及び図4 - 24に示す。対象化学物質全体の用途等は、購入・使用する資材等のうち、出荷製品中に当該物質が含まれないものが8,741事業所（このうち、ほとんど排出しない用途が2,579事業所、一般に排出されやすい用途が6,162事業所）、出荷製品に当該物質が含まれるものが3,789事業所（このうち、配合原料が1,842事業所）、その他の用途が2,074事業所であった。

表 4 - 23 対象化学物質全体の用途等内訳

| 購入・使用する資材等のうち、出荷製品中に当該物質が含まれないもの | | | | 出荷製品に当該物質が含まれるもの | | | | | | その他（ - に該当しない用途） | | | | |
|----------------------------------|-------|--------------|--------------------------|------------------|--------|---------------|-------|-------|------------------|------------------|-------|---------------------|-------|-------|
| ほとんど排出しない用途 | | 一般に排出されやすい用途 | | 配合原料 | | に該当しない用途 | | | | | | | | |
| 事業所数 | 物質数 | 事業所数 | 物質数 | 事業所数 | 物質数 | 事業所数 | 物質数 | 事業所数 | 物質数 | 事業所数 | 物質数 | | | |
| 抽出・精製・反応用溶剤 | 464 | 1,426 | 洗濯業の洗浄剤(トイクリン・ソルベックスを含む) | 667 | 1,254 | 塗料、印刷インキの配合原料 | 598 | 2,083 | プラスチック添加剤(可塑剤等) | 288 | 614 | この物質自体の製造・精製・精錬等 | 134 | 286 |
| 試薬 | 520 | 3,157 | 工業用洗浄剤 | 145 | 220 | 接着剤、粘着剤の配合原料 | 394 | 933 | 有機ゴム薬品(ゴム用溶剤を除く) | 66 | 205 | 化学品原料(重合・合成原料) | 263 | 1,265 |
| 水処理薬剤 | 174 | 283 | 洗浄用シンナー | 1,058 | 1,711 | 洗浄剤の配合原料 | 105 | 228 | 染料・顔料 | 138 | 315 | 燃料(ガソリン・灯油等) | 1,052 | 3,564 |
| 繊維処理剤 | 67 | 227 | 塗料 | 801 | 1,517 | 殺虫剤、殺菌剤の配合原料 | 15 | 38 | 電池・電子材料 | 286 | 849 | 倉庫業における預かり資材(燃料を除く) | 26 | 68 |
| 紙・パルプ薬品 | 22 | 62 | 接着剤 | 1,012 | 2,791 | 農業の配合原料 | 25 | 89 | メッキ薬剤・電極 | 268 | 672 | | | |
| 工作油剤 | 140 | 271 | 粘着剤 | 348 | 595 | 化粧品配合原料 | 47 | 114 | 繊維コーティング剤 | 53 | 133 | | | |
| 皮革加工剤 | 10 | 34 | 希釈用シンナー | 326 | 735 | | | | 木材用薬剤 | 19 | 31 | | | |
| 焼結用補助剤 | 36 | 69 | 印刷インキ | 693 | 1,286 | | | | 塗料用防汚剤 | 34 | 98 | | | |
| 表面処理剤(酸洗浄・光沢加工) | 479 | 877 | 剥離剤(リムーブ) | 161 | 265 | | | | 小分け | 66 | 261 | | | |
| | | | ゴム溶剤・プラスチック溶剤 | 172 | 225 | | | | | | | | | |
| | | | 滅菌・殺菌・消毒剤 | 93 | 134 | | | | | | | | | |
| | | | くん蒸剤 | 84 | 116 | | | | | | | | | |
| | | | 不凍液・凍結防止 | 30 | 42 | | | | | | | | | |
| その他 | 667 | 1,254 | その他 | 572 | 1,143 | その他 | 658 | 2,143 | その他 | 729 | 1,728 | その他 | 599 | 1,885 |
| 合計 | 2,579 | 7,660 | 合計 | 6,162 | 12,034 | 合計 | 1,842 | 5,628 | 合計 | 1,947 | 4,906 | 合計 | 2,074 | 7,068 |

図 4 - 24 対象化学物質全体の用途等内訳



用途の区分ごとの取扱量に関する集計結果

対象化学物質の用途を 5 つに区分し、それぞれの取扱量に占める割合をもとに、用途区分ごとに取扱量の多い上位 10 物質について集計した結果を、以下の表 4 - 24、4 - 25、4 - 26 に示す。

出荷製品中に当該物質が含まれない用途の ほとんど排出しない用途では、ベンゼン、キシレンは試薬、抽出・精製・反応用溶剤として、ニッケルは試薬、表面処理剤として多く取り扱われている。一般に排出されやすい用途では、トルエン及びキシレンは、様々な用途で広く取り扱われているが、特に塗料、洗浄用シンナーで多く取り扱われている。ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)は工業用洗浄剤、剥離剤で多く取り扱われている。

出荷製品中に当該物質が含まれる用途の 配合原料では、トルエンは塗料・印刷インキの配合原料、接着剤・粘着剤の配合原料で多く取り扱われている。配合原料以外の用途では、トルエン、キシレン、ベンゼンのすべてで、小分け、その他で多く取り扱われており、その他の記載欄には石油製品との回答が多かった。

その他の用途では、トルエン、キシレン、エチルベンゼンのすべてで、ほとんどが燃料に含まれる成分として取り扱われている。

表 4 - 24 出荷製品中に当該物質が含まれない用途に関する取扱量上位 10 物質の取扱量等

| 順位 | ほとんど排出しない用途 | | | | | 一般に排出されやすい用途 | | | | |
|----|-------------|----------------|------|------------------|---------|--------------|-------------------|-------|------------------|--------|
| | 政令番号 | 物質名 | 事業所数 | 1事業所当たりの平均取扱量(t) | 取扱量(t) | 政令番号 | 物質名 | 事業所数 | 1事業所当たりの平均取扱量(t) | 取扱量(t) |
| 1 | 299 | ベンゼン | 147 | 1,143 | 168,037 | 227 | トルエン | 1,731 | 46 | 78,768 |
| 2 | 63 | キシレン | 279 | 545 | 152,035 | 63 | キシレン | 1,498 | 9 | 12,905 |
| 3 | 231 | ニッケル | 57 | 1,175 | 67,003 | 145 | ジクロロメタン(別名塩化メチレン) | 400 | 18 | 7,005 |
| 4 | 227 | トルエン | 372 | 170 | 63,182 | 40 | エチルベンゼン | 754 | 7 | 5,566 |
| 5 | 232 | ニッケル化合物 | 120 | 510 | 61,243 | 177 | スチレン | 95 | 58 | 5,549 |
| 6 | 40 | エチルベンゼン | 52 | 453 | 23,549 | 172 | N,N-ジメチルホルムアミド | 78 | 50 | 3,897 |
| 7 | 283 | ふっ化水素及びその水溶性塩 | 244 | 25 | 5,978 | 43 | エチレングリコール | 762 | 4 | 2,942 |
| 8 | 172 | N,N-ジメチルホルムアミド | 197 | 26 | 5,197 | 283 | ふっ化水素及びその水溶性塩 | 59 | 34 | 1,982 |
| 9 | 177 | スチレン | 45 | 93 | 4,177 | 320 | メタクリル酸メチル | 25 | 68 | 1,701 |
| 10 | 2 | アクリルアミド | 40 | 102 | 4,092 | 211 | トリクロロエチレン | 167 | 8 | 1,386 |

表 4 - 25 出荷製品中に当該物質が含まれる用途に関する取扱量上位 10 物質の取扱量等

| 順位 | 配合原料 | | | | | に該当しない用途 | | | | |
|----|------|---------------|------|------------------|---------|----------|-------------------------|------|------------------|-----------|
| | 政令番号 | 物質名 | 事業所数 | 1事業所当たりの平均取扱量(t) | 取扱量(t) | 政令番号 | 物質名 | 事業所数 | 1事業所当たりの平均取扱量(t) | 取扱量(t) |
| 1 | 227 | トルエン | 131 | 4,726 | 619,148 | 227 | トルエン | 118 | 9,399 | 1,109,114 |
| 2 | 311 | マンガン及びその化合物 | 185 | 2,468 | 456,659 | 63 | キシレン | 124 | 8,615 | 1,068,208 |
| 3 | 63 | キシレン | 124 | 3,245 | 402,430 | 299 | ベンゼン | 49 | 9,120 | 446,860 |
| 4 | 68 | クロム及び3価クロム化合物 | 131 | 2,563 | 335,801 | 40 | エチルベンゼン | 72 | 2,786 | 200,605 |
| 5 | 40 | エチルベンゼン | 43 | 2,334 | 100,369 | 230 | 鉛及びその化合物 | 389 | 487 | 189,609 |
| 6 | 299 | ベンゼン | 9 | 9,791 | 88,119 | 272 | フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) | 156 | 511 | 79,784 |
| 7 | 43 | エチレングリコール | 83 | 931 | 77,245 | 224 | 1,3,5-トリメチルベンゼン | 76 | 1,039 | 78,991 |
| 8 | 232 | ニッケル化合物 | 54 | 1,100 | 59,417 | 56 | 1,2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン) | 2 | 15,555 | 31,109 |
| 9 | 231 | ニッケル | 84 | 347 | 29,114 | 270 | フタル酸ジ-n-ブチル | 59 | 360 | 21,212 |
| 10 | 346 | モリブデン及びその化合物 | 98 | 231 | 22,671 | 311 | マンガン及びその化合物 | 136 | 126 | 17,204 |

表 4 - 26 その他の用途に関する取扱量上位 10 物質の取扱量等

| 順位 | その他の用途 | | | | |
|----|----------|----------------------|----------|--------------------------|------------|
| | 政令 番号 | 物質名 | 事業 所数 | 1事業所当 たりの平均取扱 量(t) | 取扱量 (t) |
| 1 | 227 | トルエン | 817 | 39,332 | 32,134,008 |
| 2 | 63 | キシレン | 1,064 | 8,560 | 9,107,544 |
| 3 | 40 | エチルベンゼン | 714 | 3,311 | 2,363,751 |
| 4 | 299 | ベンゼン | 728 | 2,553 | 1,858,237 |
| 5 | 224 | 1,3,5-トリメチルベンゼン | 519 | 3,369 | 1,748,704 |
| 6 | 116 | 1,2-ジクロロエタン | 14 | 65,708 | 919,907 |
| 7 | 77 | クロロエチレン(別名塩化ビニ ル) | 3 | 182,274 | 546,822 |
| 8 | 177 | スチレン | 63 | 5,687 | 358,275 |
| 9 | 102 | 酢酸ビニル | 16 | 10,341 | 165,464 |
| 10 | 311 | マンガン及びその化合物 | 75 | 1,989 | 149,145 |

(8)対象化学物質の環境への排出率に関する集計結果

回答対象化学物質全体に関する調査結果

対象化学物質全体の環境への排出率に関する集計結果を、以下の表4 - 27及び図4 - 25に示す。

環境への排出率の各区分における取扱量は、0.1%未満(ゼロを含む)では56,342千t(98.52%)、0.1%~1%では566千t(0.99%)、1%~10%では133千t(0.23%)、10%~30%では55千t(0.10%)、30%~90%では78千t(0.14%)、90%以上では16千t(0.03%)であった。

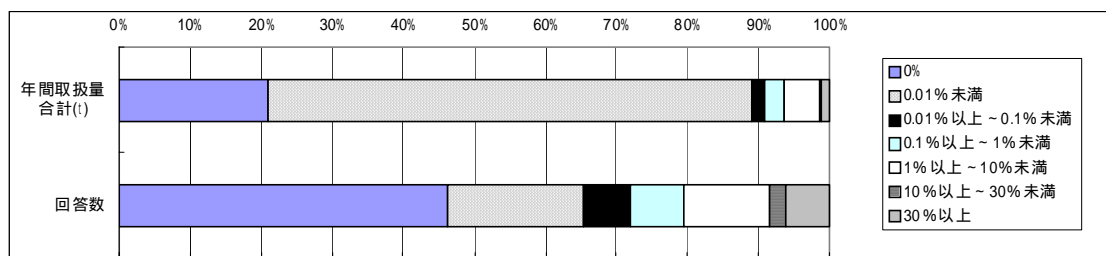
他方、環境への排出率の各区分における事業所数は、0.1%未満(ゼロを含む)では21,474事業所(63.01%)、0.1%~1%では2,870事業所(8.42%)、1%~10%では2,958事業所(8.68%)、10%~30%では1,436事業所(4.21%)、30%~90%では2,255事業所(6.62%)、90%以上では3,090事業所(9.07%)であった。

表 4 - 27 回答対象化学物質全体の環境への排出率

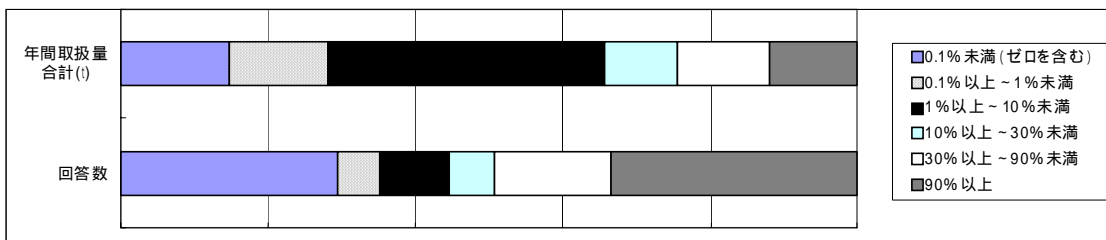
| 用途区分 | | | 0% | 0.01%未満 | 0.01%~ | 0.1%~ | 1%~ | 10%~ | 30%~ | 90%以上 |
|--------------------|--------------|------------|------------|-----------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 出荷製品中に当該物質が含まれないもの | ほとんど排出しない用途 | 回答数 | 3,503 | 1,443 | 487 | 572 | 921 | 166 | 468 | - |
| | | 年間取扱量合計(t) | 88,225 | 287,701 | 7,391 | 11,597 | 21,244 | 1,390 | 5,009 | - |
| | 一般に排出されやすい用途 | 回答数 | 2,695 | | | 522 | 882 | 555 | 1,446 | 3,090 |
| | | 年間取扱量合計(t) | 19,873 | | | 17,997 | 50,949 | 13,474 | 16,871 | 16,228 |
| 出荷製品に当該物質が含まれるもの | 配合原料 | 回答数 | 2,442 | 900 | 604 | 608 | 424 | 128 | 341 | - |
| | | 年間取扱量合計(t) | 218,476 | 1,673,098 | 215,129 | 124,509 | 12,480 | 2,506 | 55,911 | - |
| | に該当しない用途 | 回答数 | 2,699 | 878 | 453 | 376 | 325 | 214 | - | - |
| | | 年間取扱量合計(t) | 90,492 | 2,893,865 | 333,190 | 39,879 | 13,218 | 2,382 | - | - |
| その他(~ に該当しない用途) | 回答数 | 2,218 | 2,005 | 1,147 | 792 | 406 | 373 | - | - | |
| | 年間取扱量合計(t) | 1,163,566 | 46,592,532 | 2,758,269 | 372,236 | 34,804 | 35,482 | - | - | |
| 合計 | 回答数 | 21,474 | | | 2,870 | 2,958 | 1,436 | 2,255 | 3,090 | |
| | 割合(%) | 63.01 | | | 8.42 | 8.68 | 4.21 | 6.62 | 9.07 | |
| | 年間取扱量合計(t) | 56,341,807 | | | 566,217 | 132,694 | 55,234 | 77,792 | 16,228 | |
| | 割合(%) | 98.52 | | | 0.99 | 0.23 | 0.10 | 0.14 | 0.03 | |

図 4 - 25 回答対象化学物質全体の環境への排出率の各区分における割合

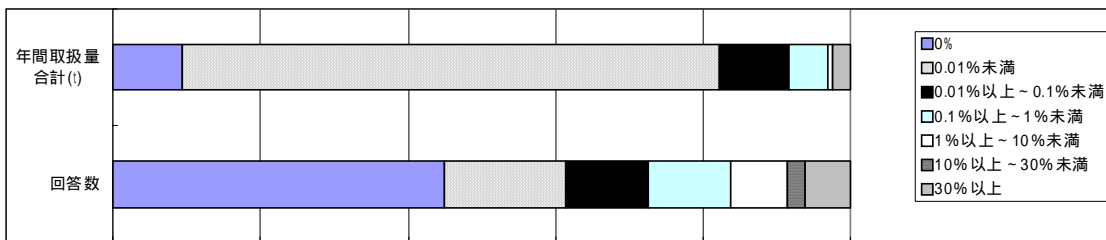
出荷製品中に当該物質が含まれないもの ほとんど排出しない用途



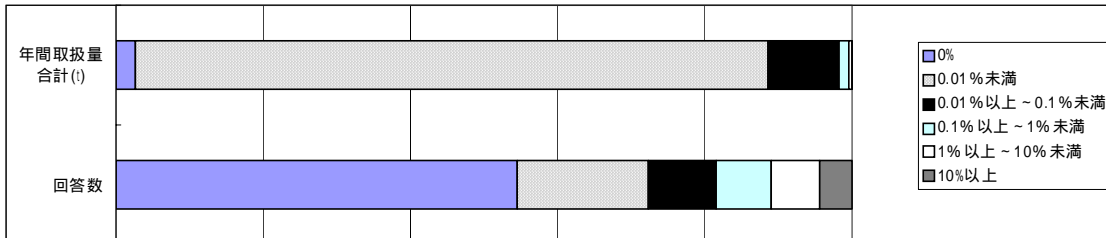
出荷製品中に当該物質が含まれないもの 一般に排出されやすい用途



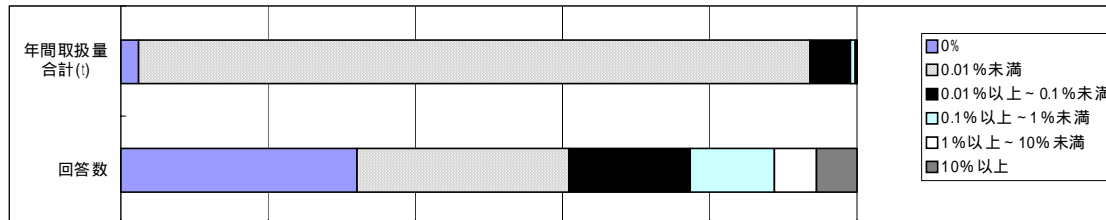
出荷製品に当該物質が含まれるもの 配合原料



出荷製品に当該物質が含まれるもの に該当しない用途



その他 (~ に該当しない用途)



対象化学物質の用途ごとの環境への排出率に関する調査結果

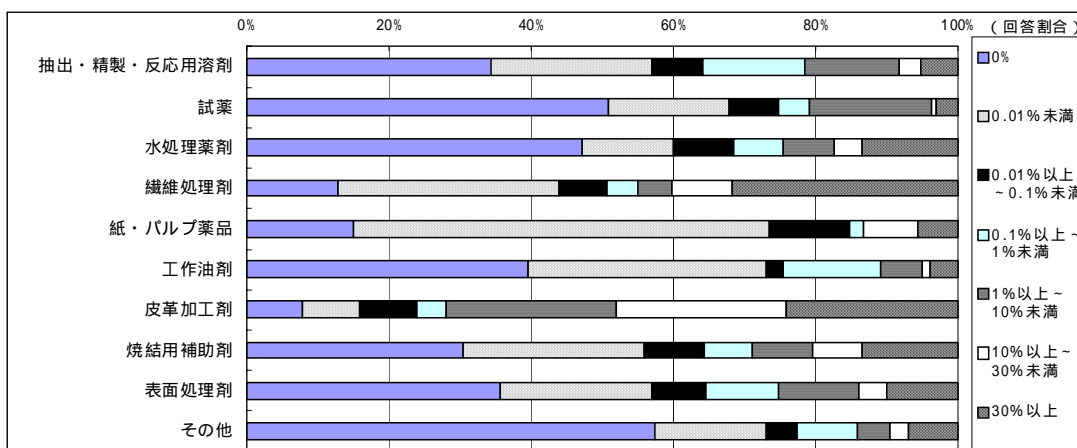
対象化学物質全体の環境への排出率に関する集計結果を、以下の図 - 26及び図4 - 27に示す。

出荷製品中に当該物質が含まれないもの(図4-26)のうち、ほとんど排出しない用途については、ほとんどの用途で排出率を0~1%未満とした回答が半数以上を占めていたが、繊維処理剤、皮革加工剤については1%以上という回答が多かった。一般に排出されやすい用途については、ほとんどの用途で90%以上が半数近くを占めていたが、不凍液・凍結防止剤は0.1%未満が7割を占めた。

出荷製品中に当該物質が含まれるもの(図4-27)については、ほとんどの用途で1%未満という回答が8割以上を占めたが、塗料用防汚剤では、

図4-26 対象化学物質の用途ごとの環境への排出率
(出荷製品中に当該物質が含まれないもの)

ほとんど排出しない用途



一般に排出されやすい用途

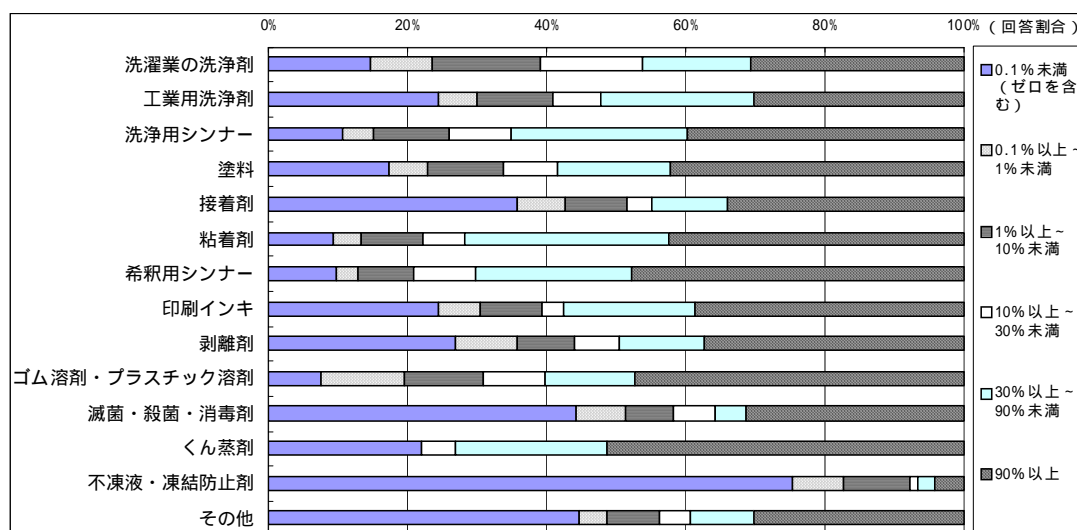
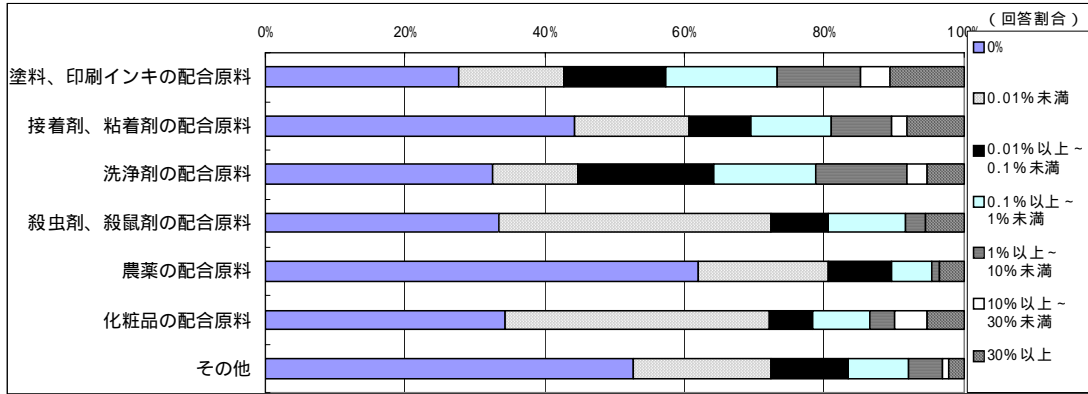
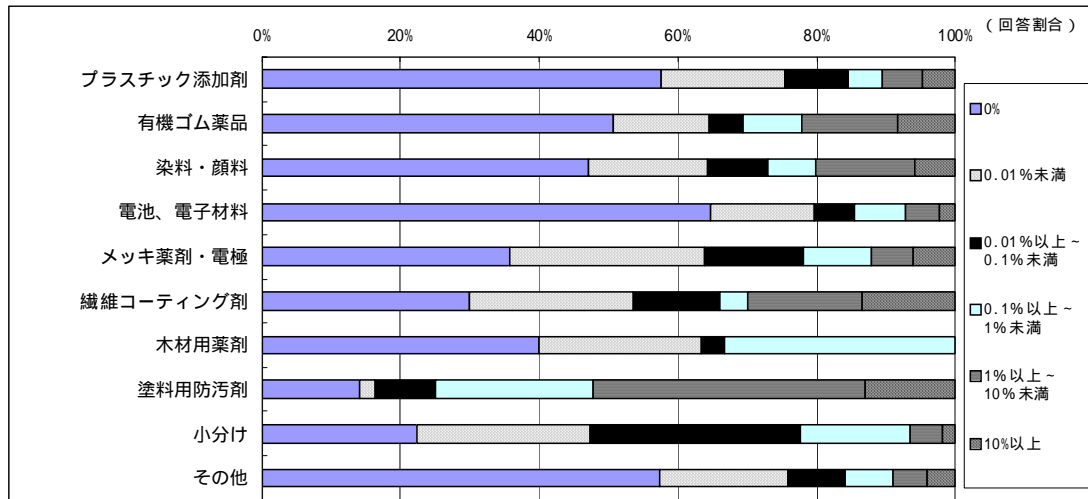


図 4 - 27 対象化学物質の用途ごとの環境への排出率
(出荷製品中に当該物質が含まれるもの)

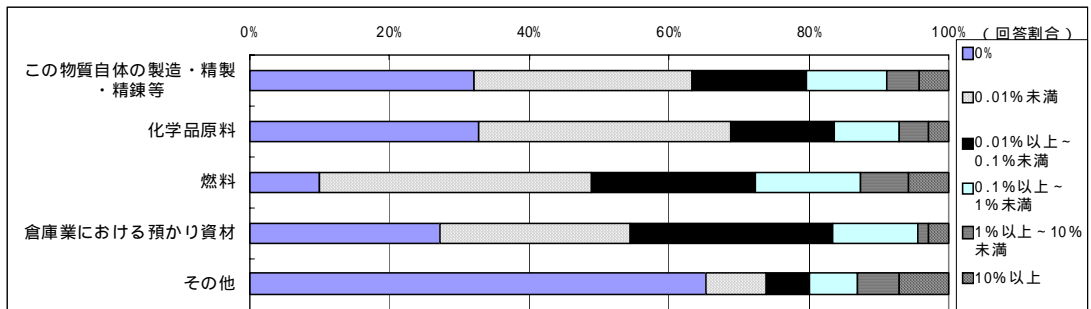
配合原料



に該当しない用途



その他 (~ に該当しない用途)



第5章 「従業員数21人未満の事業者を対象とした調査」調査結果

第5章 「従業員数21人未満の事業者を対象とした調査」調査結果

以下、本調査の調査結果について示す。

1. 対象化学物質の取扱い状況についての調査結果

(1) 事業者における資材の取扱い状況

従業員数21人未満の事業者を対象とした調査では、まず、事業者において、対象化学物質を含有する可能性のある28項目の資材の取扱い有無について把握した。その結果を図5-1に示す。アンケートを送付した24,415事業者のうち、5,075事業者(回答率20.79%)から回答があった。この回答のあった5,075事業者のうち、28項目に「該当する資材を取り扱っていない」と回答した事業者は58%であり、該当するいずれかの「資材の取扱いがある」と回答した事業者は35%であった。

また、資材の取扱いがあると回答した事業者について、資材の取扱い状況(複数回答)を図5-2、表5-1に示す。資材を取扱う事業者数で見ると、上位5つの資材は、ウ.塗料、キ.希釈用シンナー、オ.接着剤、テ.燃料(ガソリン、灯油等)、ク.洗浄用シンナーであった。

資材の年間取扱量が多いのは、テ.燃料(ガソリン、灯油等)、ア.化学品原料(重合・合成原料)、タ.水処理薬剤、フ.その他の資材、ニ.紙・パルプ薬品であった。一方、対象化学物質の年間取扱量で見ると、ア.化学品原料(重合・合成原料)の122,318t(50.36%)、テ.燃料(ガソリン、灯油等)の94,508t(38.91%)、イ.化学品原料(調合・混合・小分け用)の13,699(5.64%)で全体の9割以上を占めていた。

図5-1 事業者における資材の取扱い有無

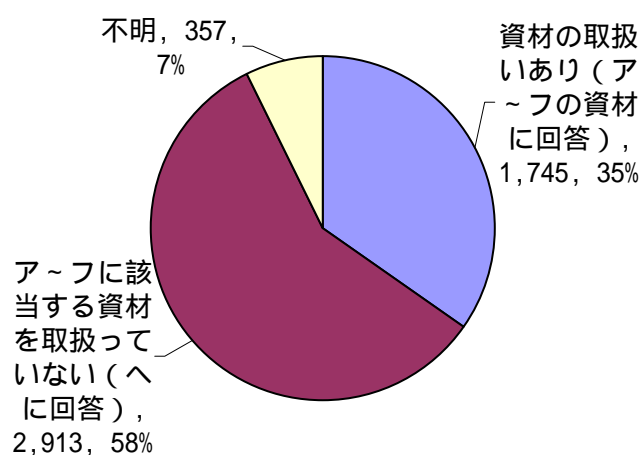


図 5 - 2 資材の取扱い状況

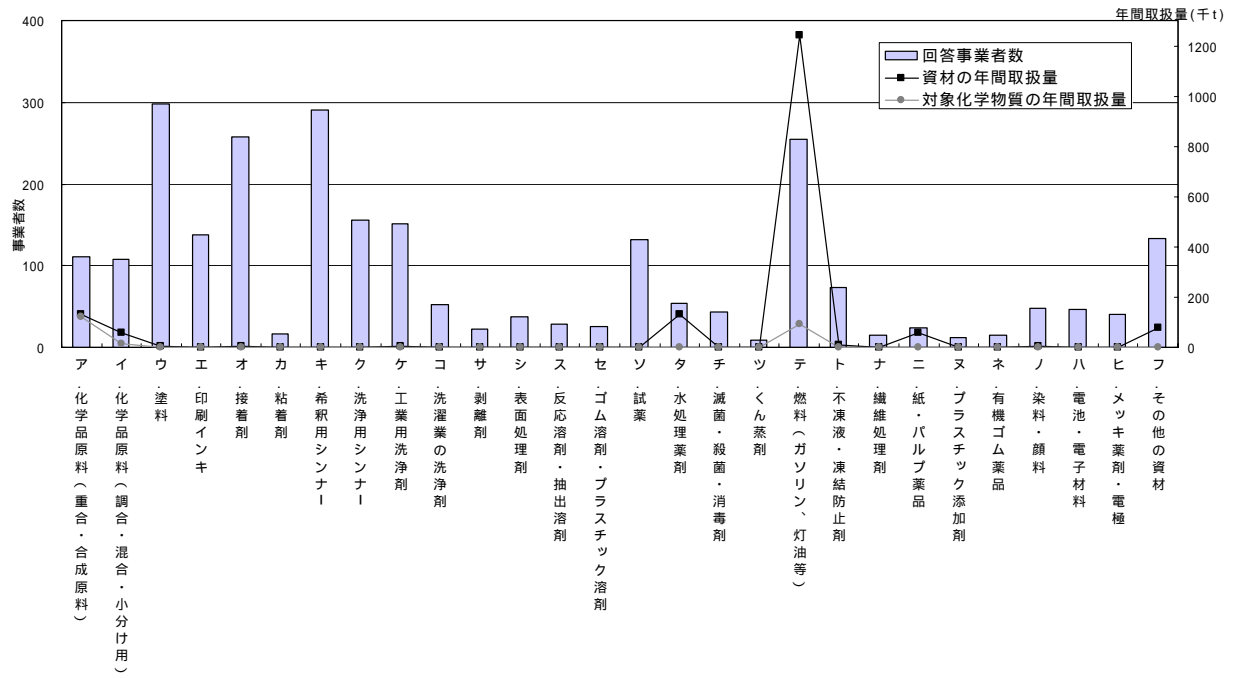


表 5 - 1 資材の取扱い状況

| 資材の区分 | 延べ事業者数 | 資材の年間取扱量(t) | 対象化学物質の年間取扱量(t) | 対象化学物質の年間取扱量の割合(%) |
|---------------------|--------|-------------|-----------------|--------------------|
| ア.化学品原料(重合・合成原料) | 111 | 133,870 | 122,318 | 50.36 |
| イ.化学品原料(調合・混合・小分け用) | 108 | 58,592 | 13,699 | 5.64 |
| ウ.塗料 | 298 | 2,564 | 571 | 0.24 |
| エ.印刷インキ | 138 | 1,657 | 311 | 0.13 |
| オ.接着剤 | 257 | 3,003 | 492 | 0.20 |
| カ.粘着剤 | 16 | 187 | 6 | 0.00 |
| キ.希釈用シンナー | 290 | 736 | 360 | 0.15 |
| ク.洗浄用シンナー | 156 | 492 | 233 | 0.10 |
| ケ.工業用洗浄剤 | 152 | 3,264 | 2,155 | 0.89 |
| コ.洗濯業の洗浄剤 | 52 | 491 | 57 | 0.02 |
| サ.剥離剤 | 22 | 550 | 11 | 0.00 |
| シ.表面処理剤 | 38 | 104 | 33 | 0.01 |
| ス.反応溶剤・抽出溶剤 | 29 | 78 | 48 | 0.02 |
| セ.ゴム溶剤・プラスチック溶剤 | 25 | 508 | 24 | 0.01 |
| ソ.試薬 | 132 | 127 | 15 | 0.01 |
| タ.水処理薬剤 | 54 | 130,103 | 15 | 0.01 |
| チ.滅菌・殺菌・消毒剤 | 44 | 45 | 7 | 0.00 |
| ツ.くん蒸剤 | 9 | 45 | 45 | 0.02 |
| テ.燃料(ガソリン、灯油等) | 254 | 1,241,041 | 94,508 | 38.91 |
| ト.不凍液・凍結防止剤 | 73 | 12,036 | 2,427 | 1.00 |
| ナ.繊維処理剤 | 15 | 1,490 | 44 | 0.02 |
| ニ.紙・パルプ薬品 | 24 | 59,211 | 10 | 0.00 |
| ヌ.プラスチック添加剤 | 12 | 496 | 453 | 0.19 |
| ネ.有機ゴム薬品 | 15 | 108 | 79 | 0.03 |
| ノ.染料・顔料 | 48 | 6,180 | 133 | 0.05 |
| ハ.電池・電子材料 | 46 | 2,241 | 2,199 | 0.91 |
| ヒ.メッキ薬剤・電極 | 41 | 2,401 | 1,948 | 0.80 |
| フ.その他の資材 | 133 | 76,013 | 674 | 0.28 |
| 合計 | 2,592 | 1,737,634 | 242,874 | 100.00 |

(2)事業者における対象化学物質の取扱い状況

図5 - 3に、事業者における対象化学物質の取扱い等把握状況を示す。アンケートを送付した24,415事業者のうち、7,167事業者(29.4%、電話確認分2,152事業者を含む)から回答があった。この回答のあった7,167事業者のうち、PRTR対象物質を取り扱っていないと想定される事業者は約82%であり、PRTR対象物質を取り扱っていると想定される事業者は約18%であった。

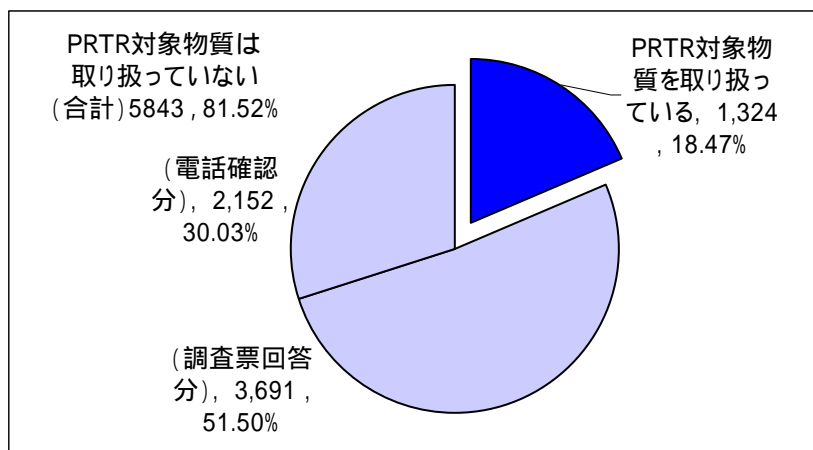
なお、ここでは、資材の取扱いがあると回答した1,745事業者のうち、実際に取り扱っている対象化学物質の物質名、取扱量等の回答があった事業者のみを「PRTR対象物質を取り扱っている」として集計した。

資材の取扱いがあると回答した事業者のうち実際に取り扱っている対象化学物質の物質名、取扱量等の回答があった事業者は76%であった。この多くが取扱っている資材に含有する対象化学物質について把握できないため回答していないと考えられる。電話問合せ内容などでも、把握方法がわからない(MSDSを知らない)、MSDSがないので把握できないという事業者があった。

このため、届出対象外事業者において化学物質管理を促進するためには、まずは、

MSDS制度（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びそれらを含む製品を他の事業者に譲渡・提供する場合、その性状及び取扱いに関する情報（MSDS; Material Safety Data Sheet）の提供を義務付ける制度）の普及が必要である。また、これまでの枠組みでは化学品（物質及び混合物）を対象に化学物質安全管理を進めているが、より小規模の事業者に対しては成型品（取扱い資材）中の化学物質管理の観点からの対策も検討課題になる⁵と考えられた。

図 5 - 3 対象化学物質の取扱い状況



⁵（株）三菱化学テクノロジー、化学品安全業務マニュアル第4版

2. 取扱量についての調査結果

(1)対象化学物質ごとの集計結果

対象化学物質 354 物質のうち、144 物質について回答があった。回答がなかった 210 物質（表 5 - 2）及び物質名の記入はあるが、取扱量が 1kg 未満であるためゼロであった 12 物質（表 5 - 3）を以下に示す。

なお、ダイオキシン類、ポリ塩化ビフェニル(別名 PCB)は除外とした。

表 5 - 2 回答がなかった対象化学物質

| 政令番号 | 物質名 |
|------|---|
| 4 | アクリル酸エチル |
| 5 | アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル |
| 8 | アクロレイン |
| 10 | アジポニトリル |
| 11 | アセトアルデヒド |
| 13 | 2,2'-アゾビスイソブチロニトリル |
| 17 | N-(2-アミノエチル)-1,2-エタンジアミン(別名 ジエチレントリアミン) |
| 18 | 5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール(別名 フィブロニル) |
| 19 | 3-アミノ-1H-1,2,4-トリアゾール(別名 アミトロール) |
| 20 | 2-アミノ-4-[(ヒドロキシ(メチル)ホスフィニル)酪酸(別名 グルホシネート)] |
| 21 | m-アミノフェノール |
| 22 | アリルアルコール |
| 26 | 石綿 |
| 27 | 3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート |
| 28 | イソブレン |
| 31 | 2,2'-(イソプロピリデンビス[(2,6-ジプロモ-4,1-フェニレン)オキシ])ジエタノール |
| 33 | 1,1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン(別名 イミノクタジン) |
| 34 | エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名 キザロホップエチル) |
| 35 | S-エチル=2-(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)チオアセタート(別名 フェノチオール) |
| 36 | O-エチル=0-(6-ニトロ-m-トリル)=sec-ブチルホスホルアミドチオアート(別名 プタミホス) |
| 37 | O-エチル=0-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(別名 EPN) |
| 38 | N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン(別名 ベンディメタリン) |
| 39 | S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート(別名 モリネート) |
| 41 | エチレンイミン |
| 48 | N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛(別名 ジネブ) |
| 51 | 1,1'-エチレン-2,2'-ビビリジニウム=ジプロミド(別名 ジクアトジプロミド) |
| 52 | 4'-エトキシアセトアニリド(別名 フェナセチン) |
| 53 | 5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1,2,4-チアジアゾール(別名 エクロメゾール) |
| 55 | 2,3-エポキシ-1-プロパノール |
| 57 | 2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル |
| 59 | p-オクチルフェノール |
| 62 | 2,6-キシレノール |
| 65 | グリオキサール |
| 71 | o-クロロアニリン |
| 72 | p-クロロアニリン |
| 73 | m-クロロアニリン |
| 74 | クロロエタン |
| 75 | 2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン(別名 アトラジン) |
| 76 | 2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド(別名 メトラクロール) |
| 79 | 1-((2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキソラン-2-イル]メチル)-1H-1,2,4-トリアゾール(別名 ジフェノコナゾール) |
| 80 | クロロ酢酸 |

| 政令番号 | 物質名 |
|------|---|
| 81 | 2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド(別名 プレチラクロール) |
| 82 | 2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド(別名 アラクロール) |
| 83 | 1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン |
| 84 | 1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(別名 HCFC-142b) |
| 86 | 2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(別名 HCFC-124) |
| 87 | クロロトリフルオロエタン(別名 HCFC-133) |
| 88 | クロロトリフルオロメタン(別名 CFC-13) |
| 89 | o-クロロトルエン |
| 90 | 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名 シマジン) |
| 91 | 3-クロロプロペン(別名 塩化アリル) |
| 92 | 4-クロロベンジル=N-(2,4-ジクロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)チオアセトイミダート(別名 イミベンコナゾール) |
| 94 | クロロペンタフルオロエタン(別名 CFC-115) |
| 96 | クロロメタン(別名 塩化メチル) |
| 97 | (4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸(別名 MCP) |
| 98 | 2-クロロ-N-(3-メトキシ-2-チエニル)-2',6'-ジメチルアセトアニリド(別名 テニルクロール) |
| 103 | 酢酸2-メトキシエチル(別名 エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート) |
| 104 | サリチルアルデヒド |
| 106 | -シアノ-3-フェノキシベンジル=2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート(別名 フェンバレレート) |
| 107 | -シアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロピニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名 シベルメトリン) |
| 110 | N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名 チオベンカルブ) |
| 111 | N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルホルニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド(別名 カフェンストロール) |
| 117 | 1,1-ジクロロエチレン(別名 塩化ビニリデン) |
| 118 | cis-1,2-ジクロロエチレン |
| 119 | trans-1,2-ジクロロエチレン |
| 122 | 3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名 プロピザミド) |
| 125 | 2',4'-ジクロロ- , -トリフルオロ-4'-ニトロ-m-トルエンスルホンアニリド(別名 フルスルファミド) |
| 126 | 2-[4-(2,4-ジクロロ-m-トルオイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン(別名 ベンゾフェナップ) |
| 127 | 1,2-ジクロロ-3-ニトロベンゼン |
| 128 | 1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン |
| 129 | 3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(別名 ジウロン) |
| 130 | 3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素(別名 リニユロン) |
| 131 | 2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名 2,4-D) |
| 133 | ジクロロフルオロメタン(別名 HCFC-21) |
| 136 | 3',4'-ジクロロプロピオンアニリド(別名 プロバニル) |
| 137 | 1,3-ジクロロプロペン(別名 D-D) |
| 138 | 3,3'-ジクロロベンジジン |
| 139 | o-ジクロロベンゼン |
| 140 | p-ジクロロベンゼン |
| 141 | 2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン(別名 ピラゾキシフェン) |
| 142 | 4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート(別名 ピラゾレート) |
| 143 | 2,6-ジクロロベンゾニトリル(別名 ジクロベニル) |
| 146 | 2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名 ジチアノン) |
| 147 | 1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名 イソプロチオラン) |
| 149 | ジチオリン酸S-2-(エチルチオ)エチル-0,0-ジメチル(別名 チオメトン) |
| 150 | ジチオリン酸O-エチル-0-(4-メチルチオフェニル)-S-n-プロピル(別名 スルプロホス) |
| 151 | ジチオリン酸O,0-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名 エチルチオメトン) |
| 152 | ジチオリン酸O,0-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリニル)メチル](別名 ホサロン) |
| 154 | ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-0,0-ジメチル(別名 メチダチオン) |
| 156 | ジチオリン酸O,0-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル](別名 ジメトエート) |
| 157 | ジニトロトルエン |
| 158 | 2,4-ジニトロフェノール |
| 159 | ジフェニルアミン |
| 160 | 2-(ジ-n-ブチルアミノ)エタノール |
| 161 | N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名 カルボスルファン) |
| 162 | ジプロモテトラフルオロエタン(別名 ハロン-2402) |

| 政令番号 | 物質名 |
|------|--|
| 163 | 2,6-ジメチルアニリン |
| 164 | 3,4-ジメチルアニリン |
| 165 | N,N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル(別名 フェノチオカルブ) |
| 167 | ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名 トリクロルホン) |
| 168 | 1,1'-ジメチル-4,4'-ビビリジニウム塩(次号に掲げるものを除く。) |
| 169 | 1,1'-ジメチル-4,4'-ビビリジニウム=ジクロリド(別名 パラコート) |
| 170 | N-(1,2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカルバミン酸S-ベンジル(別名 エスプロカルブ) |
| 171 | 3,3'-ジメチルベンジジン(別名 o-トリジン) |
| 173 | 2-[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル(別名 フェントエート) |
| 179 | ダイオキシシン類 |
| 180 | 2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン(別名 ダゾメット) |
| 182 | チオフェノール |
| 183 | チオりん酸0-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-0-エチル-S-プロピル(別名 ピラクロホス) |
| 184 | チオりん酸0-4-シアノフェニル-0,0-ジメチル(別名 シアノホス) |
| 185 | チオりん酸0,0-ジエチル-0-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名 ダイアジノン) |
| 186 | チオりん酸0,0-ジエチル-0-(6-オキソ-1-フェニル-1,6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)(別名 ピリダフェンチオン) |
| 187 | チオりん酸0,0-ジエチル-0-2-キノキサリニル(別名 キナルホス) |
| 188 | チオりん酸0,0-ジエチル-0-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)(別名 クロルピリホス) |
| 190 | チオりん酸0-2,4-ジクロロフェニル-0,0-ジエチル(別名 ジクロフェンチオン) |
| 191 | チオりん酸0,0-ジメチル-S-[2-[1-(N-メチルカルバモイル)エチルチオ]エチル](別名 パミドチオン) |
| 194 | チオりん酸0-3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル-0,0-ジメチル(別名 クロルピリホスメチル) |
| 195 | チオりん酸0-4-ブロモ-2-クロロフェニル-0-エチル-S-プロピル(別名 プロフェノホス) |
| 196 | チオりん酸S-ベンジル-0,0-ジイソプロピル(別名 イプロベンホス) |
| 201 | テトラクロロジフルオロエタン(別名 CFC-112) |
| 202 | テトラヒドロメチル無水フタル酸 |
| 203 | テトラフルオロエチレン |
| 206 | テレフタル酸ジメチル |
| 208 | トリクロロアセトアルデヒド |
| 212 | 2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン |
| 213 | トリクロロトリフルオロエタン(別名 CFC-113) |
| 215 | 2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名 ケルセン) |
| 216 | (3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸(別名 トリクロピル) |
| 218 | 1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン |
| 219 | 2,4,6-トリニトロトルエン |
| 220 | , , -トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロピル-p-トルイジン(別名 トリフルラリン) |
| 221 | 2,4,6-トリプロモフェノール |
| 222 | トリプロモメタン(別名 プロモホルム) |
| 223 | 3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール |
| 225 | o-トルイジン |
| 228 | 2,4-トルエンジアミン |
| 229 | 2-(2-ナフチルオキシ)プロピオンアニリド(別名 ナプロアニリド) |
| 233 | ニトリロ三酢酸 |
| 234 | p-ニトロアニリン |
| 235 | ニトログリコール |
| 236 | ニトログリセリン |
| 237 | p-ニトロクロロベンゼン |
| 238 | N-ニトロソジフェニルアミン |
| 239 | p-ニトロフェノール |
| 240 | ニトロベンゼン |
| 244 | ピクリン酸 |
| 245 | 2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン(別名 シメトリン) |
| 247 | 3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン(別名 クロフェンチジン) |
| 248 | ビス(ジチオりん酸)S,S'-メチレン-0,0,0',0'-テトラエチル(別名 エチオン) |
| 255 | 4-ビニル-1-シクロヘキセン |
| 256 | 2-ビニルピリジン |
| 257 | 1-(4-ピフェニルオキシ)-3,3-ジメチル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-ブタノール(別名 ビテルタノール) |
| 260 | ピロカテコール(別名 カテコール) |

| 政令番号 | 物質名 |
|------|---|
| 261 | フェニルオキシラン |
| 262 | o-フェニレンジアミン |
| 263 | p-フェニレンジアミン |
| 265 | p-フェネチジン |
| 267 | 3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名 ペルメトリン) |
| 271 | フタル酸ジ-n-ヘプチル |
| 274 | 2-tert-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン(別名 プロロフェジン) |
| 275 | N-tert-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド(別名 テブフェノジド) |
| 277 | ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名 シハロホップブチル) |
| 279 | 2-(4-tert-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフイット(別名 プロバルギット) |
| 280 | 2-tert-ブチル-5-(4-tert-ブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン(別名 ビリダベン) |
| 284 | N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体(別名 プロビネブ) |
| 285 | プロモクロロジフルオロメタン(別名 ハロン-1211) |
| 286 | プロモトリフルオロメタン(別名 ハロン-1301) |
| 287 | 2-ブロモプロパン |
| 289 | ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサソ(別名 酸化フェンブタスズ) |
| 290 | 1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロビスクロ[2.2.1]-5-ヘプテン-2,3-ジカルボン酸(別名 クロレンド酸) |
| 291 | 6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド(別名 エンドスルファン) |
| 292 | ヘキサメチレンジアミン |
| 293 | ヘキサメチレン=ジイソシアネート |
| 294 | ベリリウム及びその化合物 |
| 296 | ベンジリデン=ジクロリド |
| 297 | ベンジル=クロリド(別名 塩化ベンジル) |
| 300 | 1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物 |
| 301 | 2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド(別名 メフェナセツ) |
| 302 | ペンタクロロニトロベンゼン(別名 キントゼン) |
| 303 | ペンタクロロフェノール |
| 306 | ポリ塩化ビフェニル(別名 PCB) |
| 312 | 無水フタル酸 |
| 316 | メタクリル酸2,3-エポキシプロピル |
| 317 | メタクリル酸2-(ジエチルアミノ)エチル |
| 318 | メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル |
| 319 | メタクリル酸n-ブチル |
| 321 | メタクリロニトリル |
| 322 | (Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピリジニルヒドラゾン(別名 フェリムゾン) |
| 323 | N-メチルアニリン |
| 325 | N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル(別名 イソプロカルブ) |
| 326 | N-メチルカルバミン酸2-イソプロポキシフェニル(別名 プロポキスル) |
| 327 | N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名 カルボフラン) |
| 328 | N-メチルカルバミン酸3,5-ジメチルフェニル(別名 XMC) |
| 329 | N-メチルカルバミン酸1-ナフチル(別名 カルバリル) |
| 331 | メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート(別名 ハロスルフロメチル) |
| 332 | 3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザペンタ-1,4-ジエン(別名 アミトラス) |
| 335 | -メチルスチレン |
| 336 | 3-メチルピリジン |
| 337 | S-1-メチル-1-フェニルエチル=ビベリジン-1-カルボチオアート(別名 ジメビベレート) |
| 339 | 2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール |
| 341 | メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート |
| 342 | N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-tert-ブチルフェニル(別名 ピリプチカルブ) |
| 343 | 9-メトキシ-7H-フロ[3,2-g][1]ベンゾピラン-7-オン(別名 メトキサレン) |
| 344 | 2-メトキシ-5-メチルアニリン |
| 347 | リン酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジエチル(別名 クロルフェンビンホス) |
| 348 | リン酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジメチル(別名 ジメチルビンホス) |
| 349 | リン酸1,2-ジブromo-2,2-ジクロロエチル=ジメチル(別名 ナレド) |
| 351 | リン酸ジメチル=(E)-1-メチル-2-(N-メチルカルバモイル)ビニル(別名 モノクロトホス) |
| 352 | リン酸トリス(2-クロロエチル) |
| 354 | リン酸トリ-n-ブチル |

表 5 - 3 物質名の記入はあるが、取扱量が 1kg 未満であるためゼロであった対象化学物質

| 政令番号 | 物質名 | 事業者数 |
|------|---|------|
| 334 | 6-メチル-1,3-ジチオロ[4,5-b]キノキサリン-2-オン | <4 |
| 178 | セレン及びその化合物 | <4 |
| 199 | テトラクロロイソフタロニトリル | <4 |
| 278 | tert-ブチル=4-({[(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ)メチル)ベンゾアート | <4 |
| 14 | o-アニシジン | <4 |
| 56 | 1,2-エポキシプロパン | 6 |
| 134 | 1,3-ジクロロ-2-プロパノール | 7 |
| 155 | ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル | <4 |
| 209 | 1,1,1-トリクロロエタン | 10 |
| 249 | ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛 | <4 |
| 282 | N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド | <4 |
| 324 | メチル=イソチオシアネート | <4 |
| 340 | 4,4'-メチレンジアニリン | <4 |
| 353 | りん酸トリス(ジメチルフェニル) | <4 |

取扱量の多かった対象化学物質

取扱量の多かった上位 10 物質を図 5 - 4 及び表 5 - 4 に示す。最も取扱量の多かった対象化学物質は、エチレングリコールで 73,939t、トルエン 61,504t、キシレン 38,817t、
-カプロラクタム 20,328t の順であった。取扱量の上位 5 対象化学物質の全取扱量に占める割合は、85%、上位 10 物質では 95.3%であった。

エチレングリコールは、不凍液・凍結防止剤や印刷インキ、化学品原料などで取り扱われている。トルエン及びキシレンは、主に塗料や、希釈用シンナー、燃料などで取り扱われている。

なお、-カプロラクタムはごく限られた事業者が特に大きな取扱量の報告をしており、取扱量の定義の部分で齟齬が起こっている可能性もある。

図 5 - 4 取扱量上位 10 物質の取扱量

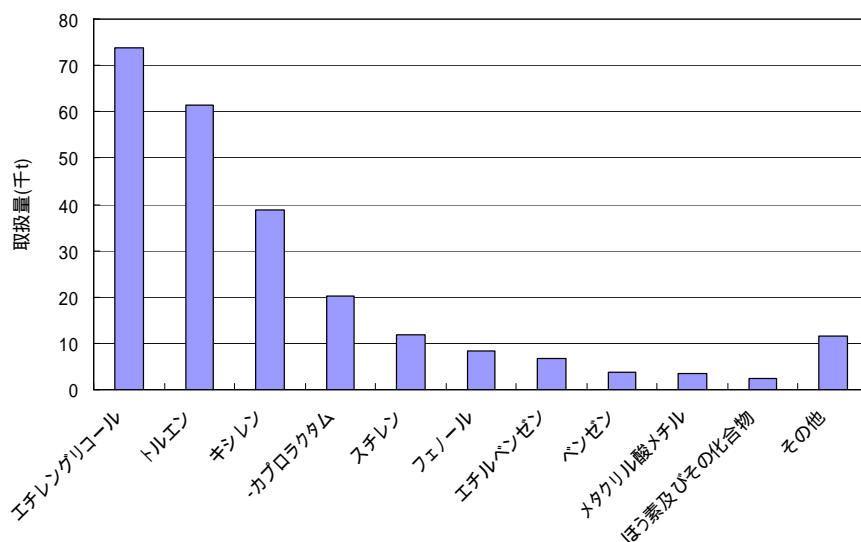


表 5 - 4 取扱量上位 10 物質の取扱量等

| 順位 | 政令 番号 | 物質名 | 延べ 事業者数 | 取扱量 (t) | 取扱量比率 (%) |
|----|----------|------------|------------|---------|--------------|
| 1 | 43 | エチレングリコール | 151 | 73,939 | 30.44% |
| 2 | 227 | トルエン | 763 | 61,504 | 25.32% |
| 3 | 63 | キシレン | 661 | 38,817 | 15.98% |
| 4 | 61 | -カプロラクタム | 1 | 20,328 | 8.37% |
| 5 | 177 | スチレン | 54 | 11,973 | 4.93% |
| 6 | 266 | フェノール | 51 | 8,432 | 3.47% |
| 7 | 40 | エチルベンゼン | 257 | 6,822 | 2.81% |
| 8 | 299 | ベンゼン | 146 | 3,641 | 1.50% |
| 9 | 320 | メタクリル酸メチル | 18 | 3,476 | 1.43% |
| 10 | 304 | ほう素及びその化合物 | 91 | 2,474 | 1.02% |
| | | その他 | 2,328 | 11,467 | 4.72% |
| | | 合計 | 4,521 | 242,874 | 100.00% |

取扱事業者の多かった対象化学物質

取扱事業者の多かった上位 10 物質を図 5 - 5 および表 5 - 5 に示す。対象化学物質について取扱量まで回答があった数は 4,521 事業者であり、そのうち、トルエンについては、763 事業者（16.88%）が取り扱っており、キシレンは 661 事業者（14.62%）が取り扱っていた。これらの物質については、主に燃料（ガソリン、灯油等）、塗料、希釈用シンナー、洗浄用シンナーなどの資材として幅広い業種の数多くの事業者で取り扱われていた。

エチルベンゼンについては、257 事業者（5.68%）が取り扱っていた。これは、主に燃料（ガソリン、灯油等）、塗料、希釈用シンナーなどの資材で取り扱われていた。

図 5 - 5 取扱事業者の多い上位 10 物質の事業者数

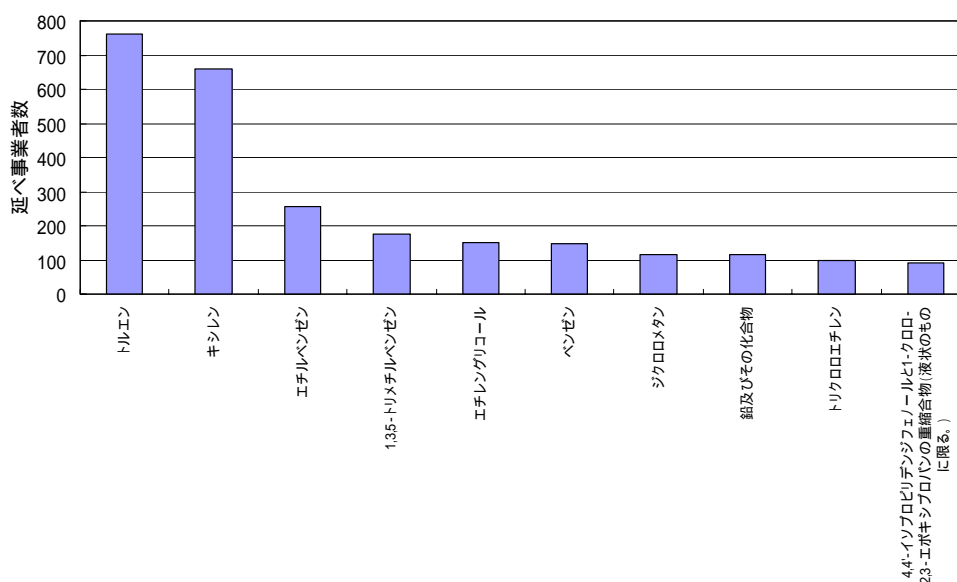


表 5 - 5 取扱事業者の多い上位 10 物質の事業者数

| 順位 | 政令番号 | 物質名 | 延べ事業者数 | 全事業者に対する割合 (%) |
|----|------|--|--------|----------------|
| 1 | 227 | トルエン | 763 | 16.88 |
| 2 | 63 | キシレン | 661 | 14.62 |
| 3 | 40 | エチルベンゼン | 257 | 5.68 |
| 4 | 224 | 1,3,5-トリメチルベンゼン | 174 | 3.85 |
| 5 | 43 | エチレングリコール | 151 | 3.34 |
| 6 | 299 | ベンゼン | 146 | 3.23 |
| 7 | 145 | ジクロロメタン | 116 | 2.57 |
| 8 | 230 | 鉛及びその化合物 | 115 | 2.54 |
| 9 | 211 | トリクロロエチレン | 99 | 2.19 |
| 10 | 30 | 4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物(液状のものに限る。) | 92 | 2.03 |
| | | その他 | 1,947 | 43.07 |
| | | 合計 | 4,521 | 100.00 |

1 事業者当たりの平均取扱量の多かった対象化学物質

1 事業者当たりの平均取扱量の多かった上位 10 物質を図 5 - 6 及び表 5 - 6 に示す。なお、上位 10 物質には、政令番号 50 の N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンと N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名 マンコゼブ)、61 の γ -カプロラクタム、295 のベンジリジン=トリクロリドが入っているが、回答数が 4 事業者未満であるため図 5 - 6 には入れていない。

取扱量でも上位であったエチレングリコールは、主に不凍液・凍結防止剤の資材のほか、化学品原料、印刷インキなどの資材で広く利用されていた。スチレンは、一般にポリスチレン樹脂・合成ゴム原料などで利用され、本調査においても化学品原料の資材で用いられていた。また、メタクリル酸メチルは、一般にアクリル樹脂・塗料・接着剤原料で利用され、本調査においても接着剤の資材で多く用いられていた。

図 5 - 6 1 事業者当たりの平均取扱量の多い上位 10 物質の平均取扱量

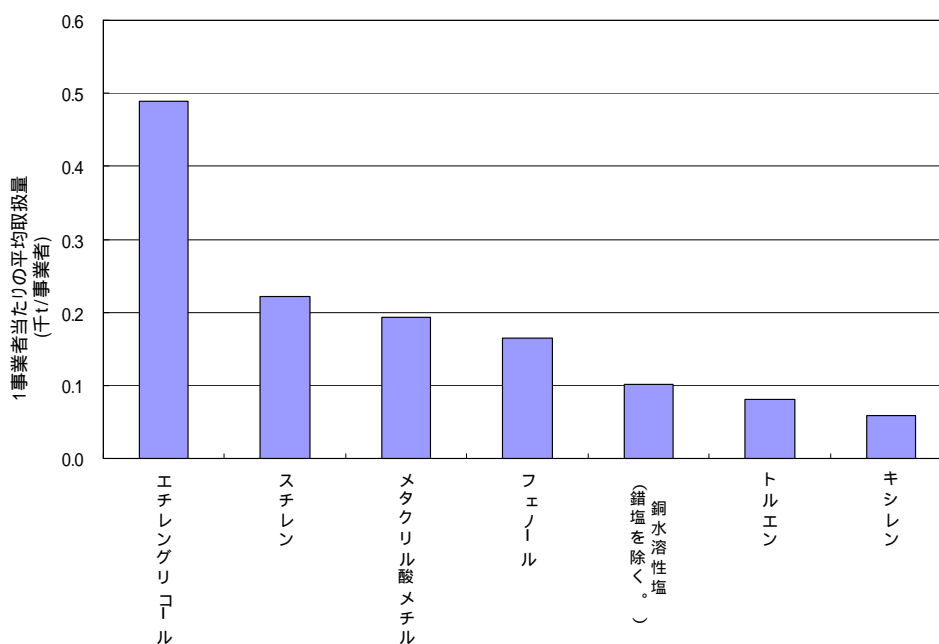


表 5 - 6 1 事業者当たりの平均取扱量の多い上位 10 物質の平均取扱量等

| 順位 | 政令 番号 | 物質名 | 延べ事業 者数 | 取扱量 (千t) | 1事業者当たり の平均取扱量 (千t) |
|----|----------|---|------------|-------------|---------------------------|
| 1 | 43 | エチレングリコール | 151 | 74 | 0.49 |
| 2 | 177 | スチレン | 54 | 12 | 0.22 |
| 3 | 320 | メタクリル酸メチル | 18 | 3 | 0.19 |
| 4 | 266 | フェノール | 51 | 8 | 0.17 |
| 5 | 207 | 銅水溶性塩（錯塩を除く。） | 17 | 2 | 0.10 |
| 6 | 227 | トルエン | 763 | 62 | 0.08 |
| 7 | 63 | キシレン | 661 | 39 | 0.06 |
| 8 | 61 | -カプロラクタム | <4 | 20 | - |
| 9 | 50 | N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン とN,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の 錯化合物* (別名マンコゼブ) | <4 | 1 | - |
| 10 | 295 | ベンジリジン=トリクロリド | <4 | 0.4 | - |
| | | その他 | 2803 | 22 | 0.01 |
| 合計 | | | 4,521 | 243 | 0.05 |

(2)業種ごとの集計結果

対象化学物質の取扱量が多かった上位 10 業種を図 5 - 7 及び表 5 - 7 に示す。最も取扱量が多かった業種は倉庫業で、全取扱量の約 48.6%の 118,014t、次いで飲料・たばこ・飼料製造業 82,723t、化学工業 25,035t の順である。

なお、倉庫業及び飲料・たばこ・飼料製造業では、一部のごく限られた事業者で大量の取り扱いがあり、これが上位に位置付けられている主たる要因である。取り扱われている物質も、特定の限られた物質となっている。

図 5 - 7 業種ごとの対象化学物質の取扱量上位 10 業種

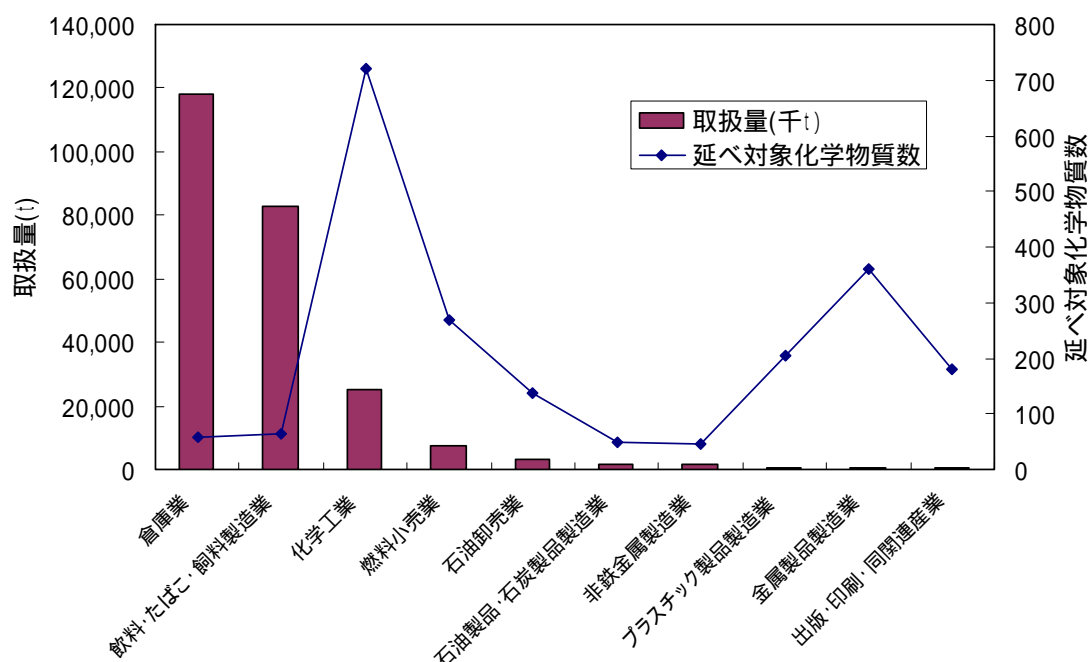


表 5 - 7 業種ごとの対象化学物質の取扱量上位 10 業種

| 順位 | 業種コード | 業種名 | 事業者数 | 延べ対象化学物質数 | 物質数(種類) | 取扱量(t) |
|-----|-------|--------------|-------|-----------|---------|---------|
| 1 | 4400 | 倉庫業 | 9 | 57 | 24 | 118,014 |
| 2 | 1300 | 飲料・たばこ・飼料製造業 | 21 | 64 | 27 | 82,723 |
| 3 | 2000 | 化学工業 | 150 | 722 | 93 | 25,035 |
| 4 | 5930 | 燃料小売業 | 66 | 268 | 6 | 7,376 |
| 5 | 5132 | 石油卸売業 | 39 | 137 | 30 | 3,278 |
| 6 | 2100 | 石油製品・石炭製品製造業 | 29 | 48 | 17 | 1,808 |
| 7 | 2700 | 非鉄金属製造業 | 22 | 45 | 21 | 1,789 |
| 8 | 2200 | プラスチック製品製造業 | 58 | 206 | 48 | 560 |
| 9 | 2800 | 金属製品製造業 | 90 | 361 | 44 | 392 |
| 10 | 1900 | 出版・印刷・同関連産業 | 51 | 179 | 33 | 335 |
| その他 | | | 789 | 2,434 | 610 | 1,565 |
| 合計 | | | 1,324 | 4,521 | 953 | 242,874 |

図5 - 8に取扱量上位10業種について業種ごとの対象化学物質の取扱量割合を示す。

また、業種ごとの対象化学物質の含まれる取扱い資材等について、本調査の取扱い資材に関する設問で得られた回答結果を記載する。

ア．倉庫業

倉庫業で多く取り扱われている対象化学物質は、エチレングリコール、 γ -カプロラクタム、スチレンであった。

取扱い資材については、エチレングリコールは化学品原料（重合・合成原料）、印刷インキとし、 γ -カプロラクタム及びスチレンは化学品原料（重合・合成原料）とする回答が主であった。

イ．飲料・たばこ・飼料製造業

飲料・たばこ・飼料製造業で多く取り扱われている対象化学物質は、トルエン、キシレン、エチルベンゼンであった。

取扱い資材については、すべて燃料とする回答であった。

ウ．化学工業

化学工業で多く取り扱われている対象化学物質は、エチレングリコール、トルエン、ほう素及びその化合物であった。

取扱い資材については、エチレングリコール及びほう素及びその化合物は化学品原料が主であり、トルエンは化学品原料のほか、塗料とする回答があった。

エ．燃料小売業

燃料小売業で多く取り扱われている対象化学物質は、トルエン、キシレン、エチルベンゼンであった。

これらの対象化学物質は、一般的に、ガソリン又は灯油等に含まれている成分であると考えられ、本調査の取扱い資材においても、燃料とする回答であった。

オ．石油卸売業

石油卸売業で多く取り扱われている対象化学物質は、トルエン、キシレン、エチルベンゼンであった。

これらの対象化学物質は、一般的に、ガソリン又は灯油等に含まれている成分であると考えられ、本調査の取扱い資材においても、燃料とする回答であった。

カ．石油製品・石炭製品製造業

石油製品・石炭製品製造業で多く取り扱われている対象化学物質は、ジクロロ

メタン(別名 塩化メチレン)、トリクロロエチレン、トルエンであった。

取扱い資材については、ジクロロメタン(別名 塩化メチレン) 及びトリクロロエチレンは工業用洗浄剤、反応溶剤・抽出溶剤とする回答が主であった。トルエンは、塗料、洗浄用シンナーとする回答が主であった。

キ．非鉄金属製造業

非鉄金属製造業で多く取り扱われている対象化学物質は、鉛及びその化合物、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)、クロロエチレン(別名 塩化ビニル)であった。

取扱い資材については、鉛及びその化合物は電池・電子材料、化学品原料(調合・混合・小分け用)とする回答が主であった。フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)及びクロロエチレン(別名 塩化ビニル)は化学品原料とする回答であった。

ク．プラスチック製品製造業

プラスチック製品製造業で多く取り扱われている対象化学物質は、スチレン、トルエン、アンチモン及びその化合物であった。

取扱い資材については、スチレンは化学品原料(重合・合成原料)とする回答が主であった。トルエンは塗料、印刷インキ、接着剤、希釈用シンナー、洗浄用シンナーなど多様な資材で扱われていた。アンチモン及びその化合物は染料・顔料とする回答が主であった。

ケ．金属製品製造業

金属製品製造業で多く取り扱われている対象化学物質は、トリクロロエチレン、亜鉛の水溶性化合物、ニッケル化合物であった。

取扱い資材については、トリクロロエチレンは工業用洗浄剤が主であり、亜鉛の水溶性化合物及びニッケル化合物はメッキ薬剤・電極とする回答が主であった。

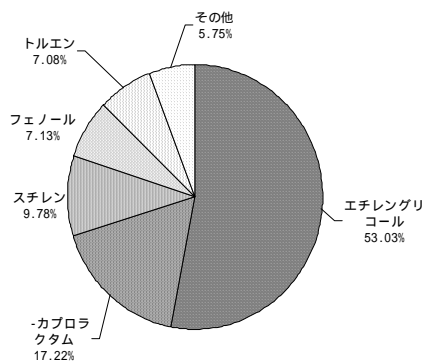
コ．出版・印刷・同関連産業

出版・印刷・同関連産業で多く取り扱われている対象化学物質は、トルエン、メタクリル酸、ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)であった。

取扱い資材については、トルエンは印刷インキ、希釈用シンナーとする回答が主であった。メタクリル酸は化学品原料(重合・合成原料)が主であり、ジクロロメタン(別名 塩化メチレン) 印刷インキ、洗浄用シンナーとする回答が主であった。

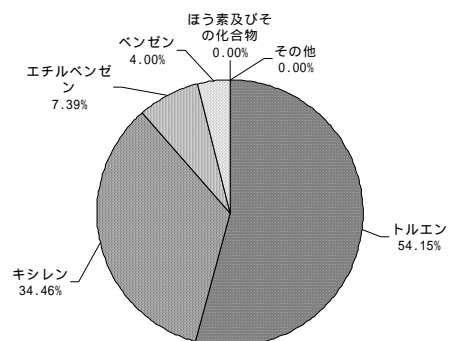
図5 - 8 業種ごとの対象化学物質の取扱量割合（上位10業種）

ア



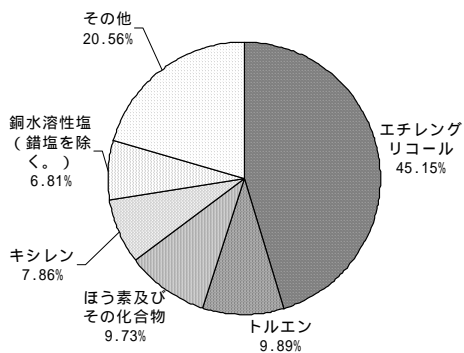
倉庫業：118,014(t)

イ



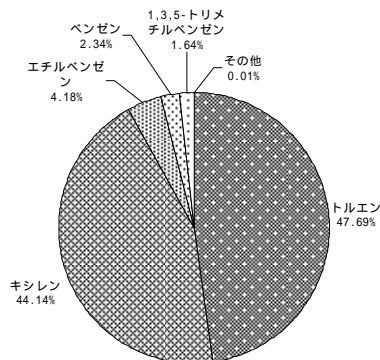
飲料・たばこ・飼料製造業：82,723(t)

ウ



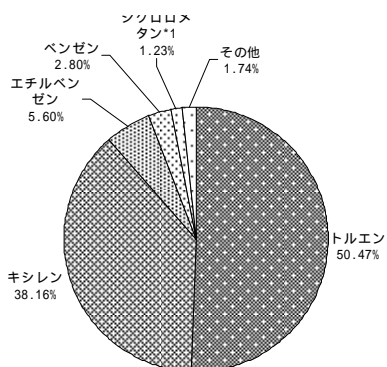
化学工業：25,053(t)

エ



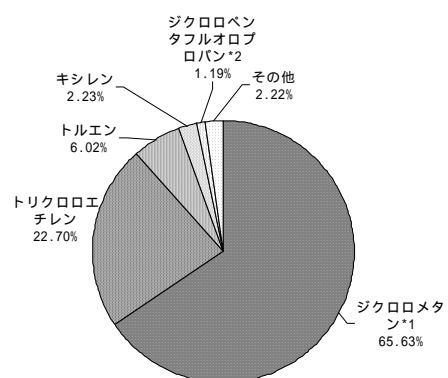
燃料小売業：7,376(t)

オ



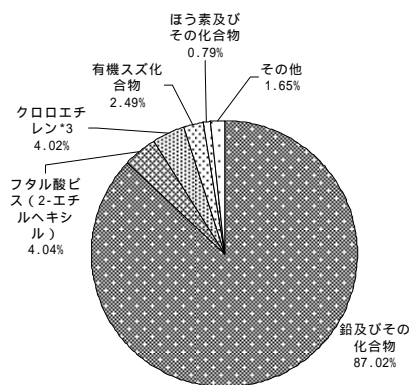
石油卸売業：3,278(t)

カ



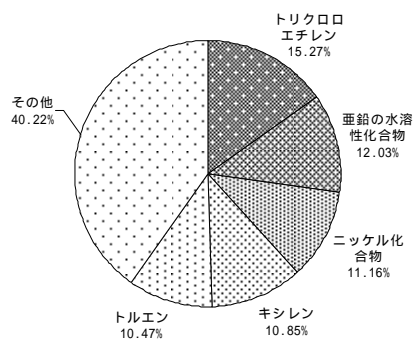
石油製品・石炭製品製造業：1,808(t)

キ



非鉄金属製造業：1,789(t)

ケ



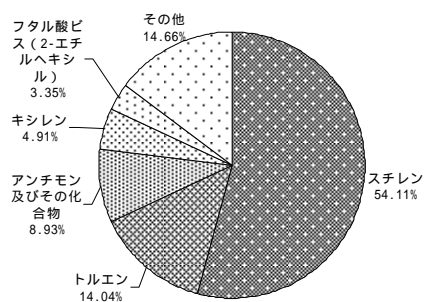
金属製品製造業：392(t)

*1 塩化メチレン

*2 HCFC-225

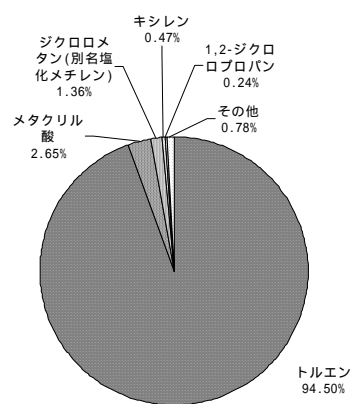
*3 塩化ビニル

ク



プラスチック製品製造業：560(t)

コ



出版・印刷・同関連産業：335(t)

(3)取扱量ごとの集計結果

取扱い区分ごとの取扱対象化学物質数、累積取扱い比率等

表5 - 8に対象化学物質（特定第一種指定化学物質は除く）及び表5 - 9に特定第一種指定化学物質について、その取扱い区分（9区分）ごとの延べ対象化学物質数、取扱い量、取扱い比率及び累積取扱い比率を示す。取扱い量の区分が大きくなるにしたがい、区分ごとの取扱量は多くなり、延べ対象化学物質数は少なくなる傾向が見られた。

図5 - 9に対象化学物質（特定第一種指定化学物質は除く）及び図5 - 10に特定第一種指定化学物質の延べ対象化学物質数及び累積取扱い比率を示す。対象化学物質（特定第一種指定化学物質は除く）（図5 - 9）の場合、取扱い区分の10,000t以上で総取扱い量の70.31%、100t以上で96.58%、5t以上で99.56%、1t以上で99.87%をカバーしていた。また特定第一種指定化学物質（図5 - 10）に関しては、取扱い区分の1,000t以上で総取扱い量の77.20%、100t以上で87.14%、0.5t以上で99.82%をカバーしていた。

図 5 - 9 取扱い量ごとの延べ対象化学物質数及び累積取扱い比率
（対象化学物質（特定第一種指定化学物質を除く））

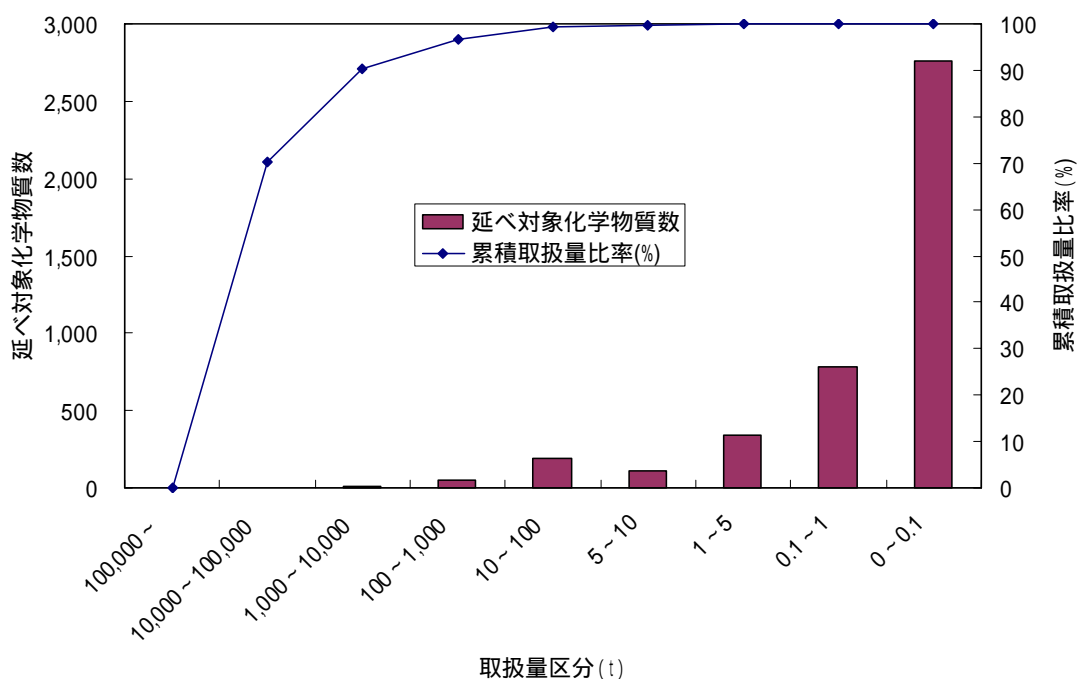


表 5 - 8 取扱量ごとの延べ対象化学物質数及び累積取扱量比率等
 (対象化学物質(特定第一種指定化学物質を除く))

| 取扱量区分(t) | 延べ対象化学物質数 | 取扱量(t) | 取扱量比率(%) | 累積取扱量比率(%) |
|----------------|-----------|---------|----------|------------|
| 100,000~ | - | - | 0.00 | 0.00 |
| 10,000~100,000 | 5 | 167,760 | 70.31 | 70.31 |
| 1,000~10,000 | 14 | 47,949 | 20.10 | 90.41 |
| 100~1,000 | 50 | 14,726 | 6.17 | 96.58 |
| 10~100 | 186 | 6,318 | 2.65 | 99.23 |
| 5~10 | 107 | 778 | 0.33 | 99.56 |
| 1~5 | 339 | 741 | 0.31 | 99.87 |
| 0.1~1 | 785 | 283 | 0.12 | 99.99 |
| 0~0.1 | 2,755 | 35 | 0.01 | 100.00 |
| 総計 | 4,241 | 238,590 | 100.00 | - |

図 5 - 10 取扱量区分ごとの延べ対象化学物質数及び累積取扱量比率
(特定第一種指定化学物質)

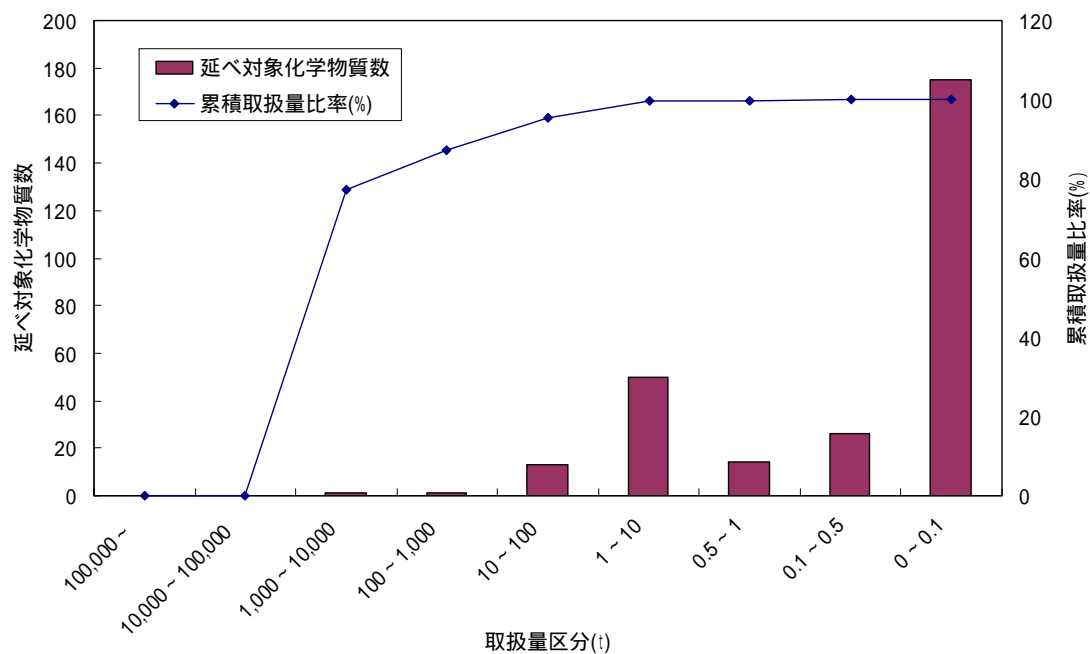


表 5 - 9 取扱量区分ごとの延べ対象化学物質数及び累積取扱量比率等
(特定第一種指定化学物質)

| 取扱量区分 (t) | 延べ対象化学物質数 | 取扱量 (千 t) | 取扱量比率 (%) | 累積事業者数比率 (%) |
|------------------|-----------|-----------|-----------|--------------|
| 100,000 ~ | - | - | 0.00 | 0.00 |
| 10,000 ~ 100,000 | - | - | 0.00 | 0.00 |
| 1,000 ~ 10,000 | 1 | 3.31 | 77.20 | 77.20 |
| 100 ~ 1,000 | 1 | 0.43 | 9.94 | 87.14 |
| 10 ~ 100 | 13 | 0.35 | 8.16 | 95.30 |
| 1 ~ 10 | 50 | 0.18 | 4.28 | 99.58 |
| 0.5 ~ 1 | 14 | 0.01 | 0.24 | 99.82 |
| 0.1 ~ 0.5 | 26 | 0.01 | 0.14 | 99.96 |
| 0 ~ 0.1 | 175 | 0.00 | 0.04 | 100.00 |
| 合計 | 280 | 4.28 | 100.00 | - |

取扱量区分ごとの事業者数、累積事業者数比率等

PRTR 制度においては、事業者における対象化学物質の取扱量が 1t(特定第一種指定化学物質の場合は 0.5t) 以上の場合に、当該事業者は、当該対象化学物質について届出の対象となる。

ここでは、本調査において回答のあった事業者について、取り扱っている対象化学物質のうち最大の取扱量を 9 区分し、その区分ごとに事業者数を整理した。取扱量の多い区分から累積した事業者数は、届出対象事業所の総数の目安になる。

表 5 - 10、表 5 - 11 にそれぞれ対象化学物質(特定第一種指定化学物質は除く)及び特定第一種指定化学物質に関して、取扱量区分(9 区分)ごとの事業者数、累積事業者数及び累積事業者数比率を示す。

対象化学物質(特定第一種指定化学物質は除く)については、5t 以上の事業者数は 227(全体の 17.5%)であり、1t 以上の事業者数は 412(全体の 31.7%)であった。また、特定第一種指定化学物質の場合、0.5t 以上の事業者数は 101(全体の 40.7%)であった。

図 5 - 11、図 5 - 12 は、それぞれ対象化学物質(特定第一種指定化学物質は除く)及び特定第一種指定化学物質に関して、取扱量区分(9 区分)ごとの事業者数及び累積事業者数比率を示したものである。

図 5 - 11 取扱量区分ごとの事業者及び累積事業者数比率(対象化学物質(特定第一種指定化学物質を除く))

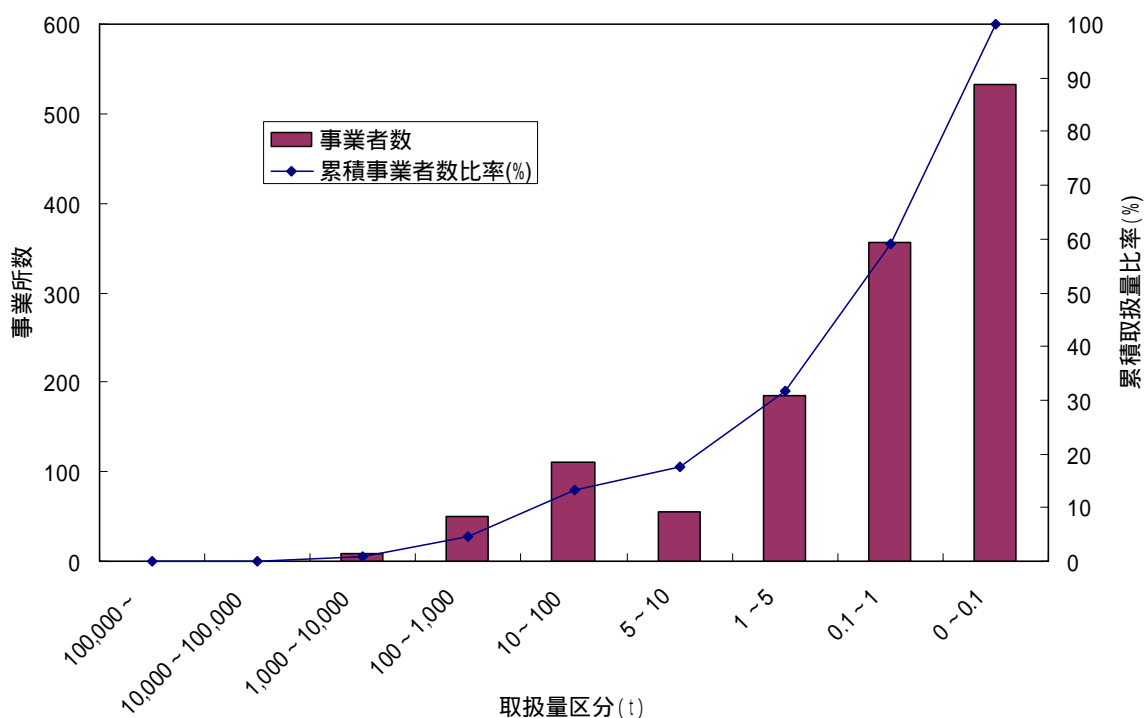


表 5 - 10 取扱量区分ごとの事業者数及び累積事業者数比率等(対象化学物質(特定第一種指定化学物質を除く))

| 取扱量区分(t) | 事業者数 | 累積事業者数 | 累積事業者数比率(%) |
|----------------|-------|--------|-------------|
| 100,000~ | <1 | <1 | 0.08 |
| 10,000~100,000 | <1 | <1 | 0.08 |
| 1,000~10,000 | 8 | 10 | 0.77 |
| 100~1,000 | 51 | 61 | 4.69 |
| 10~100 | 111 | 172 | 13.22 |
| 5~10 | 55 | 227 | 17.45 |
| 1~5 | 185 | 412 | 31.67 |
| 0.1~1 | 356 | 768 | 59.03 |
| 0~0.1 | 533 | 1,301 | 100.00 |
| 総計 | 1,301 | - | - |

図 5 - 12 取扱量区分ごとの事業者数及び累積事業者数比率(特定第一種指定化学物質)

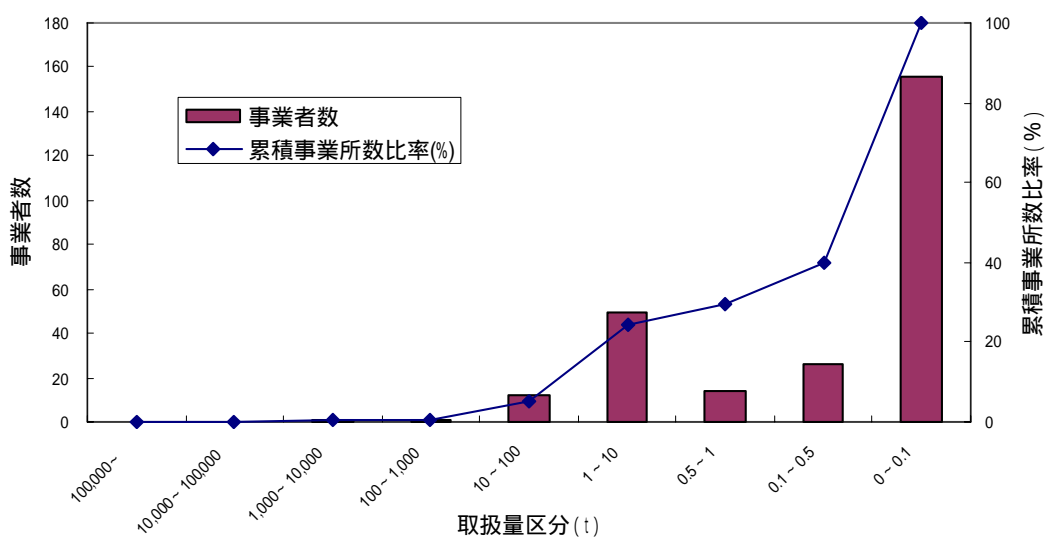


表 5 - 11 取扱量区分ごとの事業者数及び累積事業者数比率等(特定第一種指定化学物質のみを取り扱っている事業者に限る)

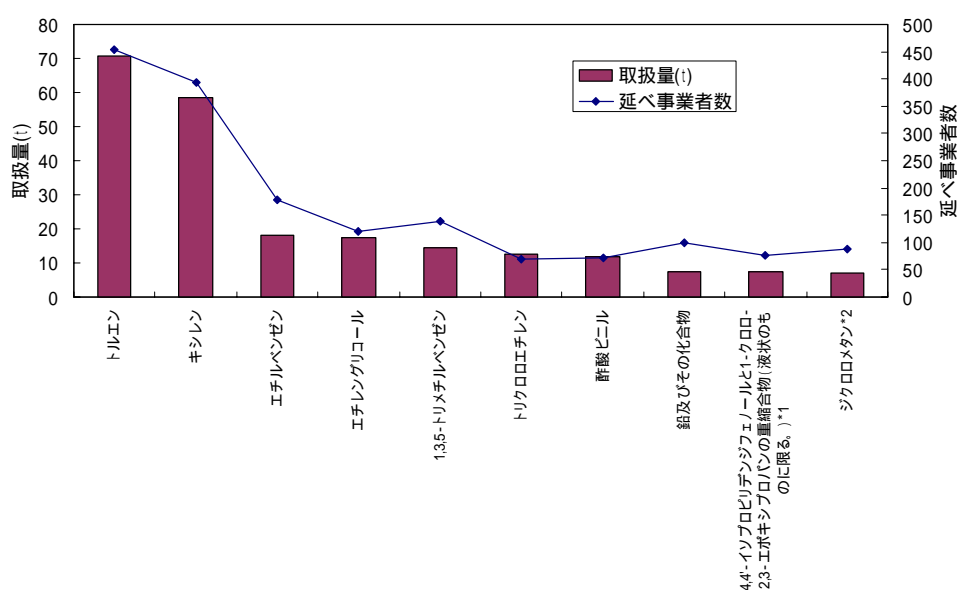
| 取扱量区分(t) | 事業者数 | 累積事業者数 | 累積事業者数比率(%) |
|----------------|------|--------|-------------|
| 100,000~ | - | - | 0.00 |
| 10,000~100,000 | - | - | 0.00 |
| 1,000~10,000 | 1 | 1 | 0.40 |
| 100~1,000 | 1 | 2 | 0.81 |
| 10~100 | 12 | 14 | 5.65 |
| 1~10 | 48 | 62 | 25.00 |
| 0.5~1 | 14 | 76 | 30.65 |
| 0.1~0.5 | 25 | 101 | 40.73 |
| 0~0.1 | 147 | 248 | 100.00 |
| 合計 | 248 | - | - |

少量取扱量の対象化学物質の取扱量、事業者数等

イ) 取扱量1t未満の対象化学物質

図5 - 13及び表5 - 12に事業者における取扱量が1t未満の対象化学物質（特定第一種指定化学物質は除く）の上位10物質の取扱量及び事業者数を示す。取扱量1t未満の対象化学物質のうち、取扱量の多い対象化学物質はトルエン（71t）、キシレン（58t）、エチルベンゼン（18t）等であった。

図5 - 13 取扱量 1t 未満の対象化学物質（特定第一種指定化学物質は除く）の上位 10 物質の取扱量及び事業者数



*1 別名 ビスフェノールA型エポキシ樹脂(液状のものに限る。)

*2 別名 塩化メチレン

表5 - 12 取扱量 1t 未満の対象化学物質（特定第一種指定化学物質は除く）の上位 10 物質の取扱量及び事業者数等

| 順位 | 政令番号 | 物質名 | 延べ事業者数 | 1事業者当たりの平均取扱量(t) | 取扱量(t) |
|-----|------|--|--------|------------------|--------|
| 1 | 227 | トルエン | 453 | 0.156 | 71 |
| 2 | 63 | キシレン | 394 | 0.148 | 58 |
| 3 | 40 | エチルベンゼン | 178 | 0.101 | 18 |
| 4 | 43 | エチレンジグリコール | 121 | 0.144 | 17 |
| 5 | 224 | 1,3,5-トリメチルベンゼン | 140 | 0.102 | 14 |
| 6 | 211 | トリクロロエチレン | 69 | 0.182 | 13 |
| 7 | 102 | 酢酸ビニル | 71 | 0.168 | 12 |
| 8 | 230 | 鉛及びその化合物 | 99 | 0.076 | 8 |
| 9 | 30 | 4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物(液状のものに限る。)(別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂(液状のものに限る。)) | 76 | 0.098 | 7 |
| 10 | 145 | ジクロロメタン(別名 塩化メチレン) | 87 | 0.081 | 7 |
| その他 | | | 1,852 | 0.048 | 88 |
| 合計 | | | 3,540 | 0.089 | 313 |

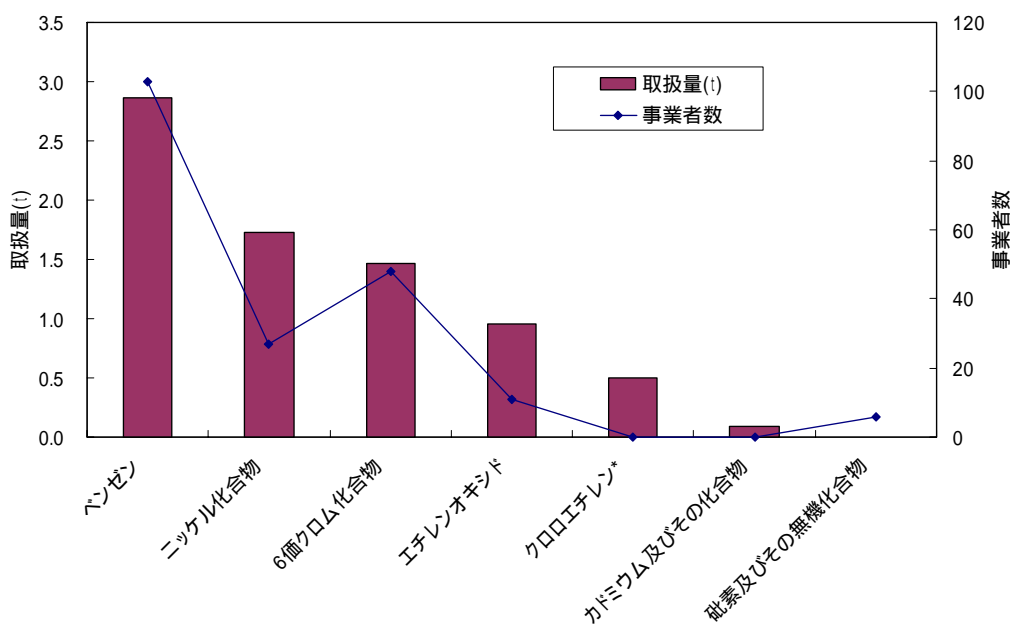
ロ) 取扱量0.5t未満の特定第一種指定化学物質

図5 - 14及び表5 - 13に事業者における取扱量が0.5t未満の特定第一種指定化学物質の取扱量及び事業者数を示す。

取扱量の多い対象化学物質はベンゼン(2.9t)、ニッケル化合物(1.7t)、6価クロム化合物(1.5t)で、この3物質で全体の8割を占めていた。

また、1事業者当たりの平均取扱量は、エチレンオキシド(0.09t)ニッケル化合物(0.06t)が上位であった。なお、カドミウム及びその化合物、クロロエチレン(別名 塩化ビニル)については、回答数が4事業者未満であるため、表5 - 13に1事業者当たりの平均取扱量を記載していない。

図5 - 14 取扱量 0.5t 未満の特定第一種指定化学物質の取扱量及び事業者数



* 別名 塩化ビニル

表5 - 13 取扱量 0.5t 未満特定第一種指定化学物質の上位7物質の取扱量及び事業者数等

| 順位 | 政令番号 | 物質名 | 事業者数 | 1事業者当たりの平均取扱量(t) | 取扱量(t) |
|----|------|-------------------|------|------------------|--------|
| 1 | 299 | ベンゼン | 103 | 0.028 | 2.86 |
| 2 | 232 | ニッケル化合物 | 27 | 0.064 | 1.72 |
| 3 | 69 | 6価クロム化合物 | 48 | 0.031 | 1.46 |
| 4 | 42 | エチレンオキシド | 11 | 0.087 | 0.95 |
| 5 | 77 | クロロエチレン(別名 塩化ビニル) | <4 | - | 0.50 |
| 6 | 60 | カドミウム及びその化合物 | <4 | - | 0.09 |
| 7 | 252 | 砒素及びその無機化合物 | 6 | 0.001 | 0.01 |
| | | その他 | - | - | - |
| | | 総計 | 201 | 0.038 | 7.60 |

| 順位 | 政令番号 | 物質名 | 事業者数 | 1事業者当たり の平均取扱量(t) | 取扱量(t) |
|----|------|-------------------|------|----------------------|--------|
| 1 | 232 | ニッケル化合物 | 27 | 0.11 | 2.9 |
| 2 | 299 | ベンゼン | 104 | 0.02 | 1.7 |
| 3 | 69 | 6価クロム化合物 | 49 | 0.03 | 1.5 |
| 4 | 60 | カドミウム及びその化合物 | <4 | - | 1.0 |
| 5 | 252 | 砒素及びその無機化合物 | 6 | 0.08 | 0.5 |
| 6 | 42 | エチレンオキシド | 11 | 0.01 | 0.1 |
| 7 | 77 | クロロエチレン(別名 塩化ビニル) | <4 | - | 0.005 |
| | | その他 | - | - | - |
| | | 合計 | 197 | 0.037 | 8 |

業種ごとの少量取扱量（取扱量 1t 未満）対象化学物質の取扱量、物質数等

図 5 - 15 及び表 5 - 14 に、各事業者の取扱量が 1t（特定第一種指定化学物質については 0.5t）未満の対象化学物質について、業種ごとの取扱量を合計した上位 10 業種を示す。事業者において取扱量 1t（特定第一種指定化学物質については 0.5t）未満の対象化学物質を多く取り扱っている業種は化学工業、金属製品製造業等、燃料小売業であった。

図 5 - 15 業種ごとの取扱量 1t（特定第一種指定化学物質については 0.5t）未満の対象化学物質の取扱量及び延べ対象化学物質数

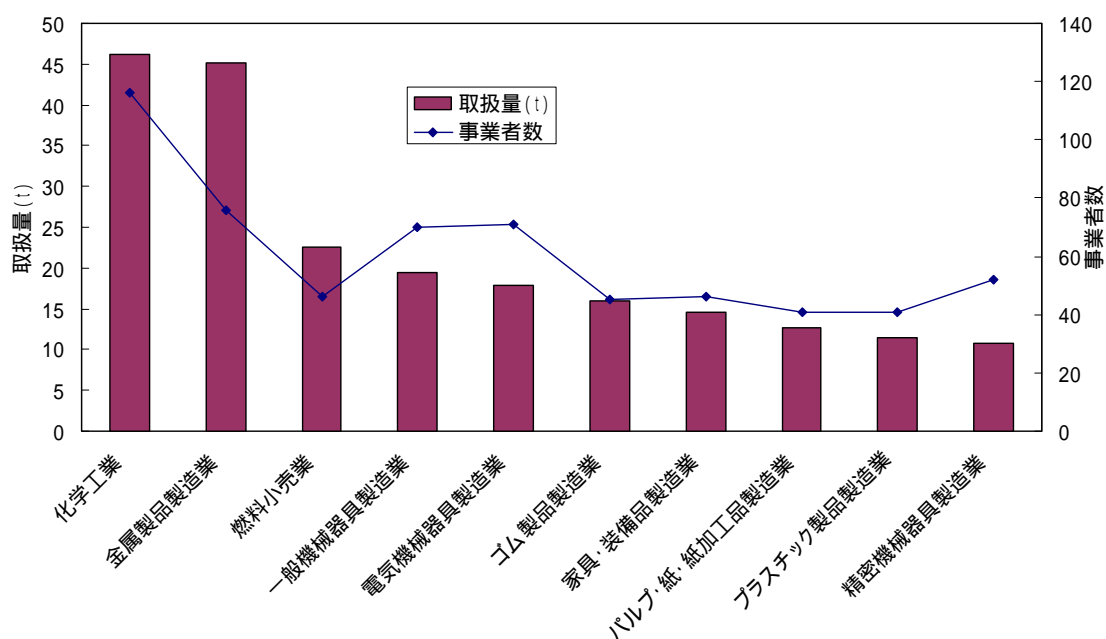


表 5 - 14 業種ごとの取扱量 1t（特定第一種指定化学物質については 0.5t）未満の対象化学物質の取扱量、延べ対象化学物質数等

| 順位 | 業種コード | 業種名 | 事業所数 | 延べ対象化学物質数 | 物質数(種類) | 取扱量(t) |
|----|-------|---------------|-------|-----------|---------|--------|
| 1 | 2000 | 化学工業 | 116 | 531 | 74 | 46 |
| 2 | 2800 | 金属製品製造業 | 76 | 281 | 44 | 45 |
| 3 | 5930 | 燃料小売業 | 46 | 109 | 6 | 23 |
| 4 | 2900 | 一般機械器具製造業 | 70 | 243 | 40 | 19 |
| 5 | 3000 | 電気機械器具製造業 | 71 | 201 | 52 | 18 |
| 6 | 2300 | ゴム製品製造業 | 45 | 132 | 28 | 16 |
| 7 | 1700 | 家具・装備品製造業 | 46 | 144 | 22 | 15 |
| 8 | 1800 | パルプ・紙・紙加工品製造業 | 41 | 138 | 23 | 13 |
| 9 | 2200 | プラスチック製品製造業 | 41 | 168 | 46 | 11 |
| 10 | 3200 | 精密機械器具製造業 | 52 | 159 | 36 | 11 |
| | | その他 | 533 | 1635 | 766 | 110 |
| | | 合計 | 1,137 | 3,741 | 1,137 | 327 |

(4)事業者の従業員数ごとの集計結果

表 5 - 15 に事業者の従業員数区分ごとの延べ対象化学物質数、事業者数、取扱量等を示す。図 5 - 16 に事業者の従業員数区分ごとの事業者数、事業者平均取扱物質数を、図 5 - 17 に事業者の従業員数区分ごとの事業者平均取扱量及び累積取扱量比率を示す。

図 5 - 16 より、事業者数は 20~11 人の区分でピークを示しており、次いで 1~10 人の区分となった。なお、本調査は、21 人未満の事業者を対象に調査を行ったため、21 以上の区分では事業者数は少なくなっている。また、1 事業者当たりの平均取扱物質数は、従業員数区分が 101~300 人の区分でピークとなった。なお、1 事業者当たりの平均取扱物質数については、従業員数区分が 20 人以下の 1 事業所当たりの平均取扱物質数は 3.3 物質、21 人以上では 4.2 物質であった。

一方、図 5 - 17 より、1 事業者当たりの平均取扱量は、従業員数 21~50 人の区分がピークを示している。

表 5 - 15 事業者の従業員数区分ごとの物質数、事業者数及び取扱量等

| 事業者従業員数区分(人) | 延べ対象化学物質数(1) | 事業者数(2) | 平均取扱物質数(1)/(2) | 1事業者当たりの平均取扱量(t)(3)/(2) | 1物質当たりの平均取扱量(t)(3)/(1) | 取扱量(t)(3) | 取扱量比率(%) | 累計取扱量比率(%) | |
|--------------|--------------|---------|----------------|-------------------------|------------------------|-----------|----------|------------|---|
| 301~ | - | - | - | - | - | - | 0.00 | 0.00 | |
| 101~300 | 9 | <4 | 9.0 | 4.2 | 13 | 13 | 0.01 | 0.01 | |
| 51~100 | 114 | 20 | 5.7 | 55 | 10 | 1,103 | 0.46 | 0.46 | |
| 21~50 | 679 | 169 | 4.0 | 556 | 138 | 94,020 | 38.85 | 39.31 | |
| 11~20 | 2171 | 621 | 3.5 | 221 | 63 | 137,099 | 56.65 | 95.95 | |
| 1~10 | 1406 | 476 | 3.0 | 3.3 | 21 | 9,790 | 4.05 | 100.00 | |
| 合計 | 4379 | 1287 | 3.4 | - | 188 | 55 | 242,025 | 100.00 | - |

事業者従業員数区分不明の分は下記に示した。

| | | | | | | | | | |
|----|-----|----|-----|---|-------|------|-----|---|---|
| 不明 | 142 | 42 | 3.4 | - | 20.20 | 5.97 | 848 | - | - |
|----|-----|----|-----|---|-------|------|-----|---|---|

図 5 - 16 事業者の従業員数区分ごとの事業者数及び平均取扱物質数

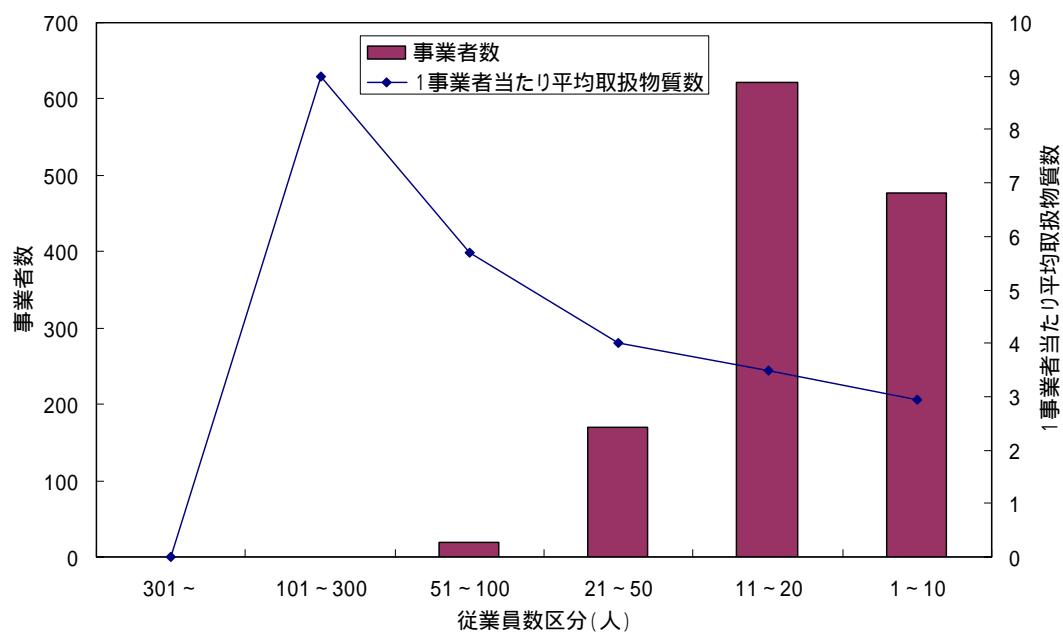
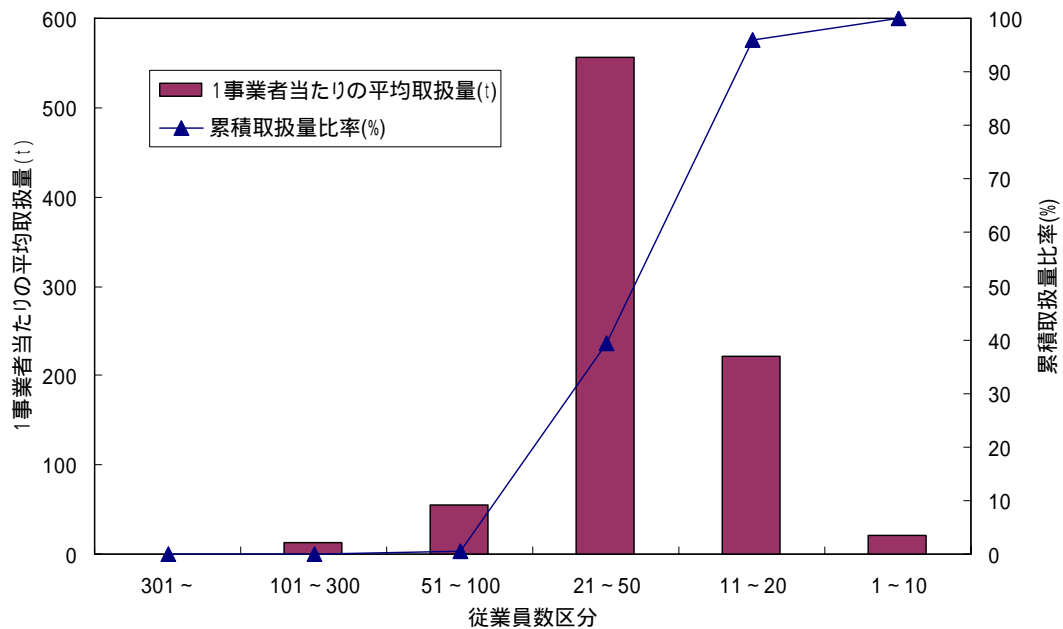


図 5 - 17 事業者の従業員数区分ごとの事業者の平均取扱量及び累積取扱量比率



(5)都道府県ごとの集計結果

図 5 - 18 に都道府県ごとの取扱量及び主要構成業種（上位 10 都道府県）を示し、表 5 - 16 に都道府県ごとの取扱量、業種別取扱量、取扱量比率等を示す。福井県では倉庫業の取扱量が 99.8%を、また岩手県では、飲料・たばこ・飼料製造業が 99.9%を占めており、いずれも 1 つの事業者が特に大きな取扱量の報告をしているため、取扱量の定義の部分で齟齬が起こっている可能性もある。これ以外の都道府県では、化学工業での取扱量が高い割合を占めている。

図 5 - 18 都道府県ごとの取扱量及び主要構成業種（上位 10 都道府県）

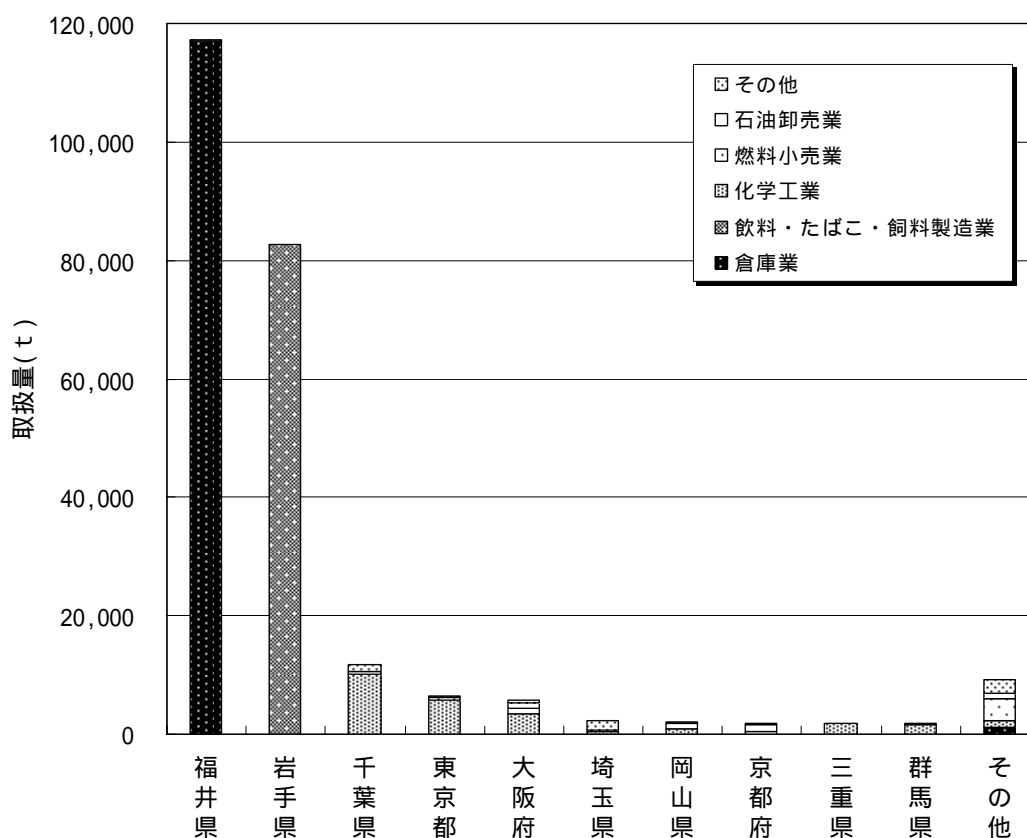


表 5 - 16 都道府県ごとの取扱量、業種別取扱量及び取扱量比率等

| 順位 | 事業者 都道府県 | 業種 | 倉庫業 | 飲料・たばこ ・飼料製造業 | 化学工業 | 燃料小売業 | 石油卸売業 | その他 | 合計(t) | 物質数 (延べ) | 物質数 (種類) |
|-----|-------------|--------|---------|------------------|--------|-------|-------|-------|---------|-------------|-------------|
| | | | | | | | | | | | |
| 1 | 福井県 | 取扱量(t) | 116,905 | - | 65 | 180 | - | 36 | 117,186 | 63 | 35 |
| | | 比率(%) | 99.76 | - | 0.06 | 0.15 | - | 0.03 | 100.00 | | |
| 2 | 岩手県 | 取扱量(t) | - | 82,721 | 0 | - | 0 | 74 | 82,795 | 67 | 30 |
| | | 比率(%) | - | 99.91 | 0.00 | - | 0.00 | 0.09 | 100.00 | | |
| 3 | 千葉県 | 取扱量(t) | 3 | 2 | 10,045 | 529 | 1 | 1,202 | 11,782 | 140 | 43 |
| | | 比率(%) | 0.02 | 0.01 | 85.26 | 4.49 | 0.01 | 10.20 | 100.00 | | |
| 4 | 東京都 | 取扱量(t) | - | - | 5,685 | 475 | 0 | 205 | 6,365 | 715 | 81 |
| | | 比率(%) | - | - | 89.32 | 7.46 | 0.00 | 3.22 | 100.00 | | |
| 5 | 大阪府 | 取扱量(t) | - | - | 3,418 | 959 | 866 | 430 | 5,674 | 484 | 67 |
| | | 比率(%) | - | - | 60.25 | 16.90 | 15.27 | 7.58 | 100.00 | | |
| 6 | 埼玉県 | 取扱量(t) | - | - | 436 | 188 | 0 | 1,735 | 2,358 | 322 | 64 |
| | | 比率(%) | - | - | 18.48 | 7.96 | 0.00 | 73.56 | 100.00 | | |
| 7 | 岡山県 | 取扱量(t) | 0 | - | 940 | 821 | 178 | 120 | 2,059 | 60 | 18 |
| | | 比率(%) | 0.00 | - | 45.65 | 39.88 | 8.65 | 5.81 | 100.00 | | |
| 8 | 京都府 | 取扱量(t) | - | 0 | 16 | 379 | 1,331 | 141 | 1,868 | 101 | 37 |
| | | 比率(%) | - | 0.00 | 0.87 | 20.31 | 71.27 | 7.55 | 100.00 | | |
| 9 | 三重県 | 取扱量(t) | - | - | 1,752 | - | - | 22 | 1,773 | 42 | 21 |
| | | 比率(%) | - | - | 98.78 | - | - | 1.22 | 100.00 | | |
| 10 | 群馬県 | 取扱量(t) | - | - | 1,507 | 61 | 18 | 185 | 1,770 | 76 | 36 |
| | | 比率(%) | - | - | 85.11 | 3.43 | 1.02 | 10.43 | 100.00 | | |
| その他 | | 取扱量(t) | 1,107 | 0 | 1,170 | 3,783 | 883 | 2,300 | 9,243 | 2,451 | 111 |
| | | 比率(%) | 11.97 | 0.00 | 12.66 | 40.93 | 9.56 | 24.88 | 100.00 | | |
| 合計 | | 取扱量(t) | 118,014 | 82,723 | 25,035 | 7,376 | 3,278 | 6,448 | 242,874 | 4,521 | 543 |

(6)環境への排出抑制対策に関する集計結果

取扱い資材等について環境への排出を抑制するための対策実施に関する集計結果を表5 - 17に示す。回答のあった2,804事業者のうち、なんらかの排出抑制対策を実施しているのは1,084事業者（38.66%）であった。

環境への排出抑制対策の実施割合が高い資材は、ヒ.メッキ薬剤・電極（77.08%）、ス.反応溶剤・抽出溶剤（68.97%）、ソ.試薬（65.22%）であった。

一方、一般に環境へ排出されやすい用途で取り扱われる、ウ.塗料、エ.印刷インキ、オ.接着剤、カ.粘着剤、キ.希釈用シンナー、ク.洗浄用シンナー、ケ.工業用洗浄剤、サ.剥離剤、チ.滅菌・殺菌・消毒剤、ツ.くん蒸剤については、いずれも実施割合が50%を満たすものではなく、対策の実施を促すことが必要と考えられた。

表 5 - 17 環境への排出抑制対策の実施状況

| 資材 | 排出抑制対策の実施 | 実施している対策*2 | | | | |
|---------------------|-----------|-------------|-----------------------|----------------|--------|-----|
| | | 実施割合 (%) *1 | 排ガス処理 (焼却処理、蒸気回収等) | 排水処理(中和、油水分離等) | 装置の密閉化 | その他 |
| ア.化学品原料(重合・合成原料) | 43 | 36.75 | 7 | 18 | 15 | 24 |
| イ.化学品原料(調合・混合・小分け用) | 53 | 46.09 | 6 | 25 | 15 | 19 |
| ウ.塗料 | 116 | 37.18 | 16 | 27 | 44 | 50 |
| エ.印刷インキ | 41 | 29.29 | 9 | 10 | 5 | 28 |
| オ.接着剤 | 54 | 20.07 | 9 | 13 | 23 | 28 |
| カ.粘着剤 | 5 | 26.32 | 2 | 1 | 1 | 3 |
| キ.希釈用シンナー | 92 | 30.16 | 16 | 21 | 36 | 41 |
| ク.洗浄用シンナー | 63 | 36.63 | 7 | 10 | 30 | 33 |
| ケ.工業用洗浄剤 | 80 | 47.06 | 7 | 25 | 39 | 29 |
| コ.洗濯業の洗浄剤 | 29 | 50.88 | 12 | 14 | 19 | 9 |
| サ.剥離剤 | 9 | 36.00 | 4 | 2 | 3 | 3 |
| シ.表面処理剤 | 22 | 56.41 | 2 | 15 | 4 | 6 |
| ス.反応溶剤・抽出溶剤 | 20 | 68.97 | 5 | 5 | 9 | 7 |
| セ.ゴム溶剤・プラスチック溶剤 | 5 | 19.23 | 2 | 0 | 2 | 1 |
| ソ.試薬 | 90 | 65.22 | 17 | 42 | 11 | 40 |
| タ.水処理薬剤 | 32 | 53.33 | 3 | 21 | 3 | 11 |
| チ.滅菌・殺菌・消毒剤 | 13 | 27.08 | 0 | 10 | 3 | 2 |
| ツ.くん蒸剤 | 2 | 22.22 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| テ.燃料(ガソリン、灯油等) | 96 | 31.68 | 23 | 55 | 19 | 24 |
| ト.不凍液・凍結防止剤 | 44 | 55.70 | 1 | 20 | 12 | 18 |
| ナ.繊維処理剤 | 8 | 53.33 | 1 | 7 | 1 | 1 |
| ニ.紙・パルプ薬品 | 5 | 18.52 | 2 | 3 | 1 | 1 |
| ヌ.プラスチック添加剤 | 5 | 33.33 | 1 | 2 | 2 | 0 |
| ネ.有機ゴム薬品 | 3 | 18.75 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| ノ.染料・顔料 | 24 | 47.06 | 2 | 18 | 4 | 3 |
| ハ.電池・電子材料 | 18 | 35.29 | 2 | 4 | 6 | 12 |
| ヒ.メッキ薬剤・電極 | 37 | 77.08 | 4 | 31 | 5 | 10 |
| フ.その他の資材 | 75 | 50.34 | 8 | 29 | 14 | 42 |
| 合計 | 1,084 | 38.66 | 169 | 429 | 329 | 447 |

*1 実施割合は、排出抑制対策の実施の有無に回答のあった事業者のうち、実施していると回答した事業者の割合を示す。

*2 実施している対策については、複数選択回答しているものが含まれる。

第 6 章 「平成 15・16 年度調査」及び「平成 17・18 年度調査」との経年比較

第6章 「平成15・16年度調査」及び「平成17・18年度調査」との経年比較

1. 調査方法及び概要

本章では、「平成15年度PRTR対象物質の取扱い等に関する調査」及び「平成16年度PRTR対象物質の取扱い等に関する調査」における調査結果（以下「平成15・16年度調査」という。）、「平成17年度PRTR対象物質の取扱い等に関する調査」及び「平成18年度PRTR対象物質の取扱い等に関する調査」における調査結果（以下「平成17・18年度調査」という。）と、「平成19年度PRTR対象物質の取扱い等に関する調査」における調査結果（以下「平成19年度調査」という。）との比較を行う。

平成15・16年度調査について、平成15年度に関しては、全国のPRTR届出対象となることが予想される事業者の約半数にあたる43,000事業者に対し調査票を送付し、11,703事業者（全体の27.2%）から回答があった。更に平成16年度に関しては、残りの46,020事業者に対し調査票を送付し、12,380事業者（全体の26.9%）から回答があった。

平成17・18年度調査について、平成17年度に関しては、同様に約半数の44,500事業者に対し調査票を送付し、15,945事業者（全体の35.8%）から回答があった。更に平成18年度に関しては、残りの44,170事業者に対し調査票を送付し、16,089事業者（全体の36.4%）から回答があった。

また、平成15・16年度調査及び平成17・18年度調査では、調査票送付にあたっては、「平成13年度事業所・企業統計調査 調査区別民営事業所漢字リストに係る電磁的記録」及び「平成13年度事業所・企業統計調査 調査区別国・地方公共団体事業所漢字リストに係る電磁的記録」を利用した。

このように過年度までは、2ヵ年度分を合算した場合に、全国のPRTR届出対象となることが予想される全ての事業者が対象となるように実施されていた。一方、平成19年度調査では、対象事業者を抽出するデータベースの変更や対象事業者数が少ないこと、業種ごとに割付していることなどに違いがあるといった母集団に差異があることに留意する必要がある。

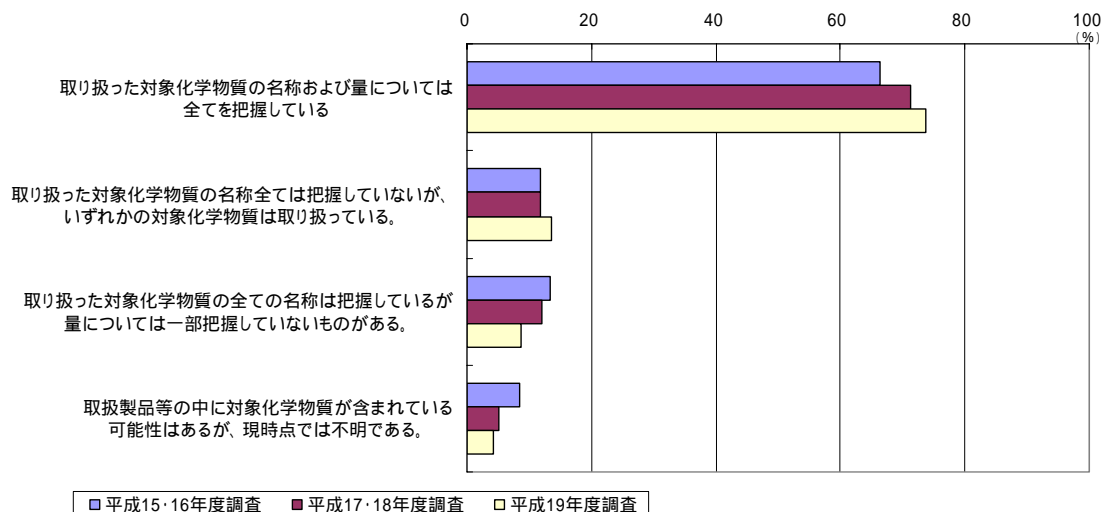
2. 「平成 15・16 年度調査」及び「平成 17・18 年度調査」における従業員数 21 人以上の事業者の集計結果との比較

(1) 事業所における対象化学物質の把握状況に関する比較

図 6 - 1 に事業所の対象化学物質の把握状況に関し、過去 4 年間との比較を行った結果を示す。

この結果、「取り扱った対象化学物質の名称および量については全てを把握している」と回答した割合は、「平成 15・16 年度調査」及び「平成 17・18 年度調査」に比べて増加している。対象化学物質の把握状況について、経年ごとに改善しており、事業者、事業所における化学物質管理が進展していることを窺わせる結果であった。

図 6 - 1 事業所における対象化学物質の把握状況に関する比較



(2)対象化学物質ごとの集計結果に関する比較

取扱量（取扱量比率）の多かった対象化学物質

取扱量（取扱量比率）の多かった対象化学物質について、平成 15・16 年度調査、平成 17・18 年度調査との比較を行った結果を表 6 - 1 に示す。

上位 10 物質の構成を比較すると、順位に変動はあるものの、6 物質（キシレン、トルエン、ベンゼン、1,2-ジクロロエタン、クロロエチレン(別名 塩化ビニル)、エチルベンゼン)は同じであった。

一方、それ以外の 4 物質については、平成 15・16 年度調査、平成 17・18 年度調査とは全く異なっており、平成 19 年度には、1,3,5-トリメチルベンゼン、メタクリル酸メチル、マンガン及びその化合物、クロム及び 3 価クロム化合物が入った。

表 6 - 1 取扱量の多かった対象化学物質の比較等

| 順位 | 平成15・16年度調査 | | | 平成17・18年度調査 | | | 平成19年度調査 | | |
|----|-------------|-----------------------|-------------|-------------|-----------------------|-------------|----------|-----------------------|-------------|
| | 政令 番号 | 物質名 | 取扱比 率(%) | 政令 番号 | 物質名 | 取扱比 率(%) | 政令 番号 | 物質名 | 取扱比 率(%) |
| 1 | 63 | キシレン | 12.09 | 63 | キシレン | 14.61 | 227 | トルエン | 58.05 |
| 2 | 116 | 1,2-ジクロロエタン | 10.30 | 227 | トルエン | 13.28 | 63 | キシレン | 18.34 |
| 3 | 77 | クロロエチレン (別名 塩化ビニル) | 9.65 | 299 | ベンゼン | 10.62 | 40 | エチルベンゼン | 4.60 |
| 4 | 177 | スチレン | 9.34 | 116 | 1,2-ジクロロエタン | 9.40 | 299 | ベンゼン | 4.37 |
| 5 | 227 | トルエン | 8.62 | 177 | スチレン | 8.30 | 224 | 1,3,5-トリメチルベンゼン | 3.14 |
| 6 | 299 | ベンゼン | 7.86 | 77 | クロロエチレン (別名 塩化ビニル) | 6.37 | 116 | 1,2-ジクロロエタン | 1.57 |
| 7 | 40 | エチルベンゼン | 4.51 | 40 | エチルベンゼン | 6.00 | 311 | マンガン及びその化合物 | 1.08 |
| 8 | 205 | テレフタル酸 | 3.89 | 42 | エチレンオキシド | 2.93 | 77 | クロロエチレン(別名 塩 化ビニル) | 0.94 |
| 9 | 43 | エチレングリコール | 3.02 | 43 | エチレングリコール | 2.70 | 320 | メタクリル酸メチル | 0.90 |
| 10 | 230 | フェノール | 2.61 | 207 | 銅水溶性塩(錯塩 を除く。) | 2.24 | 68 | クロム及び3価クロム化 合物 | 0.81 |

取扱事業所数の多かった対象化学物質

取扱事業所数の多かった対象化学物質について、平成 15・16 年度調査、平成 17・18 年度調査との比較を行った結果を表 6 - 2 に示す。

上位 10 物質の構成を比較すると、順位の変動はあるものの、平成 15・16 年度調査、平成 17・18 年度調査と平成 19 年度調査の間での取扱量上位 10 物質の種類については、すべて同じであった。

一方、平成 15・16 年度調査、平成 17・18 年度調査では 1,3,5-トリメチルベンゼンとジクロロメタンの順位が入れ替わったのみであったのに対し、平成 19 年度ではベンゼン、鉛及びその化合物、ジクロロメタン（別名 塩化メチレン）の順位が下がり、替わってエチレングリコール、1,3,5-トリメチルベンゼンが上位に入った。

表 6 - 2 取扱事業所の多かった対象化学物質の比較等

| 順位 | 平成15・16年度調査 | | | | 平成17・18年度調査 | | | | 平成19年度調査 | | | |
|----|-------------|-----------------------|------------|-----------------------|-------------|-----------------------|------------|-----------------------|----------|-----------------------|------------|-----------------------|
| | 政令 番号 | 物質名 | 延べ事 業所数 | 全事業所 に対する 割合(%) | 政令 番号 | 物質名 | 延べ事 業所数 | 全事業所 に対する 割合(%) | 政令 番号 | 物質名 | 延べ事 業所数 | 全事業所 に対する 割合(%) |
| 1 | 227 | トルエン | 5,446 | 41.75 | 227 | トルエン | 6,313 | 42.90 | 227 | トルエン | 3,221 | 10.43 |
| 2 | 63 | キシレン | 5,325 | 40.82 | 63 | キシレン | 6,003 | 40.80 | 63 | キシレン | 3,109 | 10.07 |
| 3 | 40 | エチルベンゼン | 2,772 | 21.25 | 40 | エチルベンゼン | 3,224 | 21.91 | 40 | エチルベンゼン | 1,695 | 5.49 |
| 4 | 299 | ベンゼン | 2,400 | 18.40 | 299 | ベンゼン | 2,734 | 18.58 | 43 | エチレングリコール | 1,370 | 4.44 |
| 5 | 230 | 鉛及びその化合物 | 2,143 | 16.43 | 230 | 鉛及びその化合物 | 2,187 | 14.86 | 224 | 1,3,5-トリメチルベンゼン | 1,137 | 3.68 |
| 6 | 145 | ジクロロメタン(別名 塩化メチレン) | 1,791 | 13.73 | 224 | 1,3,5-トリメチルベンゼン | 2,154 | 14.64 | 299 | ベンゼン | 997 | 3.23 |
| 7 | 224 | 1,3,5-トリメチルベンゼン | 1,666 | 12.77 | 145 | ジクロロメタン(別名 塩化メチレン) | 2,052 | 13.95 | 230 | 鉛及びその化合物 | 855 | 2.77 |
| 8 | 43 | エチレングリコール | 1,557 | 11.94 | 43 | エチレングリコール | 1,823 | 12.39 | 145 | ジクロロメタン(別名 塩化メチレン) | 809 | 2.62 |
| 9 | 304 | ほう素及びその化合物 | 1,492 | 11.44 | 304 | ほう素及びその化合物 | 1,776 | 12.07 | 304 | ほう素及びその化合物 | 706 | 2.29 |
| 10 | 311 | マンガン及びその化合物 | 1,322 | 10.13 | 311 | マンガン及びその化合物 | 1,586 | 10.78 | 311 | マンガン及びその化合物 | 607 | 1.97 |

1 事業所当たりの平均取扱量の多かった対象化学物質

1 事業所当たりの平均取扱量の多かった対象化学物質について、平成 15・16 年度調査と平成 17・18 年度調査の比較を行った結果を表 6 - 3 に示す。なお、上位 10 物質に該当するものの内、データ数が 4 未満の物質については平均値を示さずに、その他の上位物質に続いて政令番号順に示した。

上位 10 物質の構成を比較すると、順位に変動はあるものの、6 物質（クロロエチレン（別名 塩化ビニル）、ホスゲン、1,3-ブタジエン、1,2-エポキシプロパン（別名 酸化プロピレン）、テレフタル酸、1,2-ジクロロエタン）は同じであった。

一方、平成 15・16 年度の上位 10 物質に含まれていた、ジニトロトルエン及び 2,4-トルエンジアミン、3-クロロプロペン（別名 塩化アリル）に替わり、平成 17・18 年度には、エチレンオキシド、テトラフルオロエチレン及び γ -カプロラクタムが入り、平成 19 年度にはスチレン、 γ -カプロラクタムに替わって、3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素（別名 リニユロン）及びアクリロニトリルが入った。

表 6 - 3 1 事業所当たりの平均取扱量の多かった対象化学物質の比較等

| 順位 | 平成15・16年度調査 | | | | 平成17・18年度調査 | | | | 平成19年度調査 | | | | | | |
|----|-------------|---------------------------|--------|---------|-------------------|------|---------------------------|--------|----------|-------------------|------|---|--------|---------|-------------------|
| | 政令番号 | 物質名 | 延べ事業所数 | 取扱量(千t) | 1事業所当たりの平均取扱量(千t) | 政令番号 | 物質名 | 延べ事業所数 | 取扱量(千t) | 1事業所当たりの平均取扱量(千t) | 政令番号 | 物質名 | 延べ事業所数 | 取扱量(千t) | 1事業所当たりの平均取扱量(千t) |
| 1 | 77 | クロロエチレン (別名塩化ビニル) | 55 | 2,711 | 49.29 | 77 | クロロエチレン (別名塩化ビニル) | 37 | 1,510 | 40.82 | 77 | クロロエチレン(別名塩化ビニル) | 11 | 553 | 50.31 |
| 2 | 305 | ホスゲン | 9 | 309 | 34.32 | 305 | ホスゲン | 6 | 139 | 23.09 | 227 | トルエン | 3,221 | 34,014 | 10.56 |
| 3 | 157 | ジニトロトルエン | 11 | 220 | 19.99 | 268 | 1,3-ブタジエン | 16 | 333 | 20.82 | 116 | 1,2-ジクロロエタン | 113 | 920 | 8.15 |
| 4 | 205 | テレフタル酸 | 60 | 1,093 | 18.22 | 56 | 1,2-エポキシプロパン (別名 酸化プロピレン) | 60 | 305 | 5.08 | 268 | 1,3-ブタジエン | 8 | 51 | 6.35 |
| 5 | 268 | 1,3-ブタジエン | 23 | 326 | 14.18 | 205 | テレフタル酸 | 57 | 227 | 3.98 | 7 | アクリロニトリル | 43 | 245 | 5.69 |
| 6 | 228 | 2,4-トルエンジアミン | 10 | 122 | 12.16 | 42 | エチレンオキシド | 184 | 695 | 3.78 | 205 | テレフタル酸 | 18 | 101 | 5.63 |
| 7 | 56 | 1,2-エポキシプロパン (別名 酸化プロピレン) | 53 | 335 | 6.32 | 116 | 1,2-ジクロロエタン | 606 | 2,227 | 3.67 | 56 | 1,2-エポキシプロパン (別名 酸化プロピレン) | 31 | 147 | 4.73 |
| 8 | 116 | 1,2-ジクロロエタン | 460 | 2,894 | 6.29 | 203 | テトラフルオロエチレン | 9 | 29 | 3.21 | 130 | 3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素 (別名 リニロン) | <4 | 15 | - |
| 9 | 171 | スチレン | 535 | 2,624 | 4.90 | 177 | スチレン | 641 | 1,967 | 3.07 | 203 | テトラフルオロエチレン | <4 | 17 | - |
| 10 | 91 | 3-クロロプロペン (別名 塩化アリル) | 28 | 114 | 4.09 | 61 | -カプロラクタム | 68 | 187 | 2.74 | 305 | ホスゲン | <4 | 57 | - |

(3)業種ごとの集計結果に関する比較

業種ごとの取扱量比率について、平成 15・16 年度、平成 17・18 年度との比較を行なった結果を表 6 - 4 に示す。

上位 10 業種の構成を比較すると、順位の変動はあるものの 7 業種（化学工業、石油製品・石炭製品製造業、燃料小売業、非鉄金属製造業、プラスチック製品製造業、鉄鋼業、倉庫業）は同じであった。

一方、平成 15・16 年度の上位 10 業種に含まれていた、その他の製造業及び電気機械器具製造業に替わり、平成 17・18 年度には、窯業・土石製品製造業及び輸送用機械器具製造業が入り、さらに平成 19 年度には窯業・土石製品製造業及び繊維工業に替わって石油卸売業が入ったほか、再び電気機械器具製造業が入った。

表 6 - 4 業種ごとの取扱量比率の比較等

| 順位 | 平成15・16年度調査 | | | | 平成17・18年度調査 | | | | 平成19年度調査 | | | |
|-----|-------------|--------------|---------|----------|-------------|--------------|---------|----------|----------|--------------|---------|----------|
| | 業種コード | 業種名 | 取扱量(千t) | 取扱量比率(%) | 業種コード | 業種名 | 取扱量(千t) | 取扱量比率(%) | 業種コード | 業種名 | 取扱量(千t) | 取扱量比率(%) |
| 1 | 2000 | 化学工業 | 17,609 | 62.68 | 2000 | 化学工業 | 11,057 | 46.66 | 2100 | 石油製品・石炭製品製造業 | 45,390 | 77.48 |
| 2 | 2100 | 石油製品・石炭製品製造業 | 4,392 | 15.63 | 2100 | 石油製品・石炭製品製造業 | 7,279 | 30.71 | 2000 | 化学工業 | 6,709 | 11.45 |
| 3 | 2200 | プラスチック製品製造業 | 1,356 | 4.83 | 5930 | 燃料小売業 | 1,640 | 6.92 | 5132 | 石油卸売業 | 2,035 | 3.47 |
| 4 | 5930 | 燃料小売業 | 962 | 3.42 | 2700 | 非鉄金属製造業 | 945 | 3.99 | 5930 | 燃料小売業 | 1,656 | 2.83 |
| 5 | 2700 | 非鉄金属製造業 | 942 | 3.35 | 2500 | 窯業・土石製品製造業 | 686 | 2.89 | 2600 | 鉄鋼業 | 991 | 1.69 |
| 6 | 4400 | 倉庫業 | 594 | 2.11 | 2200 | プラスチック製品製造業 | 518 | 2.19 | 3000 | 電気機械器具製造業 | 455 | 0.78 |
| 7 | 2600 | 鉄鋼業 | 366 | 1.30 | 2600 | 鉄鋼業 | 441 | 1.86 | 2700 | 非鉄金属製造業 | 394 | 0.67 |
| 8 | 1400 | 繊維工業 | 248 | 0.88 | 4400 | 倉庫業 | 422 | 1.78 | 4400 | 倉庫業 | 369 | 0.63 |
| 9 | 3400 | その他の製造業 | 187 | 0.67 | 1400 | 繊維工業 | 171 | 0.72 | 2900 | 一般機械器具製造業 | 157 | 0.27 |
| 10 | 3000 | 電気機械器具製造業 | 149 | 0.53 | 3100 | 輸送用機械器具製造業 | 106 | 0.45 | 2200 | プラスチック製品製造業 | 84 | 0.14 |
| その他 | - | - | 1,289 | 4.59 | - | - | 433 | 1.83 | - | - | 343 | 0.58 |
| 合計 | - | - | 28,094 | 100.00 | - | - | 23,699 | 100.00 | - | - | 58,583 | 100.00 |

(4)取扱量ごとの集計結果に関する比較

取扱量区分ごとの累積取扱量比率

第一種指定化学物質（特定第一種指定化学物質を除く）の取扱量区分ごとの累積取扱量比率について、平成 15・16 年度調査、平成 17・18 年度調査との比較を行った結果を表 6 - 5 に、特定第一種指定化学物質の取扱量区分ごとの累積取扱量比率について、平成 15・16 年度調査、平成 17・18 年度調査との比較を行った結果を表 6 - 6 に示す。

第一種指定化学物質（特定第一種指定化学物質を除く）の累積取扱量比率は、平成 15・16 年度調査と平成 17・18 年度調査では取扱量区分 100,000t 以上で 50%以上、10,000 ~ 100,000t で 85%以上、1,000 ~ 10,000t で 90%以上となるなど同じ傾向を示しているが、平成 19 年度では取扱量区分 100,000t 以上で 89%、10,000 ~ 100,000t で 96%以上、1,000 ~ 10,000t で 98%以上となった。

また、特定第一種指定化学物質の場合は平成 15・16 年度調査、平成 17・18 年度調査および平成 19 年度調査のいずれも 10,000t ~ 100,000t で累積取扱量比率が 95%以上に達している。

表 6 - 5 取扱量区分ごとの累積取扱量比率（特定第一種指定化学物質を除く）の比較等

| 取扱量区分(t) | 平成15・16年度調査 | | | | 平成17・18年度調査 | | | | 平成19年度調査 | | | |
|------------------|-------------|---------|----------|------------|-------------|---------|----------|------------|-----------|---------|----------|------------|
| | 延べ対象化学物質数 | 取扱量(千t) | 取扱量比率(%) | 累積取扱量比率(%) | 延べ対象化学物質数 | 取扱量(千t) | 取扱量比率(%) | 累積取扱量比率(%) | 延べ対象化学物質数 | 取扱量(千t) | 取扱量比率(%) | 累積取扱量比率(%) |
| 100,000 ~ | 41 | 12,560 | 55.21 | 55.21 | 40 | 9,994 | 52.90 | 52.90 | 43 | 49,307 | 89.39 | 89.39 |
| 10,000 ~ 100,000 | 225 | 7,514 | 33.03 | 88.24 | 180 | 6,204 | 32.84 | 85.74 | 114 | 3,851 | 6.98 | 96.37 |
| 1,000 ~ 10,000 | 575 | 1,750 | 7.69 | 95.93 | 564 | 1,661 | 8.79 | 94.53 | 430 | 1,355 | 2.46 | 98.83 |
| 100 ~ 1,000 | 2,327 | 674 | 2.96 | 98.90 | 2,646 | 743 | 3.93 | 98.46 | 1,596 | 489 | 0.89 | 99.72 |
| 10 ~ 100 | 5,990 | 213 | 0.94 | 99.83 | 6,833 | 246 | 1.30 | 99.76 | 3,698 | 130 | 0.24 | 99.95 |
| 5 ~ 10 | 2,473 | 17 | 0.08 | 99.91 | 2,858 | 21 | 0.11 | 99.87 | 1,583 | 11 | 0.02 | 99.98 |
| 1 ~ 5 | 6,398 | 16 | 0.07 | 99.98 | 8,410 | 20 | 0.10 | 99.98 | 4,589 | 11 | 0.02 | 100.00 |
| 0.1 ~ 1 | 8,925 | 4 | 0.02 | 99.99 | 9,555 | 4 | 0.02 | 100.00 | 5,705 | 2 | 0.00 | 100.00 |
| 0 ~ 0.1 | 34,067 | 0 | 0.00 | 100.00 | 39,484 | 0 | 0.00 | 100.00 | 10,972 | 0 | 0.00 | 100.00 |
| 合計 | 61,021 | 22,748 | 100.00 | - | 70,570 | 18,892 | 100.00 | - | 28,730 | 55,157 | 100.00% | - |

表 6 - 6 取扱量区分ごとの累積取扱量比率（特定第一種指定化学物質）の比較等

| 取扱量区分(t) | 平成15・16年度調査 | | | | 平成17・18年度調査 | | | | 平成19年度調査 | | | |
|------------------|-------------|---------|----------|------------|-------------|---------|----------|------------|-----------|---------|----------|------------|
| | 延べ対象化学物質数 | 取扱量(千t) | 取扱量比率(%) | 累積取扱量比率(%) | 延べ対象化学物質数 | 取扱量(千t) | 取扱量比率(%) | 累積取扱量比率(%) | 延べ対象化学物質数 | 取扱量(千t) | 取扱量比率(%) | 累積取扱量比率(%) |
| 100,000 ~ | 16 | 4,138 | 77.43 | 77.43 | 12 | 3,734 | 77.68 | 77.68 | 11 | 2,438 | 71.17 | 71.17 |
| 10,000 ~ 100,000 | 23 | 1,033 | 19.33 | 96.76 | 22 | 873 | 18.16 | 95.84 | 24 | 864 | 25.21 | 96.38 |
| 1,000 ~ 10,000 | 51 | 129 | 2.41 | 99.18 | 43 | 164 | 3.41 | 99.25 | 28 | 94 | 2.73 | 99.11 |
| 100 ~ 1,000 | 83 | 33 | 0.62 | 99.79 | 62 | 20 | 0.42 | 99.67 | 63 | 21 | 0.62 | 99.73 |
| 10 ~ 100 | 259 | 7 | 0.13 | 99.93 | 429 | 10 | 0.21 | 99.88 | 244 | 7 | 0.20 | 99.93 |
| 1 ~ 10 | 1,024 | 4 | 0.07 | 100.00 | 1,355 | 5 | 0.10 | 99.98 | 209 | 1 | 0.04 | 99.97 |
| 0.5 ~ 1 | 203 | 0 | 0.00 | 100.00 | 265 | 0 | 0.00 | 99.98 | 337 | 1 | 0.03 | 100.00 |
| 0.1 ~ 0.5 | 416 | 0 | 0.00 | 100.00 | 503 | 0 | 0.00 | 99.98 | 333 | 0 | 0.00 | 100.00 |
| 0 ~ 0.1 | 4,731 | 0 | 0.00 | 100.00 | 5,109 | 1 | 0.02 | 100.00 | 910 | 0 | 0.00 | 100.00 |
| 合計 | 6,806 | 5,344 | 100.00 | - | 7,800 | 4,807 | 100.00 | - | 2,159 | 3,426 | 100.00 | - |

取扱量区分ごとの累積事業所数比率等

第一種指定化学物質（特定第一種指定化学物質を除く）の取扱量区分ごとの累積事業所数比率の比較について、平成 15・16 年度調査、平成 17・18 年度調査との比較を行った結果を図 6 - 2 及び表 6 - 7 に、特定第一種指定化学物質の取扱量区分ごとの累積事業所数比率の比較を図 6 - 3 及び表 6 - 8 に示す。

第一種指定化学物質（特定第一種指定化学物質を除く）について、取扱量 1t 以上の累積事業所数はいずれも 50%以上であった。

また、特定第一種指定化学物質について、取扱量 0.5t 以上の累積事業所数は、平成 15・16 年度調査で 16.44%、平成 17・18 年度調査で 20.18%であったが、平成 19 年度は 53.05% となり、とくに取扱量区分 1～10t で増加していることがわかる。

図 6 - 2 取扱量区分ごとの累積事業所数比率（特定第一種指定化学物質を除く）の比較

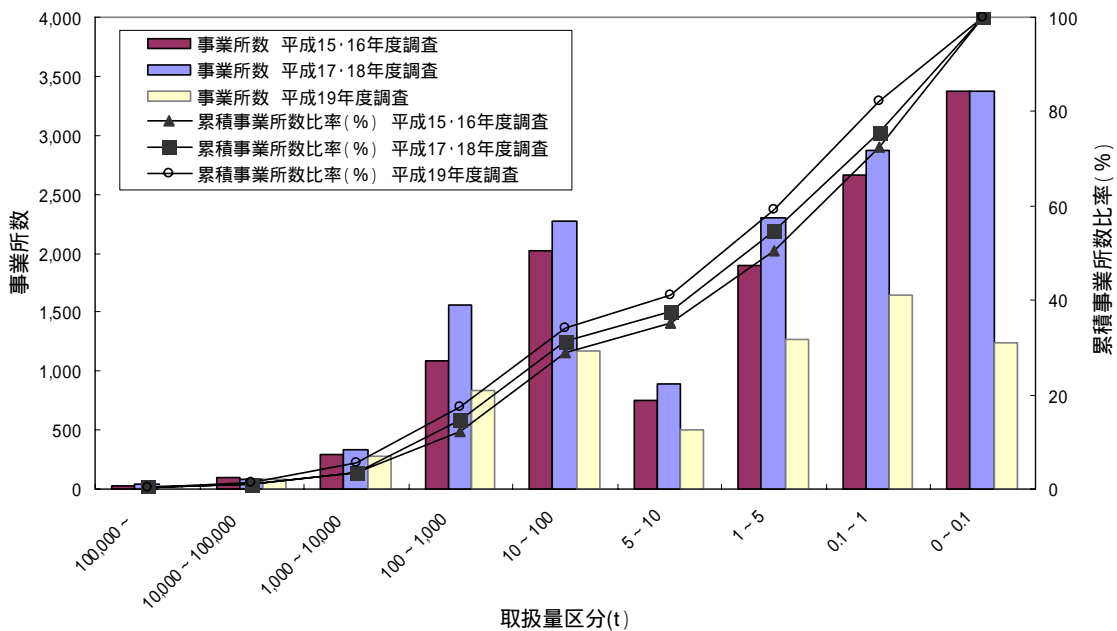


表 6 - 7 取扱量区分ごとの累積事業所数比率（特定第一種指定化学物質を除く）の比較等

| 取扱量区分(t) | 平成15・16年度調査 | | | 平成17・18年度調査 | | | 平成19年度調査 | | |
|------------------|-------------|--------|-------------|-------------|--------|-------------|----------|--------|-------------|
| | 事業所数 | 累積事業所数 | 累計事業所数比率(%) | 事業所数 | 累積事業所数 | 累計事業所数比率(%) | 事業所数 | 累積事業所数 | 累計事業所数比率(%) |
| 100,000 ~ | 32 | 32 | 0.26 | 35 | 35 | 0.25 | 30 | 30 | 0.43 |
| 10,000 ~ 100,000 | 99 | 131 | 1.07 | 90 | 125 | 0.91 | 80 | 110 | 1.56 |
| 1,000 ~ 10,000 | 289 | 420 | 3.44 | 335 | 460 | 3.35 | 282 | 392 | 5.56 |
| 100 ~ 1,000 | 1,087 | 1,507 | 12.33 | 1,567 | 2,027 | 14.75 | 831 | 1,223 | 17.35 |
| 10 ~ 100 | 2,022 | 3,529 | 28.88 | 2,270 | 4,297 | 31.27 | 1,176 | 2,399 | 34.03 |
| 5 ~ 10 | 754 | 4,283 | 35.05 | 896 | 5,193 | 37.79 | 499 | 2,898 | 41.11 |
| 1 ~ 5 | 1,900 | 6,183 | 50.61 | 2,306 | 7,499 | 54.58 | 1,266 | 4,164 | 59.07 |
| 0.1 ~ 1 | 2,657 | 8,840 | 72.35 | 2,867 | 10,366 | 75.44 | 1,644 | 5,808 | 82.39 |
| 0 ~ 0.1 | 3,378 | 12,218 | 100.00 | 3,374 | 13,740 | 100.00 | 1,241 | 7,049 | 100.00 |
| 合計 | 12,218 | - | - | 13,740 | - | - | 7,049 | - | - |

図 6 - 3 取扱量区分ごとの累積事業所数比率（特定第一種指定化学物質）の比較

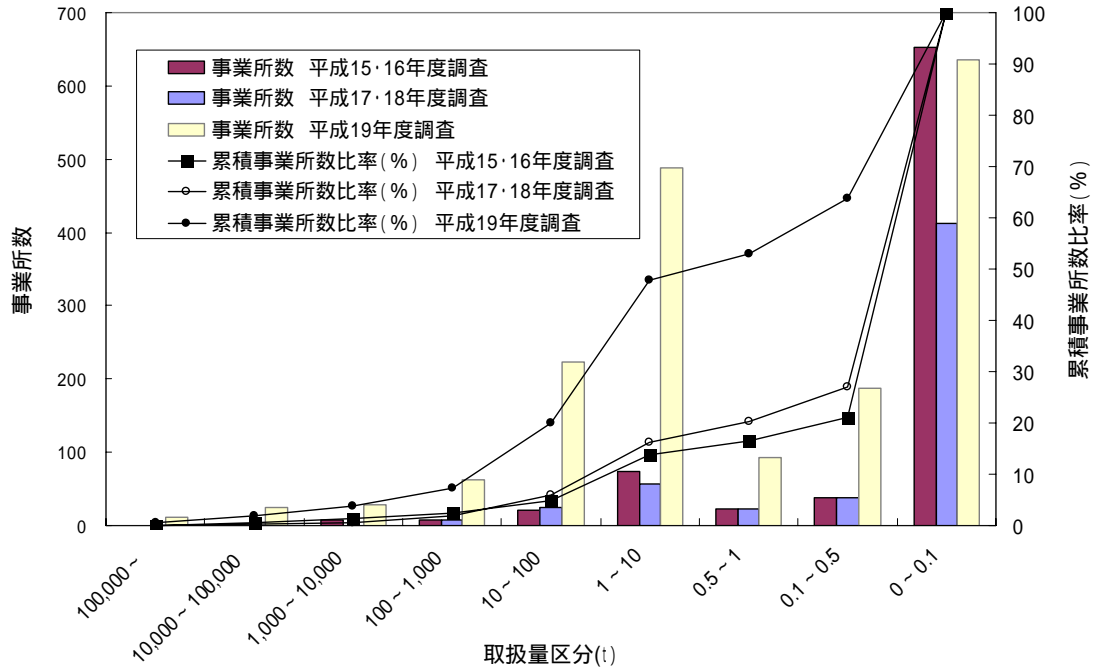


表 6 - 8 取扱量区分ごとの累積事業所数比率（特定第一種指定化学物質）の比較等

| 取扱量区分(t) | 平成15・16年度調査 | | | 平成17・18年度調査 | | | 平成19年度調査 | | |
|------------------|-------------|--------|-------------|-------------|--------|-------------|----------|--------|-------------|
| | 事業所数 | 累積事業所数 | 累積事業所数比率(%) | 事業所数 | 累積事業所数 | 累積事業所数比率(%) | 事業所数 | 累積事業所数 | 累積事業所数比率(%) |
| 100,000 ~ | <4 | <4 | 0.12 | 0 | 0 | 0.00 | 11 | 11 | 0.63 |
| 10,000 ~ 100,000 | <4 | <4 | 0.48 | <4 | <4 | 0.18 | 24 | 35 | 2.00 |
| 1,000 ~ 10,000 | 7 | 11 | 1.33 | <4 | <4 | 0.53 | 29 | 64 | 3.65 |
| 100 ~ 1,000 | 8 | 19 | 2.30 | 7 | 10 | 1.77 | 63 | 127 | 7.24 |
| 10 ~ 100 | 21 | 40 | 4.84 | 24 | 34 | 6.02 | 223 | 350 | 19.97 |
| 1 ~ 10 | 74 | 114 | 13.78 | 57 | 91 | 16.11 | 488 | 838 | 47.80 |
| 0.5 ~ 1 | 22 | 136 | 16.44 | 23 | 114 | 20.18 | 92 | 930 | 53.05 |
| 0.1 ~ 0.5 | 38 | 174 | 21.04 | 38 | 152 | 26.90 | 188 | 1,118 | 63.78 |
| 0 ~ 0.1 | 653 | 827 | 100.00 | 413 | 565 | 100.00 | 635 | 1,753 | 100.00 |
| 合計 | 827 | - | - | 565 | - | - | 1,753 | - | - |

少量取扱量（取扱量 1t 未満の対象化学物質）の対象化学物質の取扱量、事業所数

取扱量 1t 未満の対象化学物質について、平成 15・16 年度調査、平成 17・18 年度調査との比較を行った結果を表 6 - 9 に示す。

取扱量上位 10 物質の構成を比較すると、順位の変動はあるものの 8 物質（トルエン、キシレン、1,3,5-トリメチルベンゼン、エチルベンゼン、エチレングリコール、ジクロロメタン（別名 塩化メチレン）、鉛及びその化合物、ほう素及びその化合物）は同じであった。

一方、平成 15・16 年度の上位 10 物質に含まれていた、ポリ（オキシエチレン）=ノニルフェニルエーテルに替わり、平成 17・18 年度には、マンガン及びその化合物が入り、平成 19 年度には、ふっ化水素及びその水溶性塩に替わって亜鉛の水溶性化合物が入った。

表 6 - 9 取扱量 1t 未満の対象化学物質（特定第一種指定化学物質は除く）の取扱量及び事業所数の比較等

| 順位 (取扱量 順) | 平成15・16年度調査 | | | | | 平成17・18年度調査 | | | | | 平成19年度調査 | | | | |
|------------------|-------------|-------------------------|----------|------------|--------------------------|-------------|-----------------------|----------|------------|--------------------------|----------|-----------------------|----------|------------|--------------------------|
| | 政令 番号 | 物質名 | 事業 所数 | 取扱量 (t) | 1事業所当たりの 平均取扱量 (t) | 政令 番号 | 物質名 | 事業 所数 | 取扱量 (t) | 1事業所当たりの 平均取扱量 (t) | 政令 番号 | 物質名 | 事業 所数 | 取扱量 (t) | 1事業所当たりの 平均取扱量 (t) |
| 1 | 227 | トルエン | 2,833 | 518 | 0.183 | 227 | トルエン | 2,992 | 584 | 0.391 | 227 | トルエン | 1,488 | 336 | 0.225 |
| 2 | 63 | キシレン | 2,977 | 452 | 0.152 | 63 | キシレン | 2,957 | 486 | 0.329 | 63 | キシレン | 1,484 | 291 | 0.196 |
| 3 | 230 | 鉛及びその化合物 | 1,502 | 187 | 0.125 | 43 | エチレングリコール | 1,221 | 222 | 0.363 | 43 | エチレングリコール | 921 | 275 | 0.299 |
| 4 | 40 | エチルベンゼン | 1,605 | 187 | 0.117 | 40 | エチルベンゼン | 1,462 | 215 | 0.294 | 40 | エチルベンゼン | 761 | 131 | 0.172 |
| 5 | 43 | エチレングリコール | 1,037 | 180 | 0.174 | 224 | 1,3,5-トリメチルベンゼン | 1,126 | 199 | 0.353 | 224 | 1,3,5-トリメチルベンゼン | 609 | 103 | 0.169 |
| 6 | 145 | ジクロロメタン（別名 塩化メチレン） | 1,135 | 151 | 0.133 | 230 | 鉛及びその化合物 | 1,569 | 173 | 0.221 | 230 | 鉛及びその化合物 | 583 | 89 | 0.153 |
| 7 | 304 | ほう素及びその化合物 | 1,187 | 120 | 0.101 | 145 | ジクロロメタン（別名 塩化メチレン） | 1,298 | 147 | 0.227 | 304 | ほう素及びその化合物 | 478 | 75 | 0.157 |
| 8 | 224 | 1,3,5-トリメチルベンゼン | 933 | 116 | 0.124 | 304 | ほう素及びその化合物 | 1,390 | 125 | 0.180 | 145 | ジクロロメタン（別名 塩化メチレン） | 447 | 70 | 0.157 |
| 9 | 309 | ポリ（オキシエチレン）=ノニルフェニルエーテル | 601 | 77 | 0.128 | 311 | マンガン及びその化合物 | 1,142 | 86 | 0.150 | 311 | マンガン及びその化合物 | 304 | 46 | 0.152 |
| 10 | 283 | ふっ化水素及びその水溶性塩 | 753 | 70 | 0.093 | 283 | ふっ化水素及びその水溶性塩 | 944 | 81 | 0.172 | 1 | 亜鉛の水溶性化合物 | 256 | 44 | 0.173 |

少量取扱量の対象化学物質（取扱量 0.5t 未満の特定第一種指定化学物質）の取扱量、事業所数

取扱量 0.5t 未満の特定第一種指定化学物質について、平成 15・16 年度調査、平成 17・18 年度調査との比較を行った結果を表 6 - 10 に示す。

取扱量上位 10 物質の構成を比較すると、順位の変動はあるものの、物質の種類はすべて同じであった。

表 6 - 10 取扱量 0.5t 未満の特定第一種指定化学物質の取扱量及び事業所数等の比較等

| 平成15・16年度調査 | | | | | 平成17・18年度調査 | | | | | 平成19年度調査 | | | | |
|-------------|------------------|-------|--------|------------------|-------------|------------------|-------|--------|------------------|----------|------------------|------|--------|------------------|
| 政令番号 | 物質名 | 事業所数 | 取扱量(t) | 1事業所当たりの平均取扱量(t) | 政令番号 | 物質名 | 事業所数 | 取扱量(t) | 1事業所当たりの平均取扱量(t) | 政令番号 | 物質名 | 事業所数 | 取扱量(t) | 1事業所当たりの平均取扱量(t) |
| 299 | ベンゼン | 1,545 | 38.1 | 0.025 | 69 | 6価クロム化合物 | 1,060 | 39.7 | 0.037 | 299 | ベンゼン | 447 | 23.4 | 0.052 |
| 69 | 6価クロム化合物 | 923 | 35.8 | 0.039 | 299 | ベンゼン | 1,523 | 38.1 | 0.025 | 232 | ニッケル化合物 | 234 | 21.9 | 0.093 |
| 232 | ニッケル化合物 | 469 | 34.6 | 0.074 | 42 | エチレンオキシド | 485 | 37.6 | 0.077 | 69 | 6価クロム化合物 | 268 | 16.9 | 0.063 |
| 42 | エチレンオキシド | 94 | 10.9 | 0.116 | 42 | エチレンオキシド | 87 | 9.4 | 0.108 | 42 | エチレンオキシド | 35 | 4.2 | 0.120 |
| 60 | カドミウム及びその化合物 | 433 | 6.8 | 0.016 | 252 | 砒素及びその無機化合物 | 539 | 6.0 | 0.011 | 252 | 砒素及びその無機化合物 | 58 | 2.3 | 0.040 |
| 252 | 砒素及びその無機化合物 | 385 | 4.6 | 0.012 | 60 | カドミウム及びその化合物 | 593 | 4.5 | 0.008 | 60 | カドミウム及びその化合物 | 65 | 2.1 | 0.033 |
| 26 | 石綿 | 83 | 3.6 | 0.043 | 26 | 石綿 | 81 | 2.1 | 0.026 | 77 | クロロエチレン(別名塩化ビニル) | 6 | 1.0 | 0.160 |
| 77 | クロロエチレン(別名塩化ビニル) | 23 | 1.7 | 0.074 | 294 | ベリリウム及びその化合物 | 39 | 0.7 | 0.017 | 26 | 石綿 | 13 | 0.8 | 0.062 |
| 294 | ベリリウム及びその化合物 | 42 | 0.5 | 0.012 | 77 | クロロエチレン(別名塩化ビニル) | 19 | 0.5 | 0.028 | 294 | ベリリウム及びその化合物 | 14 | 0.5 | 0.032 |
| 179 | ダイオキシン類 | 1,148 | - | - | 179 | ダイオキシン類 | 1,073 | - | - | - | - | - | - | - |

業種ごとの少量取扱量対象化学物質（取扱量 1t 未満の対象化学物質）の取扱量

業種ごとの取扱量 1t 未満の対象化学物質について、平成 15・16 年度調査、平成 17・18 年度調査との比較を行った結果を表 6 - 11 に示す。

取扱量比率上位 10 業種の構成を比較すると、順位の変動はあるものの 8 業種（化学工業、電気機械器具製造業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業、一般機械器具製造業、その他の製造業、自動車整備業、出版・印刷・同関連産業）は同じであった。平成 15・16 年度の上位 10 業種に含まれていた、パルプ・紙・紙加工品製造業に替わり、平成 17・18 年度には、高等教育機関が入ったが、平成 19 年度には高等教育機関に替わって鉄鋼業が入った。

表 6 - 11 業種ごとの取扱量 1t 未満の対象化学物質の比較等

| 順位(取扱量比率順) | 平成15・16年度調査 | | | | | | 平成17・18年度調査 | | | | | | 平成19年度調査 | | | | | |
|------------|-------------|---------------|------|-----------|---------|----------|-------------|-------------|------|-----------|---------|----------|----------|-------------|------|-----------|---------|----------|
| | 業種コード | 業種名 | 事業所数 | 延べ対象化学物質数 | 物質数(種類) | 取扱量比率(%) | 業種コード | 業種名 | 事業所数 | 延べ対象化学物質数 | 物質数(種類) | 取扱量比率(%) | 業種コード | 業種名 | 事業所数 | 延べ対象化学物質数 | 物質数(種類) | 取扱量比率(%) |
| 1 | 3000 | 電気機械器具製造業 | 895 | 3,521 | 252 | 13.4 | 2000 | 化学工業 | 645 | 3,101 | 181 | 12.0 | 2000 | 化学工業 | 409 | 2,139 | 191 | 14.7 |
| 2 | 2000 | 化学工業 | 634 | 3,458 | 386 | 12.6 | 3000 | 電気機械器具製造業 | 897 | 3,379 | 134 | 11.7 | 3000 | 電気機械器具製造業 | 543 | 1,958 | 125 | 11.3 |
| 3 | 2800 | 金属製品製造業 | 547 | 1,792 | 181 | 8.7 | 2800 | 金属製品製造業 | 614 | 1,985 | 111 | 8.9 | 2800 | 金属製品製造業 | 344 | 1,116 | 86 | 9.1 |
| 4 | 3100 | 輸送用機械器具製造業 | 430 | 2,062 | 179 | 7.7 | 3100 | 輸送用機械器具製造業 | 466 | 2,034 | 86 | 7.0 | 7700 | 自動車整備業 | 437 | 624 | 12 | 8.8 |
| 5 | 2900 | 一般機械器具製造業 | 941 | 1,474 | 165 | 5.8 | 2900 | 一般機械器具製造業 | 464 | 1,605 | 79 | 6.7 | 2900 | 一般機械器具製造業 | 355 | 1,192 | 86 | 7.7 |
| 6 | 3400 | その他の製造業 | 306 | 1,532 | 272 | 5.0 | 5930 | 燃料小売業 | 531 | 1,398 | 13 | 4.5 | 3100 | 輸送用機械器具製造業 | 262 | 1,037 | 85 | 6.6 |
| 7 | 5930 | 燃料小売業 | 685 | 2,249 | 16 | 4.1 | 3400 | その他の製造業 | 354 | 1,313 | 126 | 4.4 | 1900 | 出版・印刷・同関連産業 | 211 | 634 | 55 | 2.8 |
| 8 | 7700 | 自動車整備業 | 316 | 579 | 35 | 3.9 | 7700 | 自動車整備業 | 366 | 844 | 29 | 4.2 | 9210 | 自然科学研究所 | 123 | 1,284 | 136 | 2.7 |
| 9 | 1800 | パルプ・紙・紙加工品製造業 | 191 | 602 | 98 | 3.5 | 1900 | 出版・印刷・同関連産業 | 407 | 1,282 | 64 | 3.4 | 3400 | その他の製造業 | 133 | 407 | 80 | 2.7 |
| 10 | 1900 | 出版・印刷・同関連産業 | 342 | 1,810 | 173 | 3.3 | 9140 | 高等教育機関 | 469 | 7,979 | 272 | 3.3 | 2600 | 鉄鋼業 | 86 | 446 | 79 | 2.5 |

(5) 従業員数ごとの集計結果に関する比較

事業者の従業員数区分ごとの取扱量比率

事業者の従業員数区分ごとの取扱量比率について、平成 15・16 年度調査、平成 17・18 年度調査との比較を行った結果を図 6 - 4 及び表 6 - 12 に示す。

平成 15・16 年度調査、平成 17・18 年度調査に比べ、平成 19 年度調査では、従業員数が 301 人以上の区分で 90% を越えるなど、大幅に増加している。このため、これ以外の従業員数区分では全体に取扱量比率が減少している。

なお、11人～20人、1～10人の区分の事業者も減少しているが、これは調査対象の選定において従業員数による割付を行ったためと考えられる。

図 6 - 4 事業者の従業員数区分ごとの取扱量比率の比較

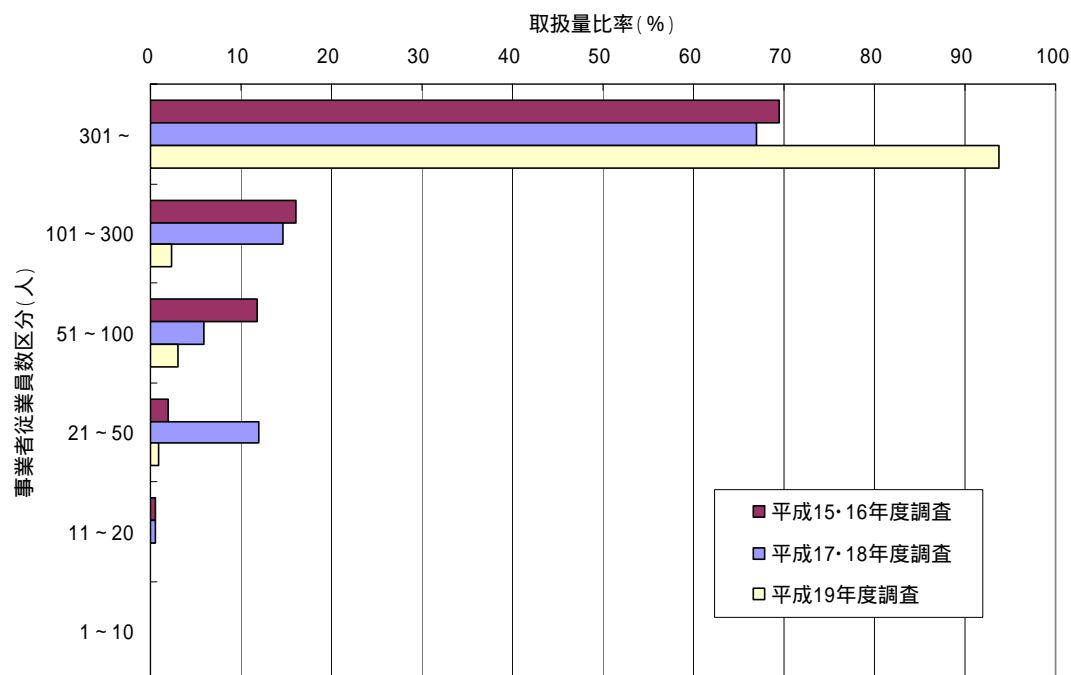


表 6 - 12 事業者の従業員数区分ごとの取扱量比率の比較等

| 事業者従業員数区分(人) | 平成15・16年度調査 | | 平成17・18年度調査 | | 平成19年度調査 | |
|--------------|-------------|----------|-------------|----------|------------|----------|
| | 合計取扱量(t) | 取扱量比率(%) | 合計取扱量(t) | 取扱量比率(%) | 合計取扱量(t) | 取扱量比率(%) |
| 301～ | 17,564,440 | 69.53 | 15,270,198 | 66.90 | 54,718,721 | 93.66 |
| 101～300 | 4,070,908 | 16.11 | 3,339,804 | 14.63 | 1,332,010 | 2.28 |
| 51～100 | 2,999,531 | 11.87 | 1,346,267 | 5.90 | 1,819,741 | 3.11 |
| 21～50 | 497,092 | 1.97 | 2,740,244 | 12.01 | 546,476 | 0.94 |
| 11～20 | 129,442 | 0.51 | 126,058 | 0.55 | 4,049 | 0.01 |
| 1～10 | 720 | 0.00 | 3,112 | 0.01 | 741 | 0.001 |
| 合計 | 25,262,133 | 100.00 | 22,825,684 | 100.00 | 58,421,738 | 100.00 |

事業所の従業員数区分ごとの取扱量比率

事業所の従業員数区分ごとの取扱量比率について、平成15・16年度調査と平成17・18年度調査の比較を行った結果を図6-5及び表6-13に示す。

事業者の従業員数区分ごとの取扱量比率と同様に、平成15・16年度調査、平成17・18年度調査に比べ、平成19年度調査では、従業員数が301人以上の区分で85%を越えるなど、大幅に増加している。このため、これ以外の従業員数区分では全体に取扱量比率が減少しており、とくに、事業所の従業員数が51人～100人の区分で大きく減少している。

なお、11人～20人、1～10人の区分も減少しているが、これは調査対象の選定において従業員数による割付を行ったためと考えられる。

図6-5 事業所の従業員数区分ごとの取扱量比率の比較

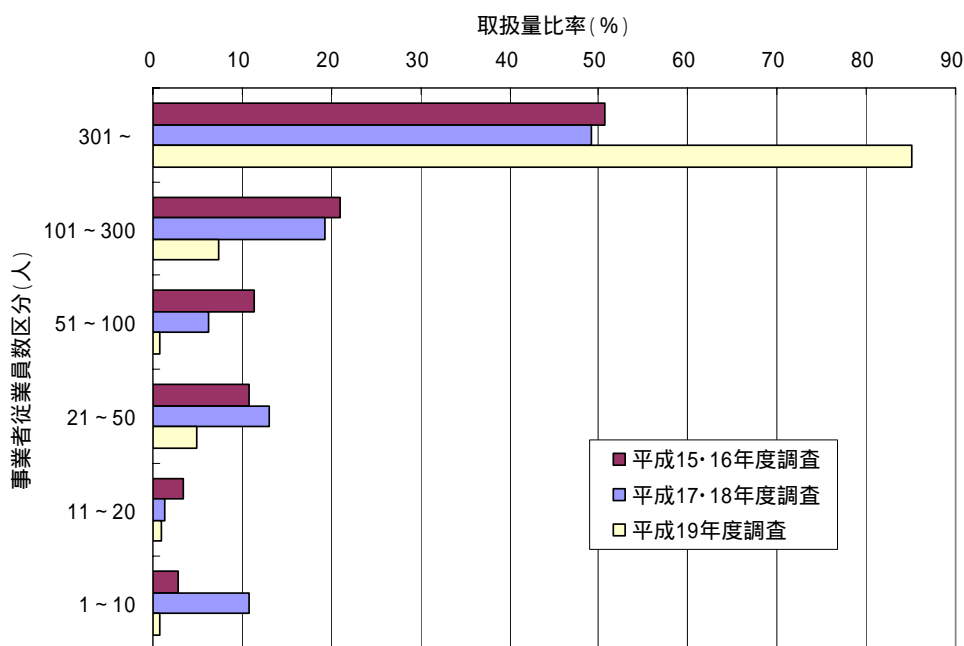


表6-13 事業所の従業員数区分ごとの取扱量比率の比較等

| 事業者従業員数区分(人) | 平成15・16年度調査 | | 平成17・18年度調査 | | 平成19年度調査 | |
|--------------|-------------|----------|-------------|----------|------------|----------|
| | 合計取扱量(t) | 取扱量比率(%) | 合計取扱量(t) | 取扱量比率(%) | 合計取扱量(t) | 取扱量比率(%) |
| 301～ | 14,086,688 | 50.59 | 11,630,423 | 49.16 | 49,601,621 | 85.15 |
| 101～300 | 5,854,850 | 21.02 | 4,578,386 | 19.35 | 4,346,643 | 7.46 |
| 51～100 | 3,151,734 | 11.32 | 1,493,496 | 6.31 | 487,282 | 0.84 |
| 21～50 | 3,013,011 | 10.82 | 3,069,943 | 12.98 | 2,893,898 | 4.97 |
| 11～20 | 962,134 | 3.46 | 323,540 | 1.37 | 513,472 | 0.88 |
| 1～10 | 778,780 | 2.80 | 2,563,304 | 10.83 | 411,474 | 0.71 |
| 合計 | 27,847,197 | 100.00 | 23,659,092 | 100.00 | 58,254,389 | 100.00 |

3. 「平成 15・16 年度調査」及び「平成 17・18 年度調査」における従業員数 20 人以下の事業者の集計結果との比較

ここでは、「平成 15・16 年度調査」及び「平成 17・18 年度調査」から、従業員数 20 人以下の事業者について抽出した集計結果と、第 5 章に記載した平成 19 年度実施の従業員数 21 人未満の事業者を対象とした調査(以下、「平成 19 年度調査」という。)との比較を行う。なお、調査票回答事業者に違いがあるといった母集団の差異、及び調査票の設計に違いが存在することに留意する必要がある。

(1)対象化学物質ごとの集計結果に関する比較

従業員数 20 人以下の事業者における対象化学物質ごとの取扱量比率について、平成 15・16 年度調査、平成 17・18 年度調査との比較を行った結果を表 6 - 14 に示す。

上位 10 物質の構成を比較すると、順位の変動はあるものの 5 物質(トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ベンゼン、スチレン)は同じであった。

一方、平成 15・16 年度調査、平成 17・18 年度調査では 1 位と 2 位はどちらもトルエン及びキシレンであったのに対し、平成 19 年度ではエチレングリコールが 1 位となっている。トルエン及びキシレンは平成 15・16 年度調査と平成 17・18 年度調査で約 9 割を占めているのに対し、平成 19 年度には 40%程度となっている。

また、平成 15・16 年度の上位 10 物質に含まれていた、1,3,5-トリメチルベンゼン、ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)、N,N-ジメチルホルムアミド、及び 4,4'-イソプロピリデンジフェノールに替わり、平成 17・18 年度には、酢酸ビニル、鉛及びその化合物、石綿、及びテトラクロロエチレンが入り、平成 19 年度には酢酸ビニル、鉛及びその化合物、石綿、及びテトラクロロエチレンに替わって -カプロラクタム、フェノール、メタクリル酸メチル、ほう素及びその化合物が入った。

表 6 - 14 対象化学物質ごとの取扱量比率の比較等

| 順位 | 平成15・16年度調査 | | | | 平成17・18年度調査 | | | | 平成19年度調査 | | | |
|----|-------------|--|--------|----------|-------------|------------|--------|----------|----------|------------|--------|-------|
| | 政令番号 | 物質名 | 取扱量(t) | 取扱量比率(%) | 政令番号 | 物質名 | 取扱量(t) | 取扱量比率(%) | 政令番号 | 物質名 | 取扱量(t) | 取扱量比率 |
| 1 | 227 | トルエン | 67,384 | 51.77 | 227 | トルエン | 70,397 | 54.49 | 43 | エチレングリコール | 73,939 | 30.44 |
| 2 | 63 | キシレン | 48,183 | 37.02 | 63 | キシレン | 42,392 | 32.82 | 227 | トルエン | 61,504 | 25.32 |
| 3 | 40 | エチルベンゼン | 8,902 | 6.84 | 40 | エチルベンゼン | 7,958 | 6.16 | 63 | キシレン | 38,817 | 15.98 |
| 4 | 299 | ベンゼン | 3,807 | 2.92 | 299 | ベンゼン | 5,418 | 4.19 | 61 | -カプロラクタム | 20,328 | 8.37 |
| 5 | 224 | 1,3,5-トリメチルベンゼン | 907 | 1.39 | 102 | 酢酸ビニル | 1,515 | 1.17 | 177 | スチレン | 11,973 | 4.93 |
| 6 | 145 | ジクロロメタン(別名 塩化メチレン) | 133 | 0.20 | 253 | ヒドラジン | 147 | 0.11 | 266 | フェノール | 8,432 | 3.47 |
| 7 | 253 | ヒドラジン | 64 | 0.10 | 230 | 鉛及びその化合物 | 118 | 0.09 | 40 | エチルベンゼン | 6,822 | 2.81 |
| 8 | 172 | N,N-ジメチルホルムアミド | 62 | 0.10 | 26 | 石綿 | 113 | 0.09 | 299 | ベンゼン | 3,641 | 1.50 |
| 9 | 177 | スチレン | 60 | 0.05 | 200 | テトラクロロエチレン | 99 | 0.08 | 320 | メタクリル酸メチル | 3,476 | 1.43 |
| 10 | 30 | 4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物(液状のものに限る。) | 58 | 0.09 | 177 | スチレン | 89 | 0.07 | 304 | ほう素及びその化合物 | 2,474 | 1.02 |

(2)取扱量ごとの集計結果に関する比較

従業員数 20 人以下の事業者における取扱量区分ごとの累積取扱量比率について、平成 15・16 年度調査、平成 17・18 年度調査との比較を行った結果を図 6 - 6 及び表 6 - 15 に示す。

累積取扱量比率は、平成 15・16 年度調査に比べ、平成 17・18 年度調査及び平成 19 年度調査では、取扱量区分 10 万 t 以上で高くなっている。また、10 万 t 以下の取扱量区分についてはほぼ同様の傾向となっている。

図 6 - 6 取扱量区分ごとの累積取扱量比率の比較

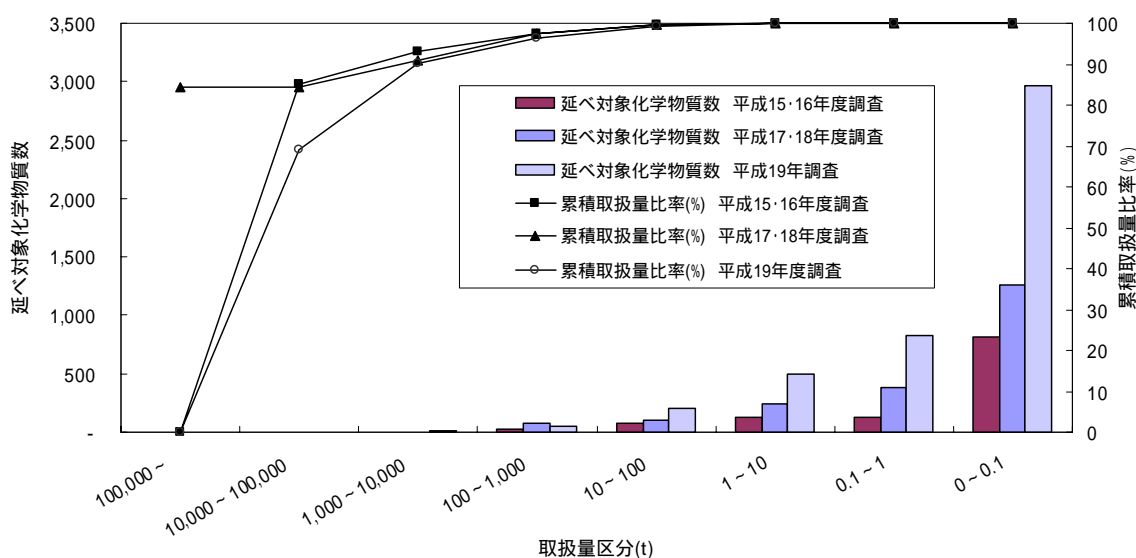


表 6 - 15 取扱量区分ごとの累積取扱量比率の比較

| 取扱量区分(t) | 平成15・16年度調査 | | | 平成17・18年度調査 | | | 平成19年度調査 | | |
|------------------|-------------|---------|------------|-------------|---------|------------|-----------|---------|------------|
| | 延べ対象化学物質数 | 取扱量(t) | 累積取扱量比率(%) | 延べ対象化学物質数 | 取扱量(t) | 累積取扱量比率(%) | 延べ対象化学物質数 | 取扱量(t) | 累積取扱量比率(%) |
| 100,000 ~ | - | - | 0.00 | 3 | 108,880 | 84.53 | - | - | 0.00 |
| 10,000 ~ 100,000 | 2 | 107,586 | 85.16 | - | - | 84.53 | 5 | 167,760 | 70.31 |
| 1,000 ~ 10,000 | 2 | 9,933 | 93.02 | 6 | 8,348 | 91.01 | 14 | 47,949 | 90.41 |
| 100 ~ 1,000 | 23 | 5,436 | 97.32 | 79 | 8,229 | 97.40 | 50 | 14,726 | 96.58 |
| 10 ~ 100 | 76 | 2,942 | 99.65 | 96 | 2,823 | 99.59 | 186 | 6,318 | 99.23 |
| 1 ~ 10 | 131 | 390 | 99.96 | 241 | 480 | 99.96 | 446 | 1,519 | 99.87 |
| 0.1 ~ 1 | 133 | 47 | 99.99 | 383 | 39 | 99.99 | 785 | 283 | 99.99 |
| 0 ~ 0.1 | 817 | 6 | 100.00 | 1,264 | 8 | 100.00 | 2,755 | 35 | 100.00 |
| 合計 | 1,184 | 126,340 | - | 2,072 | 128,806 | - | 4,241 | 238,590 | - |

(3)業種ごとの集計結果に関する比較

従業員数 20 人以下の事業者における業種ごとの取扱量比率について、平成 15・16 年度調査、平成 17・18 年度調査との比較を行った結果を表 6 - 16 に示す。

上位 10 業種の構成を比較すると、順位の変動はあるものの 6 業種（倉庫業、燃料小売業、化学工業、プラスチック製品製造業、金属製品製造業、出版・印刷・同関連産業）は同じであった。

一方、平成 15・16 年度の上位 10 業種に含まれていた、特別管理産業廃棄物処分業及び精密機械器具製造業に替わり、平成 17・18 年度には、輸送用機械器具製造業及び繊維工業が入った。平成 19 年度には、輸送用器具製造業、繊維工業、窯業・土石製品製造業に替わって石油卸売業、石油製品・石炭製品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業が入った。

表 6 - 16 業種ごとの取扱量比率の比較等

| 順位 | 平成15・16年度調査 | | | | 平成17・18年度調査 | | | | 平成19年度調査 | | | |
|----|-------------|--------------|---------|----------|-------------|-------------|---------|----------|----------|--------------|---------|----------|
| | 業種コード | 業種名 | 取扱量(t) | 取扱量比率(%) | 業種コード | 業種名 | 取扱量(t) | 取扱量比率(%) | 業種コード | 業種名 | 取扱量(t) | 取扱量比率(%) |
| 1 | 4400 | 倉庫業 | 120,736 | 92.76 | 4400 | 倉庫業 | 112,620 | 87.18 | 4400 | 倉庫業 | 118,014 | 48.59 |
| 2 | 2000 | 化学工業 | 3,866 | 2.97 | 5930 | 燃料小売業 | 9,923 | 7.68 | 1300 | 飲料・たばこ・飼料製造業 | 82,723 | 34.06 |
| 3 | 5930 | 燃料小売業 | 3,637 | 2.79 | 2000 | 化学工業 | 5,243 | 4.06 | 2000 | 化学工業 | 25,035 | 10.31 |
| 4 | 8724 | 特別管理産業廃棄物処分業 | 247 | 0.19 | 3400 | その他の製造業 | 123 | 0.09 | 5930 | 燃料小売業 | 7,376 | 3.04 |
| 5 | 2800 | 金属製品製造業 | 125 | 0.10 | 2500 | 窯業・土石製品製造業 | 115 | 0.09 | 5132 | 石油卸売業 | 3,278 | 1.35 |
| 6 | 3400 | その他の製造業 | 112 | 0.09 | 2200 | プラスチック製品製造業 | 114 | 0.09 | 2100 | 石油製品・石炭製品製造業 | 1,808 | 0.74 |
| 7 | 2200 | プラスチック製品製造業 | 44 | 0.03 | 3100 | 輸送用機械器具製造業 | 104 | 0.08 | 2700 | 非鉄金属製造業 | 1,789 | 0.74 |
| 8 | 3200 | 精密機械器具製造業 | 29 | 0.02 | 2800 | 金属製品製造業 | 90 | 0.07 | 2200 | プラスチック製品製造業 | 560 | 0.23 |
| 9 | 1900 | 出版・印刷・同関連産業 | 27 | 0.02 | 1900 | 出版・印刷・同関連産業 | 57 | 0.04 | 2800 | 金属製品製造業 | 392 | 0.16 |
| 10 | 2500 | 窯業・土石製品製造業 | 23 | 0.02 | 1400 | 繊維工業 | 43 | 0.03 | 1900 | 出版・印刷・同関連産業 | 335 | 0.14 |

第7章 「従業員数21人以上の事業者を対象とした調査」と「従業員数21人未満の事業者を対象とした調査」の比較

第7章 「従業員数21人以上の事業者を対象とした調査」と「従業員数21人未満の事業者を対象とした調査」の比較

ここでは、第4章に記載した「従業員数21人以上の事業者を対象とした調査」(以下、「従業員数21人以上調査」という。)と、第5章に記載した「従業員数21人未満の事業者を対象とした調査」(以下、「従業員数21人未満調査」という。)の比較を行った結果を示す。

なお、比較の際には、従業員数21人以上調査では、PRTR対象物質を取り扱っている事業所(工場)ごとの取扱量を把握している(1事業者につき複数事業所の取扱い状況を把握)のに対し、従業員数21人未満調査では事業者ごと(調査票が届いた事業者の同一住所に所在する事業所のみ)での取扱量を把握したことに留意する必要がある。

1. 対象化学物質ごとの集計結果に関する比較

(1) 取扱量(取扱量比率)の多かった対象化学物質

取扱量(取扱量比率)の多かった対象化学物質について、従業員数21人以上調査と、従業員数21人未満調査との比較を行った結果を表7-1に示す。

上位10物質の構成を比較すると、順位の違いはあるものの、5物質(キシレン、トルエン、ベンゼン、エチルベンゼン、メタクリル酸メチル)は同じであった。

表7-1 取扱量の多かった対象化学物質の比較等

| 順位 | 従業員数21人以上調査 | | | 従業員数21人未満調査 | | |
|----|-------------|-------------------|---------|-------------|------------|---------|
| | 政令番号 | 物質名 | 取扱比率(%) | 政令番号 | 物質名 | 取扱比率(%) |
| 1 | 227 | トルエン | 58.05 | 43 | エチレングリコール | 30.44 |
| 2 | 63 | キシレン | 18.34 | 227 | トルエン | 25.32 |
| 3 | 40 | エチルベンゼン | 4.60 | 63 | キシレン | 15.98 |
| 4 | 299 | ベンゼン | 4.37 | 61 | -カプロラクタム | 8.37 |
| 5 | 224 | 1,3,5-トリメチルベンゼン | 3.14 | 177 | スチレン | 4.93 |
| 6 | 116 | 1,2-ジクロロエタン | 1.57 | 266 | フェノール | 3.47 |
| 7 | 311 | マンガン及びその化合物 | 1.08 | 40 | エチルベンゼン | 2.81 |
| 8 | 77 | クロロエチレン(別名 塩化メチル) | 0.94 | 299 | ベンゼン | 1.50 |
| 9 | 320 | メタクリル酸メチル | 0.90 | 320 | メタクリル酸メチル | 1.43 |
| 10 | 68 | クロム及び3価クロム化合物 | 0.81 | 304 | ほう素及びその化合物 | 1.02 |

(2)取扱事業所数の多かった対象化学物質

取扱事業所数の多かった対象化学物質について、従業員数 21 人以上調査と、従業員数 21 人未満調査との比較を行った結果を表 7 - 2 に示す。

上位 10 物質の構成を比較すると、順位は異なるものの、上位 8 物質（トルエン、キシレン、エチルベンゼン、1,3,5-トリメチルベンゼン、ベンゼン、エチレングリコール、ジクロロメタン（別名 塩化メチレン）、鉛及びその化合物）は同じであった。

一方、従業員数 21 人以上調査のほう素及びその化合物、マンガン及びその化合物に替わって、従業員数 21 人未満調査では、トリクロロエチレン、4,4'-イソプロピリデンジフェノールと 1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物（液状のものに限る。）（別名 ビスフェノールA型エポキシ樹脂（液状のものに限る。））が入っている。

表 7 - 2 取扱事業所の多かった対象化学物質の比較等

| 順位 | 従業員数21人以上調査 | | | | 従業員数21人未満調査 | | | |
|----|-------------|-----------------|-------|------------|-------------|--|------|------------|
| | 政令番号 | 物質名 | 事業所数 | 全事業所に対する割合 | 政令番号 | 物質名 | 事業者数 | 全事業所に対する割合 |
| 1 | 227 | トルエン | 3,221 | 10.43 | 227 | トルエン | 763 | 16.88 |
| 2 | 63 | キシレン | 3,109 | 10.07 | 63 | キシレン | 661 | 14.62 |
| 3 | 40 | エチルベンゼン | 1,695 | 5.49 | 40 | エチルベンゼン | 257 | 5.68 |
| 4 | | エチレングリコール | 1,370 | 4.44 | 224 | 1,3,5-トリメチルベンゼン | 174 | 3.85 |
| | 43 | | | | | | | |
| 5 | 224 | 1,3,5-トリメチルベンゼン | 1,137 | 3.68 | 43 | エチレングリコール | 151 | 3.34 |
| 6 | 299 | ベンゼン | 997 | 3.23 | 299 | ベンゼン | 146 | 3.23 |
| 7 | 230 | 鉛及びその化合物 | 855 | 2.77 | 145 | ジクロロメタン | 116 | 2.57 |
| 8 | 145 | ジクロロメタン(別名塩化メチレ | 809 | 2.62 | 230 | 鉛及びその化合物 | 115 | 2.54 |
| 9 | 304 | ほう素及びその化合物 | 706 | 2.29 | 211 | トリクロロエチレン | 99 | 2.19 |
| 10 | 311 | マンガン及びその化合物 | 607 | 1.97 | 30 | 4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物(液状のものに限る。) | 92 | 2.03 |

(3)1 事業所当たりの平均取扱量の多かった対象化学物質

1 事業所当たりの平均取扱量の多かった対象化学物質について、従業員数 21 人以上調査と、従業員数 21 人未満調査との比較を行った結果を表 7-3 に示す。なお、上位 10 物質に該当するものの内、データ数が 4 未満の物質については平均値を示さず、その他の上位物質に続いて政令番号順に示した。

上位 10 物質の構成を比較すると、上位 10 物質のうち 1 物質（トルエン）が同じ以外は大きく異なっていた。

なお、従業員数 21 人未満調査では、ごく少数の事業者による取扱量が多い物質（ γ -カプロラクタム、N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名 マンコゼブ)、ベンジリジン=トリクロリド)があるため、平均取扱量の順位に大きな影響を与える結果となっている。

表 7-3 1 事業所当たりの平均取扱量の多かった対象化学物質の比較等

| 順位 | 従業員数21人以上調査 | | | | | 従業員数21人未満調査 | | | | |
|----|-------------|---|--------|---------|-------------------|-------------|--|--------|---------|-------------------|
| | 政令番号 | 物質名 | 延べ事業所数 | 取扱量(千t) | 1事業所当たりの平均取扱量(千t) | 政令番号 | 物質名 | 延べ事業所数 | 取扱量(千t) | 1事業所当たりの平均取扱量(千t) |
| 1 | 77 | クロロエチレン(別名 塩化ビニル) | 11 | 553 | 50.31 | 43 | エチレングリコール | 151 | 74 | 0.49 |
| 2 | 227 | トルエン | 3,221 | 34,014 | 10.56 | 177 | スチレン | 54 | 12 | 0.22 |
| 3 | 116 | 1,2-ジクロロエタン | 113 | 920 | 8.15 | 320 | メタクリル酸メチル | 18 | 3 | 0.19 |
| 4 | 268 | 1,3-ブタジエン | 8 | 51 | 6.35 | 266 | フェノール | 51 | 8 | 0.17 |
| 5 | 7 | アクリロニトリル | 43 | 245 | 5.69 | 207 | 銅水溶性塩(錯塩を除く。) | 17 | 2 | 0.10 |
| 6 | 205 | テレフタル酸 | 18 | 101 | 5.63 | 227 | トルエン | 763 | 62 | 0.08 |
| 7 | 56 | 1,2-エポキシプロパン(別名 酸化プロピレン) | 31 | 147 | 4.73 | 63 | キシレン | 661 | 39 | 0.06 |
| 8 | 305 | ホスゲン | <4 | 57 | - | 61 | γ -カプロラクタム | <4 | 20 | - |
| 9 | 203 | テトラフルオロエチレン | <4 | 17 | - | 50 | N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名 マンコゼブ) | <4 | 1 | - |
| 10 | 130 | 3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素(別名リニuron) | <4 | 15 | - | 295 | ベンジリジン=トリクロリド | <4 | 0.4 | - |

2. 業種ごとの集計結果に関する比較

業種ごとの取扱量比率について、従業員数 21 人以上調査と、従業員数 21 人未満調査の比較を行なった結果を表 7 - 4 に示す。

上位 10 業種の構成を比較すると、順位の変動はあるものの 7 業種（化学工業、石油製品・石炭製品製造業、燃料小売業、石油卸売業、非鉄金属製造業、プラスチック製品製造業、倉庫業）は同じであった。

一方、従業員数 21 人以上調査で上位となっている鉄鋼業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業は、従業員数 21 人未満調査では 10 位以内となっておらず、替わって飲料・たばこ・飼料製造業、金属製品製造業、出版・印刷・同関連産業が入っている。

表 7 - 4 業種ごとの取扱量比率の比較等

表7 - 4 業種ごとの取扱量比率の比較等

| 順位 | 従業員数21人以上調査 | | | | 従業員数21人未満調査 | | | |
|-----|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|
| | 業種コード | 業種名 | 取扱量 (千t) | 取扱量 比率(%) | 業種コード | 業種名 | 取扱量 (千t) | 取扱量 比率(%) |
| 1 | 2100 | 石油製品・石炭製品製造業 | 45,390 | 77.48 | 4400 | 倉庫業 | 118 | 48.59 |
| 2 | 2000 | 化学工業 | 6,709 | 11.45 | 1300 | 飲料・たばこ・飼料製造業 | 83 | 34.06 |
| 3 | 5132 | 石油卸売業 | 2,035 | 3.47 | 2000 | 化学工業 | 25 | 10.31 |
| 4 | 5930 | 燃料小売業 | 1,656 | 2.83 | 5930 | 燃料小売業 | 7 | 3.04 |
| 5 | 2600 | 鉄鋼業 | 991 | 1.69 | 5132 | 石油卸売業 | 3 | 1.35 |
| 6 | 3000 | 電気機械器具製造業 | 455 | 0.78 | 2100 | 石油製品・石炭製品製造業 | 2 | 0.74 |
| 7 | 2700 | 非鉄金属製造業 | 394 | 0.67 | 2700 | 非鉄金属製造業 | 2 | 0.74 |
| 8 | 4400 | 倉庫業 | 369 | 0.63 | 2200 | プラスチック製品製造業 | 0.56 | 0.23 |
| 9 | 2900 | 一般機械器具製造業 | 157 | 0.27 | 2800 | 金属製品製造業 | 0.39 | 0.16 |
| 10 | 2200 | プラスチック製品製造業 | 84 | 0.14 | 1900 | 出版・印刷・同関連産業 | 0.33 | 0.14 |
| その他 | - | - | 343 | 0.58 | - | - | 2 | 0.64 |
| 合計 | - | - | 58,583 | 100.00 | - | - | 243 | 100.00 |

3. 取扱量ごとの集計結果に関する比較

(1) 取扱量区分ごとの累積取扱量比率

第一種指定化学物質（特定第一種指定化学物質を除く）の取扱量区分ごとの累積取扱量比率について、従業員数 21 人以上調査と、従業員数 21 人未満調査の比較を行った結果を表 7 - 5 に、特定第一種指定化学物質の取扱量区分ごとの累積取扱量比率について比較を行った結果を表 7 - 6 に示す。

第一種指定化学物質（特定第一種指定化学物質を除く）の累積取扱量比率は、従業員数 21 人以上調査では取扱量区分 100,000t 以上で 89.37%、10,000～100,000t で 96.35%、1,000～10,000t で 98.82% となるなど、高い取扱量区分において累積取扱量比率が高いのに対し、従業員数 21 人未満調査では、100,000t 以上は 0%、10,000～100,000t で 70.31%、1,000～10,000t で 90.41% となった。

同様に、特定第一種指定化学物質の累積取扱量比率は、従業員数 21 人以上調査では取扱量区分 100,000t 以上で 71.17%、10,000～100,000t で 96.38% となるなど高い取扱量区分において累積取扱量比率が高いのに対し、従業員数 21 人未満調査では、1,000～10,000t で 77.2%、10～100t で 95.3% となった。

表 7 - 5 取扱量区分ごとの累積取扱量比率（特定第一種指定化学物質を除く）の比較等

| 取扱量区分(t) | 従業員数21人以上調査 | | | | 従業員数21人未満調査 | | | |
|----------------|-------------|---------|----------|------------|-------------|---------|----------|------------|
| | 延べ対象化学物質数 | 取扱量(千t) | 取扱量比率(%) | 累積取扱量比率(%) | 延べ対象化学物質数 | 取扱量(千t) | 取扱量比率(%) | 累積取扱量比率(%) |
| 100,000～ | 43 | 49,307 | 89.39 | 89.39 | - | 0 | 0.00 | 0.00 |
| 10,000～100,000 | 114 | 3,851 | 6.98 | 96.37 | 5 | 168 | 70.31 | 70.31 |
| 1,000～10,000 | 430 | 1,355 | 2.46 | 98.83 | 14 | 48 | 20.10 | 90.41 |
| 100～1,000 | 1,596 | 489 | 0.89 | 99.72 | 50 | 15 | 6.17 | 96.58 |
| 10～100 | 3,698 | 130 | 0.24 | 99.95 | 186 | 6 | 2.65 | 99.23 |
| 5～10 | 1,583 | 11 | 0.02 | 99.98 | 107 | 1 | 0.33 | 99.56 |
| 1～5 | 4,589 | 11 | 0.02 | 100.00 | 339 | 1 | 0.31 | 99.87 |
| 0.1～1 | 5,705 | 2 | 0.00 | 100.00 | 785 | 0.28 | 0.12 | 99.99 |
| 0～0.1 | 10,972 | 0 | 0.00 | 100.00 | 2,755 | 0.04 | 0.01 | 100.00 |
| 合計 | 28,730 | 55,157 | 100.00 | - | 4,241 | 239 | 100.00 | - |

表 7 - 6 取扱量区分ごとの累積取扱量比率（特定第一種指定化学物質）の比較等

| 取扱量区分(t) | 従業員数21人以上調査 | | | | 従業員数21人未満調査 | | | |
|----------------|-------------|---------|----------|------------|-------------|---------|----------|------------|
| | 延べ対象化学物質数 | 取扱量(千t) | 取扱量比率(%) | 累積取扱量比率(%) | 延べ対象化学物質数 | 取扱量(千t) | 取扱量比率(%) | 累積取扱量比率(%) |
| 100,000～ | 11 | 2,438 | 71.17 | 71.17 | - | - | 0.00 | 0.00 |
| 10,000～100,000 | 24 | 864 | 25.21 | 96.38 | - | - | 0.00 | 0.00 |
| 1,000～10,000 | 28 | 94 | 2.73 | 99.11 | 1 | 3.31 | 77.20 | 77.20 |
| 100～1,000 | 63 | 21 | 0.62 | 99.73 | 1 | 0.43 | 9.94 | 87.14 |
| 10～100 | 244 | 7 | 0.20 | 99.93 | 13 | 0.35 | 8.16 | 95.30 |
| 1～10 | 209 | 1 | 0.04 | 99.97 | 50 | 0.18 | 4.28 | 99.58 |
| 0.5～1 | 337 | 1 | 0.03 | 100.00 | 14 | 0.01 | 0.24 | 99.82 |
| 0.1～0.5 | 333 | 0 | 0.00 | 100.00 | 26 | 0.01 | 0.14 | 99.96 |
| 0～0.1 | 910 | 0 | 0.00 | 100.00 | 175 | 0.00 | 0.04 | 100.00 |
| 合計 | 2,159 | 3,426 | 100.00 | - | 280 | 4 | 100.00 | - |

(2)取扱量区分ごとの累積事業所、事業者数比率等

第一種指定化学物質(特定第一種指定化学物質を除く)の取扱量区分ごとの累積事業所、事業者数比率の比較について、従業員数21人以上調査と、従業員数21人未満調査の比較を行った結果を図7-1及び表7-7に、特定第一種指定化学物質の取扱量区分ごとの累積事業所、事業者数比率の比較を図7-2及び表7-8に示す。なお、表7-7及び7-8において、データ数が4未満の場合は、複数の区分を合算して示した。

第一種指定化学物質(特定第一種指定化学物質を除く)について、取扱量1t以上は、従業員数21人以上調査では累積事業所数は59.07%を占めるが、従業員数21人未満調査では累積事業者数は31.67%であり取扱量1t以下の事業者が多いことがわかる。

また、特定第一種指定化学物質について、取扱量0.5t以上は、従業員数21人以上調査では累積事業所数は53.05%を占めるが、従業員数21人未満調査では累積事業者数は30.65%であり取扱量0.5t以下の事業者が多いことがわかる。

図7-1 取扱量区分ごとの累積事業所、事業者数比率(特定第一種指定化学物質を除く)の比較

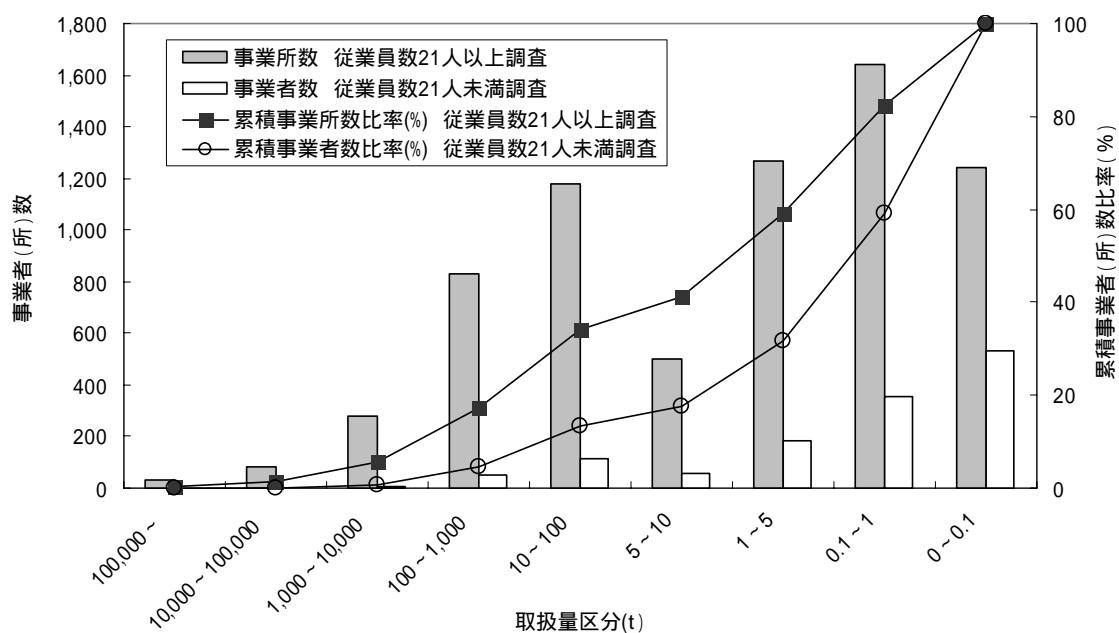


表 7 - 7 取扱量区分ごとの累積事業所、事業者数比率（特定第一種指定化学物質を除く）の比較等

| 取扱量区分(t) | 従業員数21人以上調査 | | | 従業員数21人未満調査 | | |
|----------------|-------------|--------|-------------|-------------|--------|-------------|
| | 事業所数 | 累積事業所数 | 累計事業所数比率(%) | 事業者数 | 累積事業者数 | 累計事業者数比率(%) |
| 100,000～ | 30 | 30 | 0.43 | <1 | <1 | 0.08 |
| 10,000～100,000 | 80 | 110 | 1.56 | <1 | <1 | 0.08 |
| 1,000～10,000 | 282 | 392 | 5.56 | 8 | 10 | 0.77 |
| 100～1,000 | 831 | 1,223 | 17.35 | 51 | 61 | 4.69 |
| 10～100 | 1,176 | 2,399 | 34.03 | 111 | 172 | 13.22 |
| 5～10 | 499 | 2,898 | 41.11 | 55 | 227 | 17.45 |
| 1～5 | 1,266 | 4,164 | 59.07 | 185 | 412 | 31.67 |
| 0.1～1 | 1,644 | 5,808 | 82.39 | 356 | 768 | 59.03 |
| 0～0.1 | 1,241 | 7,049 | 100.00 | 533 | 1,301 | 100.00 |
| 合計 | 7,049 | - | - | 1,301 | - | - |

図 7 - 2 取扱量区分ごとの累積事業所、事業者数比率（特定第一種指定化学物質）の比較

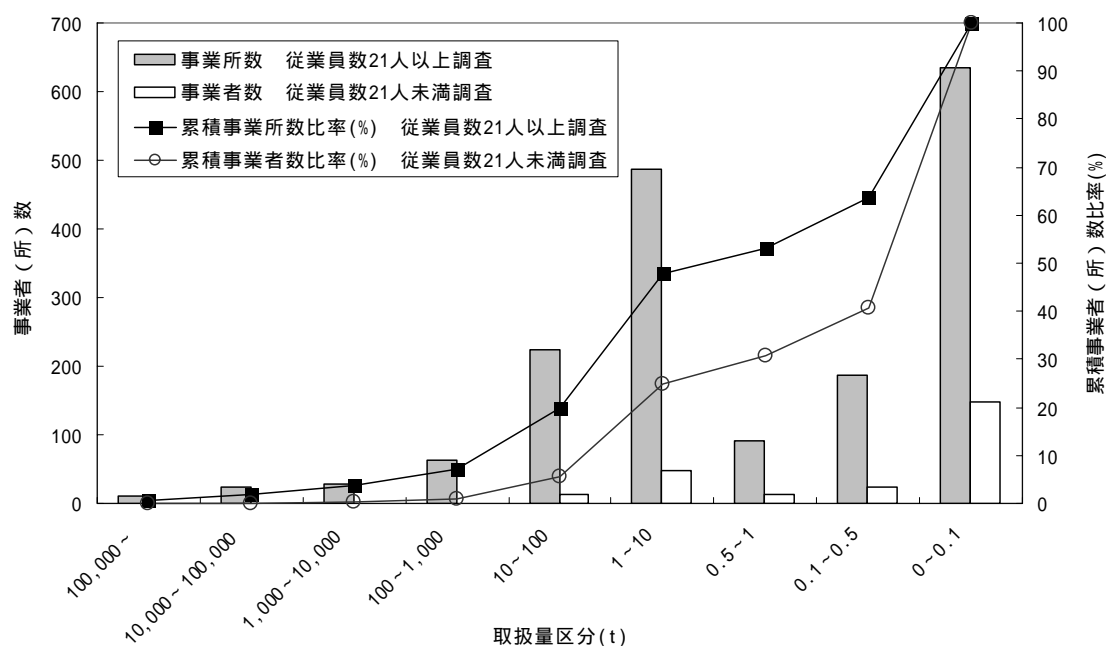


表 7 - 8 取扱量区分ごとの累積事業所、事業者数比率（特定第一種指定化学物質）の比較

| 取扱量区分(t) | 従業員数21人以上調査 | | | 従業員数21人未満調査 | | |
|------------------|-------------|--------|-------------|-------------|--------|-------------|
| | 事業所数 | 累積事業所数 | 累積事業所数比率(%) | 事業者数 | 累積事業者数 | 累積事業者数比率(%) |
| 100,000 ~ | 11 | 11 | 0.63 | - | - | 0.00 |
| 10,000 ~ 100,000 | 24 | 35 | 2.00 | - | - | 0.00 |
| 1,000 ~ 10,000 | 29 | 64 | 3.65 | 1 | 1 | 0.40 |
| 100 ~ 1,000 | 63 | 127 | 7.24 | 1 | 2 | 0.81 |
| 10 ~ 100 | 223 | 350 | 19.97 | 12 | 14 | 5.65 |
| 1 ~ 10 | 488 | 838 | 47.80 | 48 | 62 | 25.00 |
| 0.5 ~ 1 | 92 | 930 | 53.05 | 14 | 76 | 30.65 |
| 0.1 ~ 0.5 | 188 | 1,118 | 63.78 | 25 | 101 | 40.73 |
| 0 ~ 0.1 | 635 | 1,753 | 100.00 | 147 | 248 | 100.00 |
| 合計 | 1,753 | - | - | 248 | - | - |

(3)少量取扱量（取扱量 1t 未満の対象化学物質）の対象化学物質の取扱量、事業所数

取扱量 1t 未満の対象化学物質について、従業員数 21 人以上調査と、従業員数 21 人未満調査の比較を行った結果を表 7 - 9 に示す。

取扱量上位 10 物質の構成を比較すると、順位の変動はあるものの 7 物質（トルエン、キシレン、1,3,5-トリメチルベンゼン、エチルベンゼン、エチレングリコール、鉛及びその化合物、ジクロロメタン（別名 塩化メチレン））は同じであった。

一方、従業員数 21 人以上調査において上位 10 物質に含まれていた、ほう素及びその化合物、マンガンおよびその化合物、亜鉛の水溶性化合物は、従業員数 21 人以下の事業所においては上位 10 位には入らず、替わってトリクロロエチレン、酢酸ビニル、4,4'-イソプロピリデンジフェノールと 1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物（液状のものに限る。）（別名 ビスフェノール A 型エポキシ樹脂（液状のものに限る。））が入っている。

表 7 - 9 取扱量 1t 未満の対象化学物質(特定第一種指定化学物質は除く)の取扱量及び事業所数の比較等

| 順位 (取扱 量順) | 従業員数21人以上調査 | | | | | 従業員数21人未満調査 | | | | |
|------------------|-------------|--------------------|----------|------------|-------------------|-------------|--|----------|------------|-------------------|
| | 政令 番号 | 物質名 | 事業所 数 | 取扱量 (t) | 1事業所当たり の平均取扱量 | 政令 番号 | 物質名 | 事業者 数 | 取扱量 (t) | 1事業所当たり の平均取扱量 |
| 1 | 227 | トルエン | 1,488 | 336 | 0.23 | 227 | トルエン | 453 | 71 | 0.16 |
| 2 | 63 | キシレン | 1,484 | 291 | 0.20 | 63 | キシレン | 394 | 58 | 0.15 |
| 3 | 43 | エチレングリコール | 921 | 275 | 0.30 | 40 | エチルベンゼン | 178 | 18 | 0.10 |
| 4 | 40 | エチルベンゼン | 761 | 131 | 0.17 | 43 | エチレングリコール | 121 | 17 | 0.14 |
| 5 | 224 | 1,3,5-トリメチルベンゼン | 609 | 103 | 0.17 | 224 | 1,3,5-トリメチルベンゼン | 140 | 14 | 0.10 |
| 6 | 230 | 鉛及びその化合物 | 583 | 89 | 0.15 | 211 | トリクロロエチレン | 69 | 13 | 0.18 |
| 7 | 304 | ほう素及びその化合物 | 478 | 75 | 0.16 | 102 | 酢酸ビニル | 71 | 12 | 0.17 |
| 8 | 145 | ジクロロメタン(別名 塩化メチレン) | 447 | 70 | 0.16 | 230 | 鉛及びその化合物 | 99 | 8 | 0.08 |
| 9 | 311 | マンガン及びその化合物 | 304 | 46 | 0.15 | 30 | 4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物(液状のものに限る。)(別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂(液状のものに限る。)) | 76 | 7 | 0.10 |
| 10 | 1 | 亜鉛の水溶性化合物 | 256 | 44 | 0.17 | 145 | ジクロロメタン(別名 塩化メチレン) | 87 | 7 | 0.08 |

(4)少量取扱量の対象化学物質(取扱量 0.5t 未満の特定第一種指定化学物質)の取扱量、事業所数

取扱量 0.5t 未満の特定第一種指定化学物質について、従業員数 21 人以上調査と、従業員数 21 人未満調査の比較を行った結果を表 7 - 10 に示す。

取扱量上位 10 物質の構成を比較すると、順位の変動はあるものの 7 物質(ベンゼン、ニッケル化合物、6 価クロム化合物、エチレンオキシド、砒素及びその無機化合物、カドミウム及びその化合物、クロロエチレン(別名 塩化ビニル))は同じであった。

一方、従業員数 21 人未満調査では、ベリリウム及びその化合物、石綿が含まれなかった。

表 7 - 10 取扱量 0.5t 未満の特定第一種指定化学物質の取扱量及び事業所数等の比較等

| 順位 (取扱 量順) | 従業員数21人以上調査 | | | | | 従業員数21人未満調査 | | | | |
|------------------|-------------|-----------------------|------|------------|--------------------------|-------------|----------------------|------|------------|--------------------------|
| | 政令 番号 | 物質名 | 事業所数 | 取扱量 (t) | 1事業所当たり の平均取扱量 (t) | 政令 番号 | 物質名 | 事業者数 | 取扱量 (t) | 1事業所当たり の平均取扱量 (t) |
| 1 | 299 | ベンゼン | 447 | 23.4 | 0.05 | 299 | ベンゼン | 103 | 2.86 | 0.03 |
| 2 | 232 | ニッケル化合物 | 234 | 21.9 | 0.09 | 232 | ニッケル化合物 | 27 | 1.72 | 0.06 |
| 3 | 69 | 6価クロム化合物 | 268 | 16.9 | 0.06 | 69 | 6価クロム化合物 | 48 | 1.46 | 0.03 |
| 4 | 42 | エチレンオキシド | 35 | 4.2 | 0.12 | 42 | エチレンオキシド | 11 | 0.95 | 0.09 |
| 5 | 252 | 砒素及びその無機 化合物 | 58 | 2.3 | 0.04 | 77 | クロロエチレン(別 名塩化ビニル) | <4 | 0.50 | - |
| 6 | 60 | カドミウム及びその 化合物 | 65 | 2.1 | 0.03 | 60 | カドミウム及びその 化合物 | <4 | 0.09 | - |
| 7 | 77 | クロロエチレン(別 名 塩化ビニル) | 6 | 1.0 | 0.16 | 252 | 砒素及びその無機 化合物 | 6 | 0.01 | 0.00 |
| 8 | 26 | 石綿 | 13 | 0.8 | 0.06 | - | - | - | - | - |
| 9 | 294 | ベリリウム及びそ の化合物 | 14 | 0.5 | 0.03 | - | - | - | - | - |
| 10 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

(5)業種ごとの少量取扱量対象化学物質の取扱量

業種ごとの取扱量 1t 未満の対象化学物質について、従業員数 21 人以上調査と、従業員数 21 人未満調査の比較を行った結果を表 7 - 11 に示す。

取扱量比率上位 10 業種の構成を比較すると、順位の違いはあるものの 4 業種（化学工業、電気機械器具製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業）は同じであった。

表 7 - 11 業種ごとの取扱量 1t 未満の対象化学物質の比較等

| 順位 (取扱量 比率順) | 従業員数21人以上調査 | | | | | | 従業員数21人未満調査 | | | | | |
|--------------------|-------------|-------------|----------|-------------------|-------------|------------------|-------------|---------------|----------|-------------------|-------------|------------------|
| | 業種 コード | 業種名 | 事業 所数 | 延べ対 象化学 物質数 | 物質数 (種類) | 取扱量 比率 (%) | 業種 コード | 業種名 | 事業者 数 | 延べ対 象化学 物質数 | 物質数 (種類) | 取扱量 比率 (%) |
| 1 | 2000 | 化学工業 | 409 | 2,139 | 191 | 14.67 | 2000 | 化学工業 | 116 | 531 | 74 | 14.13 |
| 2 | 3000 | 電気機械器具製造業 | 543 | 1,958 | 125 | 11.32 | 2800 | 金属製品製造業 | 76 | 281 | 44 | 13.81 |
| 3 | 2800 | 金属製品製造業 | 344 | 1,116 | 86 | 9.10 | 5930 | 燃料小売業 | 46 | 109 | 6 | 6.91 |
| 4 | 7700 | 自動車整備業 | 437 | 624 | 12 | 8.75 | 2900 | 一般機械器具製造業 | 70 | 243 | 40 | 5.96 |
| 5 | 2900 | 一般機械器具製造業 | 355 | 1,192 | 86 | 7.71 | 3000 | 電気機械器具製造業 | 71 | 201 | 52 | 5.47 |
| 6 | 3100 | 輸送用機械器具製造業 | 262 | 1,037 | 85 | 6.63 | 2300 | ゴム製品製造業 | 45 | 132 | 28 | 4.90 |
| 7 | 1900 | 出版・印刷・同関連産業 | 211 | 634 | 55 | 2.78 | 1700 | 家具・装備品製造業 | 46 | 144 | 22 | 4.44 |
| 8 | 9210 | 自然科学研究所 | 123 | 1,284 | 136 | 2.67 | 1800 | パルプ・紙・紙加工品製造業 | 41 | 138 | 23 | 3.89 |
| 9 | 3400 | その他の製造業 | 133 | 407 | 80 | 2.66 | 2200 | プラスチック製品製造業 | 41 | 168 | 46 | 3.50 |
| 10 | 2600 | 鉄鋼業 | 86 | 446 | 79 | 2.47 | 3200 | 精密機械器具製造業 | 52 | 159 | 36 | 3.30 |

4. 従業員数ごとの集計結果に関する比較

事業者の従業員数区分ごとの取扱量比率について、従業員数 21 人以上調査と、従業員数 21 人未満調査の比較を行った結果を図 7 - 3 及び表 7 - 12 に示す。なお、この集計については、従業員数 21 人以上調査でも事業者ごとに把握した結果を用いて比較している。

従業員数 21 人以上調査では、301 人以上の区分において取扱量比率が圧倒的であるのに対し、従業員数 21 人未満調査では 11～20 人の区分で高い取扱量比率となっている。また、従業員数 21 人未満調査において、本来は調査対象外となる 21 以上人の区分での取扱量比率が 39.31 %を占めていた。

図 7 - 3 事業者の従業員数区分ごとの取扱量比率の比較

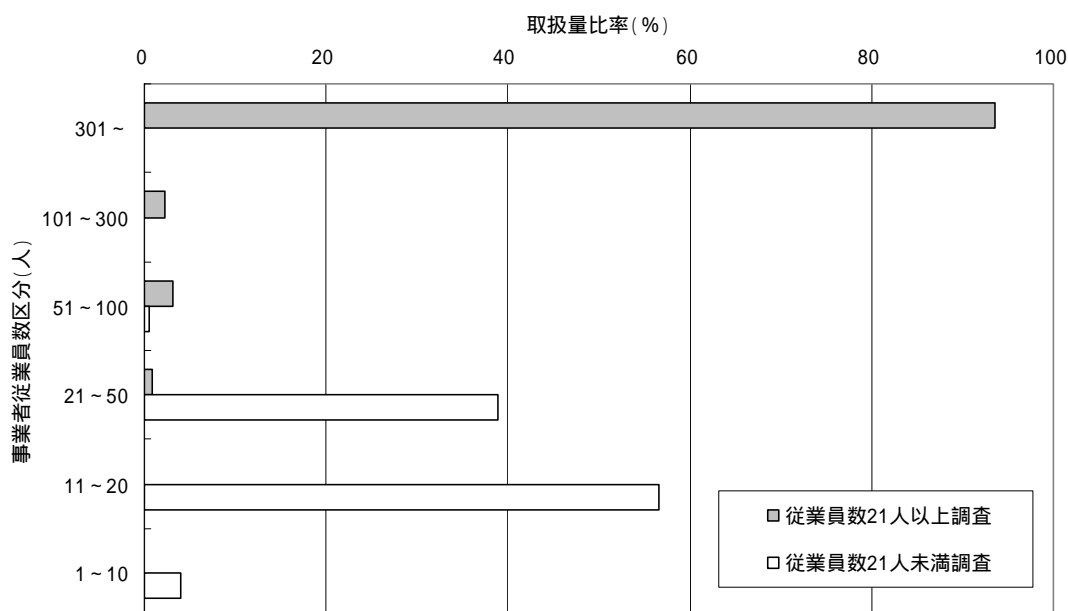


表 7 - 12 事業者の従業員数区分ごとの取扱量比率の比較等

| 事業者従業員数 区分(人) | 従業員数21人以上調査 | | 従業員数21人未満調査 | |
|------------------|-------------|----------|-------------|----------|
| | 合計取扱量(t) | 取扱量比率(%) | 合計取扱量(t) | 取扱量比率(%) |
| 301～ | 54,718,721 | 93.66 | 0 | 0.00 |
| 101～300 | 1,332,010 | 2.28 | 13 | 0.01 |
| 51～100 | 1,819,741 | 3.11 | 1,103 | 0.46 |
| 21～50 | 546,476 | 0.94 | 94,020 | 38.85 |
| 11～20 | 4,049 | 0.01 | 137,099 | 56.65 |
| 1～10 | 741 | 0.00 | 9,790 | 4.05 |
| 合計 | 58,421,738 | 100.00 | 242,025 | 100.00 |

第8章 まとめ

第8章 まとめ

1. 従業員数 21 人以上の事業者を対象とした調査結果

全国の事業者のうち、化管法の対象となる業種の事業を営み、従業員数21人以上の事業者に対し対象化学物質の取扱量、取り扱っている対象化学物質の把握状況等についてアンケート調査を行った。アンケートを送付した24,406事業者のうち、14,838事業者（60.8%、電話確認分3,966事業者を含む）から回答を得ることができた。

事業者及び事業所における対象化学物質の取扱いの把握状況については、対象化学物質を取り扱っている可能性のある事業所のうち化学物質の名称及び取扱量を把握していない事業所が3割弱あるとの結果であった。全ての事業所において適切に取り扱われるようになるため、今後も普及啓発活動の強化等の対策が望まれる。

また、対象化学物質の取扱量については、各事業者からの回答を物質ごと、事業所ごと、業種ごと及び都道府県ごと等に集計し、集計項目ごとに特徴及び傾向等が確認できた。個別の取扱量データ及びこれらから確認できた傾向等は、PRTR制度に係る届出データの集計、裾切り推計の基礎データとして、更にはリスク評価のための基礎データとして利用されることが期待される。

2. 従業員数 21 人未満の事業者を対象とした調査結果

本年度から、化管法での従業員数の裾切り要件となっている従業員数21人未満の事業者における実態を把握するため、化管法の対象となる業種の事業を営み、従業員数21人未満の事業者に対し対象化学物質の取扱量等についてアンケート調査を試行した。アンケートを送付した24,415事業者のうち、7,227事業者（29.6%、電話確認分2,152事業者を含む）から回答を得ることができた。

対象化学物質の取扱量については、各事業者からの回答を物質ごと、業種ごと及び都道府県ごと等に集計し、集計項目ごとに特徴及び傾向等が確認できた。ただし、対象化学物質の物質名及び取扱量まで記載があった事業者は全回収数の18%であり、一定程度の把握が進んでいることが考えられる一方、取扱い資材に含有する対象化学物質の種類や数量を把握できていない事業者も多く、また回答結果の中には取扱量の定義の部分で齟齬が起こっている可能性のあるものもみられた。このため、PRTR届出実績のない事業者に対しては、MSDS等の理解促進を図る工夫や、わかりやすい取扱量の算出方法の提示などの調査票の設計の改善も必要と考えられた。

今後も、裾切り推計の精度向上のために、本調査結果に基づく改善を実施した上での継続が必要である。

3. 「平成 15・16 年度調査」及び「平成 17・18 年度調査」との経年比較

過年度との比較により、経年の傾向をみるため、平成15・16年度調査(2ヵ年調査)、

平成17・18年度調査(2ヵ年調査)と、平成19年度の従業員数21人以上調査と従業員数21人未満調査の比較検討を行った。

過年度までは、2ヵ年度分を合算した場合に、全国のPRTR届出対象となることが予想される全ての事業者が対象となるように実施されていた。一方、平成19年度調査では、対象事業者数とその半数程度であること、また対象事業者を抽出するデータベースの変更、業種ごとに割付していることなどに違いがあるといった母集団に差異があることに留意する必要がある。

従業員数21人以上の事業者の経年比較をみると、取扱量の多かった対象化学物質の傾向は、順位に多少の変動はあるものの取扱量上位6物質の構成が同じであった。このうち4物質(トルエン、キシレン、ベンゼン、エチルベンゼン)は取扱事業所数の多い上位物質でもあり、これらは燃料に含まれる他、化学品原料や溶剤として広範囲に取り扱われていると考えられた。これ以外の2物質(クロロエチレン(別名 塩化ビニル)、1,2-ジクロロエタン)は1事業所当たりの平均取扱量の多かった上位物質でもあり、限られた事業所で大量に取り扱われていると考えられた。業種ごとの取扱量比率の経年比較では、取扱量の多い上位10業種の傾向は、順位に変動があるもの7業種が同じであった。

また、従業員数21人未満の事業者の経年比較をみると、取扱量の多かった対象化学物質の傾向は、順位に変動のあるものの上位10物質のうち5物質の構成が同じであった。これらのうちスチレンを除く4物質は、従業員数21人以上の事業者の経年比較とも共通する物質であった。業種ごとの取扱量比率の経年比較では、取扱量の多い上位10業種の傾向は、順位に変動があるもの6業種が同じであった。

経年比較により、対象化学物質の取扱量について、物質ごと、業種ごとにそれぞれ共通する傾向を把握することができた。

4. 「従業員数21人以上の事業者を対象とした調査」と「従業員数21人未満の事業者を対象とした調査」の比較

従業員数規模による傾向をみるため、従業員数21人以上調査と従業員数21人未満調査との比較検討を行った。なお、従業員数21人以上調査では事業所ごとの取扱量を把握しているのに対し、従業員数21人未満調査では事業者全体での取扱量で把握したことなど調査票の設計が異なることに留意が必要である。

取扱量の多かった対象化学物質の傾向は、順位に変動があるものの上位10物質のうち5物質の構成が同じであった。また、取扱事業所の多かった対象化学物質の傾向は、順位に多少の変動はあるものの取扱量上位8物質の構成が同じであった。業種ごとの取扱量比率について取扱量の多い上位10業種の傾向は、順位に変動があるもの7業種が同じであった。

一方、取扱量区分ごとの累積事業者、事業所数比率でみると、PRTR届出の裾切り基

準である取扱量1t以上（特定第一種指定化学物質を除く）、特定第一種指定化学物質の0.5t以上を取り扱っている事業者数は、いずれも、従業員数21人以上調査では累積事業所数は50%以上であるのに対し、従業員数21人未満調査では累積事業者数30%以下であり、従業員数21人未満では取扱量の裾切り基準以下の事業者が多いことがわかる。

従業員数の規模の比較により、対象化学物質の取扱量について、物質ごと、業種ごとに、それぞれに共通する傾向があることも把握することができたものの、差異については、今回の従業員数21人未満調査では回収数が少なく、また両者の調査票の設計が異なることなどから有意な結果を導くことはできなかった。今後も、裾切り対象となっている従業員数21人未満の事業者における取扱い状況を把握するため、調査を拡充することが必要である。

5. 課題と改善点の整理

(1) 調査結果を踏まえた今後の課題

調査対象の選定方法について

従業員数規模による比較を行うため、対象事業者の選定にあたって、本年度調査では、昨年度から対象事業者を抽出するデータベースの変更などを実施した。

抽出の際の従業員規模と実際に回答のあった従業員規模との乖離は少なかった。

回収率の向上について

本調査では、回収率の向上に資するため、対象事業者への負担軽減と精度向上による効果を期待するものとして郵送調査とWeb調査の2種類の回答方法を設け、また、知名度向上による効果を期待するものとして多数への電話督促を実施した。

結果として、過年度と比較して大幅に回収率を向上することができた。下記、それぞれの効果と課題について詳述する。

郵送調査とWeb調査による回収数の比較を表8 - 1に示す。全体に占める回収割合で見ると、郵送調査が70%以上と高いものの、Web調査も一定程度利用されることがわかった。従業員21人以上調査の調査票3で回答のあった物質数で見ると、郵送調査(15,422件)とWeb調査(15,417件)の回答数は近接しており、PRTR対象物質の取扱いが多い事業者によく利用される傾向もあると考えられる。このため、より回答負担軽減につながるような改善が重要である。郵送調査とWeb調査の両方への回答や、併用する事業者もあり、運用方法や説明内容に改善が必要と考えられた。

また、電話督促の実施前後の回収数を表8 - 2に示す。督促後に回収した数は、従業員21人以上調査では全回収数の14.2%であり、従業員21人未満調査では全回収数の10.1%であった。また、督促件数に占める割合で見ると、従業員21人以上調査では10.4%、従業員21人未満調査では9.1%であった。これにより、電話督促の実施後に回収した調査票は、全回収数のうち12%程度となった。PRTR対象化学物質の取扱いがないとの回

答があった件数（電話確認分）が督促件数に占める割合でみると、従業員21人以上調査では26.8%、従業員21人未満調査では41.9%であった。

表 8 - 1 郵送調査と Web 調査による回収数の比較

| | 従業員 21 人以上調査 | | 従業員 21 人未満調査 | |
|--------|--------------|----------|--------------|----------|
| | 事業者ごとの回収数 | 全体に占める割合 | 事業者ごとの回収数 | 全体に占める割合 |
| 郵送調査 | 7,636 | 70.2% | 3,850 | 75.9% |
| Web 調査 | 3,236 | 29.8% | 1,225 | 24.1% |
| 全回収数 | 10,872 | - | 5,075 | - |

郵送調査と Web 調査に重複して回答があった場合（198 件）は、内容を確認の上、判断した。全く同じ内容の場合は郵送調査の結果を採用した。

表 8 - 2 電話督促の実施前後の回収数

| | 従業員 21 人以上調査 | | | 従業員 21 人未満調査 | | |
|--------|--------------|--------|-------|--------------|-------|-----|
| | 督促前 | 回収数 | 増加分 | 督促前 | 回収数 | 増加分 |
| 郵送調査 | 6,300 | 7,636 | 1,336 | 3,414 | 3,850 | 436 |
| Web 調査 | 3,029 | 3,236 | 207 | 1,149 | 1,225 | 76 |
| 全回収数 | 9,329 | 10,872 | 1,543 | 4,563 | 5,075 | 512 |

督促前とは、調査票発送時に記載した締切りまでに回収した数を指す。なお、この数には重複の回答も含まれる。

不通（電話番号変更、廃業、不在など）の事業者も含まれる。

従業員数20人以下の事業者の実態把握について

従業員数規模ごとに調査を実施した結果、従業員数が21人未満の事業者で合計242,875tの対象化学物質を取り扱っている等、PRTR届出対象事業所以外でも対象化学物質を取り扱っていることが明らかになった。今後も裾切り推計の精度向上のために従業員数21人未満の事業者に関する実態把握について、更に改善の上、継続することが重要である。

(2)調査実施にあたっての課題と改善点の整理

ここでは、本調査（アンケート調査）の各調査プロセスの課題と、今後取扱量調査を実施する上での改善点について整理を行った。

調査のプロセス

本調査の主なプロセスを示すと以下の通りである。

- アンケート調査の準備
- 調査全体の設計
- 調査対象事業者の抽出
- アンケート調査の実施
- 調査票の送付
- 電話対応
- 調査票の回収
- 電話督促
- アンケート調査結果の入力、集計
- 回収調査票の内容入力（データ化）
- 入力データのエラーチェック
- 電話による問い合わせ
- エラーデータの修正
- 集計

各プロセスの課題と改善点

イ) アンケート調査の準備

() 調査全体の設計

| | |
|------|--|
| 調査票 | <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度までの課題として物質名の誤記入が多いことが指摘されたため、従業員21人以上調査では、回答の多い64物質の政令番号と物質名を明記した。また、従業員21人未満調査では、資材ごとに該当する政令番号と物質名を明記した。 ・従業員21人未満調査では、対象事業者における化学物質の取扱い状況の把握が困難なことを想定し、資材ごとの取扱いの有無を問う設計とした。 ・PRTR対象物質の取扱いがないと回答する事業者が多いため、別ハガキにするなどより簡易な方法を工夫し、負担軽減につなげる必要がある。 |
| 説明資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査票の構成についての解説を記載した。とくに、従業員21人以上調査については、事業者から各事業所への転送など回答方法が煩雑なため、理解を促した。 |
| 調査方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・従来からの郵送調査のほかに、専用Webサイトで入力してもらうWeb調査の2種類の回答方法を充実した。 ・取扱物質数の多い事業者からは、EXCEL形式での回答を望む声もあったため、検討する必要があると考えられる。 |

() 調査対象事業者の抽出

| | |
|--------|---|
| 事業者の抽出 | <ul style="list-style-type: none">・従業員数規模による比較を行うため、本年度から新たなデータベースを用いて抽出を行った。 |
|--------|---|

ロ) アンケート調査の実施

() 調査票の送付

| | |
|----|---|
| 発送 | <ul style="list-style-type: none">・直接、化学物質を取扱う部署に届くように、発送先に、化学物質を取扱うご担当者宛であることを明記した。・発送直前に発生した中越沖地震の影響を考慮し、被災地域に所在する事業者を対象から除外することとした。 |
|----|---|

() 電話対応

| | |
|------|---|
| 対応状況 | <ul style="list-style-type: none">・QA集を作成し、オペレーターへの事前研修を実施した。化学物質等の専門的な内容については、専門知識を持つ担当者が回答を行った。・新たに導入したWeb調査の利用方法についての問い合わせも多く、回答画面の動作、回答完了の表示、回答後の印刷方法などの改善が必要と考えられた。・問い合わせ内容をみると、昨年度までと同様に、「調査票の内容について」が最も多く、次いで、「取扱いなし」、「調査対象かどうか」となっている。・問い合わせ件数でみると、従業員21人以上調査の方が多かった。調査内容の難しさ、回答者の多さ、電話督促の多さなどに起因すると考えられた。 |
|------|---|

() 調査票の回収

| | |
|------|---|
| 調査方法 | <ul style="list-style-type: none">・郵送調査とWeb調査の2種類の回答方法を設けた。全体に占める回収割合でみると、郵送調査が70%以上と高いものの、Web調査も一定程度利用されることがわかった。・PRTR対象物質の取扱いが多い事業者によく利用される傾向もあると考えられるため、より回答負担軽減につながるような改善が重要である。・郵送調査とWeb調査の両方への回答や、併用する事業者もあり、運用方法や説明内容に改善が必要と考えられた。 |
|------|---|

()電話督促

| | |
|------------|--|
| 実施方法 | <ul style="list-style-type: none">・電話督促は、調査票発送時に記載した締切りの約1週間後から、約2週間程度の期間で実施した。1事業者当りの連絡回数は平均1.6回であった。 |
| 督促対象事業者の抽出 | <ul style="list-style-type: none">・従業員21人以上調査では、全発送数から締切り日時点までに調査票を回収した事業者及び電話問い合わせがあった事業者を除外した14,784件の全事業者を対象とした。・従業員21人未満調査では、発送数から締切り日時点までに調査票を回収した事業者及び電話問い合わせがあった事業者を除外した上で、業種ごとの割付により5,600件を対象としてランダムサンプリングにより選定した。 |
| 電話督促の実施 | <ul style="list-style-type: none">・調査主体への電話問い合わせを極力避けるため、電話連絡は3回程度までとし、無理な督促は行わなかった。・電話督促の実施後に回収した調査票は、全回収数のうち12%程度であった。 |

八) アンケート調査結果の入力、集計

()回答調査票の内容入力(データ化)

| | |
|----|--|
| 入力 | <ul style="list-style-type: none">・対象化学物質まで回答があった事業者とそれ以外の事業者を事前に分類して入力を行った。これにより、効率を上げることができた。・エラーデータの修正が必要な事項については、入力段階でチェックすると効率的と考えられた。 |
|----|--|

()入力データのエラーチェック

| | |
|---------|---|
| エラーチェック | <ul style="list-style-type: none">・エラーチェックは、目検も含め相当数行った。・郵送とWebの2種類の回答方法を設けたため、重複あるいは併用しての回答をチェックする必要性が生じた。事業者へも負荷となるため改善が不可欠である。・調査票の改善により、物質名の誤記入は減少した。・取扱量の妥当性を確認するため、事前に事業規模(従業員数)ごとに基準を設ける、あるいは全取扱量に占める割合を確認するなどのチェックを行うことでより高い精度となると考えられる。 |
|---------|---|

()電話による問い合わせ

| | |
|--------------|--|
| 対象エラー、対象者の決定 | ・昨年度までと同様に、問い合わせが必要なエラーと、問い合わせの際に確認するエラーの2種類を設定した。 |
|--------------|--|

()エラーデータの修正

| | |
|-------|--|
| エラー修正 | ・修正による変更内容を履歴で確認できるようにするため、ローデータとは別に修正後データ、修正理由を記載するようにした。 |
|-------|--|

()集計

| | |
|----|---|
| 集計 | ・経年比較のため、基本的には過年度までの集計方法を継続して実施した。 ・従業員数規模による2種類の調査票を用いたため、それぞれの集計が必要となった。 |
|----|---|

付属1

PRTR対象物質の取扱い等に関する調査票一式

挨拶状（経済産業省・独立行政法人製品評価技術基盤機構）

調査へのご協力をお願い（日本エヌ・ユー・エス株式会社）

パンフレット（化学物質を取り扱う事業者の方へ）

アンケートサイトのご利用方法について

従業員数21人以上の事業者を対象とした調査 調査票

従業員数21人未満の事業者を対象とした調査 調査票

従業員数21人以上の事業者を対象とした調査 説明資料集

従業員数21人未満の事業者を対象とした調査 説明資料集

平成19年度P R T R対象物質の取扱い等に関する調査について

化学物質をお取扱いの事業者 殿

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

有害性の恐れがある化学物質の排出量等の把握を行うP R T R (Pollutant Release and Transfer Register) 制度の実施、及び化学物質の性状及び取扱いに関する情報 (M S D S : 化学物質等安全データシート : Material Safety Data Sheet) の交付の義務付け等により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法) が、平成11年7月13日に公布されました。本法律に基づき国は、P R T R制度により届け出られた排出量等を集計するとともに、届け出られた排出量以外の排出量 (届出対象外の事業者、家庭、移動排出源等からの排出量) を推計し、併せて公表することになっております。

今回、経済産業省においては、独立行政法人製品評価技術基盤機構と共同して、全国の化学物質を取り扱う事業者を対象としてP R T R対象物質の取扱い等に関する調査 (本調査 : 日本エヌ・ユー・エス株式会社に委託) を実施することとし、その取扱量等の実態把握を行うとともに、届出対象以外の排出量の推計方法の検討及び化学物質管理政策検討等の基礎資料とさせていただきたいと考えております。

つきましては、事業者の皆様におかれましては、別添のご回答方法をご参考に、インターネットによるアンケート専用サイトをご利用いただく、もしくは同封いたしました返信用封筒にてご返送いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本調査結果は、統計的に処理し、本調査以外の目的には一切使用せず、貴社名や個別事業者の回答結果が公となることはございません。

平成19年7月

経済産業省製造産業局化学物質管理課
独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター

(調査票ご回答のお願い)

調査票ご回答に当たって

本調査では、インターネットによる「アンケート専用サイト」を設置し、調査票を簡易に電子データで入力できるようにしております。詳しくは、「アンケート専用サイトのご利用方法」及び「説明資料集(資料1)本調査のご回答方法について」をご参照のうえ、8月10日(金)までにご回答いただきますようお願い申し上げます。なお、インターネット経由でのご回答がご不便な場合は、同封の調査票にご記入の上、返信用封筒にてご返送ください。

調査票のインターネットご回答先

アンケート専用サイト：<http://www.janus.co.jp/prtrh19/index.html>

調査票の返送先(郵送の場合)

〒108-0022

東京都港区海岸3-9-15 LOOP-Xビル8階

日本エヌ・ユー・エス株式会社

「平成19年度PRTTR対象物質の取扱い等に関する調査」係宛

お問い合わせ先

本調査における調査票の発送及び集計作業については、守秘義務を課して日本エヌ・ユー・エス株が実施することとしています。

<本調査の調査票の内容等に関すること>

日本エヌ・ユー・エス株式会社

「PRTTR対象物質の取扱い等に関する調査」係

TEL：0120-677-133(専用ダイヤル)

なお、お問い合わせの際は、恐れ入りますが同封の調査票の1ページ目、貴社ご住所の右上に記載されている「お問い合わせ用事業者番号」を確認させていただきます。ご了承ください。

万一、フリーダイヤルが繋がらない場合は、申し訳ございませんが、本調査担当係の 電話 03-5440-3861 FAX 03-5440-1870 あるいは、専用E-mail: prtrh19@janus.co.jp までご連絡ください。

PRTTR制度等の情報

- ・経済産業省「化学物質排出把握管理促進法のホームページ」

URL：http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/

- ・独立行政法人製品評価技術基盤機構「化学物質管理分野関連のページ」

URL：<http://www.prtr.nite.go.jp/index.html>

以上

調査へのご協力のお願い

平成19年7月

日本エヌ・ユー・エス株式会社

拝啓 季夏の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

私ども日本エヌ・ユー・エス(株)は、エネルギーと環境に関する各種の調査と研究を行っている機関です。

この度は、「平成19年度PRTR対象物質の取扱い等に関する調査」にご協力いただきたく、突然で恐縮ですが、調査票を送付させていただきました。

この調査は、経済産業省及び(独)製品評価技術基盤機構より依頼を受け実施するもので、PRTR対象物質の取扱い等の実態把握を行うことを目的としております。また、PRTR制度上、届出対象となっていない事業者における排出量の推計を検討する際の基礎資料とすることも目的としています。なお、本調査ではPRTR制度における「排出量・移動量」の届出と異なり、PRTR対象化学物質の「取扱い」を調査しております。

ご回答いただいた調査票の内容につきましては、すべて数字として統計的に処理を行います。本調査における個人情報の取扱いにつきましては、裏面の「本調査における個人情報の取扱いについて」をご参照ください。

本調査のお問い合わせについては下記を、調査票の回答方法については次頁以降をご参照ください。なお、ご回答につきましては、アンケート専用サイトをご利用いただくか、または、インターネット経由の回答がご不便の場合は、同封の返信用封筒(料金受取人払い)に入れてご投函ください。また、詳細については同封の説明資料集をご参照くださいますようお願い申し上げます。

お忙しいところ誠に恐縮でございますが、以上のような調査の主旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。期日は、8月10日(金)までとさせていただきます。

なお、PRTR対象化学物質の取扱いのない事業者におかれましても、お手数ですが、ご回答いただけますようお願い申し上げます。

末筆ながら、より一層のご健勝をお祈り申し上げます。

敬 具

「(独)製品評価技術基盤機構」とは、経済産業行政の一翼を技術的に担ってきた長い歴史と実績を基に、経済産業行政に必要な技術情報を効率的に収集・整理・提供するとともに、工業製品等に関する技術上の評価サービスの提供などを行う公務員型の独立行政法人として、平成13年4月1日に経済産業省の組織から分離された組織です。本調査を実施している化学物質管理センターでは、PRTR制度に基づく届出から公表に至る一連の事業を行っています。

本調査の内容に関するお問い合わせ先

日本エヌ・ユー・エス株式会社

「平成19年度PRTR対象物質の取扱い等に関する調査」係

お問い合わせ専用ダイヤル(フリーダイヤル) 0120-677-133

AM10:00~PM5:00(土日祝祭日を除く8月31日(金)まで)

(フリーダイヤルがつかない場合は、本調査の担当部署のE-mail: prtrh19@janus.co.jp

電話 03-5440-3861 FAX 03-5440-1870 までご連絡ください。)

アンケート専用サイト: <http://www.janus.co.jp/prtrh19/index.html>

送付書類の一覧

送付封筒の中に次の書類を同封しています。

- ・ P R T R対象物質の取扱等に関する調査（平成 19 年度）調査票
同封の調査票の 1 ページ目に、アンケート専用サイトをご利用の際に必要な
インターネットでの回答用ユーザーIDと初期パスワードが記載されています。
また、お問い合わせの際には、同封の調査票の 1 ページ目、貴社ご住所の右上にある
お問い合わせ用事業者番号をご確認させていただきます。ご了承ください。
- ・ 平成 19 年度 P R T R対象物質の取扱等に関する調査
表：経済産業省/（独）製品評価技術基盤機構の調査依頼状
裏：調査票ご回答のお願い（お問い合わせ先 他）
- ・ 調査へのご協力のお願い
表：委託先 日本エヌ・ユー・エス株式会社の調査依頼状
裏：送付書類の一覧、本調査における個人情報の取扱いについて
- ・ アンケート専用サイトのご利用方法について
アンケート専用サイトへのアクセス方法、情報セキュリティについて
- ・ 化学物質を取り扱う事業者の方へ（P R T R制度パンフレット）
- ・ 説明資料集
資料 1：本調査票のご回答方法について
資料 2：業種コード
資料 3：P R T R対象物質一覧表
資料 4：調査票記入例
- ・ 返信用封筒（料金受取人払い）
ご郵送での調査票の回答をご希望される場合、同封の調査票に回答をご記入いただき、
弊社宛てにご返送ください。

本調査ご回答の期日

平成 19 年 8 月 10 日（金）を期日とさせていただきます。

本調査へのご協力をどうぞよろしくお願いたします。

本調査における個人情報の取扱いについて

ご回答者の個人情報は、弊社が定める「個人情報保護規程」に則り、適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。また、ご回答者の個人情報は、弊社及び本業務の業務委託元である（独）製品評価技術基盤機構による、本調査票ご回答内容に関連するお問い合わせの目的のために利用させていただきます。それ以外の目的で個人情報を利用する場合は、改めて目的をお知らせし、同意を得るものといたします。

なお、ご回答者の個人情報は、データ入力段階で外部委託事業者へ個人情報を取り扱う業務を委託する予定があります。その際、必要な契約を締結し、弊社の従業員に対するのと同等の管理を行います。

回収票のデータ入力については、統計的に処理を行い、結果は統計数字としてのみ利用いたします。個別の調査票につきましては、当該業務終了後は、当社が責任を持って廃棄いたします。

なお、本調査の内容に関するご質問、弊社の個人情報の取扱いについてのご相談やご質問は下記にてお受けしております。

本調査の内容に関するお問い合わせ：お問い合わせ専用ダイヤル **0 1 2 0 - 6 7 7 - 1 3 3**

（フリーダイヤルがつかない場合は、本調査の担当部署の E-mail: prtrh19@janus.co.jp

電話 03-5440-3861 FAX 03-5440-1870 までご連絡ください。）

個人情報の取扱いに関するお問い合わせ：弊社 電話 03-5440-3905 FAX 03-5440-1870

E-mail : konishi@janus.co.jp

URL : <http://www.janus.co.jp>

「個人情報保護方針」をご覧になりたい方は、弊社ホームページ（<http://www.janus.co.jp/terms/privacy/index.html>）よりご覧下さい。又、ご請求いただければお送り致します。

アンケート専用サイトのご利用方法について

本調査のアンケート専用サイトをご利用いただくと、インターネットを通じて調査票にご回答いただけます。ご利用方法の詳細については、裏面をご参照ください。

アンケート専用サイトの特徴

情報セキュリティを高めています。

- ・ユーザーID とパスワードを入力し、貴社の専用サイトでのご回答となります。
- ・入力されたデータは、SSL 通信で暗号化されてサーバーに格納されます。

回答途中でも一時保存し、印刷することができます。

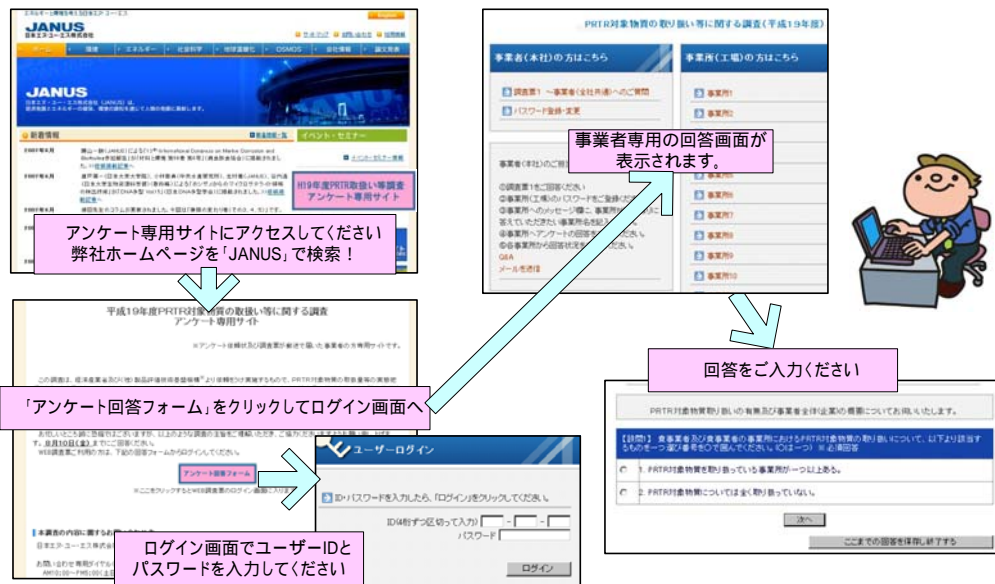
- ・調査票の回答を途中で中断しても回答内容が再表示され、さらに印刷することができます。
- ・WEB 入力は、8 月 10 日の締め切り期日まで、修正・再入力が可能です。一時保存データの取扱いへのご懸念については、ユーザーID 及びパスワードで管理する貴社専用ページであること、また、締め切り期日までは当方が入力データを確認しないことをお約束させていただきます。

貴社の回答を支援する機能が充実しています。

- ・お困りの場合には、Q&A や、メールでの問い合わせフォームをご利用いただけます。
- ・詳しい説明や関連する情報が紹介されています。

ただし、紙調査票と WEB 調査票の併用はできません。

- ・同一事業者内では、必ず、同じ回答方法を利用ください。



アンケート専用サイトでの回答手順イメージ

アンケート専用サイトでのご回答における情報セキュリティの取扱いについて

本システムを運用する会社は、JIS Q15001 が規定する適切な個人情報の取り扱いに関する運用に準拠し、「プライバシーマーク」を取得しています。また、サーバーの管理については、第三者からのアクセスができないように環境を構築しております。

アンケート専用サイトのご利用方法

アンケート専用サイト (<http://www.janus.co.jp/prtrh19/index.html>) にアクセスしてください。

上記サイトの簡単な検索方法：弊社ホームページは、Googleなどの検索エンジンで「JANUS」あるいは「janus」と入力すると、検索結果の先頭に表示されます。弊社トップページの右側にある「H19年度PRTR取扱い等調査アンケート専用サイト」をクリックしてください。アンケート専用サイトが表示されます。

「アンケート回答フォーム」をクリックすると、ログイン画面が表示されます。

画面 弊社ホームページ (<http://www.janus.co.jp/>)

画面 アンケート専用サイト (<http://www.janus.co.jp/prtrh19/index.html>)

ログイン画面で、「ユーザーID」と「パスワード」を入力して、「ログイン」のボタンを押してください。

ユーザーID：調査票1に記載された12桁の記号を入力します（半角英数で入力）。

パスワード：調査票1に記載された6桁の数字を入力します（半角数字で入力）。

万一、ユーザーID及びパスワードを紛失した場合は、再発行しますので、prtrh19@janus.co.jpにお問合せください。

画面 アンケートへのログイン画面

上記サイトで表示される調査票の設問に従って、ご回答下さい。

調査票の回答を途中で中断しても回答内容が再表示され、さらに、印刷することができます。

ただし、「必須」の項目にご回答いただいていない場合は、中断することができません。

なお、ご回答いただいたデータは、回答締切日時をもって「確定」したものととして分析・集計を行います。それまでは、ID及びパスワードでログインした事業者の方のみ閲覧することとします。

画面 アンケートの回答ページ見本例

～PRTR制度は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(通称:化管法)に基づくものです～

PRTR制度の背景と目的

現在、日常生活及びその周辺ではさまざまな化学物質が製造または使用され、私たちはその恩恵を享受していますが、一方で化学物質の中には、人体や環境への影響が懸念されているものもあります。

PRTR制度は、化学物質を取り扱う事業者が、どれだけ化学物質を環境へ排出しているかについて自ら把握して届け出ること等により、自主的な管理を促進、環境保全上の支障を未然に防止することを目的としています。

PRTR制度とは？

把握

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、環境への排出量及び廃棄物に含まれるの移動量を、事業者が自ら把握

届出

前年度の把握分を国に報告(都道府県経由で届出)
※届出期間:
毎年度4月1日～6月30日

集計

国は事業者からの届出や統計資料等を用いた推計について集計

公表

行政庁による集計結果の公表

※公表後、届出データに対する一般国民などからの開示請求の受付が開始されます。

届出を行う義務のある事業者とは？

※裏面の「届出対象事業者判定フロー図」で確認してください。また、用語の説明は以下を参照してください。

◎PRTR届出対象事業者の要件◎

事業者単位 { ①業種
②常用雇用者数

事業所単位 ③所定の年間取扱量以上の事業所
または特別要件施設を有する事業所

●常用雇用者数

従業員数21人以上の事業者が対象となります。

※複数の事業所を有する事業者は、全事業所の従業員数を合算して判断。
※嘱託・パート・アルバイトが含まれる場合もあります。

●排出量・移動量の把握

排出量

- ①大気への排出
- ②公共用水域への排出
- ③事業所内での土壌への排出
- ④事業所内での埋立処分

移動量

- ①下水道への移動
- ②事業所外への移動

●年間取扱量

「年間取扱量」
＝「年間製造量」＋「年間使用量」

- 第一種指定化学物質
1t以上/年
- 特定第一種指定化学物質
0.5t以上/年

●対象業種

届出の対象となる業種は23業種あります。

| | | |
|-----------|-----------|---------------------|
| 金属鉱業 | 石油卸売業 | 計量証明業 |
| 原油・天然ガス鉱業 | 鉄スクラップ卸売業 | 一般廃棄物処理業 (ごみ処分量) |
| 製造業 | 自動車卸売業 | 産業廃棄物処分量 |
| 電気業 | 燃料小売業 | 高等教育機関 |
| ガス業 | 洗濯業 | 自然科学研究所 |
| 熱供給業 | 写真業 | |
| 下水道業 | 自動車整備業 | |
| 鉄道業 | 機械修理業 | |
| 倉庫業 | 商品検査業 | |

※詳しくは、裏面に掲載の「PRTR関連ホームページ」をご覧ください。

●製品の要件

第一種指定化学物質を1質量%(特定第一種指定化学物質は0.1質量%)以上含み、かつ以下のいずれにも該当しない製品についても年間取扱量の算出に含まれます。

- ・事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- ・第一種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- ・主として一般消費者の生活用の製品
- ・再生資源

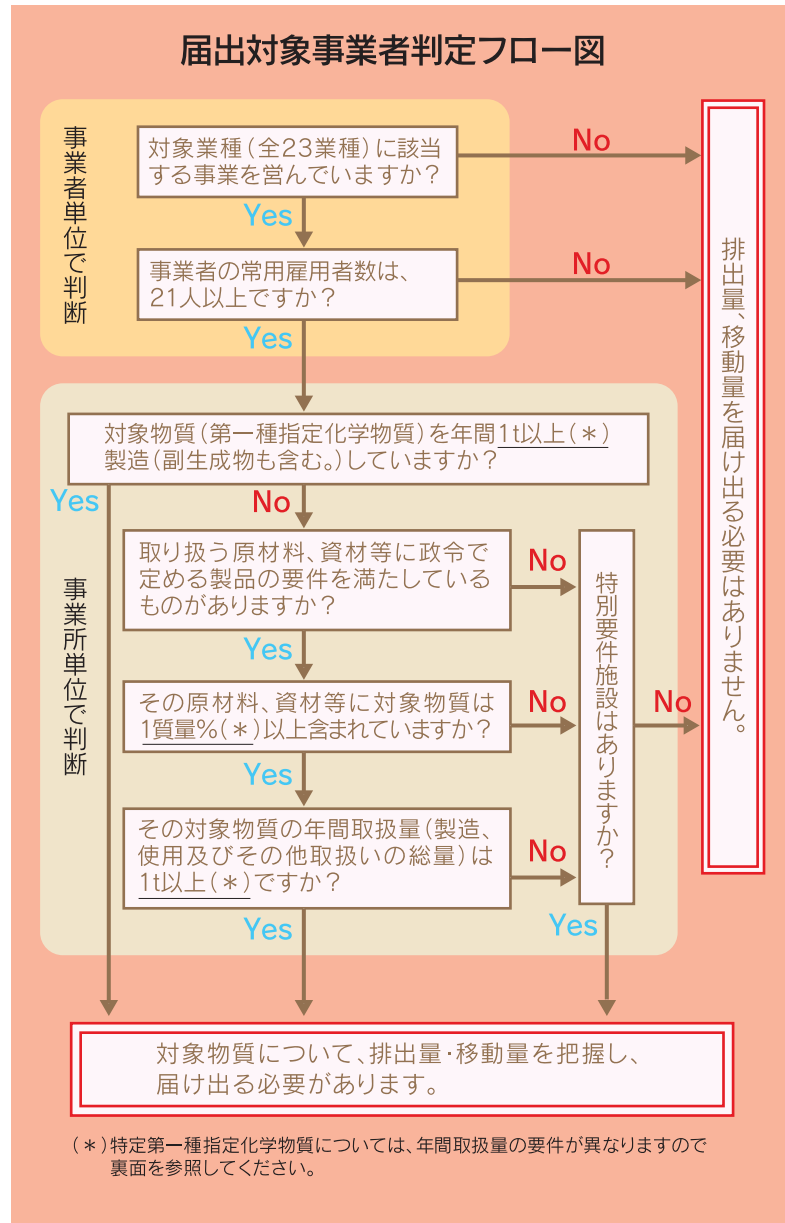
●第一種指定化学物質

本法で把握・届出の対象となっている化学物質は全部で354物質あり、そのうち届出対象となる要件(取扱量及び製品中の含有率)が異なる「特定第一種指定化学物質」は12物質あります。

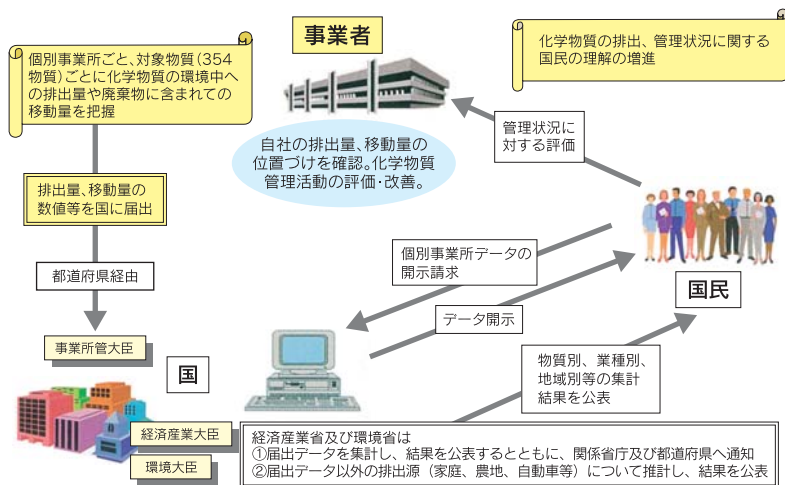
●特別要件施設

以下の施設から排出される排ガス・排水中等に含まれる、他法令に基づく測定対象の化学物質について届出対象となります。

- ・鉱山保安法上の関連施設
- ・下水道終末処理施設
- ・一般廃棄物処理施設/産業廃棄物処理施設
- ・ダイオキシン類対策特別措置法上の特定施設



PRTR制度の全体概要



PRTRについての問い合わせ先

- まずは、関連ホームページをご覧ください。
- 〈PRTR関連ホームページ〉
 - 経済産業省ホームページ
<http://www.meti.go.jp/policy/chemicalmanagement/law/index.html>
 - 環境省ホームページ
<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>
 - 製品評価技術基盤機構ホームページ
<http://www.prtr.nite.go.jp/index.html>
 - 環境情報科学センターホームページ
<http://www.ceis.or.jp/prtr/index.html>

化学物質を 取り扱う 事業者の方へ

PRTR

Pollutant Release and Transfer Register

って聞いたことありますか?

PRTR制度により、事業者は対象化学物質の環境への排出量と廃棄物に含まれる移動量を事業所ごとに把握し、都道府県等を経由して国に届け出る義務があります。

経済産業省・環境省

経済産業省製造産業局化学物質管理課
 環境省環境保健部環境安全課

平成19年度PRTTR対象物質の取扱い等に関する調査

本調査票1は各事業所に配布せず、本調査票1が送付されました本社などで1通ご記入いただき、各事業所で記入されました調査票2、3と共に、同封の返信用封筒にて、日本エヌ・ユー・エス(株)宛てにご送付をお願いします。

問い合わせ用事業者番号：

| | | | |
|---|------|----|---|
| 〒 | - | | |
| | 県 | 郡 | 町 |
| | - | - | |
| | 株式会社 | 御中 | |

貴事業者全体(企業)として
PRTTR対象物質を取り
扱っている主な業種名

業

業種コード

説明資料集(資料2、7ページ)に業種コード表がありますので、ご参照ください。

本調査票の回答は、アンケート専用サイトをご利用ください。

アンケート専用サイト：<http://www.janus.co.jp/prtrh19/index.html>

ご回答の際は下記ユーザーIDとパスワードでログインが必要となります。

インターネットでの回答用ユーザーID：

パスワード：

設問1-1 貴社の名称、所在地及び業種名について、平成18年4月1日現在、上記記載と異なっておりましたら、お手数ですが、記載欄近くの余白に正しい名称、所在地、業種名をご記入下さい。

PRTTR対象物質取扱いの有無及び事業者全体(企業)の概要についてお伺いいたします。

設問1-2 貴事業者及び事業所(関連会社を含まない単一事業者の工場など)におけるPRTTR対象物質の取扱いについて、以下より該当するものを1つ選び番号を で囲んでください。(は1つ)

| | | |
|-----|------------------------------|------------|
| 1 . | PRTTR対象物質を取り扱っている事業所が1つ以上ある。 | 設問1-3(裏面)へ |
| 2 . | PRTTR対象物質については全く取り扱っていない。 | アンケート終了 |

上記、設問1-2で「1 . PRTTR対象物質を取り扱っている」とご回答いただいた方は裏面の設問1-3以降のご回答をお願いいたします。

また、「2 . PRTTR対象物質については全く取り扱っていない」とご回答いただいた方は、アンケート終了です。御協力ありがとうございました。「調査票1」のみをご返送ください。

<裏面もございます>

設問 1-3 貴事業者の常用雇用者数、資本金などについて平成18年4月1日現在の状況を具体的に記入ください。

(1) 貴事業者全体の常用雇用者数

以下より該当するものを1つ選び番号を で囲んでください。(は1つ)

| | | |
|------------|-------------|-----------|
| 1. 1～10人 | 2. 11～20人 | 3. 21～50人 |
| 4. 51～100人 | 5. 101～300人 | 6. 301人以上 |

常用雇用者とは、正社員のほか嘱託、パート、アルバイトを含み、平成18年4月1日現在、期限を定めず使用する人もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用する人をいいます。資料2の業種コード表にない事業に従事する人も含まれます。また、雇用者ではありませんが、他社からの派遣も含まれます。常用雇用者の人数が特定しにくい場合は、想定される最大の人数を含む番号を選び で囲んでください。

(2) 貴事業者の資本金

以下より該当するものを1つ選び番号を で囲んでください。(は1つ)

| | | | |
|-----------|--------------|-------------|----------|
| 1. 5千万円未満 | 2. 5千万～1億円未満 | 3. 1億～3億円未満 | 4. 3億円以上 |
|-----------|--------------|-------------|----------|

(3) 貴事業者が事業活動を行う事業所の数

倉庫やガソリンスタンドのように、一般に化学物質を取り扱う可能性のある事業所は「工場・作業所等」としてカウントしてください。

| |
|----------------|
| 工場・作業所等 事業所 |
|----------------|

| |
|------------------|
| その他(営業所等) 事業所 |
|------------------|

(4) PRTTR対象物質を取り扱っている事業所の数

事業所に配布する「調査票2」を回収した後、設問2-3で「1. PRTTR対象物質については全く取り扱っていない」と回答した事業所を差し引いた数をご記入ください。

| |
|-----|
| 事業所 |
|-----|

(5) 記入者の所属・お名前

| | |
|----------|-----|
| 所属 部署 | お名前 |
|----------|-----|

所属部署がない場合又は不明である場合、所属部署の欄は無記入のまま構いません。

(6) 記入者ご連絡先

| | | |
|------|-------|-------|
| 電話番号 | _____ | _____ |
|------|-------|-------|

個人情報のご記入にあたっては「本調査における個人情報の取扱いについて」をご確認の上、ご記入ください。

PRTTR対象物質を取り扱っている事業所がある場合は、「調査票2」以降を報告事業所数分コピーし、各事業所が重複しないように、事業所通し番号 を設定してください。

事業所通し番号は、本社にて各事業所に「001」から始まる連続した番号を割り振り、ご記入ください。(例：A会社a工場(001)、A会社b工場(002)、A会社c工場(003)・・・)

なお、本社以外に事業所がない場合には、「調査票2」の設問2-2以降からご回答お願いいたします。



| | | |
|---------------------|--|--|
| 事業所通し番号 (本社で記入) | | |
| | | |

P R T R対象物質を取り扱っている
事業所（工場）へのご質問

| |
|-----|
| 調査票 |
| 2 |

平成19年度P R T R対象物質の取扱い等に関する調査

本調査票は、事業所ごとに記入の上、本社にお送りください。本社では、P R T R対象物質の取扱い実績がある事業所分のみをまとめて、日本エヌ・ユー・エス(株)に返送してください。

貴事業所(関連会社を含まない単一事業者の工場など)の概要についてお伺いいたします。

設問2-1 貴事業所について、平成18年4月1日現在の状況を具体的にご記入ください。

| | |
|---------------------------|--|
| ふりがな 貴事業所の名称 (正式名称) | |
|---------------------------|--|

| | | | | | |
|----------------|--|---|--|--|--|
| 事業所所在地 郵便番号 | | - | | | |
|----------------|--|---|--|--|--|

| | | |
|-------------------------|----------|----------|
| (都道府県名称から所番地までご記入ください。) | | |
| 事業所所在地 住所 | 都道 府県 | 市区 町村 |

(1) 貴事業所全体の常用雇用者数

以下より該当するものを1つ選び番号を で囲んでください。(は1つ)

| | | |
|------------|-------------|-----------|
| 1. 1～10人 | 2. 11～20人 | 3. 21～50人 |
| 4. 51～100人 | 5. 101～300人 | 6. 301人以上 |

常用雇用者とは、正社員のほか嘱託、パート、アルバイトを含み、平成18年4月1日現在、期限を定めず使用する人もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用する人をいいます。資料2の業種コード表にない事業に従事する人も含みます。また、雇用者ではありませんが、他社からの派遣も含みます。常用雇用者の人数が特定しにくい場合は、想定される最大の人数を含む番号を選び で囲んでください。

(2) 貴事業所としてP R T R対象物質を取り扱っている主な業務内容を説明資料集(資料2)の業種コード表から選び、右欄に4桁のコードをご記入ください。

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
|--|--|--|--|

(3) 記入者の所属・お名前

| | |
|----------|-----|
| 所属 部署 | お名前 |
|----------|-----|

所属部署がない場合又は不明である場合、所属部署の欄は無記入のまま構いません。

(4) 記入者ご連絡先

| | | |
|------|-------|-------|
| 電話番号 | _____ | _____ |
|------|-------|-------|

個人情報のご記入にあたっては「本調査における個人情報の取扱いについて」をご確認の上、ご記入ください。

設問2-2 製造品等出荷額及び売上高について、概算で構いませんのでご記入いただける範囲でご回答ください。

| | | | | | |
|------------------|--|-----|--------------|--|-----|
| 貴事業所の製造品等 出荷額 | | 百万円 | 貴事業所の 売上高 | | 百万円 |
|------------------|--|-----|--------------|--|-----|

<裏面もございます>

P R T R 対象物質の取扱い(製造又は使用)などについてお伺いいたします。

設問 2-3 貴事業所における P R T R 対象物質の取扱いについて、以下より該当するものを 1 つ選び番号を で囲んでください。(は 1 つ)

1 . P R T R 対象物質については全く取り扱っていない。

ここで とご回答頂いた方につきましては、調査はこれで終了です。本社に調査票を返送してください。ご協力、誠にありがとうございました。

設問 2-4 へ

2 . 取り扱った P R T R 対象物質の名称及び量について全てを把握している。

3 . 取り扱った P R T R 対象物質の全ての名称は把握しているが、取扱量については一部把握しないものもある。

4 . 取り扱った P R T R 対象物質の全ての名称は把握していないが、いずれかの P R T R 対象物質は取り扱っている。

5 . 取扱い製品等の中に P R T R 対象物質が含まれている可能性があるが、現時点では不明である。

ここで とご回答いただいた方につきましては、調査はこれで終了です。本社に調査票を返送してください。ご協力、誠にありがとうございました。

設問 2-4 設問 2-3 で「 2 . 」 「 3 . 」 「 4 . 」 とご回答いただいた方にお伺いします。平成 1 8 年度中(平成 1 8 年 4 月 1 日 ~ 平成 1 9 年 3 月 3 1 日)に取り扱われた P R T R 対象物質の数 をご記入ください。

P R T R 対象物質の数 種類(物質数)

調査票 3 で回答した物質の総数(調査票 3 A、3 B、3 C を合計した枚数と一致)をご記入ください。調査票 3 については、下記の説明をご参照ください。

P R T R 対象物質は、説明資料集(資料 3、8 ~ 1 6 ページ)を参照してください。

設問 2-4 にご回答いただく方は、P R T R 対象物質ごとに平成 1 8 年度の取扱量等について、「調査票 3」へご回答ください。

1 : 「調査票 3」は、「3 A」、「3 B」、「3 C」の 3 種類があります。3 A と 3 B には、予め物質名が記載されていますので、貴事業所で取り扱われた物質名が記載されるシートをご利用下さい。3 A と 3 B の物質名に該当しない物質については、3 C のシートをご利用下さい。

| | |
|---------|---|
| 調査票 3 A | P R T R 対象物質の政令番号 1 ~ 1 1 7 のうち、広くかつ多く使用されている主な 3 0 物質を記載 |
| 調査票 3 B | P R T R 対象物質の政令番号 1 4 5 以降のうち、広くかつ多く使用されている主な 3 4 物質を記載 |
| 調査票 3 C | 上記に物質名の記載のない場合に利用 |

2 : 取り扱う P R T R 対象物質が記載された「調査票 3 A ~ 3 C」を物質数分コピーしていただき、一物質につき一枚の「調査票 3」を用いてご回答ください。

3 : 製造量、在庫量、調達量(購入量)の算出にあたっては、説明資料集(資料 1、1 ~ 6 ページ)をお読みください。



| | | |
|---------------------|--|--|
| 事業所通し番号 (本社で記入) | | |
| | | |

事業所（工場）で取り扱っている
PRTR対象物質ごとのご質問

| |
|-----|
| 調査票 |
| 3A |

設問 A-1 以下の表には、PRTR対象物質の政令番号1～117のうち、広くかつ多く使用されている主な物質の30物質について予め記載しております。この表中より貴事業所で取り扱われているPRTR対象物質がありましたら、その政令番号を以下の空欄にご記入下さい。

政令番号145以降の物質は調査票3Bをご覧ください。また、政令番号1～117までの物質で下表に記載のない物質を取り扱っておられる場合は、調査票3Cに、説明資料（資料3）のPRTR対象物質一覧を参考に記入をお願いします。

政令番号

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

| 政令番号 | PRTR届出対象物質名 | 政令番号 | PRTR届出対象物質名 | 政令番号 | PRTR届出対象物質名 |
|------|--|------|--|------|--------------------------------|
| 1 | 亜鉛の水溶性化合物 | 3 | アクリル酸 | 12 | アセトニトリル |
| 16 | 2 - アミノエタノール | 24 | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。) | 25 | アンチモン及びその化合物 |
| 29 | 4,4' - イソプロピリデンジフェノール (別名:ビスフェノールA) | 30 | 4,4' - イソプロピリデンジフェノールと1 - クロロ - 2,3 - エポキシプロパンの重縮合物(液状のものに限る。) | 40 | エチルベンゼン |
| 42 | エチレンオキsid | 43 | エチレングリコール | 44 | エチレングリコールモノエチルエーテル |
| 45 | エチレングリコールモノメチルエーテル | 56 | 1,2 - エポキシプロパン (別名:酸化プロピレン) | 60 | カドミウム及びその化合物 |
| 63 | キシレン | 64 | 銀及びその水溶性化合物 | 68 | クロム及び3価クロム化合物 |
| 69 | 6価クロム化合物 | 93 | クロロベンゼン | 95 | クロロホルム |
| 100 | コバルト及びその化合物 | 101 | 酢酸2 - エトキシエチル (別名:エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート) | 102 | 酢酸ビニル |
| 108 | 無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。) | 112 | 四塩化炭素 | 113 | 1,4 - ジオキサン |
| 115 | N - シクロヘキシル - 2 - ベンゾチアゾールスルフェンアミド | 116 | 1,2 - ジクロロエタン | 117 | 1,1 - ジクロロエチレン (別名:塩化ビニリデン) |

設問 A-2 上記PRTR対象物質の取扱いに関する量について、それぞれ具体的に数値(単位:kg)をご記入ください(小数点以下は切り捨て)。算出にあたっては「説明資料集(資料1)3. 調査票3A、3B、3Cの取扱量算出の留意事項」をお読みください。

| | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|
| 平成18年4月1日現在の在庫量 (在庫がない場合は「0」とご記入ください。) | | | | | | | | | | kg |
| 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの外部からの調達量(購入量) (調達していない場合は「0」とご記入ください。) | | | | | | | | | | kg |
| 平成19年3月31日現在の在庫量 (年度内に製造し、使用しなかったために在庫となった量、及び年度内に貯蔵タンクに搬入(液体及び気体)して在庫となった量は除きます。) (在庫がない場合は「0」とご記入ください。) | | | | | | | | | | kg |
| 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの製造量 (上記PRTR対象物質を製造されていない場合は「0」とご記入ください。) | | | | | | | | | | kg |
| 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの取扱量 + - + | | | | | | | | | | kg |

(~ の回答で無記入・空欄の場合は「0」とみなします。) (小数点以下は切り捨て)

設問 設問A-1で回答のあったPRTR対象物質は、貴事業所において、主としてどのような用途に使用していますか。
 A-3 回答欄にある用途の中から該当するものを選び、該当する欄にチェック☑してください。複数の用途がある場合は、主な用途についてチェック☑して下さい。全ての用途について回答頂く必要はありません。チェックする該当用途がない場合、「その他」の欄に記載して下さい。

| 購入・使用する資材等のうち、出荷製品中に当該物質が含まれないもの | | 出荷製品に当該物質が含まれるもの | | ⑤ その他 (①～④に該当しない用途) |
|----------------------------------|---------------------------|------------------|--------------------|---------------------------|
| ① ほとんど排出しない用途 | ②一般に 排出されやすい用途 | ③ 配合原料 | ④ ③に該当しない用途 | |
| 1 抽出・精製・反応用溶剤 | 1 洗濯業の洗浄剤(ドライクリーニング溶剤を含む) | 1 塗料、印刷インキの配合原料 | 1 プラスチック添加剤(可塑剤等) | 1 この物質自体の製造・精製・精錬等 |
| 2 試薬 | 2 工業用洗浄剤 | 2 接着剤、粘着剤の配合原料 | 2 有機ゴム薬品(ゴム用溶剤を除く) | 2 化学品原料(重合・合成原料) |
| 3 水処理薬剤 | 3 洗浄用シンナー | 3 洗浄剤の配合原料 | 3 染料・顔料 | 3 燃料(ガソリン・灯油等) |
| 4 繊維処理剤 | 4 塗料 | 4 殺虫剤、殺鼠剤の配合原料 | 4 電池、電子材料 | 4 倉庫業における預かり資材(燃料を除く) |
| 5 紙・パルプ薬品 | 5 接着剤 | 5 農薬の配合原料 | 5 メッキ薬剤・電極 | |
| 6 工作油剤 | 6 粘着剤 | 6 化粧品配合原料 | 6 繊維コーティング剤 | |
| 7 皮革加工剤 | 7 希釈用シンナー | | 7 木材用薬剤 | |
| 8 焼結用補助剤 | 8 印刷インキ | | 8 塗料用防汚剤 | |
| 9 表面処理剤(酸洗浄・光沢加工) | 9 剥離剤(リムーバー) | | 9 小分け | |
| | 10 ゴム溶剤・プラスチック溶剤 | | | |
| | 11 滅菌・殺菌・消毒剤 | | | |
| | 12 くん蒸剤 | | | |
| | 13 不凍液・凍結防止剤 | | | |
| 10 その他 () | 14 その他 () | 7 その他 () | 10 その他 () | 5 その他 () |

設問 設問A-3の①～⑤の複数の区分の用途にチェック☑を付けた場合、各区分における取扱量(設問A-2の⑤の数値)のおおよその割合を、%で記載してください。各区分の合計値は100%になるようにして下さい※。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | % | ② | % | ③ | % | ④ | % | ⑤ | % |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

+ + + + = 100% となるようにご記入ください。

設問 設問A-3のチェック☑を付けた用途が含まれる①～⑤の区分について、環境への排出率として最も近いと考えられるものを以下より1つ選び該当する欄にチェック☑してください。

| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|------------------|---------------------|------------------|------------------|------------------|
| 1 0 % | 1 0.1%未満 (ゼロを含む) | 1 0 % | 1 0 % | 1 0 % |
| 2 0.01%未満 | 2 0.1%以上～1%未満 | 2 0.01%未満 | 2 0.01%未満 | 2 0.01%未満 |
| 3 0.01%以上～0.1%未満 | 3 1%以上～10%未満 | 3 0.01%以上～0.1%未満 | 3 0.01%以上～0.1%未満 | 3 0.01%以上～0.1%未満 |
| 4 0.1%以上～1%未満 | 4 10%以上～30%未満 | 4 0.1%以上～1%未満 | 4 0.1%以上～1%未満 | 4 0.1%以上～1%未満 |
| 5 1%以上～10%未満 | 5 30%以上～90%未満 | 5 1%以上～10%未満 | 5 1%以上～10%未満 | 5 1%以上～10%未満 |
| 6 10%以上～30%未満 | 6 90%以上 | 6 10%以上～30%未満 | 6 10%以上 | 6 10%以上 |
| 7 30%以上 | | 7 30%以上 | | |

なお、「環境への排出率」とは、年間取扱量に対し、環境(大気、公共用水域、土壌等)へ排出される数量の割合であり、以下の場合には「排出」には該当しません。

- ・廃棄物処理業者へ処理を委託するための搬出
- ・事業所内で製造した物品に含まれて出荷
- ・焼却や中和による事業所内での消失

設問 設問B-1で回答のあったPRTR対象物質は、貴事業所において、主としてどのような用途に使用していますか。
 B-3 回答欄にある用途の中から該当するものを選び、該当する欄にチェック☑してください。複数の用途がある場合は、主な用途についてチェック☑して下さい。全ての用途について回答頂く必要はありません。チェックする該当用途がない場合、「その他」の欄に記載して下さい。

| 購入・使用する資材等のうち、出荷製品中に当該物質が含まれないもの | | 出荷製品に当該物質が含まれるもの | | ⑤その他 (①～④に該当しない用途) |
|----------------------------------|---------------------------|------------------|--------------------|-----------------------|
| ① ほとんど排出しない用途 | ②一般に 排出されやすい用途 | ③ 配合原料 | ④ ③に該当しない用途 | |
| 1 抽出・精製・反応用溶剤 | 1 洗濯業の洗浄剤(ドライクリーニング溶剤を含む) | 1 塗料、印刷インキの配合原料 | 1 プラスチック添加剤(可塑剤等) | 1 この物質自体の製造・精製・精錬等 |
| 2 試薬 | 2 工業用洗浄剤 | 2 接着剤、粘着剤の配合原料 | 2 有機ゴム薬品(ゴム用溶剤を除く) | 2 化学品原料(重合・合成原料) |
| 3 水処理薬剤 | 3 洗浄用シンナー | 3 洗浄剤の配合原料 | 3 染料・顔料 | 3 燃料(ガソリン・灯油等) |
| 4 繊維処理剤 | 4 塗料 | 4 殺虫剤、殺鼠剤の配合原料 | 4 電池、電子材料 | 4 倉庫業における預かり資材(燃料を除く) |
| 5 紙・パルプ薬品 | 5 接着剤 | 5 農薬の配合原料 | 5 メッキ薬剤・電極 | |
| 6 工作油剤 | 6 粘着剤 | 6 化粧品配合原料 | 6 繊維コーティング剤 | |
| 7 皮革加工剤 | 7 希釈用シンナー | | 7 木材用薬剤 | |
| 8 焼結用補助剤 | 8 印刷インキ | | 8 塗料用防汚剤 | |
| 9 表面処理剤(酸洗浄・光沢加工) | 9 剥離剤(リムーバー) | | 9 小分け | |
| | 10 ゴム溶剤・プラスチック溶剤 | | | |
| | 11 滅菌・殺菌・消毒剤 | | | |
| | 12 くん蒸剤 | | | |
| | 13 不凍液・凍結防止剤 | | | |
| 10 その他 () | 14 その他 () | 7 その他 () | 10 その他 () | 5 その他 () |

設問 設問B-3の①～⑤の複数の区分の用途にチェック☑を付けた場合、各区分における取扱量(設問B-2の⑤の数値)のおおよその割合を、%で記載してください。各区分の合計値は100%になるようにして下さい※。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | % | ② | % | ③ | % | ④ | % | ⑤ | % |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

+ + + + = 100% となるようにご記入ください。

設問 設問B-3のチェック☑を付けた用途が含まれる①～⑤の区分について、環境への排出率として最も近いと考えられるものを以下より1つ選び該当する欄にチェック☑してください。

| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|------------------|---------------------|------------------|------------------|------------------|
| 1 0 % | 1 0.1%未満 (ゼロを含む) | 1 0 % | 1 0 % | 1 0 % |
| 2 0.01%未満 | 2 0.1%以上～1%未満 | 2 0.01%未満 | 2 0.01%未満 | 2 0.01%未満 |
| 3 0.01%以上～0.1%未満 | 3 1%以上～10%未満 | 3 0.01%以上～0.1%未満 | 3 0.01%以上～0.1%未満 | 3 0.01%以上～0.1%未満 |
| 4 0.1%以上～1%未満 | 4 10%以上～30%未満 | 4 0.1%以上～1%未満 | 4 0.1%以上～1%未満 | 4 0.1%以上～1%未満 |
| 5 1%以上～10%未満 | 5 30%以上～90%未満 | 5 1%以上～10%未満 | 5 1%以上～10%未満 | 5 1%以上～10%未満 |
| 6 10%以上～30%未満 | 6 90%以上 | 6 10%以上～30%未満 | 6 10%以上 | 6 10%以上 |
| 7 30%以上 | | 7 30%以上 | | |

なお、「環境への排出率」とは、年間取扱量に対し、環境(大気、公共用水域、土壌等)へ排出される数量の割合であり、以下の場合には「排出」には該当しません。

- ・廃棄物処理業者へ処理を委託するための搬出
- ・事業所内で製造した物品に含まれて出荷
- ・焼却や中和による事業所内での消失



| | | |
|---------------------|--|--|
| 事業所通し番号 (本社で記入) | | |
| | | |

事業所（工場）で取り扱っている
PRTR対象物質ごとのご質問

| |
|-----|
| 調査票 |
| 3C |

設問 C-1 3A及び3Bの表に、記載のない物質を貴事業所で取り扱っておられる場合は、以下に政令番号及び名称をご記入ください。説明資料集(資料3)のPRTR対象物質の政令番号及び名称の一覧を参考に記入をお願いします。

| | | | |
|------|--|----------------|--|
| 政令番号 | | 参考資料記載 の物質名 | |
|------|--|----------------|--|

参考資料のPRTR対象物質一覧表に別名がある場合は別名をご記入ください。
また、別名が複数ある場合はいずれかの別名をご記入ください。

設問 C-2 上記PRTR対象物質の取扱いに関する量について、それぞれ具体的に数値(単位:kg)をご記入ください(小数点以下は切り捨て)。算出にあたっては「説明資料集(資料1)3. 調査票3A、3B、3Cの取扱量算出の留意事項」をお読みください。

| | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----|
| 平成18年4月1日現在の在庫量 (在庫がない場合は「0」とご記入ください。) | | | | | | | | | | k g |
| 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの外部からの 調達量(購入量) (調達していない場合は「0」とご記入ください。) | | | | | | | | | | k g |
| 平成19年3月31日現在の在庫量 (年度内に製造し、使用しなかったために在庫となった量、及び年度内に貯蔵タンクに搬入(液体及び気体)して在庫となった量は除きます。) (在庫がない場合は「0」とご記入ください。) | | | | | | | | | | k g |
| 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの製造量 (上記PRTR対象物質を製造されていない場合は「0」とご記入ください。) | | | | | | | | | | k g |
| 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの取扱量 + - + | | | | | | | | | | k g |

(~ の回答で無記入・空欄の場合は「0」とみなします。) (小数点以下は切り捨て)

設問 設問C-1で回答のあったPRTR対象物質は、貴事業所において、主としてどのような用途に使用していますか。

C-3 回答欄にある用途の中から該当するものを選び、該当する欄にチェック☑してください。複数の用途がある場合は、主な用途についてチェック☑して下さい。全ての用途について回答頂く必要はありません。チェックする該当用途がない場合、「その他」の欄に記載して下さい。

| 購入・使用する資材等のうち、出荷製品中に当該物質が含まれないもの | | 出荷製品に当該物質が含まれるもの | | ⑤その他 (①～④に該当しない用途) |
|----------------------------------|---------------------------|------------------|--------------------|-----------------------|
| ① ほとんど排出しない用途 | ②一般に 排出されやすい用途 | ③ 配合原料 | ④ ③に該当しない用途 | |
| 1 抽出・精製・反応用溶剤 | 1 洗濯業の洗浄剤(ドライクリーニング溶剤を含む) | 1 塗料、印刷インキの配合原料 | 1 プラスチック添加剤(可塑剤等) | 1 この物質自体の製造・精製・精錬等 |
| 2 試薬 | 2 工業用洗浄剤 | 2 接着剤、粘着剤の配合原料 | 2 有機ゴム薬品(ゴム用溶剤を除く) | 2 化学品原料(重合・合成原料) |
| 3 水処理薬剤 | 3 洗浄用シンナー | 3 洗浄剤の配合原料 | 3 染料・顔料 | 3 燃料(ガソリン・灯油等) |
| 4 繊維処理剤 | 4 塗料 | 4 殺虫剤、殺鼠剤の配合原料 | 4 電池、電子材料 | 4 倉庫業における預かり資材(燃料を除く) |
| 5 紙・パルプ薬品 | 5 接着剤 | 5 農薬の配合原料 | 5 メッキ薬剤・電極 | |
| 6 工作油剤 | 6 粘着剤 | 6 化粧品配合原料 | 6 繊維コーティング剤 | |
| 7 皮革加工剤 | 7 希釈用シンナー | | 7 木材用薬剤 | |
| 8 焼結用補助剤 | 8 印刷インキ | | 8 塗料用防汚剤 | |
| 9 表面処理剤(酸洗浄・光沢加工) | 9 剥離剤(リムーバー) | | 9 小分け | |
| | 10 ゴム溶剤・プラスチック溶剤 | | | |
| | 11 滅菌・殺菌・消毒剤 | | | |
| | 12 くん蒸剤 | | | |
| | 13 不凍液・凍結防止剤 | | | |
| 10 その他 () | 14 その他 () | 7 その他 () | 10 その他 () | 5 その他 () |

設問 設問C-3の①～⑤の複数の区分の用途にチェック☑を付けた場合、各区分における取扱量(設問C-2の⑤の数値)のおおよその割合を、%で記載してください。各区分の合計値は100%になるようにして下さい※。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | % | ② | % | ③ | % | ④ | % | ⑤ | % |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

+ + + + = 100% となるようにご記入ください。

設問 設問C-3のチェック☑を付けた用途が含まれる①～⑤の区分について、環境への排出率として最も近いと考えられるものを以下より1つ選び該当する欄にチェック☑してください。

| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|------------------|---------------------|------------------|------------------|------------------|
| 1 0 % | 1 0.1%未満 (ゼロを含む) | 1 0 % | 1 0 % | 1 0 % |
| 2 0.01%未満 | 2 0.1%以上～1%未満 | 2 0.01%未満 | 2 0.01%未満 | 2 0.01%未満 |
| 3 0.01%以上～0.1%未満 | 3 1%以上～10%未満 | 3 0.01%以上～0.1%未満 | 3 0.01%以上～0.1%未満 | 3 0.01%以上～0.1%未満 |
| 4 0.1%以上～1%未満 | 4 10%以上～30%未満 | 4 0.1%以上～1%未満 | 4 0.1%以上～1%未満 | 4 0.1%以上～1%未満 |
| 5 1%以上～10%未満 | 5 30%以上～90%未満 | 5 1%以上～10%未満 | 5 1%以上～10%未満 | 5 1%以上～10%未満 |
| 6 10%以上～30%未満 | 6 90%以上 | 6 10%以上～30%未満 | 6 10%以上 | 6 10%以上 |
| 7 30%以上 | | 7 30%以上 | | |

なお、「環境への排出率」とは、年間取扱量に対し、環境(大気、公共用水域、土壌等)へ排出される数量の割合であり、以下の場合には「排出」には該当しません。

- ・廃棄物処理業者へ処理を委託するための搬出
- ・事業所内で製造した物品に含まれて出荷
- ・焼却や中和による事業所内での消失



本件調査は、化管法に基づく PRTR 届出対象とならない常用雇用者数が20人以下と思われる事業者の方を対象としてお送りしております。

平成19年度PRTR対象物質の取扱い等に関する調査

本調査票は、資材別の設問を記載しているため大部となっておりますが、お答え頂く質問は、9問程度の簡単なものですので、ご協力の程よろしくお願い致します。

問い合わせ用事業者番号：

貴事業者全体(企業)として
PRTR対象物質を取り
扱っている主な業種名

業種コード

説明資料集(資料2、7ページ)に業種コード表がありますので、ご参照ください。

本調査票の回答は、アンケート専用サイトをご利用ください。

アンケート専用サイト：<http://www.janus.co.jp/prtrh19/index.html>

ご回答の際は下記ユーザーIDとパスワードでログインが必要となります。

インターネットでの回答用ユーザーID：

パスワード：

設問 1 平成18年4月1日現在の貴社の名称、住所及び業種名が、上記記載の貴社の名称、住所、業種名と異なっておりましたら、お手数ですが、記載欄近くの余白に正しい名称又は住所又は業種名をご記入下さい。

回答内容について、質問させて頂く場合があります。お手数ですが本調査票を記入された方の氏名と所属、連絡先の電話番号をご記入下さい。

記入者の所属・お名前

| | |
|----|-----|
| 所属 | お名前 |
| 部署 | |

所属部署がない場合又は不明である場合、所属部署の欄は無記入のまま構いません。

ご連絡先電話番号

個人情報のご記入にあたっては、「本調査における個人情報の取扱いについて」をご確認の上、ご記入ください。

本調査のご回答は、インターネットでのアンケート専用サイトをご利用ください。
郵送での回答をご希望の場合は、1～3ページ及び5ページ以降で記入頂いたページを本冊子から切り離し、返送用封筒に入れてご返送下さい。

<引き続き裏面のご質問にお答え下さい。>

貴社の概要についておうかがいたします。

設問 2 貴社において、事業活動を行う事業所数についてご記入下さい。

| | |
|-----------------------|-------------------------|
| 工場・作業所等 ヶ所 | その他(事務所等) ヶ所 |
|-----------------------|-------------------------|

営業所も兼ねた工場・作業所については、工場・作業所として下さい。倉庫やガソリンスタンドのように、一般に化学物質を取り扱う可能性のある事業所は「工場・作業所等」としてカウントしてください。

設問 3 平成 1 8 年 4 月 1 日現在の常時使用される従業員数についてご記入下さい。

| | |
|-------------------|------------------------|
| 会社全体 人 | 事業所の従業員数等 人 |
|-------------------|------------------------|

会社に一つの事業所しかない場合は、会社全体の欄にのみ記入して下さい。

設問 4 これまで P R T R の届出をしたことがありますか。(該当するものに)

| | |
|--------------------|----------------------|
| 会社全体 あり なし | 工場・作業所 あり なし |
|--------------------|----------------------|

会社に一つの事業所しかない場合は、会社全体の欄にのみ記入して下さい。

設問 5 貴社の事業内容について、簡単にご記入下さい。(例：金属製の建材資材のメッキ)

| |
|--|
| |
|--|

< 次頁の設問 6 にお進み下さい。 >

設問 6 以降については、会社全体の状況ではなく、貴社の代表的な事業所又は、本調査票が届いた事業所についてご記入ください。

設問6 取り扱っている資材等

貴事業所で取り扱われている主な原料や資材について、以下の項目の中から該当するものを選び、その記号に” ”を付けてください(複数回答)。

以下のような資材は回答が不要です。

- ・ 有害な化学物質を含まないことが明らかな資材(例:コピー用紙)
- ・ 固形状のため、化学物質の排出の可能性がほとんどない資材(例:パソコン)
- ・ 一般消費者が使用するものと同じ種類の製品(例:台所用洗剤)

| 記号 | 資材の種類 | 次の質問のページ | 記号 | 資材の種類 | 次の質問のページ |
|------------------------------|-----------------------------|----------|----|-----------------------|----------|
| ア | 化学品原料(重合・合成原料) | 5 ページへ | ソ | 試薬 | 19 ページへ |
| イ | 化学品原料 (調合・混合・小分け用) | 6 ページへ | タ | 水処理薬剤 | 20 ページへ |
| ウ | 塗料 | 7 ページへ | チ | 滅菌・殺菌・消毒剤 | 21 ページへ |
| エ | 印刷インキ | 8 ページへ | ツ | くん蒸剤 | 22 ページへ |
| オ | 接着剤 | 9 ページへ | テ | 燃料(ガソリン、灯油等) | 23 ページへ |
| カ | 粘着剤 | 10 ページへ | ト | 不凍液・凍結防止剤 | 24 ページへ |
| キ | 希釈用シンナー | 11 ページへ | ナ | 繊維処理剤 | 25 ページへ |
| ク | 洗浄用シンナー | 12 ページへ | ニ | 紙・パルプ薬品 | 26 ページへ |
| ケ | 工業用洗浄剤 | 13 ページへ | ヌ | プラスチック添加剤 (可塑剤等) | 27 ページへ |
| コ | 洗濯業の洗浄剤(ドライクリ ーニング溶剤を含む) | 14 ページへ | ネ | 有機ゴム薬品 (ゴム用溶剤を除く) | 28 ページへ |
| サ | 剥離剤(リムーバー) | 15 ページへ | ノ | 染料・顔料 | 29 ページへ |
| シ | 表面処理剤 (酸洗浄・光沢加工) | 16 ページへ | ハ | 電池・電子材料 | 30 ページへ |
| ス | 反応溶剤・抽出溶剤 | 17 ページへ | ヒ | メッキ薬剤・電極 | 31 ページへ |
| セ | ゴム溶剤・プラスチック溶剤 | 18 ページへ | フ | その他の資材 (下欄にご記入下さい) | 32 ページへ |
| 「フ(その他の資材)」の具体的な内容を記入してください。 | | | | | |
| ヘ | ア～フに該当する資材を、全く取り扱っていない | | | | |

上記「ア～フ」に該当する資材の取扱いがあるとお回答いただいた方は、

設問7から設問9については、御回答いただいた資材の種類ごとに設問を用意しておりますので、上表で” ”を付けた「資材の種類」に対応したページ数の設問に、それぞれご回答下さい。

「ヘ、ア～フに該当する資材を、全く取り扱っていない」とご回答いただいた方は、

アンケート終了です。ご協力ありがとうございました。1～3 ページのみを本冊子から切り離し、ご返送ください。

ア 化学品原料(重合・合成原料)

資材の種類が設問6(3ページ)で回答した資材と同じであることをご確認下さい。

設問7 資材の年間取扱量(小数点以下切り捨て)

平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)に取り扱った数量を概算でご記入ください。

| | | |
|-------|---|----|
| 年間取扱量 | 約 | kg |
|-------|---|----|

上記の資材に複数の種類のものが存在する場合、それらの合計でお答えください。

「取り扱った」とは、以下のようなものが該当します。

- ・事業所外から調達して使用(又は出荷)した
- ・在庫として保管していたものを使用(又は出荷)した
- ・事業所内で製造した

設問8 上記資材に含有する化学物質の数量(小数点以下切り捨て)

| 政令番号 | 対象化学物質名 | 年間取扱量 | 含有率(成分組成)の範囲 |
|------|-----------|-------|--------------|
| 3 | アクリル酸 | 約 kg | 約 ~ % |
| 7 | アクリロニトリル | 約 kg | 約 ~ % |
| 43 | エチレングリコール | 約 kg | 約 ~ % |
| 63 | キシレン | 約 kg | 約 ~ % |
| 177 | スチレン | 約 kg | 約 ~ % |
| 227 | トルエン | 約 kg | 約 ~ % |
| 266 | フェノール | 約 kg | 約 ~ % |
| 299 | ベンゼン | 約 kg | 約 ~ % |
| 310 | ホルムアルデヒド | 約 kg | 約 ~ % |
| 314 | メタクリル酸 | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |

設問7の資材の数量(年間取扱量)のうち、化学物質ごとの数量に換算した値を概算でご記入ください。

化学物質ごとの年間取扱量が把握できない場合は、MSDS等を参照して、資材に含まれる成分ごとの含有率(成分組成)の範囲を記入してください。

含有率が、たとえば99%以上の場合は、99～100%と記載し、3%以下の場合は、0～3%と記載してください。

上記の表に物質名の記載がない場合、お手数ですが説明資料集(8～16ページ、資料3)のPRTR対象物質一覧表の中にある政令番号と名称を記載して、取扱量又は、含有率を記載して下さい。

設問9 排出抑制対策の有無

上記の資材等について、環境への排出を抑制するための対策を実施していますか。排出抑制対策として、以下のようなもの(又はそれらに類するもの)を実施している場合に「している」とお答えください。

| | | |
|---|-------|---|
| | | 該当する対策に“ ”を付けて下さい。 |
| ア | している | ()排ガス処理(焼却処理、蒸気回収等) ()排水処理(中和、油水分離等) |
| | | ()装置の密閉化 |
| イ | していない | その他 具体的に記入ください。 () |

設問6(3ページ)の資材の記号欄に“ ”を付けた資材の該当するページの設問にお答え頂きましたら、アンケートは、終了です。ご協力ありがとうございました。

イ 化学品原料(調合・混合・小分け用)

資材の種類が設問6(3ページ)で回答した資材と同じであることをご確認下さい。

設問7 資材の年間取扱量(小数点以下切り捨て)

平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)に取り扱った数量を概算でご記入ください。

| | | | | | | | | | | |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|----|
| 年間取扱量 | 約 | | | | | | | | | kg |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|----|

上記の資材に複数の種類のものが存在する場合、それらの合計でお答えください。

「取り扱った」とは、以下のようなものが該当します。

- ・事業所外から調達して使用(又は出荷)した
- ・在庫として保管していたものを使用(又は出荷)した
- ・事業所内で製造した

設問8 上記資材に含有する化学物質の数量(小数点以下切り捨て)

| 政令番号 | 対象化学物質名 | 年間取扱量 | | 含有率(成分組成)の範囲 | | |
|------|---------------------------|-------|----|--------------|---|---|
| 30 | ビスフェノールA型エポキシ樹脂 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 40 | エチルベンゼン | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 43 | エチレングリコール | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 63 | キシレン | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 224 | 1,3,5-トリメチルベンゼン | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 227 | トルエン | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 230 | 鉛及びその化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 270 | フタル酸ジ-n-ブチル | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 272 | フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 304 | ほう素及びその化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 309 | ポリ(オキシエチレン) = ノニルフェニルエーテル | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |

設問7の資材の数量(年間取扱量)のうち、化学物質ごとの数量に換算した値を概算でご記入ください。

化学物質ごとの年間取扱量が把握できない場合は、MSDS等を参照して、資材に含まれる成分ごとの含有率(成分組成)の範囲を記入してください。

含有率が、たとえば99%以上の場合は、99～100%と記載し、3%以下の場合は、0～3%と記載してください。

上記の表に物質名の記載がない場合、お手数ですが説明資料集(8～16ページ、資料3)のPRTR対象物質一覧表の中にある政令番号と名称を記載して、取扱量又は、含有率を記載して下さい。

設問9 排出抑制対策の有無

上記の資材等について、環境への排出を抑制するための対策を実施していますか。排出抑制対策として、以下のようなもの(又はそれらに類するもの)を実施している場合に「している」とお答えください。

| | | |
|---|-------|---------------------------|
| | | 該当する対策に“ ”を付けて下さい。 |
| ア | している | () 排ガス処理(焼却処理、蒸気回収等) |
| | | () 排水処理(中和、油水分離等) |
| イ | していない | () 装置の密閉化 |
| | | その他 具体的にご記入ください。 () |

設問6(3ページ)の資材の記号欄に“ ”を付けた資材の該当するページの設問にお答え頂きましたら、アンケートは、終了です。ご協力ありがとうございました。

資材の種類が設問6(3ページ)で回答した資材と同じであることをご確認下さい。

設問7 資材の年間取扱量(小数点以下切り捨て)

平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)に取り扱った数量を概算でご記入ください。

| | | |
|-------|---|----|
| 年間取扱量 | 約 | kg |
|-------|---|----|

上記の資材に複数の種類のものが存在する場合、それらの合計でお答えください。

「取り扱った」とは、以下のようなものが該当します。

- ・事業所外から調達して使用(又は出荷)した
- ・在庫として保管していたものを使用(又は出荷)した
- ・事業所内で製造した

設問8 上記資材に含有する化学物質の数量(小数点以下切り捨て)

| 政令番号 | 対象化学物質名 | 年間取扱量 | 含有率(成分組成)の範囲 |
|------|-------------------------|-------|--------------|
| 30 | ビスフェノールA型エポキシ樹脂 | 約 kg | 約 ~ % |
| 40 | エチルベンゼン | 約 kg | 約 ~ % |
| 63 | キシレン | 約 kg | 約 ~ % |
| 69 | 6価クロム化合物 | 約 kg | 約 ~ % |
| 101 | エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート | 約 kg | 約 ~ % |
| 177 | スチレン | 約 kg | 約 ~ % |
| 224 | 1,3,5-トリメチルベンゼン | 約 kg | 約 ~ % |
| 227 | トルエン | 約 kg | 約 ~ % |
| 230 | 鉛及びその化合物 | 約 kg | 約 ~ % |
| 270 | フタル酸ジ-n-ブチル | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |

設問7の資材の数量(年間取扱量)のうち、化学物質ごとの数量に換算した値を概算でご記入ください。

化学物質ごとの年間取扱量が把握できない場合は、MSDS等を参照して、資材に含まれる成分ごとの含有率(成分組成)の範囲を記入してください。

含有率が、たとえば99%以上の場合は、99～100%と記載し、3%以下の場合は、0～3%と記載してください。

上記の表に物質名の記載がない場合、お手数ですが説明資料集(8～16ページ、資料3)のPRTR対象物質一覧表の中にある政令番号と名称を記載して、取扱量又は、含有率を記載して下さい。

設問9 排出抑制対策の有無

上記の資材等について、環境への排出を抑制するための対策を実施していますか。排出抑制対策として、以下のようなもの(又はそれらに類するもの)を実施している場合に「している」とお答えください。

| | | |
|---|-------|---|
| ア | している | <p style="text-align: center;">該当する対策に“ ”を付けて下さい。</p> <input type="checkbox"/> 排ガス処理(焼却処理、蒸気回収等) <input type="checkbox"/> 排水処理(中和、油水分離等) <input type="checkbox"/> 装置の密閉化 その他 具体的に記入ください。 () |
| イ | していない | () |

設問6(3ページ)の資材の記号欄に“ ”を付けた資材の該当するページの設問にお答え頂きましたら、アンケートは、終了です。ご協力ありがとうございました。

資材の種類が設問6(3ページ)で回答した資材と同じであることをご確認下さい。

設問7 資材の年間取扱量(小数点以下切り捨て)

平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)に取り扱った数量を概算でご記入ください。

| | | | | |
|-------|---|--|--|----|
| 年間取扱量 | 約 | | | kg |
|-------|---|--|--|----|

上記の資材に複数の種類のものが存在する場合、それらの合計でお答えください。

「取り扱った」とは、以下のようなものが該当します。

- ・事業所外から調達して使用(又は出荷)した
- ・在庫として保管していたものを使用(又は出荷)した
- ・事業所内で製造した

設問8 上記資材に含有する化学物質の数量(小数点以下切り捨て)

| 政令番号 | 対象化学物質名 | 年間取扱量 | | 含有率(成分組成)の範囲 | |
|------|-----------------|-------|----|--------------|-----|
| 40 | エチルベンゼン | 約 | kg | 約 | ～ % |
| 43 | エチレングリコール | 約 | kg | 約 | ～ % |
| 63 | キシレン | 約 | kg | 約 | ～ % |
| 100 | コバルト及びその化合物 | 約 | kg | 約 | ～ % |
| 145 | 塩化メチレン | 約 | kg | 約 | ～ % |
| 224 | 1,3,5-トリメチルベンゼン | 約 | kg | 約 | ～ % |
| 227 | トルエン | 約 | kg | 約 | ～ % |
| 304 | ほう素及びその化合物 | 約 | kg | 約 | ～ % |
| 311 | マンガン及びその化合物 | 約 | kg | 約 | ～ % |
| 346 | モリブデン及びその化合物 | 約 | kg | 約 | ～ % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ % |

設問7の資材の数量(年間取扱量)のうち、化学物質ごとの数量に換算した値を概算でご記入ください。

化学物質ごとの年間取扱量が把握できない場合は、MSDS等を参照して、資材に含まれる成分ごとの含有率(成分組成)の範囲を記入してください。

含有率が、たとえば99%以上の場合は、99～100%と記載し、3%以下の場合は、0～3%と記載してください。

上記の表に物質名の記載がない場合、お手数ですが説明資料集(8～16ページ、資料3)のPRTR対象物質一覧表の中にある政令番号と名称を記載して、取扱量又は、含有率を記載して下さい。

設問9 排出抑制対策の有無

上記の資材等について、環境への排出を抑制するための対策を実施していますか。排出抑制対策として、以下のようなもの(又はそれらに類するもの)を実施している場合に「している」とお答えください。

| | | | |
|---|-------|--|-----------------|
| ア | している | 該当する対策に“ ”を付けて下さい。 | |
| | | <input type="checkbox"/> 排ガス処理(焼却処理、蒸気回収等) <input type="checkbox"/> 排水処理(中和、油水分離等) <input type="checkbox"/> 装置の密閉化 | その他 具体的に () |
| イ | していない | | |

設問6(3ページ)の資材の記号欄に“ ”を付けた資材の該当するページの設問にお答え頂きましたら、アンケートは、終了です。ご協力ありがとうございました。

資材の種類が設問6(3ページ)で回答した資材と同じであることをご確認下さい。

設問7 資材の年間取扱量(小数点以下切り捨て)

平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)に取り扱った数量を概算でご記入ください。

| | | | | |
|-------|---|--|--|----|
| 年間取扱量 | 約 | | | kg |
|-------|---|--|--|----|

上記の資材に複数の種類のものが存在する場合、それらの合計でお答えください。

「取り扱った」とは、以下のようなものが該当します。

- ・事業所外から調達して使用(又は出荷)した
- ・在庫として保管していたものを使用(又は出荷)した
- ・事業所内で製造した

設問8 上記資材に含有する化学物質の数量(小数点以下切り捨て)

| 政令番号 | 対象化学物質名 | 年間取扱量 | | 含有率(成分組成)の範囲 | |
|------|-------------------|-------|----|--------------|-----|
| 30 | ビスフェノールA型エポキシ樹脂 | 約 | kg | 約 | ～ % |
| 63 | キシレン | 約 | kg | 約 | ～ % |
| 102 | 酢酸ビニル | 約 | kg | 約 | ～ % |
| 145 | 塩化メチレン | 約 | kg | 約 | ～ % |
| 227 | トルエン | 約 | kg | 約 | ～ % |
| 266 | フェノール | 約 | kg | 約 | ～ % |
| 270 | フタル酸ジ-n-ブチル | 約 | kg | 約 | ～ % |
| 272 | フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) | 約 | kg | 約 | ～ % |
| 310 | ホルムアルデヒド | 約 | kg | 約 | ～ % |
| 320 | メタクリル酸メチル | 約 | kg | 約 | ～ % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ % |

設問7の資材の数量(年間取扱量)のうち、化学物質ごとの数量に換算した値を概算でご記入ください。

化学物質ごとの年間取扱量が把握できない場合は、MSDS等を参照して、資材に含まれる成分ごとの含有率(成分組成)の範囲を記入してください。

含有率が、たとえば99%以上の場合は、99～100%と記載し、3%以下の場合は、0～3%と記載してください。

上記の表に物質名の記載がない場合、お手数ですが説明資料集(8～16ページ、資料3)のPRTR対象物質一覧表の中にある政令番号と名称を記載して、取扱量又は、含有率を記載して下さい。

設問9 排出抑制対策の有無

上記の資材等について、環境への排出を抑制するための対策を実施していますか。排出抑制対策として、以下のようなもの(又はそれらに類するもの)を実施している場合に「している」とお答えください。

| | | |
|---|-------|--|
| ア | している | <p style="text-align: center;">該当する対策に“ ”を付けて下さい。</p> <input type="checkbox"/> 排ガス処理(焼却処理、蒸気回収等) <input type="checkbox"/> 排水処理(中和、油水分離等) <input type="checkbox"/> 装置の密閉化 その他 具体的に「ご記入ください。」 () |
| イ | していない | |

設問6(3ページ)の資材の記号欄に“ ”を付けた資材の該当するページの設問にお答え頂きましたら、アンケートは、終了です。ご協力ありがとうございました。

資材の種類が設問6(3ページ)で回答した資材と同じであることをご確認下さい。

設問7 資材の年間取扱量(小数点以下切り捨て)

平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)に取り扱った数量を概算でご記入ください。

| | | | |
|-------|---|--|----|
| 年間取扱量 | 約 | | kg |
|-------|---|--|----|

上記の資材に複数の種類のものが存在する場合、それらの合計でお答えください。

「取り扱った」とは、以下のようなものが該当します。

- ・事業所外から調達して使用(又は出荷)した
- ・在庫として保管していたものを使用(又は出荷)した
- ・事業所内で製造した

設問8 上記資材に含有する化学物質の数量(小数点以下切り捨て)

| 政令番号 | 対象化学物質名 | 年間取扱量 | | 含有率(成分組成)の範囲 | | |
|------|-------------------|-------|----|--------------|---|---|
| 30 | ビスフェノールA型エポキシ樹脂 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 63 | キシレン | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 102 | 酢酸ビニル | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 145 | 塩化メチレン | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 227 | トルエン | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 266 | フェノール | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 270 | フタル酸ジ-n-ブチル | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 272 | フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 310 | ホルムアルデヒド | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 320 | メタクリル酸メチル | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |

設問7の資材の数量(年間取扱量)のうち、化学物質ごとの数量に換算した値を概算でご記入ください。

化学物質ごとの年間取扱量が把握できない場合は、MSDS等を参照して、資材に含まれる成分ごとの含有率(成分組成)の範囲を記入してください。

含有率が、たとえば99%以上の場合は、99～100%と記載し、3%以下の場合は、0～3%と記載してください。

上記の表に物質名の記載がない場合、お手数ですが説明資料集(8～16ページ、資料3)のPRTR対象物質一覧表の中にある政令番号と名称を記載して、取扱量又は、含有率を記載して下さい。

設問9 排出抑制対策の有無

上記の資材等について、環境への排出を抑制するための対策を実施していますか。排出抑制対策として、以下のようなもの(又はそれらに類するもの)を実施している場合に「している」とお答えください。

| | | |
|---|-------|---|
| ア | している | <p style="text-align: center;">該当する対策に“ ”を付けて下さい。</p> <input type="checkbox"/> 排ガス処理(焼却処理、蒸気回収等) <input type="checkbox"/> 排水処理(中和、油水分離等) <input type="checkbox"/> 装置の密閉化 その他 具体的に記入ください。 () |
| イ | していない | () |

設問6(3ページ)の資材の記号欄に“ ”を付けた資材の該当するページの設問にお答え頂きましたら、アンケートは、終了です。ご協力ありがとうございました。

コ 洗濯業の洗浄剤(ドライクリーニング溶剤を含む)

資材の種類が設問6(3ページ)で回答した資材と同じであることをご確認ください。

設問7 資材の年間取扱量(小数点以下切り捨て)

平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)に取り扱った数量を概算でご記入ください。

| | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|
| 年間取扱量 | 約 | | | | | | | | | | | kg |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|

上記の資材に複数の種類のものが存在する場合、それらの合計でお答えください。

「取り扱った」とは、以下のようなものが該当します。

- ・事業所外から調達して使用(又は出荷)した
- ・在庫として保管していたものを使用(又は出荷)した
- ・事業所内で製造した

設問8 上記資材に含有する化学物質の数量(小数点以下切り捨て)

| 政令番号 | 対象化学物質名 | 年間取扱量 | | 含有率(成分組成)の範囲 | |
|------|---|-------|----|--------------|-----|
| 24 | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る) | 約 | kg | 約 | ～ % |
| 200 | テトラクロロエチレン | 約 | kg | 約 | ～ % |
| 209 | 1,1,1-トリクロロエタン | 約 | kg | 約 | ～ % |
| 251 | ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム＝クロリド | 約 | kg | 約 | ～ % |
| 307 | ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る) | 約 | kg | 約 | ～ % |
| 309 | ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテル | 約 | kg | 約 | ～ % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ % |

設問7の資材の数量(年間取扱量)のうち、化学物質ごとの数量に換算した値を概算でご記入ください。

化学物質ごとの年間取扱量が把握できない場合は、MSDS等を参照して、資材に含まれる成分ごとの含有率(成分組成)の範囲を記入してください。

含有率が、たとえば99%以上の場合は、99～100%と記載し、3%以下の場合は、0～3%と記載してください。

上記の表に物質名の記載がない場合、お手数ですが説明資料集(8～16ページ、資料3)のPRTR対象物質一覧表の中にある政令番号と名称を記載して、取扱量又は、含有率を記載して下さい。

設問9 排出抑制対策の有無

上記の資材等について、環境への排出を抑制するための対策を実施していますか。排出抑制対策として、以下のようなもの(又はそれらに類するもの)を実施している場合に「している」とお答えください。

| | | | |
|---|-------|----------------------|-------------------|
| ア | している | 該当する対策に“ ”を付けて下さい。 | |
| | | ()排ガス処理(焼却処理、蒸気回収等) | ()排水処理(中和、油水分離等) |
| イ | していない | ()装置の密閉化 | その他 具体的にご記入ください。 |
| | | () | () |

設問6(3ページ)の資材の記号欄に“ ”を付けた資材の該当するページの設問にお答え頂きましたら、アンケートは、終了です。ご協力ありがとうございました。

設問7 資材の年間取扱量(小数点以下切り捨て)

平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)に取り扱った数量を概算でご記入ください。

| | | | | | | | | | | | |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|
| 年間取扱量 | 約 | | | | | | | | | | kg |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|

上記の資材に複数の種類のものが存在する場合、それらの合計でお答えください。

「取り扱った」とは、以下のようなものが該当します。

- ・事業所外から調達して使用(又は出荷)した
- ・在庫として保管していたものを使用(又は出荷)した
- ・事業所内で製造した

設問8 上記資材に含有する化学物質の数量(小数点以下切り捨て)

| 政令番号 | 対象化学物質名 | 年間取扱量 | | 含有率(成分組成)の範囲 | | |
|------|---------------|-------|----|--------------|---|---|
| 63 | キシレン | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 227 | トルエン | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 283 | ふっ化水素及びその水溶性塩 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 310 | ホルムアルデヒド | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |

設問7の資材の数量(年間取扱量)のうち、化学物質ごとの数量に換算した値を概算でご記入ください。

化学物質ごとの年間取扱量が把握できない場合は、MSDS等を参照して、資材に含まれる成分ごとの含有率(成分組成)の範囲を記入してください。

含有率が、たとえば99%以上の場合は、99～100%と記載し、3%以下の場合は、0～3%と記載してください。

上記の表に物質名の記載がない場合、お手数ですが説明資料集(8～16ページ、資料3)のPRTR対象物質一覧表の中にある政令番号と名称を記載して、取扱量又は、含有率を記載して下さい。

設問9 排出抑制対策の有無

上記の資材等について、環境への排出を抑制するための対策を実施していますか。排出抑制対策として、以下のようなもの(又はそれらに類するもの)を実施している場合に「している」とお答えください。

| | | | |
|---|-------|----------------------|--|
| | | 該当する対策に“ ”を付けて下さい。 | |
| ア | している | ()排ガス処理(焼却処理、蒸気回収等) | |
| | | ()排水処理(中和、油水分離等) | |
| | | ()装置の密閉化 | |
| イ | していない | その他 具体的にご記入ください。 | |
| | | () | |

設問6(3ページ)の資材の記号欄に“ ”を付けた資材の該当するページの設問にお答え頂きましたら、アンケートは、終了です。ご協力ありがとうございました。

資材の種類が設問6(3ページ)で回答した資材と同じであることをご確認下さい。

設問7 資材の年間取扱量(小数点以下切り捨て)

平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)に取り扱った数量を概算でご記入ください。

| | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|
| 年間取扱量 | 約 | | | | | | | | | | | kg |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|

上記の資材に複数の種類のものが存在する場合、それらの合計でお答えください。

「取り扱った」とは、以下のようなものが該当します。

- ・事業所外から調達して使用(又は出荷)した
- ・在庫として保管していたものを使用(又は出荷)した
- ・事業所内で製造した

設問8 上記資材に含有する化学物質の数量(小数点以下切り捨て)

| 政令番号 | 対象化学物質名 | 年間取扱量 | | 含有率(成分組成)の範囲 | |
|------|----------------|-------|----|--------------|-----|
| 12 | アセトニトリル | 約 | kg | 約 | ～ % |
| 95 | クロロホルム | 約 | kg | 約 | ～ % |
| 145 | 塩化メチレン | 約 | kg | 約 | ～ % |
| 172 | N,N-ジメチルホルムアミド | 約 | kg | 約 | ～ % |
| 227 | トルエン | 約 | kg | 約 | ～ % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ % |

設問7の資材の数量(年間取扱量)のうち、化学物質ごとの数量に換算した値を概算でご記入ください。

化学物質ごとの年間取扱量が把握できない場合は、MSDS等を参照して、資材に含まれる成分ごとの含有率(成分組成)の範囲を記入してください。

含有率が、たとえば99%以上の場合は、99～100%と記載し、3%以下の場合は、0～3%と記載してください。

上記の表に物質名の記載がない場合、お手数ですが説明資料集(8～16ページ、資料3)のPRTR対象物質一覧表の中にある政令番号と名称を記載して、取扱量又は、含有率を記載して下さい。

設問9 排出抑制対策の有無

上記の資材等について、環境への排出を抑制するための対策を実施していますか。排出抑制対策として、以下のようなもの(又はそれらに類するもの)を実施している場合に「している」とお答えください。

| | | | |
|---|-------|---------------------------|--|
| | | 該当する対策に“ ”を付けて下さい。 | |
| ア | している | () 排ガス処理(焼却処理、蒸気回収等) | |
| | | () 排水処理(中和、油水分離等) | |
| イ | していない | () 装置の密閉化 | |
| | | その他 具体的にご記入ください。 () | |

設問6(3ページ)の資材の記号欄に“ ”を付けた資材の該当するページの設問にお答え頂きましたら、アンケートは、終了です。ご協力ありがとうございました。

設問7 資材の年間取扱量(小数点以下切り捨て)

平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)に取り扱った数量を概算でご記入ください。

| | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|
| 年間取扱量 | 約 | | | | | | | | | | | kg |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|

上記の資材に複数の種類のものが存在する場合、それらの合計でお答えください。

「取り扱った」とは、以下のようなものが該当します。

- ・事業所外から調達して使用(又は出荷)した
- ・在庫として保管していたものを使用(又は出荷)した
- ・事業所内で製造した

設問8 上記資材に含有する化学物質の数量(小数点以下切り捨て)

| 政令 番号 | 対象化学物質名 | 年間取扱量 | | 含有率(成分組成) の範囲 | | |
|----------|-----------------|-------|----|------------------|---|---|
| 63 | キシレン | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 172 | N,N-ジメチルホルムアミド | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 224 | 1,3,5-トリメチルベンゼン | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 227 | トルエン | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |

設問7の資材の数量(年間取扱量)のうち、化学物質ごとの数量に換算した値を概算でご記入ください。

化学物質ごとの年間取扱量が把握できない場合は、MSDS等を参照して、資材に含まれる成分ごとの含有率(成分組成)の範囲を記入してください。

含有率が、たとえば99%以上の場合は、99～100%と記載し、3%以下の場合は、0～3%と記載してください。

上記の表に物質名の記載がない場合、お手数ですが説明資料集(8～16ページ、資料3)のPRTR対象物質一覧表の中にある政令番号と名称を記載して、取扱量又は、含有率を記載して下さい。

設問9 排出抑制対策の有無

上記の資材等について、環境への排出を抑制するための対策を実施していますか。排出抑制対策として、以下のようなもの(又はそれらに類するもの)を実施している場合に「している」とお答えください。

| | | | |
|---|-------|----------------------|-------------------|
| ア | している | 該当する対策に“ ”を付けて下さい。 | |
| | | ()排ガス処理(焼却処理、蒸気回収等) | ()排水処理(中和、油水分離等) |
| イ | していない | ()装置の密閉化 | その他 具体的に記入ください。 |
| | | () | () |

設問6(3ページ)の資材の記号欄に“ ”を付けた資材の該当するページの設問にお答え頂きましたら、アンケートは、終了です。ご協力ありがとうございました。

資材の種類が設問6(3ページ)で回答した資材と同じであることをご確認下さい。

設問7 資材の年間取扱量(小数点以下切り捨て)

平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)に取り扱った数量を概算でご記入ください。

| | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|
| 年間取扱量 | 約 | | | | | | | | | | | kg |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|

上記の資材に複数の種類のものがある場合、それらの合計でお答えください。

「取り扱った」とは、以下のようなものが該当します。

- ・事業所外から調達して使用(又は出荷)した
- ・在庫として保管していたものを使用(又は出荷)した
- ・事業所内で製造した

設問8 上記資材に含有する化学物質の数量(小数点以下切り捨て)

| 政令番号 | 対象化学物質名 | 年間取扱量 | | 含有率(成分組成)の範囲 | | |
|------|----------------|-------|----|--------------|---|---|
| 12 | アセトニトリル | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 63 | キシレン | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 64 | 銀及びその水溶性化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 95 | クロロホルム | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 145 | 塩化メチレン | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 172 | N,N-ジメチルホルムアミド | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 227 | トルエン | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 266 | フェノール | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 299 | ベンゼン | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 310 | ホルムアルデヒド | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |

設問7の資材の数量(年間取扱量)のうち、化学物質ごとの数量に換算した値を概算でご記入ください。

化学物質ごとの年間取扱量が把握できない場合は、MSDS等を参照して、資材に含まれる成分ごとの含有率(成分組成)の範囲を記入してください。

含有率が、たとえば99%以上の場合は、99～100%と記載し、3%以下の場合は、0～3%と記載してください。

上記の表に物質名の記載がない場合、お手数ですが説明資料集(8～16ページ、資料3)のPRTR対象物質一覧表の中にある政令番号と名称を記載して、取扱量又は、含有率を記載して下さい。

設問9 排出抑制対策の有無

上記の資材等について、環境への排出を抑制するための対策を実施していますか。排出抑制対策として、以下のようなもの(又はそれらに類するもの)を実施している場合に「している」とお答えください。

| | | | |
|---|-------|--------------------|-------------------|
| | | 該当する対策に“ ”を付けて下さい。 | |
| ア | している | () | 排ガス処理(焼却処理、蒸気回収等) |
| | | () | 排水処理(中和、油水分離等) |
| | | () | 装置の密閉化 |
| イ | していない | その他 具体的に記入ください。 | |
| | | () | |

設問6(3ページ)の資材の記号欄に“ ”を付けた資材の該当するページの設問にお答え頂きましたら、アンケートは、終了です。ご協力ありがとうございました。

資材の種類が設問6(3ページ)で回答した資材と同じであることをご確認下さい。

設問7 資材の年間取扱量(小数点以下切り捨て)

平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)に取り扱った数量を概算でご記入ください。

| | | | |
|-------|---|--|----|
| 年間取扱量 | 約 | | kg |
|-------|---|--|----|

上記の資材に複数の種類のものが存在する場合、それらの合計でお答えください。

「取り扱った」とは、以下のようなものが該当します。

- ・事業所外から調達して使用(又は出荷)した
- ・在庫として保管していたものを使用(又は出荷)した
- ・事業所内で製造した

設問8 上記資材に含有する化学物質の数量(小数点以下切り捨て)

| 政令番号 | 対象化学物質名 | 年間取扱量 | 含有率(成分組成)の範囲 |
|------|---------------|-------|--------------|
| 1 | 亜鉛の水溶性化合物 | 約 kg | 約 ~ % |
| 2 | アクリルアミド | 約 kg | 約 ~ % |
| 16 | 2-アミノエタノール | 約 kg | 約 ~ % |
| 47 | エチレンジアミン四酢酸 | 約 kg | 約 ~ % |
| 114 | シクロヘキシルアミン | 約 kg | 約 ~ % |
| 253 | ヒドラジン | 約 kg | 約 ~ % |
| 283 | ふっ化水素及びその水溶性塩 | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |

設問7の資材の数量(年間取扱量)のうち、化学物質ごとの数量に換算した値を概算でご記入ください。

化学物質ごとの年間取扱量が把握できない場合は、MSDS等を参照して、資材に含まれる成分ごとの含有率(成分組成)の範囲を記入してください。

含有率が、たとえば99%以上の場合は、99～100%と記載し、3%以下の場合は、0～3%と記載してください。

上記の表に物質名の記載がない場合、お手数ですが説明資料集(8～16ページ、資料3)のPRTR対象物質一覧表の中にある政令番号と名称を記載して、取扱量又は、含有率を記載して下さい。

設問9 排出抑制対策の有無

上記の資材等について、環境への排出を抑制するための対策を実施していますか。排出抑制対策として、以下のようなもの(又はそれらに類するもの)を実施している場合に「している」とお答えください。

| | | |
|---|-------|---------------------------|
| | | 該当する対策に“ ”を付けて下さい。 |
| ア | している | ()排ガス処理(焼却処理、蒸気回収等) |
| | | ()排水処理(中和、油水分離等) |
| イ | していない | ()装置の密閉化 |
| | | その他 具体的にご記入ください。 () |

設問6(3ページ)の資材の記号欄に“ ”を付けた資材の該当するページの設問にお答え頂きましたら、アンケートは、終了です。ご協力ありがとうございました。

資材の種類が設問6(3ページ)で回答した資材と同じであることをご確認ください。
下さい。

設問7 資材の年間取扱量(小数点以下切り捨て)

平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)に取り扱った数量を概算でご記入ください。

| | | | | | | | | | | |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|----|
| 年間取扱量 | 約 | | | | | | | | | kg |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|----|

上記の資材に複数の種類のものが存在する場合、それらの合計でお答えください。

「取り扱った」とは、以下のようなものが該当します。

- ・事業所外から調達して使用(又は出荷)した
- ・在庫として保管していたものを使用(又は出荷)した
- ・事業所内で製造した

設問8 上記資材に含有する化学物質の数量(小数点以下切り捨て)

| 政令番号 | 対象化学物質名 | 年間取扱量 | | 含有率(成分組成)の範囲 |
|------|-----------|-------|----|--------------|
| 42 | エチレンオキシド | 約 | kg | 約 ~ % |
| 63 | キシレン | 約 | kg | 約 ~ % |
| 66 | グルタルアルデヒド | 約 | kg | 約 ~ % |
| 67 | クレゾール | 約 | kg | 約 ~ % |
| 95 | クロロホルム | 約 | kg | 約 ~ % |
| 266 | フェノール | 約 | kg | 約 ~ % |
| 310 | ホルムアルデヒド | 約 | kg | 約 ~ % |
| | | 約 | kg | 約 ~ % |
| | | 約 | kg | 約 ~ % |
| | | 約 | kg | 約 ~ % |
| | | 約 | kg | 約 ~ % |
| | | 約 | kg | 約 ~ % |
| | | 約 | kg | 約 ~ % |

設問7の資材の数量(年間取扱量)のうち、化学物質ごとの数量に換算した値を概算でご記入ください。

化学物質ごとの年間取扱量が把握できない場合は、MSDS等を参照して、資材に含まれる成分ごとの含有率(成分組成)の範囲を記入してください。

含有率が、たとえば99%以上の場合は、99～100%と記載し、3%以下の場合は、0～3%と記載してください。

上記の表に物質名の記載がない場合、お手数ですが説明資料集(8～16ページ、資料3)のPRTR対象物質一覧表の中にある政令番号と名称を記載して、取扱量又は、含有率を記載して下さい。

設問9 排出抑制対策の有無

上記の資材等について、環境への排出を抑制するための対策を実施していますか。排出抑制対策として、以下のようなもの(又はそれらに類するもの)を実施している場合に「している」とお答えください。

| | | |
|---|--------------------|--|
| | 該当する対策に“ ”を付けて下さい。 | |
| ア | している | ()排ガス処理(焼却処理、蒸気回収等) ()排水処理(中和、油水分離等) ()装置の密閉化 |
| イ | していない | その他 具体的にご記入ください。 () |

設問6(3ページ)の資材の記号欄に“ ”を付けた資材の該当するページの設問にお答え頂きましたら、アンケートは、終了です。ご協力ありがとうございました。

資材の種類が設問6(3ページ)で回答した資材と同じであることをご確認下さい。

設問7 資材の年間取扱量(小数点以下切り捨て)

平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)に取り扱った数量を概算でご記入ください。

| | | |
|-------|---|----|
| 年間取扱量 | 約 | kg |
|-------|---|----|

上記の資材に複数の種類のものが存在する場合、それらの合計でお答えください。

「取り扱った」とは、以下のようなものが該当します。

- ・事業所外から調達して使用(又は出荷)した
- ・在庫として保管していたものを使用(又は出荷)した
- ・事業所内で製造した

設問8 上記資材に含有する化学物質の数量(小数点以下切り捨て)

| 政令番号 | 対象化学物質名 | 年間取扱量 | 含有率(成分組成)の範囲 |
|------|------------------------|-------|--------------|
| 108 | 無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く) | 約 kg | 約 ~ % |
| 137 | D - D | 約 kg | 約 ~ % |
| 214 | クロロピクリン | 約 kg | 約 ~ % |
| 288 | 臭化メチル | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |

設問7の資材の数量(年間取扱量)のうち、化学物質ごとの数量に換算した値を概算でご記入ください。

化学物質ごとの年間取扱量が把握できない場合は、MSDS等を参照して、資材に含まれる成分ごとの含有率(成分組成)の範囲を記入してください。

含有率が、たとえば99%以上の場合は、99～100%と記載し、3%以下の場合は、0～3%と記載してください。

上記の表に物質名の記載がない場合、お手数ですが説明資料集(8～16ページ、資料3)のPRTR対象物質一覧表の中にある政令番号と名称を記載して、取扱量又は、含有率を記載して下さい。

設問9 排出抑制対策の有無

上記の資材等について、環境への排出を抑制するための対策を実施していますか。排出抑制対策として、以下のようなもの(又はそれらに類するもの)を実施している場合に「している」とお答えください。

| | | |
|---|-------|--|
| | | 該当する対策に“ ”を付けて下さい。 |
| ア | している | ()排ガス処理(焼却処理、蒸気回収等) ()排水処理(中和、油水分離等) ()装置の密閉化 |
| イ | していない | その他 具体的にご記入ください。 () |

設問6(3ページ)の資材の記号欄に“ ”を付けた資材の該当するページの設問にお答え頂きましたら、アンケートは、終了です。ご協力ありがとうございました。

資材の種類が設問6(3ページ)で回答した資材と同じであることをご確認下さい。

設問7 資材の年間取扱量(小数点以下切り捨て)

平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)に取り扱った数量を概算でご記入ください。

| | | |
|-------|---|----|
| 年間取扱量 | 約 | kg |
|-------|---|----|

上記の資材に複数の種類のものが存在する場合、それらの合計でお答えください。

「取り扱った」とは、以下のようなものが該当します。

- ・事業所外から調達して使用(又は出荷)した
- ・在庫として保管していたものを使用(又は出荷)した
- ・事業所内で製造した

設問8 上記資材に含有する化学物質の数量(小数点以下切り捨て)

| 政令番号 | 対象化学物質名 | 年間取扱量 | 含有率(成分組成)の範囲 |
|------|-----------------|-------|--------------|
| 40 | エチルベンゼン | 約 kg | 約 ~ % |
| 63 | キシレン | 約 kg | 約 ~ % |
| 224 | 1,3,5-トリメチルベンゼン | 約 kg | 約 ~ % |
| 227 | トルエン | 約 kg | 約 ~ % |
| 299 | ベンゼン | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |

設問7の資材の数量(年間取扱量)のうち、化学物質ごとの数量に換算した値を概算でご記入ください。

化学物質ごとの年間取扱量が把握できない場合は、MSDS等を参照して、資材に含まれる成分ごとの含有率(成分組成)の範囲を記入してください。

含有率が、たとえば99%以上の場合は、99～100%と記載し、3%以下の場合は、0～3%と記載してください。

上記の表に物質名の記載がない場合、お手数ですが説明資料集(8～16ページ、資料3)のPRTR対象物質一覧表の中にある政令番号と名称を記載して、取扱量又は、含有率を記載して下さい。

設問9 排出抑制対策の有無

上記の資材等について、環境への排出を抑制するための対策を実施していますか。排出抑制対策として、以下のようなもの(又はそれらに類するもの)を実施している場合に「している」とお答えください。

| | | |
|---|-------|---|
| ア | している | <p style="text-align: center;">該当する対策に“ ”を付けて下さい。</p> <input type="checkbox"/> 排ガス処理(焼却処理、蒸気回収等) <input type="checkbox"/> 排水処理(中和、油水分離等) <input type="checkbox"/> 装置の密閉化 その他 具体的に記入ください。 () |
| イ | していない | () |

設問6(3ページ)の資材の記号欄に“ ”を付けた資材の該当するページの設問にお答え頂きましたら、アンケートは、終了です。ご協力ありがとうございました。

資材の種類が設問6(3ページ)で回答した資材と同じであることをご確認下さい。

設問7 資材の年間取扱量(小数点以下切り捨て)

平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)に取り扱った数量を概算でご記入ください。

| | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|
| 年間取扱量 | 約 | | | | | | | | | | | kg |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|

上記の資材に複数の種類のものが存在する場合、それらの合計でお答えください。

「取り扱った」とは、以下のようなものが該当します。

- ・事業所外から調達して使用(又は出荷)した
- ・在庫として保管していたものを使用(又は出荷)した
- ・事業所内で製造した

設問8 上記資材に含有する化学物質の数量(小数点以下切り捨て)

| 政令番号 | 対象化学物質名 | 年間取扱量 | | 含有率(成分組成)の範囲 | | |
|------|-----------|-------|----|--------------|---|---|
| 43 | エチレングリコール | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |

設問7の資材の数量(年間取扱量)のうち、化学物質ごとの数量に換算した値を概算でご記入ください。

化学物質ごとの年間取扱量が把握できない場合は、MSDS等を参照して、資材に含まれる成分ごとの含有率(成分組成)の範囲を記入してください。

含有率が、たとえば99%以上の場合は、99～100%と記載し、3%以下の場合は、0～3%と記載してください。

上記の表に物質名の記載がない場合、お手数ですが説明資料集(8～16ページ、資料3)のPRTR対象物質一覧表の中にある政令番号と名称を記載して、取扱量又は、含有率を記載して下さい。

設問9 排出抑制対策の有無

上記の資材等について、環境への排出を抑制するための対策を実施していますか。排出抑制対策として、以下のようなもの(又はそれらに類するもの)を実施している場合に「している」とお答えください。

| | | | |
|---|-------|---------------------------|--|
| | | 該当する対策に“ ”を付けて下さい。 | |
| ア | している | ()排ガス処理(焼却処理、蒸気回収等) | |
| | | ()排水処理(中和、油水分離等) | |
| | | ()装置の密閉化 | |
| イ | していない | その他 具体的にご記入ください。 | |
| | | () | |

設問6(3ページ)の資材の記号欄に“ ”を付けた資材の該当するページの設問にお答え頂きましたら、アンケートは、終了です。ご協力ありがとうございました。

資材の種類が設問6(3ページ)で回答した資材と同じであることをご確認下さい。

設問7 資材の年間取扱量(小数点以下切り捨て)

平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)に取り扱った数量を概算でご記入ください。

| | | | | | | | | | | | |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|
| 年間取扱量 | 約 | | | | | | | | | | kg |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|

上記の資材に複数の種類のものが存在する場合、それらの合計でお答えください。

「取り扱った」とは、以下のようなものが該当します。

- ・事業所外から調達して使用(又は出荷)した
- ・在庫として保管していたものを使用(又は出荷)した
- ・事業所内で製造した

設問8 上記資材に含有する化学物質の数量(小数点以下切り捨て)

| 政令番号 | 対象化学物質名 | 年間取扱量 | 含有率(成分組成)の範囲 |
|------|---|-------|--------------|
| 1 | 亜鉛の水溶性化合物 | 約 kg | 約 ~ % |
| 24 | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る) | 約 kg | 約 ~ % |
| 25 | アンチモン及びその化合物 | 約 kg | 約 ~ % |
| 43 | エチレングリコール | 約 kg | 約 ~ % |
| 69 | 6価クロム化合物 | 約 kg | 約 ~ % |
| 207 | 銅水溶性塩(錯塩を除く) | 約 kg | 約 ~ % |
| 307 | ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る) | 約 kg | 約 ~ % |
| 308 | ポリ(オキシエチレン) = オクチルフェニルエーテル | 約 kg | 約 ~ % |
| 309 | ポリ(オキシエチレン) = ノニルフェニルエーテル | 約 kg | 約 ~ % |
| 310 | ホルムアルデヒド | 約 kg | 約 ~ % |

設問7の資材の数量(年間取扱量)のうち、化学物質ごとの数量に換算した値を概算でご記入ください。

化学物質ごとの年間取扱量が把握できない場合は、MSDS等を参照して、資材に含まれる成分ごとの含有率(成分組成)の範囲を記入してください。

含有率が、たとえば99%以上の場合は、99～100%と記載し、3%以下の場合は、0～3%と記載してください。

上記の表に物質名の記載がない場合、お手数ですが説明資料集(8～16ページ、資料3)のPRTR対象物質一覧表の中にある政令番号と名称を記載して、取扱量又は、含有率を記載して下さい。

設問9 排出抑制対策の有無

上記の資材等について、環境への排出を抑制するための対策を実施していますか。排出抑制対策として、以下のようなもの(又はそれらに類するもの)を実施している場合に「している」とお答えください。

| | | | |
|---|-------|---------------------------|--------------------|
| | | 該当する対策に“ ”を付けて下さい。 | |
| ア | している | () 排ガス処理(焼却処理、蒸気回収等) | () 排水処理(中和、油水分離等) |
| | | () 装置の密閉化 | () |
| イ | していない | その他 具体的に記入ください。 | |
| | | () | () |

設問6(3ページ)の資材の記号欄に“ ”を付けた資材の該当するページの設問にお答え頂きましたら、アンケートは、終了です。ご協力ありがとうございました。

資材の種類が設問6(3ページ)で回答した資材と同じであることをご確認下さい。

設問7 資材の年間取扱量(小数点以下切り捨て)

平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)に取り扱った数量を概算でご記入ください。

| | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|
| 年間取扱量 | 約 | | | | | | | | | | | kg |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|

上記の資材に複数の種類のものが存在する場合、それらの合計でお答えください。

「取り扱った」とは、以下のようなものが該当します。

- ・事業所外から調達して使用(又は出荷)した
- ・在庫として保管していたものを使用(又は出荷)した
- ・事業所内で製造した

設問8 上記資材に含有する化学物質の数量(小数点以下切り捨て)

| 政令番号 | 対象化学物質名 | 年間取扱量 | | 含有率(成分組成)の範囲 | | |
|------|---|-------|----|--------------|---|---|
| 43 | エチレングリコール | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 63 | キシレン | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 134 | 1,3-ジクロロ-2-プロパノール | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 227 | トルエン | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 270 | フタル酸ジ-n-ブチル | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 304 | ほう素及びその化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 307 | ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る) | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 308 | ポリ(オキシエチレン) = オクチルフェニルエーテル | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 309 | ポリ(オキシエチレン) = ノニルフェニルエーテル | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 310 | ホルムアルデヒド | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |

設問7の資材の数量(年間取扱量)のうち、化学物質ごとの数量に換算した値を概算でご記入ください。

化学物質ごとの年間取扱量が把握できない場合は、MSDS等を参照して、資材に含まれる成分ごとの含有率(成分組成)の範囲を記入してください。

含有率が、たとえば99%以上の場合は、99～100%と記載し、3%以下の場合は、0～3%と記載してください。

上記の表に物質名の記載がない場合、お手数ですが説明資料集(8～16ページ、資料3)のPRTR対象物質一覧表の中にある政令番号と名称を記載して、取扱量又は、含有率を記載して下さい。

設問9 排出抑制対策の有無

上記の資材等について、環境への排出を抑制するための対策を実施していますか。排出抑制対策として、以下のようなもの(又はそれらに類するもの)を実施している場合に「している」とお答えください。

| | | | |
|---|-------|---------------------------|-------------------|
| | | 該当する対策に“ ”を付けて下さい。 | |
| ア | している | () | 排ガス処理(焼却処理、蒸気回収等) |
| | | () | 排水処理(中和、油水分離等) |
| | | () | 装置の密閉化 |
| イ | していない | | その他 具体的にご記入ください。 |
| | | () | |

設問6(3ページ)の資材の記号欄に“ ”を付けた資材の該当するページの設問にお答え頂きましたら、アンケートは、終了です。ご協力ありがとうございました。

設問7 資材の年間取扱量(小数点以下切り捨て)

平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)に取り扱った数量を概算でご記入ください。

| | | |
|-------|---|----|
| 年間取扱量 | 約 | kg |
|-------|---|----|

上記の資材に複数の種類のものが存在する場合、それらの合計でお答えください。

「取り扱った」とは、以下のようなものが該当します。

- ・事業所外から調達して使用(又は出荷)した
- ・在庫として保管していたものを使用(又は出荷)した
- ・事業所内で製造した

設問8 上記資材に含有する化学物質の数量(小数点以下切り捨て)

| 政令番号 | 対象化学物質名 | 年間取扱量 | 含有率(成分組成)の範囲 |
|------|--------------------|-------|--------------|
| 9 | アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル) | 約 kg | 約 ~ % |
| 25 | アンチモン及びその化合物 | 約 kg | 約 ~ % |
| 176 | 有機スズ化合物 | 約 kg | 約 ~ % |
| 230 | 鉛及びその化合物 | 約 kg | 約 ~ % |
| 270 | フタル酸ジ-n-ブチル | 約 kg | 約 ~ % |
| 272 | フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) | 約 kg | 約 ~ % |
| 353 | りん酸トリス(ジメチルフェニル) | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |

設問7の資材の数量(年間取扱量)のうち、化学物質ごとの数量に換算した値を概算でご記入ください。

化学物質ごとの年間取扱量が把握できない場合は、MSDS等を参照して、資材に含まれる成分ごとの含有率(成分組成)の範囲を記入してください。

含有率が、たとえば99%以上の場合は、99～100%と記載し、3%以下の場合は、0～3%と記載してください。

上記の表に物質名の記載がない場合、お手数ですが説明資料集(8～16ページ、資料3)のPRTR対象物質一覧表の中にある政令番号と名称を記載して、取扱量又は、含有率を記載して下さい。

設問9 排出抑制対策の有無

上記の資材等について、環境への排出を抑制するための対策を実施していますか。排出抑制対策として、以下のようなもの(又はそれらに類するもの)を実施している場合に「している」とお答えください。

| | | |
|---|-------|--|
| ア | している | <p style="text-align: center;">該当する対策に“ ”を付けて下さい。</p> <input type="checkbox"/> 排ガス処理(焼却処理、蒸気回収等) <input type="checkbox"/> 排水処理(中和、油水分離等) <input type="checkbox"/> 装置の密閉化 その他 具体的に記入ください。 <input type="checkbox"/> |
| イ | していない | |

設問6(3ページ)の資材の記号欄に“ ”を付けた資材の該当するページの設問にお答え頂きましたら、アンケートは、終了です。ご協力ありがとうございました。

ネ 有機ゴム薬品(ゴム用溶剤を除く)

資材の種類が設問6(3ページ)で回答した資材と同じであることをご確認下さい。

設問7 資材の年間取扱量(小数点以下切り捨て)

平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)に取り扱った数量を概算でご記入ください。

| | | | | | | | | | | |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|----|
| 年間取扱量 | 約 | | | | | | | | | kg |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|----|

上記の資材に複数の種類のものが存在する場合、それらの合計でお答えください。

「取り扱った」とは、以下のようなものが該当します。

- ・事業所外から調達して使用(又は出荷)した
- ・在庫として保管していたものを使用(又は出荷)した
- ・事業所内で製造した

設問8 上記資材に含有する化学物質の数量(小数点以下切り捨て)

| 政令番号 | 対象化学物質名 | 年間取扱量 | | 含有率(成分組成)の範囲 | | |
|------|---------------------------------|-------|----|--------------|---|---|
| 9 | アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル) | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 25 | アンチモン及びその化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 32 | 2-イミダゾリジンチオン | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 100 | コバルト及びその化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 115 | N-シクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 198 | ヘキサメチレンテトラミン | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 204 | チウラム | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 230 | 鉛及びその化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 249 | ジラム | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 270 | フタル酸ジ-n-ブチル | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 272 | フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 282 | N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |

設問7の資材の数量(年間取扱量)のうち、化学物質ごとの数量に換算した値を概算でご記入ください。

化学物質ごとの年間取扱量が把握できない場合は、MSDS等を参照して、資材に含まれる成分ごとの含有率(成分組成)の範囲を記入してください。

含有率が、たとえば99%以上の場合は、99～100%と記載し、3%以下の場合は、0～3%と記載してください。

上記の表に物質名の記載がない場合、お手数ですが説明資料集(8～16ページ、資料3)のPRTR対象物質一覧表の中にある政令番号と名称を記載して、取扱量又は、含有率を記載して下さい。

設問9 排出抑制対策の有無

上記の資材等について、環境への排出を抑制するための対策を実施していますか。排出抑制対策として、以下のようなもの(又はそれらに類するもの)を実施している場合に「している」とお答えください。

| | | |
|---------------------------|-------|--|
| 該当する対策に“ ”を付けて下さい。 | | |
| ア | している | ()排ガス処理(焼却処理、蒸気回収等) ()排水処理(中和、油水分離等) ()装置の密閉化 |
| イ | していない | その他 具体的にご記入ください。 () |

設問8(3ページ)の資材の記号欄に“ ”を付けた資材の該当するページの設問にお答え頂きましたら、アンケートは、終了です。ご協力ありがとうございました。

資材の種類が設問8(3ページ)で回答した資材と同じであることをご確認下さい。

設問7 資材の年間取扱量(小数点以下切り捨て)

平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)に取り扱った数量を概算でご記入ください。

| | | | | | | | | | | | |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|
| 年間取扱量 | 約 | | | | | | | | | | kg |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|

上記の資材に複数の種類のもが存在する場合、それらの合計でお答えください。

「取り扱った」とは、以下のようなものが該当します。

- ・事業所外から調達して使用(又は出荷)した
- ・在庫として保管していたものを使用(又は出荷)した
- ・事業所内で製造した

設問8 上記資材に含有する化学物質の数量(小数点以下切り捨て)

| 政令番号 | 対象化学物質名 | 年間取扱量 | | 含有率(成分組成)の範囲 | | |
|------|---------------|-------|----|--------------|---|---|
| 1 | 亜鉛の水溶性化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 25 | アンチモン及びその化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 68 | クロム及び3価クロム化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 69 | 6価クロム化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 100 | コバルト及びその化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 230 | 鉛及びその化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 232 | ニッケル化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 304 | ほう素及びその化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 311 | マンガン及びその化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 346 | モリブデン及びその化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |

設問7の資材の数量(年間取扱量)のうち、化学物質ごとの数量に換算した値を概算でご記入ください。

化学物質ごとの年間取扱量が把握できない場合は、MSDS等を参照して、資材に含まれる成分ごとの含有率(成分組成)の範囲を記入してください。

含有率が、たとえば99%以上の場合は、99～100%と記載し、3%以下の場合は、0～3%と記載してください。

上記の表に物質名の記載がない場合、お手数ですが説明資料集(8～16ページ、資料3)のPRTR対象物質一覧表の中にある政令番号と名称を記載して、取扱量又は、含有率を記載して下さい。

設問9 排出抑制対策の有無

上記の資材等について、環境への排出を抑制するための対策を実施していますか。排出抑制対策として、以下のようなもの(又はそれらに類するもの)を実施している場合に「している」とお答えください。

| | | | |
|---|-------|---------------------------|--|
| | | 該当する対策に“ ”を付けて下さい。 | |
| ア | している | ()排ガス処理(焼却処理、蒸気回収等) | |
| | | ()排水処理(中和、油水分離等) | |
| | | ()装置の密閉化 | |
| イ | していない | その他 具体的にご記入ください。 | |
| | | () | |

設問6(3ページ)の資材の記号欄に“ ”を付けた資材の該当するページの設問にお答え頂きましたら、アンケートは、終了です。ご協力ありがとうございました。

ハ 電池・電子材料

資材の種類が設問6(3ページ)で回答した資材と同じであることをご確認下さい。

設問7 資材の年間取扱量(小数点以下切り捨て)

平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)に取り扱った数量を概算でご記入ください。

| | | | | | | | | | | | |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|
| 年間取扱量 | 約 | | | | | | | | | | kg |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|

上記の資材に複数の種類のものが存在する場合、それらの合計でお答えください。

「取り扱った」とは、以下のようなものが該当します。

- ・事業所外から調達して使用(又は出荷)した
- ・在庫として保管していたものを使用(又は出荷)した
- ・事業所内で製造した

設問8 上記資材に含有する化学物質の数量(小数点以下切り捨て)

| 政令番号 | 対象化学物質名 | 年間取扱量 | | 含有率(成分組成)の範囲 | | |
|------|-----------------|-------|----|--------------|---|---|
| 25 | アンチモン及びその化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 30 | ビスフェノールA型エポキシ樹脂 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 64 | 銀及びその水溶性化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 68 | クロム及び3価クロム化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 100 | コバルト及びその化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 230 | 鉛及びその化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 231 | ニッケル | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 232 | ニッケル化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 252 | 砒素及びその無機化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 304 | ほう素及びその化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 311 | マンガン及びその化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |

設問7の資材の数量(年間取扱量)のうち、化学物質ごとの数量に換算した値を概算でご記入ください。

化学物質ごとの年間取扱量が把握できない場合は、MSDS等を参照して、資材に含まれる成分ごとの含有率(成分組成)の範囲を記入してください。

含有率が、たとえば99%以上の場合は、99～100%と記載し、3%以下の場合は、0～3%と記載してください。

上記の表に物質名の記載がない場合、お手数ですが説明資料集(8～16ページ、資料3)のPRTR対象物質一覧表の中にある政令番号と名称を記載して、取扱量又は、含有率を記載して下さい。

設問9 排出抑制対策の有無

上記の資材等について、環境への排出を抑制するための対策を実施していますか。排出抑制対策として、以下のようなもの(又はそれらに類するもの)を実施している場合に「している」とお答えください。

| | | | |
|---|-------|---------------------------|-------------------|
| | | 該当する対策に“ ”を付けて下さい。 | |
| ア | している | () | 排ガス処理(焼却処理、蒸気回収等) |
| | | () | 排水処理(中和、油水分離等) |
| | | () | 装置の密閉化 |
| イ | していない | () | その他 具体的にご記入ください。 |
| | | () | |

設問6(3ページ)の資材の記号欄に“ ”を付けた資材の該当するページの設問にお答え頂きましたら、アンケートは、終了です。ご協力ありがとうございました。

資材の種類が設問6(3ページ)で回答した資材と同じであることをご確認下さい。

設問7 資材の年間取扱量(小数点以下切り捨て)

平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)に取り扱った数量を概算でご記入ください。

| | | | | | | | | | | | |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|
| 年間取扱量 | 約 | | | | | | | | | | kg |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|

上記の資材に複数の種類のもが存在する場合、それらの合計でお答えください。

「取り扱った」とは、以下のようなものが該当します。

- ・事業所外から調達して使用(又は出荷)した
- ・在庫として保管していたものを使用(又は出荷)した
- ・事業所内で製造した

設問8 上記資材に含有する化学物質の数量(小数点以下切り捨て)

| 政令番号 | 対象化学物質名 | 年間取扱量 | | 含有率(成分組成)の範囲 | | |
|------|------------------------|-------|----|--------------|---|---|
| 1 | 亜鉛の水溶性化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 64 | 銀及びその水溶性化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 68 | クロム及び3価クロム化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 69 | 6価クロム化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 108 | 無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く) | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 207 | 銅水溶性塩(錯塩を除く) | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 230 | 鉛及びその化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 231 | ニッケル | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 232 | ニッケル化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| 304 | ほう素及びその化合物 | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |
| | | 約 | kg | 約 | ～ | % |

設問7の資材の数量(年間取扱量)のうち、化学物質ごとの数量に換算した値を概算でご記入ください。

化学物質ごとの年間取扱量が把握できない場合は、MSDS等を参照して、資材に含まれる成分ごとの含有率(成分組成)の範囲を記入してください。

含有率が、たとえば99%以上の場合は、99～100%と記載し、3%以下の場合は、0～3%と記載してください。

上記の表に物質名の記載がない場合、お手数ですが説明資料集(8～16ページ、資料3)のPRTR対象物質一覧表の中にある政令番号と名称を記載して、取扱量又は、含有率を記載して下さい。

設問9 排出抑制対策の有無

上記の資材等について、環境への排出を抑制するための対策を実施していますか。排出抑制対策として、以下のようなもの(又はそれらに類するもの)を実施している場合に「している」とお答えください。

| | | | |
|---|-------|---------------------------|-------------------|
| | | 該当する対策に“ ”を付けて下さい。 | |
| ア | している | () | 排ガス処理(焼却処理、蒸気回収等) |
| | | () | 排水処理(中和、油水分離等) |
| | | () | 装置の密閉化 |
| イ | していない | () | その他 具体的にご記入ください。 |
| | | () | |

設問6(3ページ)の資材の記号欄に“ ”を付けた資材の該当するページの設問にお答え頂きましたら、アンケートは、終了です。ご協力ありがとうございました。

フ その他の資材

資材の種類が設問6(3ページ)で回答した資材と同じであることをご確認下さい。

設問7 資材の年間取扱量(小数点以下切り捨て)

平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)に取り扱った数量を概算でご記入ください。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|
| 年間取扱量 | 約 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | kg |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|

上記の資材に複数の種類のものが存在する場合、それらの合計でお答えください。

「取り扱った」とは、以下のようなものが該当します。

- ・事業所外から調達して使用(又は出荷)した
- ・在庫として保管していたものを使用(又は出荷)した
- ・事業所内で製造した

設問8 上記資材に含有する化学物質の数量(小数点以下切り捨て)

| 政令 番号 | 対象化学物質名 | 年間取扱量 | 含有率(成分組成) の範囲 |
|----------|---------|-------|------------------|
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |

設問7の資材の数量(年間取扱量)のうち、化学物質ごとの数量に換算した値を概算でご記入ください。

化学物質ごとの年間取扱量が把握できない場合は、MSDS等を参照して、資材に含まれる成分ごとの含有率(成分組成)の範囲を記入してください。

含有率が、たとえば99%以上の場合は、99～100%と記載し、3%以下の場合は、0～3%と記載してください。

上記の表に物質名の記載がない場合、お手数ですが説明資料集(8～16ページ、資料3)のPRTR対象物質一覧表の中にある政令番号と名称を記載して、取扱量又は、含有率を記載して下さい。

設問9 排出抑制対策の有無

上記の資材等について、環境への排出を抑制するための対策を実施していますか。排出抑制対策として、以下のようなもの(又はそれらに類するもの)を実施している場合に「している」とお答えください。

| | | | |
|---|-------|---------------------------|------------------------|
| | | 該当する対策に“ ”を付けて下さい。 | |
| ア | している | <input type="checkbox"/> | 排ガス処理(焼却処理、蒸気回収等) |
| | | <input type="checkbox"/> | 排水処理(中和、油水分離等) |
| イ | していない | <input type="checkbox"/> | 装置の密閉化 |
| | | <input type="checkbox"/> | その他 具体的に記入ください。 () |

設問6(3ページ)の資材の記号欄に“ ”を付けた資材の該当するページの設問にお答え頂きましたら、アンケートは、終了です。ご協力ありがとうございました。

説 明 資 料 集

目 次

| | | |
|------|--------------------------------|-----|
| 資料 1 | 本調査票のご回答に当たって | 1 |
| | 1. 本調査のご回答方法について | 1 |
| | 2. P R T R 制度とは | 4 |
| | 3. 調査票 3 A、3 B、3 C の取扱量算出の留意事項 | 4 |
| | 4. 燃料小売業についての注意点等 | 6 |
| 資料 2 | 業種コード表 | 7 |
| 資料 3 | P R T R 対象物質一覧表 | 8 |
| 資料 4 | 調査票記入例 | 1 7 |

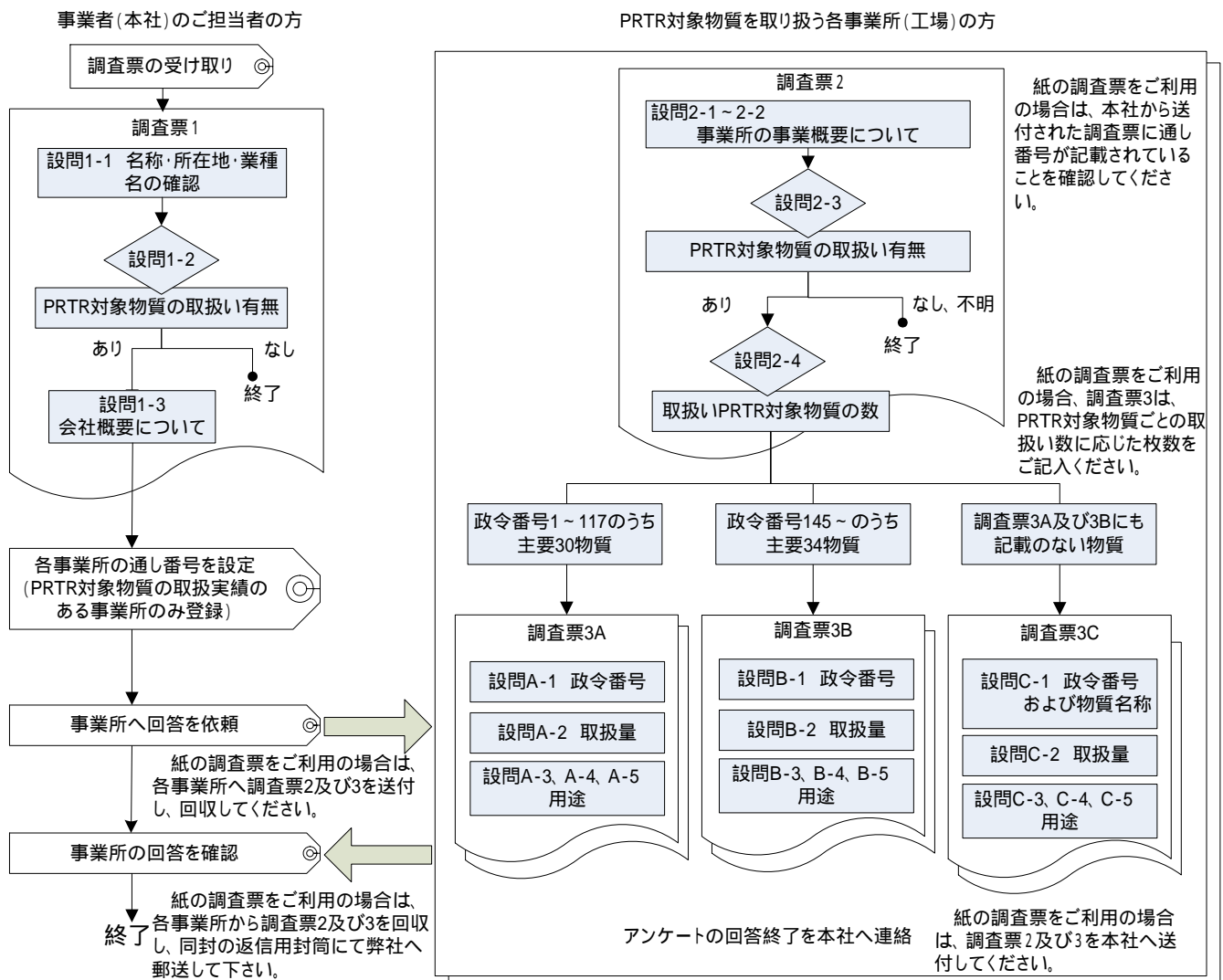
本調査票のご回答に当たって

1. 本調査のご回答方法について

(1) 本調査票の構成

本調査では、まず、本調査票を受け取った事業者(本社)のご担当者の方は「調査票1 事業者(全社共通)へのご質問」にご回答いただきます。貴社にてPRTR対象物質の取扱いがない場合は、調査票1の設問1-2でアンケートが終了となります。

貴社にてPRTR対象物質の取扱いがある場合は、取扱いのある全ての事業所(工場)ごとに、調査票2及び調査票3のご回答をお願いいたします。



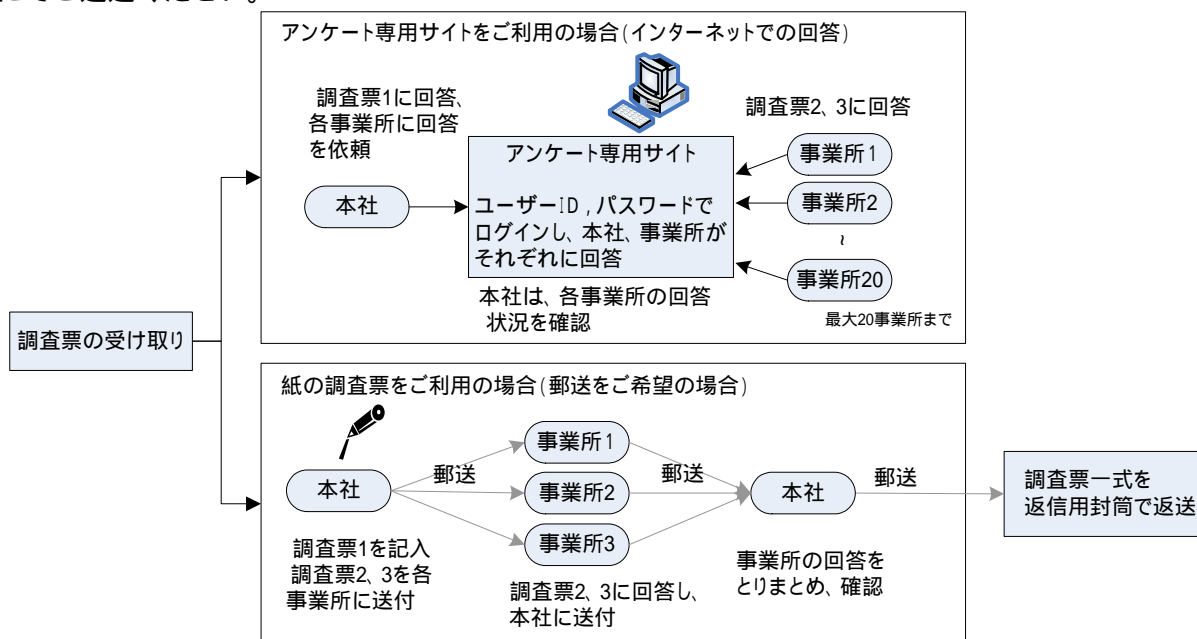
(2) 回答方法の選択

本調査では、回答方法をアンケート専用サイトと紙の調査票のうちどちらか1つのご選択が可能です。アンケート専用サイトと紙の調査票の併用はできません。同一事業者(会社)内では、必ず、同じ回答方法を利用ください。

「アンケート専用サイト」では、インターネットを通じて調査票にご回答いただけます。このシステムをご利用いただくと、事業者(本社)と事業所(工場)間での調査票の郵送でのやりとりが不要になります。ぜひこちらをご利用ください。

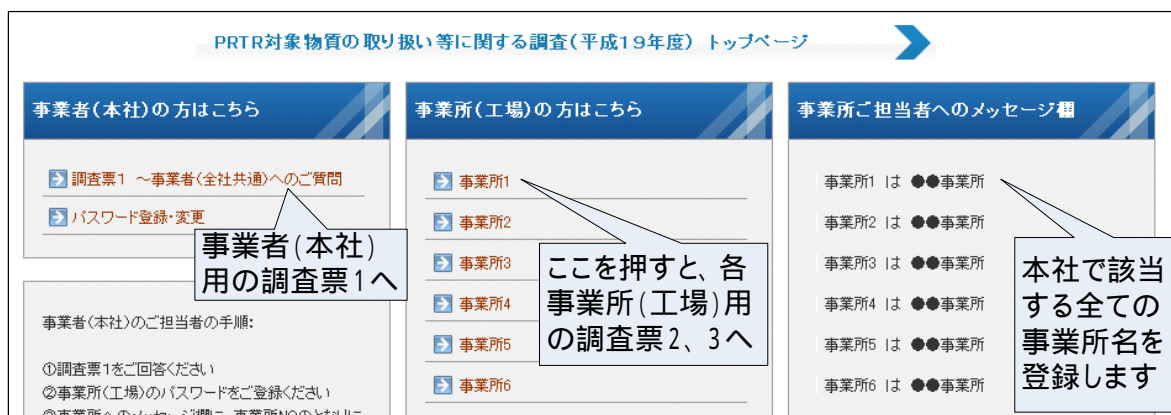
アンケート専用サイト: <http://www.janus.co.jp/prtrh19/index.html>

なお、インターネット経由でのご回答がご不便な場合には、同封の調査票にご記入の上、返信用封筒にてご返送ください。



(3) アンケート専用サイト(インターネットで回答する場合)の注意事項

本調査票を受け取った事業者(本社)は、調査票1の住所の下に記載された12桁のユーザーIDと6桁のパスワードを入力してログインし、「事業者(本社)の方はこちら」の下にある調査票1をクリックしてご回答ください。



貴社において、PRTR 対象物質を取扱う該当事業所(工場)がございましたら、「事業所(工場)の方はこちら」の横に設定されている、「事業所(工場)のご担当者の方へのメッセージ欄」の「事業所 1 は 事業所」と記載されている欄に、回答を依頼する事業所名すべてを入力ください。

上記で、複数の該当事業所がある場合は、事業所に回答を依頼する必要があります。

(本社以外に事業所がない場合には、次の 手順で「事業所1」にご回答ください。)その後、登録した事業所の方に、「ユーザーID」と「パスワード」を連絡し、アンケート専用サイトでの回答を依頼してください。

ユーザーID とパスワードの設定方法

- ・ユーザーID は共通です。

調査票 1 に記載された 12 桁の記号が、貴社共通の ID です。この番号を全事業所にご伝達ください。

- ・パスワードは事業所（工場）専用の番号（全事業所共通）を設定してください。

調査票 1 に記載された 6 桁のパスワードは、事業者（本社の方）専用のものです。

事業所（工場）には、本社の方が登録画面から任意に 6 桁のパスワードを設定して、ご伝達ください。

事業所（工場）用のパスワードを設定していただくことで、事業所（工場）専用の画面に直接アクセスすることができます。

なお、この事業所専用パスワードを紛失した場合は、上記、調査票 1 に記載されたパスワードの登録画面から再登録が可能です。

（なお、アンケート専用サイトでは、本調査の依頼状や本説明資料も閲覧できます。）

事業所（工場）の方は、事業者（本社）から連絡された ID とパスワードでログインします。

「事業所（工場）のご担当者の方へのメッセージ欄」に記入されている情報を参考に、「事業所（工場）の方はこちら」から、該当する事業所 NO をクリックします。その後、表示された事業所専用の回答画面から、調査票 2 及び調査票 3 にご回答ください。なお、回答後は事業者（本社）ご担当者に回答完了の連絡をしていただきますようお願いいたします。

事業者（本社）にて、事業所（工場）で記入された回答状況を確認します。

事業所（工場）のご担当者から連絡後に、事業者（本社）の画面にログインしていただき、該当する事業所 NO をクリックしていただき、調査票 2、および調査票 3 の右側にある「印刷」ボタンを押して回答内容をご確認いただきますようお願いいたします。

（４）紙の調査票をご利用の場合（郵送をご希望の場合）の注意事項

本調査票を受け取った事業者（本社）は、調査票 1 をご記入ください。PRTR 対象物質の取扱いのない事業者におかれましては、調査票 1 のみご返送ください。

貴社において、PRTR 対象物質を取扱う該当事業所（工場）がございましたら、本調査票を受け取った事業者（本社）にて、調査票 2、調査票 3 A、3 B、3 C を各事業所（工場）にご送付ください。（事業所が複数ございましたら、お手数ですが、必要部数コピーしてください。また、各事業所が重複しないように、事業所通し番号を記載してください。）

各事業所にて、調査票 2、調査票 3 A ~ 3 C をご記入の上、本社にご郵送ください。（調査 3 A、3 B、3 C は、複数の取扱い物質がございましたら、お手数ですが、必要部数コピーしてご記入ください。）

本社にて、調査票 1 及び各事業所で記載した調査票 2、3 A、3 B、3 C を取りまとめ、同封の返信用封筒にてご返送ください（料金受取人払いとなっていますので、切手は不要です）。

2 . P R T R (Pollutant Release and Transfer Register) 制度とは

P R T Rとは、Pollutant Release and Transfer Registerの略称であり、環境汚染物質排出移動登録制度とも呼ばれます。これは、有害なおそれのある多種多様な化学物質が、どのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを国が把握し、集計し、公表する仕組みです。平成14年4月から対象となる化学物質を一定以上取り扱っている従業員数21人以上の事業者は、「環境に排出した量」と「廃棄物として処理するために事業所の外へ移動させた量」を自ら把握し国へ届出ることとなっています。

P R T Rによって、毎年どんな化学物質がどの発生源からどれだけ排出されているかを知ることができるようになり、これにより次のような面で期待されています。

- (1) 事業者による自主的な化学物質の管理の改善を促進
- (2) 行政による化学物質対策の優先度を決定する際の判断材料
- (3) 国民への情報提供を通じた、化学物質の排出状況・管理状況への理解の増進

本調査は、全国の事業者が取扱う資材に含有するP R T R対象物質*を対象とし、その取扱量等を把握することを目的として実施するものです。

* P R T R対象物質(354物質)は、資料3(8~16ページ)に名称を記載

3 . 調査票3 A、3 B、3 Cの取扱量算出の留意事項

- (1) P R T R対象物質を1質量%以上(資料3の特定第一種指定化学物質の欄に印のあるものは、0.1質量%以上)含有する製品について、当該P R T R対象物質の量は算出の対象となります。これらについて、含有するP R T R対象物質の量を算出してください。

「算出の対象となる製品」の例は、以下のような形状を有するものが挙げられます。

- ・ 気体又は液体のもの
例：溶剤、接着剤、塗料、ガソリンなど
- ・ 固体のもので固有の形状を有しないもの(粉末状のものなど)
例：添加剤(粉末状)、試薬(粉末状)など
- ・ 固体のうち固有の形状を有するもので取扱いの過程で溶融、蒸発又は溶解するもの
例：メッキの金属電極、インゴット(溶解して用いるアルミニウム塊)など
- ・ 精製や切断等の加工に伴い、環境中に排出される可能性があるもの
例：石綿製品、切削工具等の部品など

以下のような資材については回答が不要です。

- ・ 有害な化学物質を含まないことが明らかな資材(例：コピー用紙など)
- ・ 主として家庭生活中で使用されるものと同じ種類の製品(例：家庭用の洗剤など)
- ・ 密封された状態で使用される製品(例：バッテリー、コンデンサーなど)
- ・ 固形状のため、化学物質の排出の可能性がほとんどない製品(例：パソコン)
- ・ 再生資源(例：廃溶剤、金属くずなど)

(2) 1kg以上取扱うPRTR対象物質について、次に掲げる数量が必要となります。

平成18年4月1日現在の在庫量
平成18年度における外部からの調達量(購入量)
平成19年3月31日現在の在庫量
平成18年度における製造量

- * 平成18年度(2006年度)は、平成18年4月1日～平成19年3月31日の期間。
- * **在庫量**について、その時点での対象物質の量。対象物質を含む原材料、資材等が化合物の場合は対象物質のみの量に換算します。
- * **調達量(購入量)**について、対象物質を調達(購入)した量。対象物質を含む原材料、資材等が化合物の場合は対象物質のみの量に換算します。
- * **在庫量**について、年度内に製造し、使用しなかったために在庫となった量、及び年度内に貯蔵タンク(液体及び気体)に搬入して在庫となった量は除きます。
- * **製造量**について、化学反応、精製等により作り出される対象物質の量(副生成物であっても明らかな場合は含みます)。
- * **取扱量**は、対象物質の製造量、在庫量及び調達量(購入量)を合計した量。

(3) 製造品中又は原料・資材中に含まれるPRTR対象物質の量

PRTR対象物質の量

$$= (\text{製造品の量又は原料・資材量}) \times (\text{製造品中又は原料・資材中の当該物質含有率}) \\ = (\text{各製品の取扱量}) \times (\text{その製品のMSDSに記載される対象化学物質の含有率})$$

- * 含有率は、実測値、カタログ値などMSDS記載以外の値を使用しても差し支えありません。
- * 含有率に幅がある場合、計算はその平均値を使用しても結構です。(例:MSDSに10%～30%と記載されている場合、計算には平均値(10%+30%)/2=20%を使用する。)

計算例 :

対象物質「キシレン」を1%含有する薬品の年間取扱量が2,000kgの場合

当該物質の年間取扱量の計算式

$$2,000\text{kg} \times 0.01 = 20\text{kg} (\text{「キシレン」の年間取扱量となる})$$

計算例 :

金属等の元素又はシアン等は、次のように元素等純分への換算が必要です。資料3の元素等に換算する化学物質については、「換算係数」を用いて物質の量に換算し、資料3で示される物質名ごとに合計してください。

PRTR対象物質「亜鉛の水溶性化合物」を含有する薬品(薬品中には「亜鉛の水溶性化合物」として、「塩化亜鉛(ZnCl₂)(換算係数=0.480)」が25%含有されている。)を年間6,000kg購入した場合

当該物質の調達量(購入量)の計算式

$$\frac{6,000\text{kg}}{\text{塩化亜鉛の取扱量}} \times 0.25 \times \frac{0.480}{\text{換算係数}} = 720\text{kg} (\text{「亜鉛の水溶性化合物(亜鉛(Zn))」の調達量として記入})$$

換算係数 = 化合物の化学式中の金属元素等の原子量の合計 / 化合物の分子量

具体的な化合物の換算係数はアンケート専用サイト(<http://www.janus.co.jp/prtrh19/index.html>)をご参照ください。

計算例 :

各製品の年間製造量が製品A 5,000kg、製品B 200kg、製品C 1,000kgであり、キシレンが製品Aに5%、製品Bに10%、製品Cに20%含有されている場合

各製品中のキシレンの年間製造量の計算式

$$\text{製品A: } 5,000\text{kg} \times 0.05 = 250\text{kg}$$

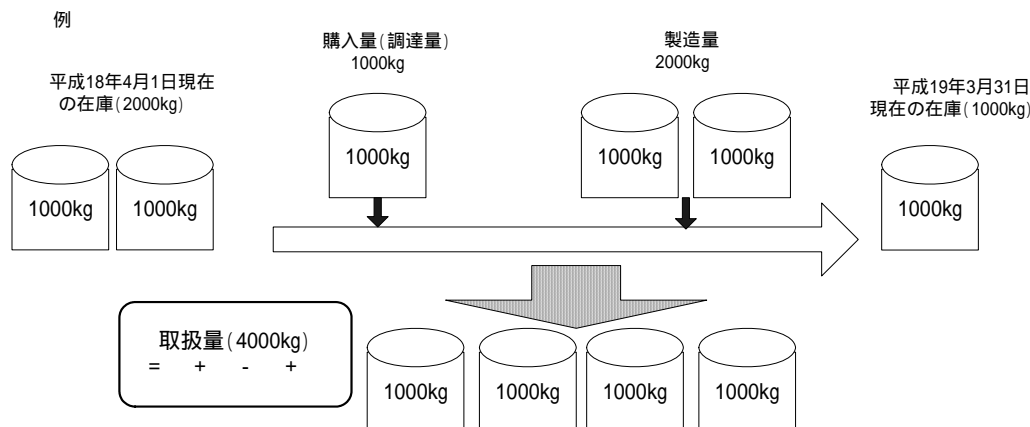
$$\text{製品B: } 200\text{kg} \times 0.1 = 20\text{kg}$$

$$\text{製品C: } 1,000\text{kg} \times 0.2 = 200\text{kg}$$

キシレンの年間製造量は、製品A 250kg + 製品B 20kg + 製品C 200kg = 470kg

(4) 各 PRTR 対象物質の取扱量は、上記 ~ までを下記の式で計算してください。

| |
|---|
| 「各 PRTR 対象物質の取扱量」 = + - + (単位: kg) |
|---|



4. 燃料小売業についての注意点等

燃料小売業(業種コード 5930)について、年間取扱量の入力にあたり、取扱量の算出式を次に示していますので参考にしてください。算出式は全石連(全国石油業協同組合連合会と全国石油商業組合連合会の総称)のホームページにある対象物質の取扱量算出*を簡略化したものです(ここでは、プレミアムガソリンの受入量を X(kl/年度)、レギュラーガソリンの受入量を Y(kl/年度)、灯油の受入量を Z(kl/年度)としています。)。また、MSDS の値から取扱量を算出されても差しつかえありません。

ベンゼン

プレミアムガソリン: X (kl/年度) × 4.03** = 取扱量 A(kg)

レギュラーガソリン: Y (kl/年度) × 4.73** = 取扱量 B(kg)

計: 取扱量(kg) = 取扱量 A(kg) + 取扱量 B(kg)

トルエン

プレミアムガソリン: X (kl/年度) × 179.21** = 取扱量 A(kg)

レギュラーガソリン: Y (kl/年度) × 64.08** = 取扱量 B(kg)

計: 取扱量(kg) = 取扱量 A(kg) + 取扱量 B(kg)

キシレン

プレミアムガソリン: X (kl/年度) × 57.50** = 取扱量 A(kg)

レギュラーガソリン: Y (kl/年度) × 40.78** = 取扱量 B(kg)

灯油: Z (kl/年度) × 7.94** = 取扱量 C(kg)

計: 取扱量(kg) = 取扱量 A(kg) + 取扱量 B(kg) + 取扱量 C(kg)

エチルベンゼン

プレミアムガソリン: X (kl/年度) × 12.69** = 取扱量 A(kg)

レギュラーガソリン: Y (kl/年度) × 8.74** = 取扱量 B(kg)

計: 取扱量(kg) = 取扱量 A(kg) + 取扱量 B(kg)

1,3,5-トリメチルベンゼン

プレミアムガソリン: X (kl/年度) × 7.47** = 取扱量(kg)

* 詳しくは全石連ホームページをご参照ください。

URL: <http://www.zensekiren.or.jp/> (トップ)

<http://www.zensekiren.or.jp/13prtr/date/hantei.xls> (PRTR 届出対象 SS かどうかの判定計算)

なお、全石連のホームページでは単位が t (トン) で計算されていますので、ご注意ください。

** 係数の計算方法

係数 (kg/kl) = 平均密度 (t/kl) × 含有率 (wt%) × 1/100 × 1000 (kg/t)

全石連ホームページに掲載されている平均密度及び含有率を代入して計算する。

レギュラーガソリンのベンゼンの係数の計算例

レギュラーガソリンのベンゼンの係数 (kg/kl)

= 0.7467 (平均密度 t/kl) × 0.54 (含有率 wt%) × 1/100 × 1000 (kg/t)

= 4.03 (kg/kl)

業種コード表

| 業種名 | コード | 業種名 | コード |
|----------------------|------|---|---------|
| 金属鉱業 | 500 | 電気業 | 3500 |
| 原油・天然ガス鉱業 | 700 | ガス業 | 3600 |
| 製造業 | | 熱供給業 | 3700 |
| 食品製造業 | 1200 | 下水道業 | 3830 |
| 飲料・たばこ・飼料製造業（以下を除く。） | 1300 | 鉄道業 | 3900 |
| 酒類製造業 | 1320 | 倉庫業 | 4400 |
| たばこ製造業 | 1350 | （農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。） | |
| 繊維工業 | 1400 | 石油卸売業 | 5132 |
| 衣服・その他の繊維製品製造業 | 1500 | 鉄スクラップ卸売業 | 5142 |
| 木材・木製品製造業（家具を除く。） | 1600 | （自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。） | |
| 家具・装備品製造業 | 1700 | 自動車卸売業 | 5220 |
| パルプ・紙・紙加工品製造業 | 1800 | （自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。） | |
| 出版・印刷・同関連産業 | 1900 | 燃料小売業 | 5930 |
| 化学工業（以下を除く。） | 2000 | 洗濯業 | 7210 |
| 塩製造業 | 2025 | 写真業 | 7430 |
| 医薬品製造業 | 2060 | 自動車整備業 | 7700 |
| 農薬製造業 | 2092 | 機械修理業 | 7810 |
| 石油製品・石炭製品製造業 | 2100 | 商品検査業 | 8620 |
| プラスチック製品製造業 | 2200 | 計量証明業（一般計量証明業を除く。） | 8630 |
| ゴム製品製造業 | 2300 | 一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。） | 8716 |
| なめし革・同製品・毛皮製造業 | 2400 | 産業廃棄物処分業 | 8722 |
| 窯業・土石製品製造業 | 2500 | 特別管理産業廃棄物処分業 | 8724 |
| 鉄鋼業 | 2600 | 高等教育機関（付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。） | 9140 |
| 非鉄金属製造業 | 2700 | 自然科学研究所 | 9210 |
| 金属製品製造業 | 2800 | 国の機関又は地方公共団体の公務（注） | 上記のいずれか |
| 一般機械器具製造業 | 2900 | | |
| 電気機械器具製造業（以下を除く。） | 3000 | | |
| 電子応用装置製造業 | 3060 | | |
| 電気計測器製造業 | 3070 | | |
| 輸送用機械器具製造業（以下を除く。） | 3100 | | |
| 鉄道車両・同部分品製造業 | 3120 | | |
| 船舶製造・修理業、船用機関製造業 | 3140 | | |
| 精密機械器具製造業（以下を除く。） | 3200 | | |
| 医療用機械器具・医療用品製造業 | 3230 | | |
| 武器製造業 | 3300 | | |
| その他の製造業 | 3400 | | |

（注）国の機関又は地方公共団体の公務については、公務の具体的内容に対応した当該対象業種のコード番号を記入して下さい。

P R T R対象物質一覧表

P R T R対象物質： 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令第1条に掲げる第一種指定化学物質。

| 政令 番号 | CAS番号 | 物質名 ^{*2} | 別名(その1) ^{*2} | 別名(その2) ^{*2} | 特定第一種指定 化学物質(12種類) | 元素等に換算 する化学物質 |
|----------|-------------|---|----------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|
| 1 | - | 亜鉛の水溶性化合物 | | | | 亜鉛に換算 |
| 2 | 79-06-1 | アクリルアミド | | | | |
| 3 | 79-10-7 | アクリル酸 | | | | |
| 4 | 140-88-5 | アクリル酸エチル | | | | |
| 5 | 2439-35-2 | アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル | | | | |
| 6 | 96-33-3 | アクリル酸メチル | | | | |
| 7 | 107-13-1 | アクリロニトリル | | | | |
| 8 | 107-02-8 | アクロレイン | | | | |
| 9 | 103-23-1 | アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル) | | | | |
| 10 | 111-69-3 | アジボニトリル | | | | |
| 11 | 75-07-0 | アセトアルデヒド | | | | |
| 12 | 75-05-8 | アセトニトリル | | | | |
| 13 | 78-67-1 | 2,2'-アゾビスイソブチロニトリル | | | | |
| 14 | 90-04-0 | o-アニシジン | | | | |
| 15 | 62-53-3 | アニリン | | | | |
| 16 | 141-43-5 | 2-アミノエタノール | | | | |
| 17 | 111-40-0 | N-(2-アミノエチル)-1,2-エタンジアミン | ジエチレントリアミン | | | |
| 18 | 120068-37-3 | 5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール | フィプロニル | | | |
| 19 | 61-82-5 | 3-アミノ-1H-1,2,4-トリアゾール | アミトロール | | | |
| 20 | 51276-47-2 | 2-アミノ-4-[ヒドロキシ(メチル)ホスフィニル]酪酸 | グルホシネート | | | |
| 21 | 591-27-5 | m-アミノフェノール | | | | |
| 22 | 107-18-6 | アリルアルコール | | | | |
| 23 | 106-92-3 | 1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン | | | | |
| 24 | - | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。) | | | | |
| 25 | - | アンチモン及びその化合物 | | | | アンチモンに換算 |
| 26 | 1332-21-4 | 石綿 | | | | |
| 27 | 4098-71-9 | 3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート | | | | |
| 28 | 78-79-5 | イソブレン | | | | |
| 29 | 80-05-7 | 4,4'-イソプロピリデンジフェノール | ビスフェノールA | | | |
| 30 | 25068-38-6 | 4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物(液状のものに限る。) | ビスフェノールA型エポキシ樹脂(液状のものに限る。) | | | |
| 31 | 4162-45-2 | 2,2'-(イソプロピリデンビス[(2,6-ジブromo-4,1-フェニレン)オキシ])ジエタノール | | | | |
| 32 | 96-45-7 | 2-イミダゾリジンチオン | | | | |
| 33 | 13516-27-3 | 1,1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン | イミノクタジン | | | |
| 34 | 76578-14-8 | エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート | キザロホップエチル | | | |
| 35 | 25319-90-8 | S-エチル=2-(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)チオアセタート | フェノチオール | MCPAチオエチル | | |
| 36 | 36335-67-8 | O-エチル=O-(6-ニトロ-m-トリル)=sec-ブチルホスホルアミドチオアート | ブタミホス | | | |
| 37 | 2104-64-5 | O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホチオアート | EPN | | | |
| 38 | 40487-42-1 | N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン | ベンディメタリン | | | |

| 政令 番号 | CAS番号 | 物質名 ^{*2} | 別名(その1) ^{*2} | 別名(その2) ^{*2} | 特定第一種指定 化学物質(12種類) | 元素等に換算 する化学物質 |
|----------|-------------|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|
| 39 | 2212-67-1 | S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート | モリネート | | | |
| 40 | 100-41-4 | エチルベンゼン | | | | |
| 41 | 151-56-4 | エチレンイミン | | | | |
| 42 | 75-21-8 | エチレンオキシド | | | | |
| 43 | 107-21-1 | エチレングリコール | | | | |
| 44 | 110-80-5 | エチレングリコールモノエチルエーテル | | | | |
| 45 | 109-86-4 | エチレングリコールモノメチルエーテル | | | | |
| 46 | 107-15-3 | エチレンジアミン | | | | |
| 47 | 60-00-4 | エチレンジアミン四酢酸 | | | | |
| 48 | 12122-67-7 | N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛 | ジネブ | | | |
| 49 | 12427-38-2 | N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン | マンネブ | | | |
| 50 | 8018-01-7 | N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物 | マンコゼブ | マンゼブ | | |
| 51 | 85-00-7 | 1,1'-エチレン-2,2'-ビピリジニウム=ジプロミド | ジクアトジプロミド | ジクワット | | |
| 52 | 62-44-2 | 4'-エトキシアセトアニリド | フェナセチン | | | |
| 53 | 2593-15-9 | 5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1,2,4-チアジアゾール | エクロメゾール | | | |
| 54 | 106-89-8 | エピクロロヒドリン | | | | |
| 55 | 556-52-5 | 2,3-エポキシ-1-プロパノール | | | | |
| 56 | 75-56-9 | 1,2-エポキシプロパン | 酸化プロピレン | | | |
| 57 | 122-60-1 | 2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル | | | | |
| 58 | 111-87-5 | 1-オクタノール | | | | |
| 59 | 1806-26-4 | p-オクチルフェノール | | | | |
| 60 | - | カドミウム及びその化合物 | | | | カドミウムに換算 |
| 61 | 105-60-2 | -カプロラクタム | | | | |
| 62 | 576-26-1 | 2,6-キシレノール | | | | |
| 63 | 1330-20-7 | キシレン | | | | |
| 64 | - | 銀及びその水溶性化合物 | | | | 銀に換算 |
| 65 | 107-22-2 | グリオキサール | | | | |
| 66 | 111-30-8 | グルタルアルデヒド | | | | |
| 67 | 1319-77-3 | クレゾール | | | | |
| 68 | - | クロム及び3価クロム化合物 | | | | クロムに換算 |
| 69 | - | 6価クロム化合物 | | | | クロムに換算 |
| 70 | 79-04-9 | クロロアセチル=クロリド | | | | |
| 71 | 95-51-2 | o-クロロアニリン | | | | |
| 72 | 106-47-8 | p-クロロアニリン | | | | |
| 73 | 108-42-9 | m-クロロアニリン | | | | |
| 74 | 75-00-3 | クロロエタン | | | | |
| 75 | 1912-24-9 | 2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン | アトラジン | | | |
| 76 | 51218-45-2 | 2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド | メトラクロール | | | |
| 77 | 75-01-4 | クロロエチレン | 塩化ビニル | | | |
| 78 | 79622-59-6 | 3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)- , , -トリフルオロ-2,6-ジニトロ-p-トルイジン | フルアジナム | | | |
| 79 | 119446-68-3 | 1-(2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキソラン-2-イル)メチル)-1H-1,2,4-トリアゾール | ジフェノコナゾール | | | |
| 80 | 79-11-8 | クロロ酢酸 | | | | |
| 81 | 51218-49-6 | 2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド | プレチラクロール | | | |
| 82 | 15972-60-8 | 2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド | アラクロール | | | |

| 政令 番号 | CAS番号 | 物質名 ^{*2} | 別名(その1) ^{*2} | 別名(その2) ^{*2} | 特定第一種指定 化学物質(12種類) | 元素等に換算 する化学物質 |
|----------|-------------|---|-------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|
| 83 | 97-00-7 | 1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン | | | | |
| 84 | 75-68-3 | 1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン | H C F C -142b | | | |
| 85 | 75-45-6 | クロロジフルオロメタン | H C F C -22 | | | |
| 86 | 2837-89-0 | 2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン | H C F C -124 | | | |
| 87 | - | クロロトリフルオロエタン | H C F C -133 | | | |
| 88 | 75-72-9 | クロロトリフルオロメタン | C F C -13 | | | |
| 89 | 95-49-8 | o-クロロトルエン | | | | |
| 90 | 122-34-9 | 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン | シマジン | C A T | | |
| 91 | 107-05-1 | 3-クロロプロペン | 塩化アリル | | | |
| 92 | 86598-92-7 | 4-クロロベンジル=N-(2,4-ジクロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)チオアセトイミダート | イミベンコナゾール | | | |
| 93 | 108-90-7 | クロロベンゼン | | | | |
| 94 | 76-15-3 | クロロペンタフルオロエタン | C F C -115 | | | |
| 95 | 67-66-3 | クロロホルム | | | | |
| 96 | 74-87-3 | クロロメタン | 塩化メチル | | | |
| 97 | 94-74-6 | (4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸 | M C P | M C P A | | |
| 98 | 96491-05-3 | 2-クロロ-N-(3-メトキシ-2-チエニル)-2',6'-ジメチルアセトアニリド | テニルクロール | | | |
| 99 | 1314-62-1 | 五酸化バナジウム | | | | |
| 100 | - | コバルト及びその化合物 | | | | コバルトに換算 |
| 101 | 111-15-9 | 酢酸2-エトキシエチル | エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート | | | |
| 102 | 108-05-4 | 酢酸ビニル | | | | |
| 103 | 110-49-6 | 酢酸2-メトキシエチル | エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート | | | |
| 104 | 90-02-8 | サリチルアルデヒド | | | | |
| 105 | 102851-06-9 | -シアノ-3-フェノキシベンジル=N-(2-クロロ-, -トリフルオロ-p-トリル)-D-パリナート | フルバリネート | | | |
| 106 | 51630-58-1 | -シアノ-3-フェノキシベンジル=2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート | フェンバレレート | | | |
| 107 | 52315-07-8 | -シアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロピニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート | シベルメトリン | | | |
| 108 | - | 無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。) | | | | シアンに換算 |
| 109 | 100-37-8 | 2-(ジエチルアミノ)エタノール | | | | |
| 110 | 28249-77-6 | N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル | チオベンカルブ | ベンチオカーブ | | |
| 111 | 125306-83-4 | N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド | カフェンストロール | | | |
| 112 | 56-23-5 | 四塩化炭素 | | | | |
| 113 | 123-91-1 | 1,4-ジオキサソ | | | | |
| 114 | 108-91-8 | シクロヘキシルアミン | | | | |
| 115 | 95-33-0 | N-シクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド | | | | |
| 116 | 107-06-2 | 1,2-ジクロロエタン | | | | |
| 117 | 75-35-4 | 1,1-ジクロロエチレン | 塩化ビニリデン | | | |
| 118 | 156-59-2 | cis-1,2-ジクロロエチレン | | | | |
| 119 | 156-60-5 | trans-1,2-ジクロロエチレン | | | | |
| 120 | 101-14-4 | 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン | | | | |
| 121 | 75-71-8 | ジクロロジフルオロメタン | C F C -12 | | | |
| 122 | 23950-58-5 | 3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド | プロピザミド | | | |
| 123 | - | ジクロロテトラフルオロエタン | C F C -114 | | | |

| 政令 番号 | CAS番号 | 物質名 ^{*2} | 別名(その1) ^{*2} | 別名(その2) ^{*2} | 特定第一種指定 化学物質(12種類) | 元素等に換算 する化学物質 |
|----------|-------------|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|
| 124 | 306-83-2 | 2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン | H C F C - 123 | | | |
| 125 | 106917-52-6 | 2',4'-ジクロロ- m-トルエンスルホンアニリド | フルスルファミド | | | |
| 126 | 82692-44-2 | 2-[4-(2,4-ジクロロ-m-トルオイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン | ベンゾフェナップ | | | |
| 127 | 3209-22-1 | 1,2-ジクロロ-3-ニトロベンゼン | | | | |
| 128 | 89-61-2 | 1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン | | | | |
| 129 | 330-54-1 | 3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素 | ジウロン | DCMU | | |
| 130 | 330-55-2 | 3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素 | リニユロン | | | |
| 131 | 94-75-7 | 2,4-ジクロロフェノキシ酢酸 | 2,4-D | 2,4-PA | | |
| 132 | 1717-00-6 | 1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン | H C F C - 141b | | | |
| 133 | 75-43-4 | ジクロロフルオロメタン | H C F C - 21 | | | |
| 134 | 96-23-1 | 1,3-ジクロロ-2-プロパノール | | | | |
| 135 | 78-87-5 | 1,2-ジクロロプロパン | | | | |
| 136 | 709-98-8 | 3',4'-ジクロロプロピオンアニリド | プロバニル | D C P A | | |
| 137 | 542-75-6 | 1,3-ジクロロプロペン | D-D | | | |
| 138 | 91-94-1 | 3,3'-ジクロロベンジジン | | | | |
| 139 | 95-50-1 | o-ジクロロベンゼン | | | | |
| 140 | 106-46-7 | p-ジクロロベンゼン | | | | |
| 141 | 71561-11-0 | 2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン | ピラゾキシフェン | | | |
| 142 | 58011-68-0 | 4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート | ピラゾレート | | | |
| 143 | 1194-65-6 | 2,6-ジクロロベンゾニトリル | ジクロベニル | D B N | | |
| 144 | - | ジクロロペンタフルオロプロパン | H C F C - 225 | | | |
| 145 | 75-09-2 | ジクロロメタン | 塩化メチレン | | | |
| 146 | 3347-22-6 | 2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン | ジチアノン | | | |
| 147 | 50512-35-1 | 1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル | イソプロチオラン | | | |
| 148 | 17109-49-8 | ジチオリン酸O-エチル-S,S-ジフェニル | エディフェンホス | E D D P | | |
| 149 | 640-15-3 | ジチオリン酸S-2-(エチルチオ)エチル-O,O-ジメチル | チオメトン | | | |
| 150 | 35400-43-2 | ジチオリン酸O-エチル-O-(4-メチルチオフェニル)-S-n-プロピル | スルプロホス | | | |
| 151 | 298-04-4 | ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル) | エチルチオメトン | ジスルホトン | | |
| 152 | 2310-17-0 | ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリル)メチル] | ホサロン | | | |
| 153 | 34643-46-4 | ジチオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル | プロチオホス | | | |
| 154 | 950-37-8 | ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,O-ジメチル | メチダチオン | D M T P | | |
| 155 | 121-75-5 | ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル | マラソン | マラチオン | | |
| 156 | 60-51-5 | ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル] | ジメトエート | | | |
| 157 | 25321-14-6 | ジニトロトルエン | | | | |
| 158 | 51-28-5 | 2,4-ジニトロフェノール | | | | |
| 159 | 122-39-4 | ジフェニルアミン | | | | |
| 160 | 102-81-8 | 2-(ジ-n-ブチルアミノ)エタノール | | | | |
| 161 | 55285-14-8 | N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸 2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル | カルボスルファン | | | |
| 162 | - | ジプロモテトラフルオロエタン | ハロン-2402 | | | |
| 163 | 87-62-7 | 2,6-ジメチルアニリン | | | | |
| 164 | 95-64-7 | 3,4-ジメチルアニリン | | | | |

| 政令 番号 | CAS番号 | 物質名 ^{*2} | 別名(その1) ^{*2} | 別名(その2) ^{*2} | 特定第一種指定 化学物質(12種類) | 元素等に換算 する化学物質 |
|----------|------------|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|
| 165 | 62850-32-2 | N,N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシ ブチル | フェノチオカルブ | | | |
| 166 | 1643-20-5 | N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド | | | | |
| 167 | 52-68-6 | ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチル ホスホナート | トリクロルホン | DEP | | |
| 168 | 4685-14-7 | 1,1'-ジメチル-4,4'-ピピリジニウム塩(次号に掲 げるものを除く。) | | | | |
| 169 | 1910-42-5 | 1,1'-ジメチル-4,4'-ピピリジニウム=ジクロリド | パラコート | パラコートジクロリド | | |
| 170 | 85785-20-2 | N-(1,2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカル バミン酸S-ベンジル | エスプロカルブ | | | |
| 171 | 119-93-7 | 3,3'-ジメチルベンジジン | o-トリジン | | | |
| 172 | 68-12-2 | N,N-ジメチルホルムアミド | | | | |
| 173 | 2597-03-7 | 2-[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]-2-フェ ニル酢酸エチル | フェントエート | PAP | | |
| 174 | 3861-47-0 | 3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニル ル | アイオキシニル | | | |
| 175 | - | 水銀及びその化合物 | | | | 水銀に換算 |
| 176 | - | 有機スズ化合物 | | | | スズに換算 |
| 177 | 100-42-5 | スチレン | | | | |
| 178 | - | セレン及びその化合物 | | | | セレンに換算 |
| 179 | - | ダイオキシン類 | | | | |
| 180 | 533-74-4 | 2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H- 1,3,5-チアジアジン | ダゾメット | | | |
| 181 | 62-56-6 | チオ尿素 | | | | |
| 182 | 108-98-5 | チオフェノール | | | | |
| 183 | 77458-01-6 | チオリン酸0-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリ ル-0-エチル-S-プロピル | ピラクロホス | | | |
| 184 | 2636-26-2 | チオリン酸0-4-シアノフェニル-0,0-ジメチル | シアノホス | CYAP | | |
| 185 | 333-41-5 | チオリン酸0,0-ジエチル-0-(2-イソプロピル- 6-メチル-4-ピリミジニル) | ダイアジノン | | | |
| 186 | 119-12-0 | チオリン酸0,0-ジエチル-0-(6-オキソ-1-フェ ニル-1,6-ジヒドロ-3-ピリダジニル) | ピリダフェンチオン | | | |
| 187 | 13593-03-8 | チオリン酸0,0-ジエチル-0-2-キノキサリニル | キナルホス | | | |
| 188 | 2921-88-2 | チオリン酸0,0-ジエチル-0-(3,5,6-トリクロロ- 2-ピリジニル) | クロルピリホス | | | |
| 189 | 18854-01-8 | チオリン酸0,0-ジエチル-0-(5-フェニル-3-イ ソキサゾリル) | イソキサチオン | | | |
| 190 | 97-17-6 | チオリン酸0-2,4-ジクロロフェニル-0,0-ジエ チル | ジクロフェンチオン | ECP | | |
| 191 | 2275-23-2 | チオリン酸0,0-ジメチル-S-[2-[1-(N-メチル カルバモイル)エチルチオ]エチル] | バミドチオン | | | |
| 192 | 122-14-5 | チオリン酸0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニト ロフェニル) | フェニトロチオン | MEP | | |
| 193 | 55-38-9 | チオリン酸0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-メチ ルチオフェニル) | フェンチオン | MPP | | |
| 194 | 5598-13-0 | チオリン酸0-3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル-0,0 -ジメチル | クロルピリホスメチ ル | | | |
| 195 | 41198-08-7 | チオリン酸0-4-プロモ-2-クロロフェニル-0-エ チル-S-プロピル | プロフェノホス | | | |
| 196 | 26087-47-8 | チオリン酸S-ベンジル-0,0-ジイソプロピル | イプロベンホス | IBP | | |
| 197 | 1163-19-5 | デカブプロモジフェニルエーテル | | | | |
| 198 | 100-97-0 | 1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1 ^{3,7}]デカン | ヘキサメチレンテ ラミン | | | |
| 199 | 1897-45-6 | テトラクロロイソフタロニトリル | クロロタロニル | TPN | | |
| 200 | 127-18-4 | テトラクロロエチレン | | | | |
| 201 | - | テトラクロロジフルオロエタン | CFC-112 | | | |
| 202 | 11070-44-3 | テトラヒドロメチル無水フタル酸 | | | | |
| 203 | 116-14-3 | テトラフルオロエチレン | | | | |
| 204 | 137-26-8 | テトラメチルチウラムジスルフィド | チウラム | チラム | | |

| 政令 番号 | CAS番号 | 物質名 ^{*2} | 別名(その1) ^{*2} | 別名(その2) ^{*2} | 特定第一種指定 化学物質(12種類) | 元素等に換算 する化学物質 |
|----------|------------|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|
| 205 | 100-21-0 | テレフタル酸 | | | | |
| 206 | 120-61-6 | テレフタル酸ジメチル | | | | |
| 207 | - | 銅水溶性塩(錯塩を除く。) | | | | 銅に換算 |
| 208 | 75-87-6 | トリクロロアセトアルデヒド | | | | |
| 209 | 71-55-6 | 1,1,1-トリクロロエタン | | | | |
| 210 | 79-00-5 | 1,1,2-トリクロロエタン | | | | |
| 211 | 79-01-6 | トリクロロエチレン | | | | |
| 212 | 108-77-0 | 2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン | | | | |
| 213 | - | トリクロロトリフルオロエタン | CFC-113 | | | |
| 214 | 76-06-2 | トリクロロニトロメタン | クロロピクリン | | | |
| 215 | 115-32-2 | 2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタ ノール | ケルセン | ジコホル | | |
| 216 | 55335-06-3 | (3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸 | トリクロピル | | | |
| 217 | 75-69-4 | トリクロロフルオロメタン | CFC-11 | | | |
| 218 | 2451-62-9 | 1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリア ジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン | | | | |
| 219 | 118-96-7 | 2,4,6-トリニトロトルエン | | | | |
| 220 | 1582-09-8 | 2,4,6-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロ ピル-p-トルイジン | トリフルラリン | | | |
| 221 | 118-79-6 | 2,4,6-トリプロモフェノール | | | | |
| 222 | 75-25-2 | トリプロモメタン | プロモホルム | | | |
| 223 | 3452-97-9 | 3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール | | | | |
| 224 | 108-67-8 | 1,3,5-トリメチルベンゼン | | | | |
| 225 | 95-53-4 | o-トルイジン | | | | |
| 226 | 106-49-0 | p-トルイジン | | | | |
| 227 | 108-88-3 | トルエン | | | | |
| 228 | 95-80-7 | 2,4-トルエンジアミン | | | | |
| 229 | 52570-16-8 | 2-(2-ナフチルオキシ)プロピオンアニリド | ナプロアニリド | | | |
| 230 | - | 鉛及びその化合物 | | | | 鉛に換算 |
| 231 | 7440-02-0 | ニッケル | | | | |
| 232 | - | ニッケル化合物 | | | | ニッケルに換算 |
| 233 | 139-13-9 | ニトリロ三酢酸 | | | | |
| 234 | 100-01-6 | p-ニトロアニリン | | | | |
| 235 | 628-96-6 | ニトログリコール | | | | |
| 236 | 55-63-0 | ニトログリセリン | | | | |
| 237 | 100-00-5 | p-ニトロクロロベンゼン | | | | |
| 238 | 86-30-6 | N-ニトロソジフェニルアミン | | | | |
| 239 | 100-02-7 | p-ニトロフェノール | | | | |
| 240 | 98-95-3 | ニトロベンゼン | | | | |
| 241 | 75-15-0 | 二硫化炭素 | | | | |
| 242 | 25154-52-3 | ノニルフェノール | | | | |
| 243 | - | バリウム及びその水溶性化合物 | | | | バリウムに換算 |
| 244 | 88-89-1 | ピクリン酸 | | | | |
| 245 | 1014-70-6 | 2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリ アジン | シメトリン | | | |
| 246 | 10380-28-6 | ビス(8-キノリノラト)銅 | オキシ銅 | 有機銅 | | |
| 247 | 74115-24-5 | 3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン | クロフェンチジン | | | |
| 248 | 563-12-2 | ビス(ジチオリン酸)S,S'-メチレン-0,0,0',0'- テトラエチル | エチオン | | | |
| 249 | 137-30-4 | ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛 | ジラム | | | |
| 250 | 64440-88-6 | ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'- エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛) | ポリカーバメート | | | |
| 251 | 61789-80-8 | ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム=クロリ ド | | | | |

| 政令 番号 | CAS番号 | 物質名 ^{*2} | 別名(その1) ^{*2} | 別名(その2) ^{*2} | 特定第一種指定 化学物質(12種類) | 元素等に換算 する化学物質 |
|----------|-------------|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|
| 252 | - | 砒素及びその無機化合物 | | | | 砒素に換算 |
| 253 | 302-01-2 | ヒドラジン | | | | |
| 254 | 123-31-9 | ヒドロキノ | | | | |
| 255 | 100-40-3 | 4-ビニル-1-シクロヘキセン | | | | |
| 256 | 100-69-6 | 2-ビニルピリジン | | | | |
| 257 | 55179-31-2 | 1-(4-ピフェニルオキシ)-3,3-ジメチル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-ブタノール | ビテルタノール | | | |
| 258 | 110-85-0 | ピペラジン | | | | |
| 259 | 110-86-1 | ピリジン | | | | |
| 260 | 120-80-9 | ピロカテコール | カテコール | | | |
| 261 | 96-09-3 | フェニルオキシラン | | | | |
| 262 | 95-54-5 | o-フェニレンジアミン | | | | |
| 263 | 106-50-3 | p-フェニレンジアミン | | | | |
| 264 | 108-45-2 | m-フェニレンジアミン | | | | |
| 265 | 156-43-4 | p-フェネチジン | | | | |
| 266 | 108-95-2 | フェノール | | | | |
| 267 | 52645-53-1 | 3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロピニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート | ベルメトリン | | | |
| 268 | 106-99-0 | 1,3-ブタジエン | | | | |
| 269 | 117-84-0 | フタル酸ジ-n-オクチル | | | | |
| 270 | 84-74-2 | フタル酸ジ-n-ブチル | | | | |
| 271 | 3648-21-3 | フタル酸ジ-n-ヘプチル | | | | |
| 272 | 117-81-7 | フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) | | | | |
| 273 | 85-68-7 | フタル酸n-ブチル=ベンジル | | | | |
| 274 | 69327-76-0 | 2-tert-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン | ブプロフェジン | | | |
| 275 | 112410-23-8 | N-tert-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド | テブフェノジド | | | |
| 276 | 17804-35-2 | N-[1-(N-n-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル | ベノミル | | | |
| 277 | 122008-85-9 | ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート | シハロホップブチル | | | |
| 278 | 134098-61-6 | tert-ブチル=4-([(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ)メチル)ベンゾアート | フェンピロキシメート | | | |
| 279 | 2312-35-8 | 2-(4-tert-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット | プロバルギット | B P P S | | |
| 280 | 96489-71-3 | 2-tert-ブチル-5-(4-tert-ブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジン | ピリダベン | | | |
| 281 | 119168-77-3 | N-(4-tert-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド | テブフェンピラド | | | |
| 282 | 95-31-8 | N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド | | | | |
| 283 | - | ふっ化水素及びその水溶性塩 | | | | ふっ素に換算 |
| 284 | 12071-83-9 | N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体 | プロピネブ | | | |
| 285 | 353-59-3 | プロモクロロジフルオロメタン | ハロン-1211 | | | |
| 286 | 75-63-8 | プロモトリフルオロメタン | ハロン-1301 | | | |
| 287 | 75-26-3 | 2-プロモプロパン | | | | |
| 288 | 74-83-9 | プロモメタン | 臭化メチル | | | |
| 289 | 13356-08-6 | ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサ | 酸化フェンブタスズ | | | |
| 290 | 115-28-6 | 1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロピシクロ[2.2.1]-5-ヘプテン-2,3-ジカルボン酸 | クロレンド酸 | | | |
| 291 | 115-29-7 | 6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド | エンドスルファン | ベンゾエピン | | |
| 292 | 124-09-4 | ヘキサメチレンジアミン | | | | |

| 政令 番号 | CAS番号 | 物質名 ^{*2} | 別名(その1) ^{*2} | 別名(その2) ^{*2} | 特定第一種指定 化学物質(12種類) | 元素等に換算 する化学物質 |
|----------|-------------|---|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|
| 293 | 822-06-0 | ヘキサメチレン=ジイソシアネート | | | | |
| 294 | - | ベリリウム及びその化合物 | | | | ベリリウムに換算 |
| 295 | 98-07-7 | ベンジリジン=トリクロリド | | | | |
| 296 | 98-87-3 | ベンジリデン=ジクロリド | | | | |
| 297 | 100-44-7 | ベンジル=クロリド | 塩化ベンジル | | | |
| 298 | 100-52-7 | ベンズアルデヒド | | | | |
| 299 | 71-43-2 | ベンゼン | | | | |
| 300 | 552-30-7 | 1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物 | | | | |
| 301 | 73250-68-7 | 2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセト アニリド | メフェナセト | | | |
| 302 | 82-68-8 | ペンタクロロニトロベンゼン | キントゼン | PCNB | | |
| 303 | 87-86-5 | ペンタクロロフェノール | | | | |
| 304 | - | ほう素及びその化合物 | | | | ほう素に換算 |
| 305 | 75-44-5 | ホスゲン | | | | |
| 306 | 1336-36-3 | ポリ塩化ビフェニル | PCB | | | |
| 307 | - | ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アル キル基の炭素数が12から15までのもの及びそ の混合物に限る。) | | | | |
| 308 | 9036-19-5 | ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエー テル | | | | |
| 309 | 9016-45-9 | ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエー テル | | | | |
| 310 | 50-00-0 | ホルムアルデヒド | | | | |
| 311 | - | マンガン及びその化合物 | | | | マンガんに換算 |
| 312 | 85-44-9 | 無水フタル酸 | | | | |
| 313 | 108-31-6 | 無水マレイン酸 | | | | |
| 314 | 79-41-4 | メタクリル酸 | | | | |
| 315 | 688-84-6 | メタクリル酸2-エチルヘキシル | | | | |
| 316 | 106-91-2 | メタクリル酸2,3-エポキシプロピル | | | | |
| 317 | 105-16-8 | メタクリル酸2-(ジエチルアミノ)エチル | | | | |
| 318 | 2867-47-2 | メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル | | | | |
| 319 | 97-88-1 | メタクリル酸n-ブチル | | | | |
| 320 | 80-62-6 | メタクリル酸メチル | | | | |
| 321 | 126-98-7 | メタクリロニトリル | | | | |
| 322 | 89269-64-7 | (Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピ リミジニルヒドラゾン | フェリムゾン | | | |
| 323 | 100-61-8 | N-メチルアニリン | | | | |
| 324 | 556-61-6 | メチル=イソチオシアネート | | | | |
| 325 | 2631-40-5 | N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル | イソプロカルブ | MIPC | | |
| 326 | 114-26-1 | N-メチルカルバミン酸2-イソプロポキシフェ ニル | プロポキスル | PHC | | |
| 327 | 1563-66-2 | N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメ チル-7-ベンゾ[b]フラニル | カルボフラン | | | |
| 328 | 2655-14-3 | N-メチルカルバミン酸3,5-ジメチルフェニル | XMC | | | |
| 329 | 63-25-2 | N-メチルカルバミン酸1-ナフチル | カルバリル | NAC | | |
| 330 | 3766-81-2 | N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル | フェノブカルブ | BPMC | | |
| 331 | 100784-20-1 | メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミ ジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピ ラゾール-4-カルボキシラート | ハロスルフロンメチ ル | | | |
| 332 | 33089-61-1 | 3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリア ザペンタ-1,4-ジエン | アミトラズ | | | |
| 333 | 144-54-7 | N-メチルジチオカルバミン酸 | カーバム | | | |
| 334 | 2439-01-2 | 6-メチル-1,3-ジチオ[4,5-b]キノキサリン-2- オン | | | | |
| 335 | 98-83-9 | -メチルスチレン | | | | |
| 336 | 108-99-6 | 3-メチルピリジン | | | | |

| 政令 番号 | CAS番号 | 物質名 ^{*2} | 別名(その1) ^{*2} | 別名(その2) ^{*2} | 特定第一種指定 化学物質(12種類) | 元素等に換算 する化学物質 |
|----------|------------|---|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|
| 337 | 61432-55-1 | S-1-メチル-1-フェニルエチル=ピペリジン-1-カルボチオアート | ジメピベレート | | | |
| 338 | 26471-62-5 | メチル-1,3-フェニレン=ジイソシアネート | m-トリレンジイソシアネート | | | |
| 339 | 88-85-7 | 2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール | | | | |
| 340 | 101-77-9 | 4,4'-メチレンジアニリン | | | | |
| 341 | 5124-30-1 | メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート | | | | |
| 342 | 88678-67-5 | N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-tert-ブチルフェニル | ピリプチカルブ | | | |
| 343 | 298-81-7 | 9-メトキシ-7H-フロ[3,2-g][1]ベンゾピラン-7-オン | メキサレン | | | |
| 344 | 120-71-8 | 2-メトキシ-5-メチルアニリン | | | | |
| 345 | 68-11-1 | メルカプト酢酸 | | | | |
| 346 | - | モリブデン及びその化合物 | | | | モリブデンに換算 |
| 347 | 470-90-6 | りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジエチル | クロルフェンピンホス | CVP | | |
| 348 | 2274-67-1 | りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジメチル | ジメチルピンホス | | | |
| 349 | 300-76-5 | りん酸1,2-ジプロモ-2,2-ジクロロエチル=ジメチル | ナレド | BRP | | |
| 350 | 62-73-7 | りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル | ジクロルボス | DDVP | | |
| 351 | 6923-22-4 | りん酸ジメチル=(E)-1-メチル-2-(N-メチルカルバモイル)ビニル | モノクロトホス | | | |
| 352 | 115-96-8 | りん酸トリス(2-クロロエチル) | | | | |
| 353 | 25155-23-1 | りん酸トリス(ジメチルフェニル) | | | | |
| 354 | 126-73-8 | りん酸トリ-n-ブチル | | | | |

*1 「特定第一種指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令第4条で規定している「特定第一種指定化学物質」のこと。

*2 調査票3Cの「設問C-1」の物質名の記載に際して、当該リストに掲げる名称(別名がある第一種指定化学物質にあっては当該別名)を記入してください。別名が複数ある場合は、いずれかの別名を記入して下さい。また、当該リストに掲げる別名以外は記入しないでください。

*3 「水溶性」とは、常温で中性の水に対し1質量%以上(10g/l)溶解することをいう。

調査票記入例

平成19年度PRTR対象物質の取扱い等に関する調査

本調査票1は各事業所に配布せず、本調査票1が送付されました本社などで1通ご記入いただき、各事業所で記入されました調査票2、3と共に、同封の返信用封筒にて、日本エヌ・ユー・エス(株)宛てにご送付をお願いします。

問い合わせ用事業者番号：000000

〒108-0022
東京都港区海岸3 9 15 LOOP Xビル8階
日本エヌ・ユー・エス株式会社 御中

貴事業者全体(企業)として
PRTR対象物質を取り扱っている主な業種名
説明資料集(資料2、7ページ)に業種コード表がありますので、ご参照ください。

化学工業 業種コード 2000

本調査票の回答は、アンケート専用サイトをご利用ください。

アンケート専用サイト：<http://www.janus.co.jp/prtrh19/index.html>
ご回答の際は下記ユーザーIDとパスワードでログインが必要となります。

インターネットでの回答ユーザーID： a123-1234-1234
パスワード： 123456

設問 1-1 貴社の名称、所在地及び業種名について、平成18年4月1日現在、上記記載と異なっておりまして、お手数ですが、記載欄近くの余白に正しい名称、所在地、業種名をご記入下さい。

PRTR対象物質取扱いの有無及び事業者全体(企業)の概要についてお伺いいたします。

設問 1-2 貴事業者及び事業所(関連会社を含まない単一事業者の工場など)におけるPRTR対象物質の取扱いについて、以下より該当するものを1つ選び番号を で囲んでください。(は1つ)

| | | |
|----|-----------------------------|------------|
| 1. | PRTR対象物質を取り扱っている事業所が1つ以上ある。 | 設問1-3(裏面)へ |
| 2. | PRTR対象物質については全く取り扱っていない。 | アンケート終了 |

上記、設問1-2で「1. PRTR対象物質を取り扱っている」とご回答いただいた方は裏面の設問1-3以降のご回答をお願いします。
また、「2. PRTR対象物質については全く取り扱っていない」とご回答いただいた方は、アンケート終了です。御協力ありがとうございます。「調査票1」のみをご返送ください。

<裏面もごさいませ>

このページは設問1-2で「1. PRTR対象物質を取り扱っている」と回答された事業者の方のみご回答下さい

設問 1-3 貴事業者の常用雇用者数、資本金などについて平成18年4月1日現在の状況を具体的に記入ください。

(1) 貴事業者全体の常用雇用者数
以下より該当するものを1つ選び番号を で囲んでください。(は1つ)

| | | |
|------------|-------------|-----------|
| 1. 1~10人 | 2. 11~20人 | 3. 21~50人 |
| 4. 51~100人 | 5. 101~300人 | 6. 301人以上 |

常用雇用者とは、正社員のほか嘱託、パート、アルバイトを含み、平成18年4月1日現在、期限を定めず使用する人もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用する人を含みます。資料2の業種コード表に従事する人も含みます。また、雇用者ではありませんが、他社からの派遣も含みます。常用雇用者の人数が特定しにくい場合は、想定される最大人数を含む番号を選び で囲んでください。

(2) 貴事業者の資本金
以下より該当するものを1つ選び番号を で囲んでください。(は1つ)

| | | | |
|-----------|--------------|-------------|----------|
| 1. 5千万円未満 | 2. 5千万~1億円未満 | 3. 1億~3億円未満 | 4. 3億円以上 |
|-----------|--------------|-------------|----------|

(3) 貴事業者が事業活動を行う事業所の数

| | | | |
|-----------|---|-----|-----|
| 工場・作業所等 | 3 | 事業所 | |
| その他(営業所等) | | 1 | 事業所 |

倉庫やガソリンスタンドのように、一般に化学物質を取り扱える可能性のある事業所は「工場・作業所等」としてカウントしてください。

(4) PRTR対象物質を取り扱っている事業所の数

| | | |
|---|---|-----|
| 事業所に配布する「調査票2」を回収した後、設問2-3で「1. PRTR対象物質については全く取り扱っていない」と回答した事業所を差し引いた数をご記入ください。 | 1 | 事業所 |
|---|---|-----|

(5) 記入者の所属・お名前

| | | | |
|------|-----|-----|-------|
| 所属部署 | 総務部 | お名前 | 日本 太郎 |
|------|-----|-----|-------|

所属部署がない場合又は不明である場合、所属部署の欄は無記入のままご入力してください。

(6) 記入者ご連絡先

| | |
|------|--------------|
| 電話番号 | 03-1234-1234 |
|------|--------------|

個人情報のご記入にあたっては「本調査における個人情報取扱いについて」をご確認の上、ご入力ください。

PRTR対象物質を取り扱っている事業所がある場合は、「調査票2」以降を報告事業所数分コピーし、各事業所が重複しないように、事業所通し番号を設定してください。

事業所通し番号は、本社にて各事業所に「001」から始まる連続した番号を割り振り、ご記入ください。(例：A会社a工場(001)、A会社b工場(002)、A会社c工場(003)・・・)

なお、本社以外に事業所がない場合には、「調査票2」の設問2-2以降からご回答をお願いします。

秘

事業所通し番号
(本社(記入)
0 0 1

P R T R 対象物質を取り扱っている
事業所 (工場) へのご質問
調査票
2

調査票記入例

平成 1 9 年度 P R T R 対象物質の取扱い等に関する調査

本調査票は、事業所ごとに記入の上、本社にお送りください。本社では、P R T R 対象物質の取扱い実績がある事業所分のみをまとめて、日本エヌ・ユー・エス(株)に返送していただきます。

貴事業所(関連会社を含まない単一事業者の工場などの概要についてお伺いいたします。)

設問 2-1 貴事業所について、平成 1 8 年 4 月 1 日現在の状況を具体的にご記入ください。

ふりがな
貴事業所の名称
(正式名称)
にほん かぶしがいや だいちこうじょう
日本エヌ・ユー・エス株式会社 第一工場

事業所所在地
郵便番号
1 0 8 - 0 0 2 2

事業所所在地
住所
東京都 港区 ×町 1 1 - 1
(都道府県名称から所轄地までご記入ください。)

(1) 貴事業所全体の常用雇用者数

以下より該当するものを 1 つ選び番号を で囲んでください。(は 1 つ)

- 1. 1 ~ 1 0 人
- 2. 1 1 ~ 2 0 人
- 3. 2 1 ~ 5 0 人
- 4. 5 1 ~ 1 0 0 人
- 5. 1 0 1 ~ 3 0 0 人
- 6. 3 0 1 人以上

常用雇用者とは、正社員のほか嘱託、パート、アルバイトを含み、平成 1 8 年 4 月 1 日現在、期限を定めず使用する人もしくは 1 ヶ月を超える期間を定めて使用する人を含みます。資料 2 の業種コード表に従事する人も含みます。また、雇用者ではありませんが、他社からの派遣も含みます。常用雇用者の人数が特定しにくい場合は、想定される最大の人数を含む番号を選び で囲んでください。

(2) 貴事業所として P R T R 対象物質を取り扱っている主な業務内容を説明資料集(資料 2)の業種コード表から選び、右欄に 4 桁のコードをご記入ください。

2 0 0 0

(3) 記入者の所属・お名前

所属 部署 生産管理部
お名前 日本 花子

所属部署がない場合、所属部署の欄は無記入のまま構いません。

(4) 記入者ご連絡先

電話番号 0 3 5 6 7 8 5 6 7 8

個人情報のご記入にあたっては「本調査における個人情報取扱いについて」をご確認の上、ご記入ください。

設問 2-2 製造品等出荷額及び売上高について、概算で構いませんのでご記入いただける範囲でご回答ください。

貴事業所の製造品等
出荷額 1 0 0 百万円
貴事業所の
売上高 2 0 0 百万円

<裏面もごさいませ>

P R T R 対象物質の取扱い(製造又は使用)などについてお伺いいたします。

設問 2-3 貴事業所における P R T R 対象物質の取扱いについて、以下より該当するものを 1 つ選び番号を で囲んでください。(は 1 つ)

1. P R T R 対象物質については全く取り扱っていない。

2. 取り扱った P R T R 対象物質の名称及び量については全てを把握している。

3. 取り扱った P R T R 対象物質の全ての名称は把握しているが、取引量については一部把握しないものもある。

4. 取り扱った P R T R 対象物質の全ての名称は把握していないが、いずれかの P R T R 対象物質は取り扱っている。

5. 取扱い製品等の中に P R T R 対象物質が含まれている可能性があるが、現時点では不明である。

ここで とご回答いただいた方には、調査はこれで終了です。本社に調査票を送送してください。ご協力、誠にありがとうございました。

設問 2-4 設問 2-3 で「3」「4」とご回答いただいた方にお伺いします。平成 1 8 年度中(平成 1 8 年 4 月 1 日~平成 1 9 年 3 月 3 1 日)に取り扱われた P R T R 対象物質の数を ご記入ください。

P R T R 対象物質の数 種類(物質数)
1

調査票 3 で回答した物質の総数(調査票 3 A、3 B、3 C を合計した枚数と一致)をご記入ください。調査票 3 については、下記の説明をご参照ください。

P R T R 対象物質は、説明資料集(資料 3、8~16 ページ)を参照してください。

設問 2-4 にご回答いただく方は、P R T R 対象物質ごとに平成 1 8 年度を取引量等について、「調査票 3」へご回答ください。

1: 「調査票 3」は、「3 A」、「3 B」、「3 C」の 3 種類があります。3 A と 3 B には、予め物質名が記載されていますので、貴事業所を取り扱われた物質名が記載されるシートをご利用下さい。3 A と 3 B の物質名に該当しない物質については、3 C のシートをご利用下さい。

| | |
|---------|--|
| 調査票 3 A | P R T R 対象物質の政令番号 1~117 のうち、広くかつ多く使用されている主な 30 物質を記載 |
| 調査票 3 B | P R T R 対象物質の政令番号 145 以降のうち、広くかつ多く使用されている主な 34 物質を記載 |
| 調査票 3 C | 上記に物質名の記載のない場合にご利用 |

2: 取り扱う P R T R 対象物質が記載された「調査票 3 A~3 C」を物質数分コピーしていただき、一物質につき一枚の「調査票 3」を用いてご回答ください。

3: 製造量、在庫量、調達量(購入量)の算出にあたっては、説明資料集(資料 1、1~6 ページ)をお読みください。

秘

調査票
記入例

事業所通し番号
(※本社で記入)
001

事業所(工場)で取り扱っている
PRTR対象物質ごとの質問
3A

設問 A-1 以下の表には、PRTR対象物質の政令番号1~117のうち、広くかつ多く使用されている主な物質の30物質について予め記載しております。この表より貴事業所で取り扱われているPRTR対象物質がございましたら、その政令番号を以下の空欄にご記入下さい。

※政令番号145以降の物質は調査票3Bをご覧下さい。また、政令番号1~117までの物質で下表に記載のない物質を取り扱っておられる場合は、調査票3Cに、説明資料(資料3)のPRTR対象物質一覧を参考にご記入をお願いします。

| 政令番号 | PRTR届出対象物質名 | 政令番号 | PRTR届出対象物質名 | 政令番号 | PRTR届出対象物質名 |
|------|------------------------------------|------|--|------|--------------------------|
| 1 | 亜鉛の水溶性化合物 | 3 | アクリル酸 | 12 | アセトニトリル |
| 16 | 2-アミノエタノール | 24 | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。) | 25 | アンチモン及びその化合物 |
| 29 | 4,4'-イソプロピロピリデンジフェニール(別名:ビスフェノールA) | 30 | 4,4'-イソプロピロピリデンジフェニールと1-クロロ-2-フェノール(別名:ビスフェノールA) | 40 | エチルベンゼン |
| 42 | エチレンオキシド | 43 | エチレングリコール | 44 | エチレングリコールモノ/エチルエーテル |
| 45 | エチレングリコールモノ/メチルエーテル | 56 | 1,2-エポキシプロパン(別名:酸化プロピレン) | 60 | カドミウム及びその化合物 |
| 63 | キシレン | 64 | 銅及びその水溶性化合物 | 68 | クロム及び3価クロム化合物 |
| 69 | 6価クロム化合物 | 93 | クロロベンゼン | 95 | クロホルム |
| 100 | コハルト及びその化合物 | 101 | 酢酸2-エトキシエチル(別名:エチレングリコールモノ/エチルエーテルアセテート) | 102 | 酢酸ビニル |
| 108 | 無機シアノ化合物(錯塩及びシアノ酸塩を除く。) | 112 | 四塩化炭素 | 113 | 1,4-ジオキサン |
| 115 | N-シクロヘキサシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド | 116 | 1,2-ジクロロエタン | 117 | 1,1-ジクロロエチレン(別名:塩化ビニリデン) |

設問 A-2 上記PRTR対象物質の取扱いに関する量について、それぞれ具体的に数値(単位:kg)をご記入ください(小数点以下は切り捨て)。算出にあたっては「説明資料集(資料1)3.調査票3A、3B、3Cの取引量算出の留意事項」をお読みください。

| ① | 平成18年4月1日現在の在庫量 | ② | 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの外部からの調達量(購入量) | ③ | 平成19年3月31日現在の在庫量 | ④ | 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの製造量 | ⑤ | 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの取引量 |
|---|------------------------|---|---------------------------------------|---|------------------------|---|--------------------------------------|---|-----------------------------|
| | (在庫がない場合は「0」とご記入ください。) | | (在庫がない場合は「0」とご記入ください。) | | (在庫がない場合は「0」とご記入ください。) | | (上記PRTR対象物質を製造されていない場合は「0」とご記入ください。) | | |
| | | | 530 | | | | | | 530 |
| | | | 150 | | | | | | 150 |
| | | | | | | | | | 472 |
| | | | | | | | | | 0 |
| | | | | | | | | | 158 |

(※①~④の回答が無記入・空欄の場合は「0」とみなします。)(小数点以下は切り捨て)

設問 A-3 設問A-1で回答のあったPRTR対象物質は、貴事業所において、主としてどの様な用途に使用していますか。回答欄にある用途の中から該当するものを選び、該当する欄にチェックしてください。複数の用途がある場合は、主なる用途についてチェックして下さい。全ての用途について回答頂く必要はありません。チェックする該当用途がない場合、「その他の」欄に記載して下さい。

| 購入・使用する資材等のうち、出荷製品中に当該物質が含まれるもの | | 出荷製品に当該物質が含まれるもの | | ⑤ その他(①~④に該当しない用途) | |
|--|--|---|--|--|--|
| ① ほとんど排出しない用途 | ② 一般に排出されやすい用途 | ③ 配合原料 | ④ に該当しない用途 | | |
| <input type="checkbox"/> 1 抽出・精製・反応用溶剤 | <input type="checkbox"/> 1 洗濯用の洗剤(ボナー・ソープ・溶剤を含む) | <input type="checkbox"/> 1 塗料、印刷インキの配合原料 | <input type="checkbox"/> 1 プラスチック添加剤(可塑剤等) | <input type="checkbox"/> この物質自体の製造・精製・精錬等 | |
| <input type="checkbox"/> 2 試薬 | <input type="checkbox"/> 2 工業用洗剤 | <input type="checkbox"/> 2 接着剤、粘着剤の配合原料 | <input type="checkbox"/> 2 有機溶剤(ゴム用溶剤を除く) | <input type="checkbox"/> 2 化学品原料(重合・合成原料) | |
| <input type="checkbox"/> 3 水処理薬剤 | <input type="checkbox"/> 3 洗浄用シンナー | <input type="checkbox"/> 3 洗浄剤の配合原料 | <input type="checkbox"/> 3 染料・顔料 | <input checked="" type="checkbox"/> 3 燃料(ガソリン・灯油等) | |
| <input type="checkbox"/> 4 繊維処理剤 | <input type="checkbox"/> 4 塗料 | <input type="checkbox"/> 4 殺菌剤、殺鼠剤の配合原料 | <input type="checkbox"/> 4 電池、電子材料 | <input type="checkbox"/> 4 倉庫業における預かり資材(燃料を除く) | |
| <input type="checkbox"/> 5 紙・パルプ薬品 | <input type="checkbox"/> 5 接着剤 | <input checked="" type="checkbox"/> 5 農薬の配合原料 | <input type="checkbox"/> 5 メッキ薬剤・電極 | | |
| <input type="checkbox"/> 6 工作油剤 | <input type="checkbox"/> 6 粘着剤 | <input type="checkbox"/> 6 化粧品配合原料 | <input type="checkbox"/> 6 繊維コーティング剤 | | |
| <input type="checkbox"/> 7 皮革加工剤 | <input checked="" type="checkbox"/> 7 希釈用シンナー | | <input type="checkbox"/> 7 木材用薬剤 | | |
| <input type="checkbox"/> 8 焼結補助剤 | <input type="checkbox"/> 8 印刷インキ | | <input checked="" type="checkbox"/> 8 塗料用防汚剤 | | |
| <input type="checkbox"/> 9 表面処理剤(酸洗浄・光沢加工) | <input type="checkbox"/> 9 剥離剤(リムーバー) | | <input type="checkbox"/> 9 小分け | | |
| <input type="checkbox"/> 10 その他 | <input type="checkbox"/> 10 ゴム溶剤・プラスチック溶剤 | <input type="checkbox"/> 7 その他 | <input type="checkbox"/> 10 その他 | <input type="checkbox"/> 5 その他 | |
| | <input type="checkbox"/> 11 滅菌・殺菌・消毒剤 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 12 くん蒸剤 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 13 不凍液・凍結防止剤 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 14 その他 | | | | |

設問 A-4 設問A-3の①~⑤の種類の区分の用途にチェックを付けた場合、各区分における取引量(設問A-2の⑤の数値)のおおよその割合を、%で記載してください。各区分の合計値は100%になるようにして下さい※。

※①+②+③+④+⑤=100% となるようにご記入ください。

設問 A-5 設問A-3のチェックを付けた用途が含まれる①~⑤の区分について、環境への排出率として最も近いと考えられるものを以下より1つ選び該当する欄にチェックしてください。

| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|---|---|---|--|---|
| <input type="checkbox"/> 1 0% | <input type="checkbox"/> 1 0.1%未満(ゼロを含む) | <input type="checkbox"/> 1 0% | <input type="checkbox"/> 1 0% | <input type="checkbox"/> 1 0% |
| <input type="checkbox"/> 2 0.01%未満 | <input type="checkbox"/> 2 0.1%以上~1%未満 | <input type="checkbox"/> 2 0.01%未満 | <input type="checkbox"/> 2 0.01%未満 | <input type="checkbox"/> 2 0.01%未満 |
| <input type="checkbox"/> 3 0.01%以上~0.1%未満 | <input type="checkbox"/> 3 1%以上~10%未満 | <input type="checkbox"/> 3 0.01%以上~0.1%未満 | <input type="checkbox"/> 3 0.01%以上~0.1%未満 | <input type="checkbox"/> 3 0.01%以上~0.1%未満 |
| <input type="checkbox"/> 4 0.1%以上~1%未満 | <input type="checkbox"/> 4 10%以上~30%未満 | <input type="checkbox"/> 4 0.1%以上~1%未満 | <input type="checkbox"/> 4 0.1%以上~1%未満 | <input type="checkbox"/> 4 0.1%以上~1%未満 |
| <input type="checkbox"/> 5 1%以上~10%未満 | <input checked="" type="checkbox"/> 5 30%以上~90%未満 | <input type="checkbox"/> 5 1%以上~10%未満 | <input checked="" type="checkbox"/> 5 1%以上~10%未満 | <input type="checkbox"/> 5 1%以上~10%未満 |
| <input type="checkbox"/> 6 10%以上~30%未満 | <input type="checkbox"/> 6 90%以上 | <input type="checkbox"/> 6 10%以上~30%未満 | <input type="checkbox"/> 6 10%以上 | <input type="checkbox"/> 6 10%以上 |
| <input type="checkbox"/> 7 30%以上 | | <input type="checkbox"/> 7 30%以上 | | |

なお「環境への排出率」とは、年間取引量に対し、環境(大気、公共用水域、土壌等)へ排出される数量の割合であり、以下の場合には「排出」には該当しません。
・廃棄物処理業者へ処理を委託するための搬出
・事業所内で製造した物品に含まれて出荷
・雑却や中継による事業所内での消滅

説 明 資 料 集

目 次

| | | |
|------|--------------------------------|-----|
| 資料 1 | 本調査票のご回答に当たって | 1 |
| | 1. 本調査のご回答方法について | 1 |
| | 2. P R T R 制度とは | 2 |
| | 3. 取扱いのある資材等について | 2 |
| | 4. 設問 7 「資材の年間取扱量」について | 3 |
| | 5. 設問 8 「上記資材に含有する化学物質の数量」について | 3 |
| | 6. 設問 8 の数量算出にあたっての留意事項 | 5 |
| | 7. 燃料小売業についての注意点等 | 6 |
| 資料 2 | 業種コード表 | 7 |
| 資料 3 | P R T R 対象物質一覧表 | 8 |
| 資料 4 | 調査票記入例 | 1 7 |

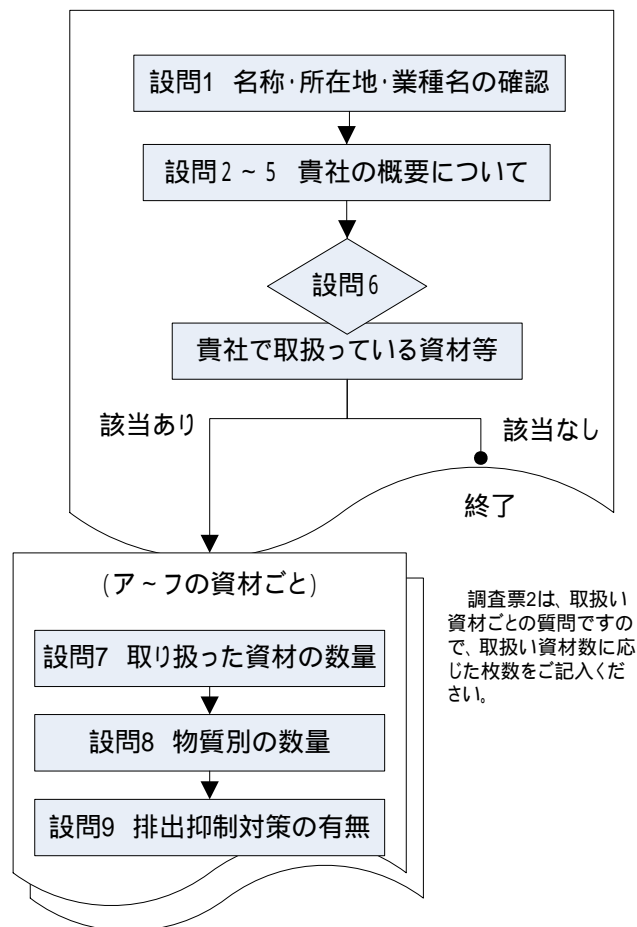
本調査票のご回答に当たって

1. 本調査のご回答方法について

(1) 本調査票の構成

設問は、下図に示すように全9問からなりますが、貴社にて、設問6に示される資材の取扱いがない場合は、そこでアンケートが終了となります。

該当資材の取扱いがある場合、設問7以降は取扱いのある全ての資材ごとにご回答をお願いいたします。また、アンケート専用サイトではなく用紙に記入する場合は、設問6の資材名に をつけ、該当資材のページをご記入後、該当ページのみを切り離してご返送ください。



(2) 回答方法の選択

本調査では、回答方法をアンケート専用サイトと紙の調査票のうちどちらか1つのご選択が可能です。アンケート専用サイトと紙の調査票の併用はできません。同一事業者(会社)内では、必ず、同じ回答方法を利用ください。インターネットによる「アンケート専用サイト」を設置し、調査票を簡易に電子データで入力できるようにしております。ぜひご利用をお願いします。

アンケート専用サイト: <http://www.janus.co.jp/prtrh19/index.html>

同封の調査票の1ページ目に、アンケート専用サイトをご利用の際に必要なインターネットでの回答用ユーザーIDとパスワードが記載されています。

なお、インターネット経由でのご回答がご不便な場合には、同封の調査票にご記入の上、返信用封筒にてご返送ください。

2 . P R T R (Pollutant Release and Transfer Register) 制度とは

P R T Rとは、Pollutant Release and Transfer Registerの略称であり、環境汚染物質排出移動登録制度とも呼ばれます。これは、有害なおそれのある多種多様な化学物質が、どのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを国が把握し、集計し、公表する仕組みです。平成14年4月から対象となる化学物質を一定以上取り扱っている従業員数21人以上の事業者は、「環境に排出した量」と「廃棄物として処理するために事業所の外へ移動させた量」を自ら把握し国へ届出ることとなっています。

P R T Rによって、毎年どんな化学物質がどの発生源からどれだけ排出されているかを知ることができるようになり、これにより次のような面で期待されています。

- (1) 事業者による自主的な化学物質の管理の改善を促進
- (2) 行政による化学物質対策の優先度を決定する際の判断材料
- (3) 国民への情報提供を通じた、化学物質の排出状況・管理状況への理解の増進

本調査は、全国の事業者が取扱う資材に含有するP R T R対象物質*を対象とし、その取扱量等を把握することを目的として実施するものです。

* P R T R対象物質(354物質)は、資料3(8~16ページ)に名称を記載

3 . 取扱いのある資材等について

設問6から設問9は、貴事業所にて取扱いのある主な原料・資材についてのご質問です。(アンケート専用サイトではなく用紙に記入する場合は、設問6の資材名に をつけ、該当資材のページの質問にご回答下さい。)

「取扱いのある資材等」は、以下のものが**対象**となります。

- ・ 購入した又は在庫のある原料、製品等のうち、MSDS(化学物質等安全データシート)が添付されている資材
- ・ 自社製品に使用する原料等(自社MSDSに記載する物質について)

* 本調査の対象には、粉末状の添加剤・試薬、取扱い工程にて溶融、蒸発、溶解する資材、精製や切断等の加工に使用する資材、も含まれます。

* 化学物質排出把握管理促進法では、対象化学物質(又はそれを含有する製品)を事業者間で取引する際、化学物質等の譲渡・提供事業者に対し、その性状及び取り扱いに関する情報(MSDS)の提供を義務づけています。

以下のような資材については回答が**不要**です。

- ・ 有害な化学物質を含まないことが明らかな資材(例:コピー用紙など)
- ・ 主として家庭生活上で使用されるものと同じ種類の製品(例:家庭用の洗剤など)
- ・ 密封された状態で使用される製品(例:バッテリー、コンデンサーなど)
- ・ 固形状のため、化学物質の排出の可能性がほとんどない製品(例:パソコン)
- ・ 再生資源(例:廃溶剤、金属くずなど)

4. 設問7「資材の年間取扱量」について

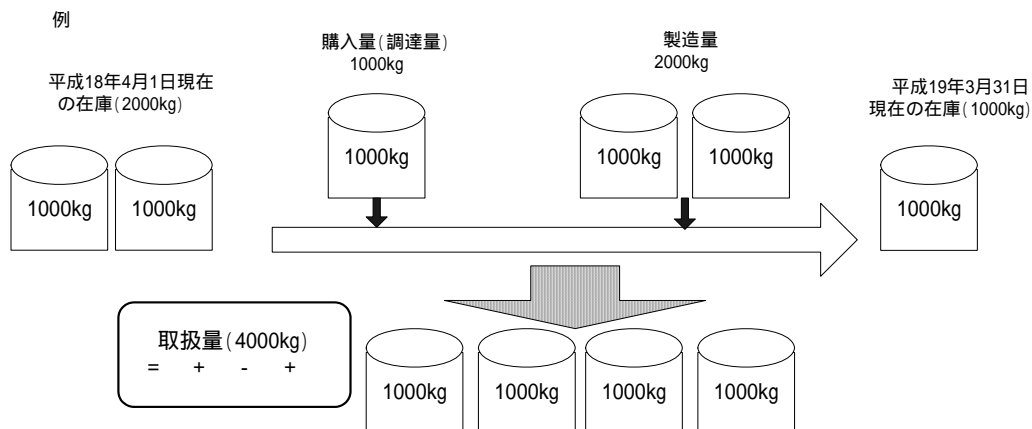
(1) 1kg以上取扱う資材の各製品について、次に掲げる数量が必要となります。

平成18年4月1日現在の当該製品の在庫量
 平成18年度における外部からの当該製品の調達量(購入量)
 平成19年3月31日現在の当該製品の在庫量
 平成18年度における当該製品の製造量

- * 平成18年度(2006年度)は、平成18年4月1日～平成19年3月31日の期間。
- * 在庫量について、その時点での対象物質を含む原材料、資材等の量。
- * 調達量(購入量)について、対象物質を含む原材料、資材等を調達(購入)した量。
- * 在庫量について、年度内に製造し、使用しなかったために在庫となった量、及び年度内に貯蔵タンク(液体及び気体)に搬入して在庫となった量は除きます。
- * 製造量について、化学反応、精製等により作り出される対象製品の量(副生成物であっても明らかな場合は含みます)。
- * 取扱量は、対象物質の製造量、在庫量及び調達量(購入量)を合計した量。

(2) 資材の年間取扱量は、上記～までを下記の式で計算してください。

$$\begin{aligned} \text{「各製品の取扱量」} &= \quad + \quad - \quad + \\ \text{「資材の年間取扱量」} &= \text{上記計算式で求めた「各製品の取扱量」の合計(単位: kg)} \end{aligned}$$



計算例:

事業所では、平成18年度に「ク洗浄用シンナー」に該当する製品を使用している。

平成18年4月現在の在庫は、製品A 100kg、製品B 50kg

平成18年度の調達量(購入量)は、製品A 合計300kg、製品B 合計130kg。その他、新たに製品Cを200kg購入した。

平成19年3月に在庫は、製品A 150kg、製品B 20kg、製品C 170kgである。

当事業所内では当該資材の製造はしていない。

各製品の取扱量は次のとおりに計算される。

$$\text{製品Aの取扱量: } 100\text{kg} + 300\text{kg} - 150\text{kg} + 0\text{kg} = 250\text{kg}$$

$$\text{製品Bの取扱量: } 50\text{kg} + 130\text{kg} - 20\text{kg} + 0\text{kg} = 160\text{kg}$$

$$\text{製品Cの取扱量: } 0\text{kg} + 200\text{kg} - 170\text{kg} + 0\text{kg} = 30\text{kg}$$

資材の年間取扱量は、製品A 250kg + 製品B 160kg + 製品C 30kg = 約 440kg

5. 設問8「上記資材に含有する化学物質の数量」について

- (1) 設問7で対象となった製造品、原料、資材のMSDSを用意してください。
- (2) 設問8の表中の「対象化学物質名」について、該当する物質の含有率をご回答ください。含有率は、MSDSに記載されています。
- (3) 製造品中又は原料・資材中に含まれる対象物質の数量は、下記の式で計算して下さい。

対象物質の数量

$$\begin{aligned} &= (\text{製造品の量又は原料・資材量}) \times (\text{製造品中又は原料・資材中の当該物質含有率}) \\ &= (\text{設問7の各製品の取扱量}) \times (\text{その製品のMSDSに記載される対象化学物質の含有率}) \end{aligned}$$

- * 含有率は、実測値、カタログ値などMSDS記載以外の値を使用しても差し支えありません。
- * 含有率に幅がある場合、計算はその平均値を使用しても結構です。(例:MSDSに10%~30%と記載されている場合、計算には平均値 $(10\% + 30\%) / 2 = 20\%$ を使用する。)
- * 対象化学物質ごとの年間取扱量が把握できない場合は、MSDS等を参照して、資材に含まれる成分ごとの含有率(成分組成)の範囲を記入してください。

計算例 :

対象物質「キシレン」を1%含有する薬品の年間取扱量が2,000kgの場合

当該物質の年間取扱量の計算式

$$2,000\text{kg} \times 0.01 = \underline{20\text{kg}} (\text{「キシレン」の年間取扱量となる})$$

計算例 :

金属等の元素又はシアン等は、次のように元素等純分への換算が必要です。資料3の元素等に換算する化学物質については、「換算係数」を用いて物質の量に換算し、資料3で示される物質名ごとに合計してください。

P R T R対象物質「亜鉛の水溶性化合物」を含有する薬品(薬品中には「亜鉛の水溶性化合物」として、「塩化亜鉛(ZnCl_2) (換算係数=0.480)」が25%含有されている。)を年間6,000kg購入した場合

当該物質の調達量(購入量)の計算式

$$\frac{6,000\text{kg} \times 0.25}{\text{塩化亜鉛の取扱量}} \times \frac{0.480}{\text{換算係数}} = \underline{720\text{kg}} (\text{「亜鉛の水溶性化合物(亜鉛(Zn))」の調達量として記入})$$

換算係数 = 化合物の化学式中の金属元素等の原子量の合計 / 化合物の分子量

具体的な化合物の換算係数はアンケート専用サイト (<http://www.janus.co.jp/prtrh19/index.html>) をご参照ください。

6 . 設問 8 の数量算出にあたっての留意事項

(1) 複数の製品に 1 つの物質が含有する場合

複数の製品に 1 つの物質が含有する場合は、各製品中の物質年間取扱量を算出し、物質取扱量を合計してください。また含有率はその範囲を入力して下さい。資材の数が多く、含有率の把握が困難な場合は、主要な資材の成分組成だけをご記入いただいても結構です。

計算例：

各製品の年間取扱量が製品 A 5,000kg、製品 B 200kg、製品 C 1,000kg であり、キシレンが製品 A に 5%、製品 B に 10%、製品 C に 20%含有されている場合

各製品中のキシレンの年間取扱量の計算式

$$\text{製品 A : } 5,000\text{kg} \times 0.05 = \underline{250\text{kg}}$$

$$\text{製品 B : } 200\text{kg} \times 0.1 = \underline{20\text{kg}}$$

$$\text{製品 C : } 1,000\text{kg} \times 0.2 = \underline{200\text{kg}}$$

キシレンの年間取扱量は、製品 A 250kg + 製品 B 20kg + 製品 C 200kg = 470kg

含有率は製品 A, B, C から、5% ~ 20%

(2) その他の主要物質について

設問 8 の表には、資材に含まれている主要な化学物質の名称を記載しました。本調査では、P R T R 対象物質について調べています。製造品、原料、資材の主要成分で、表中に物質名がない場合、P R T R 対象物質に該当するかどうか、お手数ですが、資料 3 (8 ~ 16 ページ) 「 P R T R 対象物質一覧」にて確認をお願いします。もし設問 8 の表中に物質名はないが、P R T R 対象物質である場合には、その政令番号と物質名を空欄に入力し、年間取扱量、含有率をご回答ください。

7. 燃料小売業についての注意点等

燃料小売業（業種コード 5930）について、年間取扱量の入力にあたり、取扱量の算出式を次に示していますので参考にしてください。算出式は全石連（全国石油業協同組合連合会と全国石油商業組合連合会の総称）のホームページにある対象物質の取扱量算出*を簡略化したものです（ここでは、プレミアムガソリンの受入量を X(kl/年度)、レギュラーガソリンの受入量を Y(kl/年度)、灯油の受入量を Z(kl/年度)としています。)。また、MSDS の値から取扱量を算出されても差しつかえありません。

ベンゼン

$$\text{プレミアムガソリン} : X (\text{kl/年度}) \times 4.03^{**} = \text{取扱量 A(kg)}$$

$$\text{レギュラーガソリン} : Y (\text{kl/年度}) \times 4.73^{**} = \text{取扱量 B(kg)}$$

$$\text{計 : 取扱量(kg)} = \text{取扱量 A(kg)} + \text{取扱量 B(kg)}$$

トルエン

$$\text{プレミアムガソリン} : X (\text{kl/年度}) \times 179.21^{**} = \text{取扱量 A(kg)}$$

$$\text{レギュラーガソリン} : Y (\text{kl/年度}) \times 64.08^{**} = \text{取扱量 B(kg)}$$

$$\text{計 : 取扱量(kg)} = \text{取扱量 A(kg)} + \text{取扱量 B(kg)}$$

キシレン

$$\text{プレミアムガソリン} : X (\text{kl/年度}) \times 57.50^{**} = \text{取扱量 A(kg)}$$

$$\text{レギュラーガソリン} : Y (\text{kl/年度}) \times 40.78^{**} = \text{取扱量 B(kg)}$$

$$\text{灯油} : Z (\text{kl/年度}) \times 7.94^{**} = \text{取扱量 C(kg)}$$

$$\text{計 : 取扱量(kg)} = \text{取扱量 A(kg)} + \text{取扱量 B(kg)} + \text{取扱量 C(kg)}$$

エチルベンゼン

$$\text{プレミアムガソリン} : X (\text{kl/年度}) \times 12.69^{**} = \text{取扱量 A(kg)}$$

$$\text{レギュラーガソリン} : Y (\text{kl/年度}) \times 8.74^{**} = \text{取扱量 B(kg)}$$

$$\text{計 : 取扱量(kg)} = \text{取扱量 A(kg)} + \text{取扱量 B(kg)}$$

1,3,5-トリメチルベンゼン

$$\text{プレミアムガソリン} : X (\text{kl/年度}) \times 7.47^{**} = \text{取扱量(kg)}$$

* 詳しくは全石連ホームページをご参照ください。

URL: <http://www.zensekiren.or.jp/> (トップ)

<http://www.zensekiren.or.jp/13prtr/date/hantei.xls> (PRTR 届出対象 SS かどうかの判定計算)

なお、全石連のホームページでは単位が t (トン) で計算されていますので、ご注意ください。

** 係数の計算方法

$$\text{係数 (kg/kl)} = \text{平均密度 (t/kl)} \times \text{含有率 (wt\%)} \times 1/100 \times 1000 (\text{kg/t})$$

全石連ホームページに掲載されている平均密度及び含有率を代入して計算する。

レギュラーガソリンのベンゼンの係数の計算例

レギュラーガソリンのベンゼンの係数 (kg/kl)

$$= 0.7467 (\text{平均密度 t/kl}) \times 0.54 (\text{含有率 wt\%}) \times 1/100 \times 1000 (\text{kg/t})$$

$$= 4.03 (\text{kg/kl})$$

業種コード表

| 業種名 | コード |
|----------------------|------|
| 金属鉱業 | 500 |
| 原油・天然ガス鉱業 | 700 |
| 製造業 | |
| 食品製造業 | 1200 |
| 飲料・たばこ・飼料製造業（以下を除く。） | 1300 |
| 酒類製造業 | 1320 |
| たばこ製造業 | 1350 |
| 繊維工業 | 1400 |
| 衣服・その他の繊維製品製造業 | 1500 |
| 木材・木製品製造業（家具を除く。） | 1600 |
| 家具・装備品製造業 | 1700 |
| パルプ・紙・紙加工品製造業 | 1800 |
| 出版・印刷・同関連産業 | 1900 |
| 化学工業（以下を除く。） | 2000 |
| 塩製造業 | 2025 |
| 医薬品製造業 | 2060 |
| 農薬製造業 | 2092 |
| 石油製品・石炭製品製造業 | 2100 |
| プラスチック製品製造業 | 2200 |
| ゴム製品製造業 | 2300 |
| なめし革・同製品・毛皮製造業 | 2400 |
| 窯業・土石製品製造業 | 2500 |
| 鉄鋼業 | 2600 |
| 非鉄金属製造業 | 2700 |
| 金属製品製造業 | 2800 |
| 一般機械器具製造業 | 2900 |
| 電気機械器具製造業（以下を除く。） | 3000 |
| 電子応用装置製造業 | 3060 |
| 電気計測器製造業 | 3070 |
| 輸送用機械器具製造業（以下を除く。） | 3100 |
| 鉄道車両・同部分品製造業 | 3120 |
| 船舶製造・修理業、船用機関製造業 | 3140 |
| 精密機械器具製造業（以下を除く。） | 3200 |
| 医療用機械器具・医療用品製造業 | 3230 |
| 武器製造業 | 3300 |
| その他の製造業 | 3400 |

| 業種名 | コード |
|--|---------|
| 電気業 | 3500 |
| ガス業 | 3600 |
| 熱供給業 | 3700 |
| 下水道業 | 3830 |
| 鉄道業 | 3900 |
| 倉庫業 （農作物を保管するもの又は貯蔵タンクによ り気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。） | 4400 |
| 石油卸売業 | 5132 |
| 鉄スクラップ卸売業 （自動車用エアコンディショナーに封入された物質を 回収し又は自動車の車体に装着された自動 車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。） | 5142 |
| 自動車卸売業 （自動車用エアコンディショナーに封入された物質を 回収するものに限る。） | 5220 |
| 燃料小売業 | 5930 |
| 洗濯業 | 7210 |
| 写真業 | 7430 |
| 自動車整備業 | 7700 |
| 機械修理業 | 7810 |
| 商品検査業 | 8620 |
| 計量証明業（一般計量証明業を除く。） | 8630 |
| 一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。） | 8716 |
| 産業廃棄物処分業 | 8722 |
| 特別管理産業廃棄物処分業 | 8724 |
| 高等教育機関（付属施設を含み、人文科学 のみに係るものを除く。） | 9140 |
| 自然科学研究所 | 9210 |
| 国の機関又は地方公共団体の公務（注） | 上記のいずれか |

（注）国の機関又は地方公共団体の公務については、公務の具
体的内容に対応した当該対象業種のコード番号を記入して
下さい。

P R T R 対象物質一覧表

P R T R 対象物質： 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令第1条に掲げる第一種指定化学物質。

| 政令 番号 | CAS番号 | 物質名 ^{*2} | 別名(その1) ^{*2} | 別名(その2) ^{*2} | 特定第一種指定 化学物質(12種類) | 元素等に換算 する化学物質 |
|----------|-------------|---|----------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|
| 1 | - | 亜鉛の水溶性化合物 | | | | 亜鉛に換算 |
| 2 | 79-06-1 | アクリルアミド | | | | |
| 3 | 79-10-7 | アクリル酸 | | | | |
| 4 | 140-88-5 | アクリル酸エチル | | | | |
| 5 | 2439-35-2 | アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル | | | | |
| 6 | 96-33-3 | アクリル酸メチル | | | | |
| 7 | 107-13-1 | アクリロニトリル | | | | |
| 8 | 107-02-8 | アクロレイン | | | | |
| 9 | 103-23-1 | アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル) | | | | |
| 10 | 111-69-3 | アジボニトリル | | | | |
| 11 | 75-07-0 | アセトアルデヒド | | | | |
| 12 | 75-05-8 | アセトニトリル | | | | |
| 13 | 78-67-1 | 2,2'-アゾビスイソブチロニトリル | | | | |
| 14 | 90-04-0 | o-アニシジン | | | | |
| 15 | 62-53-3 | アニリン | | | | |
| 16 | 141-43-5 | 2-アミノエタノール | | | | |
| 17 | 111-40-0 | N-(2-アミノエチル)-1,2-エタンジアミン | ジエチレントリアミン | | | |
| 18 | 120068-37-3 | 5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール | フィブロニル | | | |
| 19 | 61-82-5 | 3-アミノ-1H-1,2,4-トリアゾール | アミトロール | | | |
| 20 | 51276-47-2 | 2-アミノ-4-[ヒドロキシ(メチル)ホスフィニル]酪酸 | グルホシネート | | | |
| 21 | 591-27-5 | m-アミノフェノール | | | | |
| 22 | 107-18-6 | アリルアルコール | | | | |
| 23 | 106-92-3 | 1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン | | | | |
| 24 | - | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。) | | | | |
| 25 | - | アンチモン及びその化合物 | | | | アンチモンに換算 |
| 26 | 1332-21-4 | 石綿 | | | | |
| 27 | 4098-71-9 | 3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート | | | | |
| 28 | 78-79-5 | イソプレン | | | | |
| 29 | 80-05-7 | 4,4'-イソプロピリデンジフェノール | ビスフェノールA | | | |
| 30 | 25068-38-6 | 4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物(液状のものに限る。) | ビスフェノールA型エポキシ樹脂(液状のものに限る。) | | | |
| 31 | 4162-45-2 | 2,2'-(イソプロピリデンビス[(2,6-ジプロモ-4,1-フェニレン)オキシ])ジエタノール | | | | |
| 32 | 96-45-7 | 2-イミダゾリジンチオン | | | | |
| 33 | 13516-27-3 | 1,1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン | イミノクタジン | | | |
| 34 | 76578-14-8 | エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート | キザロホップエチル | | | |
| 35 | 25319-90-8 | S-エチル=2-(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)チオアセタート | フェノチオール | MCPAチオエチル | | |
| 36 | 36335-67-8 | O-エチル=0-(6-ニトロ-m-トリル)=sec-ブチルホスホルアミドチオアート | ブタミホス | | | |
| 37 | 2104-64-5 | O-エチル=0-4-ニトロフェニル=フェニルホスホチオアート | EPN | | | |
| 38 | 40487-42-1 | N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン | ペンディメタリン | | | |

| 政令 番号 | CAS番号 | 物質名 ^{*2} | 別名(その1) ^{*2} | 別名(その2) ^{*2} | 特定第一種指定 化学物質(12種類) | 元素等に換算 する化学物質 |
|----------|-------------|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|
| 39 | 2212-67-1 | S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カル ボチオアート | モリネート | | | |
| 40 | 100-41-4 | エチルベンゼン | | | | |
| 41 | 151-56-4 | エチレンイミン | | | | |
| 42 | 75-21-8 | エチレンオキシド | | | | |
| 43 | 107-21-1 | エチレングリコール | | | | |
| 44 | 110-80-5 | エチレングリコールモノエチルエーテル | | | | |
| 45 | 109-86-4 | エチレングリコールモノメチルエーテル | | | | |
| 46 | 107-15-3 | エチレンジアミン | | | | |
| 47 | 60-00-4 | エチレンジアミン四酢酸 | | | | |
| 48 | 12122-67-7 | N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛 | ジネブ | | | |
| 49 | 12427-38-2 | N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン | マンネブ | | | |
| 50 | 8018-01-7 | N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物 | マンコゼブ | マンゼブ | | |
| 51 | 85-00-7 | 1,1'-エチレン-2,2'-ビピリジニウム=ジプロミド | ジクアトジプロミド | ジクワット | | |
| 52 | 62-44-2 | 4'-エトキシアセトアニリド | フェナセチン | | | |
| 53 | 2593-15-9 | 5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1,2,4-チアジア ゾール | エクロメゾール | | | |
| 54 | 106-89-8 | エピクロロヒドリン | | | | |
| 55 | 556-52-5 | 2,3-エポキシ-1-プロパノール | | | | |
| 56 | 75-56-9 | 1,2-エポキシプロパン | 酸化プロピレン | | | |
| 57 | 122-60-1 | 2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル | | | | |
| 58 | 111-87-5 | 1-オクタノール | | | | |
| 59 | 1806-26-4 | p-オクチルフェノール | | | | |
| 60 | - | カドミウム及びその化合物 | | | | カドミウムに換算 |
| 61 | 105-60-2 | -カプロラクタム | | | | |
| 62 | 576-26-1 | 2,6-キシレノール | | | | |
| 63 | 1330-20-7 | キシレン | | | | |
| 64 | - | 銀及びその水溶性化合物 | | | | 銀に換算 |
| 65 | 107-22-2 | グリオキサール | | | | |
| 66 | 111-30-8 | グルタルアルデヒド | | | | |
| 67 | 1319-77-3 | クレゾール | | | | |
| 68 | - | クロム及び3価クロム化合物 | | | | クロムに換算 |
| 69 | - | 6価クロム化合物 | | | | クロムに換算 |
| 70 | 79-04-9 | クロロアセチル=クロリド | | | | |
| 71 | 95-51-2 | o-クロロアニリン | | | | |
| 72 | 106-47-8 | p-クロロアニリン | | | | |
| 73 | 108-42-9 | m-クロロアニリン | | | | |
| 74 | 75-00-3 | クロロエタン | | | | |
| 75 | 1912-24-9 | 2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ- 1,3,5-トリアジン | アトラジン | | | |
| 76 | 51218-45-2 | 2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエ チル)-6'-メチルアセトアニリド | メトラクロール | | | |
| 77 | 75-01-4 | クロロエチレン | 塩化ビニル | | | |
| 78 | 79622-59-6 | 3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2- ピリジル)- , -トリフルオロ-2,6-ジニトロ- p-トルイジン | フルアジナム | | | |
| 79 | 119446-68-3 | 1-(2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニ ル]-4-メチル-1,3-ジオキサラン-2-イル)メチ ル)-1H-1,2,4-トリアゾール | ジフェノコナゾール | | | |
| 80 | 79-11-8 | クロロ酢酸 | | | | |
| 81 | 51218-49-6 | 2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロボキシエチ ル)アセトアニリド | プレチラクロール | | | |
| 82 | 15972-60-8 | 2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)ア セトアニリド | アラクロール | | | |

| 政令 番号 | CAS番号 | 物質名 ^{*2} | 別名(その1) ^{*2} | 別名(その2) ^{*2} | 特定第一種指定 化学物質(12種類) | 元素等に換算 する化学物質 |
|----------|-------------|---|-------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|
| 83 | 97-00-7 | 1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン | | | | |
| 84 | 75-68-3 | 1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン | H C F C -142b | | | |
| 85 | 75-45-6 | クロロジフルオロメタン | H C F C -22 | | | |
| 86 | 2837-89-0 | 2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン | H C F C -124 | | | |
| 87 | - | クロロトリフルオロエタン | H C F C -133 | | | |
| 88 | 75-72-9 | クロロトリフルオロメタン | C F C -13 | | | |
| 89 | 95-49-8 | o-クロロトルエン | | | | |
| 90 | 122-34-9 | 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン | シマジン | C A T | | |
| 91 | 107-05-1 | 3-クロロプロペン | 塩化アリル | | | |
| 92 | 86598-92-7 | 4-クロロベンジル=N-(2,4-ジクロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)チオアセトイミダート | イミベンコナゾール | | | |
| 93 | 108-90-7 | クロロベンゼン | | | | |
| 94 | 76-15-3 | クロロペンタフルオロエタン | C F C -115 | | | |
| 95 | 67-66-3 | クロロホルム | | | | |
| 96 | 74-87-3 | クロロメタン | 塩化メチル | | | |
| 97 | 94-74-6 | (4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸 | M C P | M C P A | | |
| 98 | 96491-05-3 | 2-クロロ-N-(3-メトキシ-2-チエニル)-2',6'-ジメチルアセトアニリド | テニルクロール | | | |
| 99 | 1314-62-1 | 五酸化バナジウム | | | | |
| 100 | - | コバルト及びその化合物 | | | | コバルトに換算 |
| 101 | 111-15-9 | 酢酸2-エトキシエチル | エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート | | | |
| 102 | 108-05-4 | 酢酸ビニル | | | | |
| 103 | 110-49-6 | 酢酸2-メトキシエチル | エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート | | | |
| 104 | 90-02-8 | サリチルアルデヒド | | | | |
| 105 | 102851-06-9 | -シアノ-3-フェノキシベンジル=N-(2-クロロ-, -トリフルオロ-p-トリル)-D-パリナート | フルバリネート | | | |
| 106 | 51630-58-1 | -シアノ-3-フェノキシベンジル=2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート | フェンバレレート | | | |
| 107 | 52315-07-8 | -シアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロピニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート | シベルメトリン | | | |
| 108 | - | 無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。) | | | | シアンに換算 |
| 109 | 100-37-8 | 2-(ジエチルアミノ)エタノール | | | | |
| 110 | 28249-77-6 | N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル | チオベンカルブ | ベンチオカーブ | | |
| 111 | 125306-83-4 | N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド | カフェンストロール | | | |
| 112 | 56-23-5 | 四塩化炭素 | | | | |
| 113 | 123-91-1 | 1,4-ジオキサソ | | | | |
| 114 | 108-91-8 | シクロヘキシルアミン | | | | |
| 115 | 95-33-0 | N-シクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド | | | | |
| 116 | 107-06-2 | 1,2-ジクロロエタン | | | | |
| 117 | 75-35-4 | 1,1-ジクロロエチレン | 塩化ビニリデン | | | |
| 118 | 156-59-2 | cis-1,2-ジクロロエチレン | | | | |
| 119 | 156-60-5 | trans-1,2-ジクロロエチレン | | | | |
| 120 | 101-14-4 | 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン | | | | |
| 121 | 75-71-8 | ジクロロジフルオロメタン | C F C -12 | | | |
| 122 | 23950-58-5 | 3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド | プロピザミド | | | |
| 123 | - | ジクロロテトラフルオロエタン | C F C -114 | | | |

| 政令 番号 | CAS番号 | 物質名 ^{*2} | 別名(その1) ^{*2} | 別名(その2) ^{*2} | 特定第一種指定 化学物質(12種類) | 元素等に換算 する化学物質 |
|----------|-------------|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|
| 124 | 306-83-2 | 2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン | H C F C - 123 | | | |
| 125 | 106917-52-6 | 2',4'-ジクロロ- m-トルエンスルホンアニリド | フルスルファミド | | | |
| 126 | 82692-44-2 | 2-[4-(2,4-ジクロロ-m-トルオイル)-1,3-ジメチ ル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン | ベンゾフェナップ | | | |
| 127 | 3209-22-1 | 1,2-ジクロロ-3-ニトロベンゼン | | | | |
| 128 | 89-61-2 | 1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン | | | | |
| 129 | 330-54-1 | 3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素 | ジウロン | DCMU | | |
| 130 | 330-55-2 | 3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル 尿素 | リニュロン | | | |
| 131 | 94-75-7 | 2,4-ジクロロフェノキシ酢酸 | 2,4-D | 2,4-PA | | |
| 132 | 1717-00-6 | 1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン | H C F C - 141b | | | |
| 133 | 75-43-4 | ジクロロフルオロメタン | H C F C - 21 | | | |
| 134 | 96-23-1 | 1,3-ジクロロ-2-プロパノール | | | | |
| 135 | 78-87-5 | 1,2-ジクロロプロパン | | | | |
| 136 | 709-98-8 | 3',4'-ジクロロプロピオンアニリド | プロバニル | D C P A | | |
| 137 | 542-75-6 | 1,3-ジクロロプロペン | D-D | | | |
| 138 | 91-94-1 | 3,3'-ジクロロベンジジン | | | | |
| 139 | 95-50-1 | o-ジクロロベンゼン | | | | |
| 140 | 106-46-7 | p-ジクロロベンゼン | | | | |
| 141 | 71561-11-0 | 2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル- 5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン | ピラゾキシフェン | | | |
| 142 | 58011-68-0 | 4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピ ラゾリル=4-トルエンスルホナート | ピラゾレート | | | |
| 143 | 1194-65-6 | 2,6-ジクロロベンゾニトリル | ジクロベニル | D B N | | |
| 144 | - | ジクロロペンタフルオロプロパン | H C F C - 225 | | | |
| 145 | 75-09-2 | ジクロロメタン | 塩化メチレン | | | |
| 146 | 3347-22-6 | 2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン | ジチアノン | | | |
| 147 | 50512-35-1 | 1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロ ピル | イソプロチオラン | | | |
| 148 | 17109-49-8 | ジチオリン酸O-エチル-S,S-ジフェニル | エディフェンホス | E D D P | | |
| 149 | 640-15-3 | ジチオリン酸S-2-(エチルチオ)エチル-O,O-ジ メチル | チオメトン | | | |
| 150 | 35400-43-2 | ジチオリン酸O-エチル-O-(4-メチルチオフェ ニル)-S-n-プロピル | スルプロホス | | | |
| 151 | 298-04-4 | ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオ エチル) | エチルチオメトン | ジスルホトン | | |
| 152 | 2310-17-0 | ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3- ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリル)メチ ル] | ホサロン | | | |
| 153 | 34643-46-4 | ジチオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチ ル-S-プロピル | プロチオホス | | | |
| 154 | 950-37-8 | ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オ キシ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル- O,O-ジメチル | メチダチオン | D M T P | | |
| 155 | 121-75-5 | ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキ シカルボニル)エチル | マラソン | マラチオン | | |
| 156 | 60-51-5 | ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカル バモイル)メチル] | ジメトエート | | | |
| 157 | 25321-14-6 | ジニトロトルエン | | | | |
| 158 | 51-28-5 | 2,4-ジニトロフェノール | | | | |
| 159 | 122-39-4 | ジフェニルアミン | | | | |
| 160 | 102-81-8 | 2-(ジ-n-ブチルアミノ)エタノール | | | | |
| 161 | 55285-14-8 | N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸 2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニ ル | カルボスルファン | | | |
| 162 | - | ジプロモテトラフルオロエタン | ハロン-2402 | | | |
| 163 | 87-62-7 | 2,6-ジメチルアニリン | | | | |
| 164 | 95-64-7 | 3,4-ジメチルアニリン | | | | |

| 政令 番号 | CAS番号 | 物質名 ^{*2} | 別名(その1) ^{*2} | 別名(その2) ^{*2} | 特定第一種指定 化学物質(12種類) | 元素等に換算 する化学物質 |
|----------|------------|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|
| 165 | 62850-32-2 | N,N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシ ブチル | フェノチオカルブ | | | |
| 166 | 1643-20-5 | N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド | | | | |
| 167 | 52-68-6 | ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチル ホスホナート | トリクロルホン | DEP | | |
| 168 | 4685-14-7 | 1,1'-ジメチル-4,4'-ピピリジニウム塩(次号に掲 げるものを除く。) | | | | |
| 169 | 1910-42-5 | 1,1'-ジメチル-4,4'-ピピリジニウム=ジクロリド | パラコート | パラコートジクロリド | | |
| 170 | 85785-20-2 | N-(1,2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカル バミン酸S-ベンジル | エスプロカルブ | | | |
| 171 | 119-93-7 | 3,3'-ジメチルベンジジン | o-トリジン | | | |
| 172 | 68-12-2 | N,N-ジメチルホルムアミド | | | | |
| 173 | 2597-03-7 | 2-[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]-2-フェ ニル酢酸エチル | フェントエート | PAP | | |
| 174 | 3861-47-0 | 3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニル ル | アイオキシニル | | | |
| 175 | - | 水銀及びその化合物 | | | | 水銀に換算 |
| 176 | - | 有機スズ化合物 | | | | スズに換算 |
| 177 | 100-42-5 | スチレン | | | | |
| 178 | - | セレン及びその化合物 | | | | セレンに換算 |
| 179 | - | ダイオキシン類 | | | | |
| 180 | 533-74-4 | 2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H- 1,3,5-チアジアジン | ダゾメット | | | |
| 181 | 62-56-6 | チオ尿素 | | | | |
| 182 | 108-98-5 | チオフェノール | | | | |
| 183 | 77458-01-6 | チオリン酸0-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリ ル-0-エチル-S-プロピル | ピラクロホス | | | |
| 184 | 2636-26-2 | チオリン酸0-4-シアノフェニル-0,0-ジメチル | シアノホス | CYAP | | |
| 185 | 333-41-5 | チオリン酸0,0-ジエチル-0-(2-イソプロピル- 6-メチル-4-ピリミジニル) | ダイアジノン | | | |
| 186 | 119-12-0 | チオリン酸0,0-ジエチル-0-(6-オキソ-1-フェ ニル-1,6-ジヒドロ-3-ピリダジニル) | ピリダフェンチオン | | | |
| 187 | 13593-03-8 | チオリン酸0,0-ジエチル-0-2-キノキサリニル | キナルホス | | | |
| 188 | 2921-88-2 | チオリン酸0,0-ジエチル-0-(3,5,6-トリクロロ- 2-ピリジニル) | クロルピリホス | | | |
| 189 | 18854-01-8 | チオリン酸0,0-ジエチル-0-(5-フェニル-3-イ ソキサゾリル) | イソキサチオン | | | |
| 190 | 97-17-6 | チオリン酸0-2,4-ジクロロフェニル-0,0-ジエ チル | ジクロフェンチオン | ECP | | |
| 191 | 2275-23-2 | チオリン酸0,0-ジメチル-S-(2-[1-(N-メチル カルバモイル)エチルチオ]エチル) | バミドチオン | | | |
| 192 | 122-14-5 | チオリン酸0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニト ロフェニル) | フェニトロチオン | MEP | | |
| 193 | 55-38-9 | チオリン酸0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-メチ ルチオフェニル) | フェンチオン | MPP | | |
| 194 | 5598-13-0 | チオリン酸0-3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル-0,0 -ジメチル | クロルピリホスメチ ル | | | |
| 195 | 41198-08-7 | チオリン酸0-4-プロモ-2-クロロフェニル-0-エ チル-S-プロピル | プロフェノホス | | | |
| 196 | 26087-47-8 | チオリン酸S-ベンジル-0,0-ジイソプロピル | イプロベンホス | IBP | | |
| 197 | 1163-19-5 | デカブプロモジフェニルエーテル | | | | |
| 198 | 100-97-0 | 1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1 ^{3,7}]デカン | ヘキサメチレンテ トラミン | | | |
| 199 | 1897-45-6 | テトラクロロイソフタロニトリル | クロロタロニル | TPN | | |
| 200 | 127-18-4 | テトラクロロエチレン | | | | |
| 201 | - | テトラクロロジフルオロエタン | CFC-112 | | | |
| 202 | 11070-44-3 | テトラヒドロメチル無水フタル酸 | | | | |
| 203 | 116-14-3 | テトラフルオロエチレン | | | | |
| 204 | 137-26-8 | テトラメチルチウラムジスルフィド | チウラム | チラム | | |

| 政令 番号 | CAS番号 | 物質名 ^{*2} | 別名(その1) ^{*2} | 別名(その2) ^{*2} | 特定第一種指定 化学物質(12種類) | 元素等に換算 する化学物質 |
|----------|------------|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|
| 205 | 100-21-0 | テレフタル酸 | | | | |
| 206 | 120-61-6 | テレフタル酸ジメチル | | | | |
| 207 | - | 銅水溶性塩(錯塩を除く。) | | | | 銅に換算 |
| 208 | 75-87-6 | トリクロロアセトアルデヒド | | | | |
| 209 | 71-55-6 | 1,1,1-トリクロロエタン | | | | |
| 210 | 79-00-5 | 1,1,2-トリクロロエタン | | | | |
| 211 | 79-01-6 | トリクロロエチレン | | | | |
| 212 | 108-77-0 | 2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン | | | | |
| 213 | - | トリクロロトリフルオロエタン | CFC-113 | | | |
| 214 | 76-06-2 | トリクロロニトロメタン | クロロピクリン | | | |
| 215 | 115-32-2 | 2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタ ノール | ケルセン | ジコホル | | |
| 216 | 55335-06-3 | (3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸 | トリクロピル | | | |
| 217 | 75-69-4 | トリクロロフルオロメタン | CFC-11 | | | |
| 218 | 2451-62-9 | 1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリア ジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン | | | | |
| 219 | 118-96-7 | 2,4,6-トリニトロトルエン | | | | |
| 220 | 1582-09-8 | 2,4,6-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロ ピル-p-トルイジン | トリフルラリン | | | |
| 221 | 118-79-6 | 2,4,6-トリプロモフェノール | | | | |
| 222 | 75-25-2 | トリプロモメタン | プロモホルム | | | |
| 223 | 3452-97-9 | 3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール | | | | |
| 224 | 108-67-8 | 1,3,5-トリメチルベンゼン | | | | |
| 225 | 95-53-4 | o-トルイジン | | | | |
| 226 | 106-49-0 | p-トルイジン | | | | |
| 227 | 108-88-3 | トルエン | | | | |
| 228 | 95-80-7 | 2,4-トルエンジアミン | | | | |
| 229 | 52570-16-8 | 2-(2-ナフチルオキシ)プロピオンアニリド | ナプロアニリド | | | |
| 230 | - | 鉛及びその化合物 | | | | 鉛に換算 |
| 231 | 7440-02-0 | ニッケル | | | | |
| 232 | - | ニッケル化合物 | | | | ニッケルに換算 |
| 233 | 139-13-9 | ニトリロ三酢酸 | | | | |
| 234 | 100-01-6 | p-ニトロアニリン | | | | |
| 235 | 628-96-6 | ニトログリコール | | | | |
| 236 | 55-63-0 | ニトログリセリン | | | | |
| 237 | 100-00-5 | p-ニトロクロロベンゼン | | | | |
| 238 | 86-30-6 | N-ニトロソジフェニルアミン | | | | |
| 239 | 100-02-7 | p-ニトロフェノール | | | | |
| 240 | 98-95-3 | ニトロベンゼン | | | | |
| 241 | 75-15-0 | 二硫化炭素 | | | | |
| 242 | 25154-52-3 | ノニルフェノール | | | | |
| 243 | - | バリウム及びその水溶性化合物 | | | | バリウムに換算 |
| 244 | 88-89-1 | ピクリン酸 | | | | |
| 245 | 1014-70-6 | 2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリ アジン | シメトリン | | | |
| 246 | 10380-28-6 | ビス(8-キノリノラト)銅 | オキシ銅 | 有機銅 | | |
| 247 | 74115-24-5 | 3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン | クロフェンチジン | | | |
| 248 | 563-12-2 | ビス(ジチオリン酸)S,S'-メチレン-0,0,0',0'- テトラエチル | エチオン | | | |
| 249 | 137-30-4 | ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛 | ジラム | | | |
| 250 | 64440-88-6 | ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'- エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛) | ポリカーバメート | | | |
| 251 | 61789-80-8 | ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム=クロリ ド | | | | |

| 政令 番号 | CAS番号 | 物質名 ^{*2} | 別名(その1) ^{*2} | 別名(その2) ^{*2} | 特定第一種指定 化学物質(12種類) | 元素等に換算 する化学物質 |
|----------|-------------|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|
| 252 | - | 砒素及びその無機化合物 | | | | 砒素に換算 |
| 253 | 302-01-2 | ヒドラジン | | | | |
| 254 | 123-31-9 | ヒドロキノ | | | | |
| 255 | 100-40-3 | 4-ビニル-1-シクロヘキセン | | | | |
| 256 | 100-69-6 | 2-ビニルピリジン | | | | |
| 257 | 55179-31-2 | 1-(4-ピフェニルオキシ)-3,3-ジメチル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-ブタノール | ビテルタノール | | | |
| 258 | 110-85-0 | ピペラジン | | | | |
| 259 | 110-86-1 | ピリジン | | | | |
| 260 | 120-80-9 | ピロカテコール | カテコール | | | |
| 261 | 96-09-3 | フェニルオキシラン | | | | |
| 262 | 95-54-5 | o-フェニレンジアミン | | | | |
| 263 | 106-50-3 | p-フェニレンジアミン | | | | |
| 264 | 108-45-2 | m-フェニレンジアミン | | | | |
| 265 | 156-43-4 | p-フェネチジン | | | | |
| 266 | 108-95-2 | フェノール | | | | |
| 267 | 52645-53-1 | 3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロピニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート | ベルメトリン | | | |
| 268 | 106-99-0 | 1,3-ブタジエン | | | | |
| 269 | 117-84-0 | フタル酸ジ-n-オクチル | | | | |
| 270 | 84-74-2 | フタル酸ジ-n-ブチル | | | | |
| 271 | 3648-21-3 | フタル酸ジ-n-ヘプチル | | | | |
| 272 | 117-81-7 | フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) | | | | |
| 273 | 85-68-7 | フタル酸n-ブチル=ベンジル | | | | |
| 274 | 69327-76-0 | 2-tert-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン | ブプロフェジン | | | |
| 275 | 112410-23-8 | N-tert-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド | テブフェノジド | | | |
| 276 | 17804-35-2 | N-[1-(N-n-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル | ベノミル | | | |
| 277 | 122008-85-9 | ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート | シハロホップブチル | | | |
| 278 | 134098-61-6 | tert-ブチル=4-([(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ)メチル)ベンゾアート | フェンピロキシメート | | | |
| 279 | 2312-35-8 | 2-(4-tert-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット | プロバルギット | B P P S | | |
| 280 | 96489-71-3 | 2-tert-ブチル-5-(4-tert-ブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジン | ピリダベン | | | |
| 281 | 119168-77-3 | N-(4-tert-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド | テブフェンピラド | | | |
| 282 | 95-31-8 | N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド | | | | |
| 283 | - | ふっ化水素及びその水溶性塩 | | | | ふっ素に換算 |
| 284 | 12071-83-9 | N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体 | プロピネブ | | | |
| 285 | 353-59-3 | プロモクロロジフルオロメタン | ハロン-1211 | | | |
| 286 | 75-63-8 | プロモトリフルオロメタン | ハロン-1301 | | | |
| 287 | 75-26-3 | 2-プロモプロパン | | | | |
| 288 | 74-83-9 | プロモメタン | 臭化メチル | | | |
| 289 | 13356-08-6 | ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサ | 酸化フェンブタスズ | | | |
| 290 | 115-28-6 | 1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロピシクロ[2.2.1]-5-ヘプテン-2,3-ジカルボン酸 | クロレンド酸 | | | |
| 291 | 115-29-7 | 6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド | エンドスルファン | ベンゾエピン | | |
| 292 | 124-09-4 | ヘキサメチレンジアミン | | | | |

| 政令 番号 | CAS番号 | 物質名 ^{*2} | 別名(その1) ^{*2} | 別名(その2) ^{*2} | 特定第一種指定 化学物質(12種類) | 元素等に換算 する化学物質 |
|----------|-------------|---|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|
| 293 | 822-06-0 | ヘキサメチレン=ジイソシアネート | | | | |
| 294 | - | ベリリウム及びその化合物 | | | | ベリリウムに換算 |
| 295 | 98-07-7 | ベンジリジン=トリクロリド | | | | |
| 296 | 98-87-3 | ベンジリデン=ジクロリド | | | | |
| 297 | 100-44-7 | ベンジル=クロリド | 塩化ベンジル | | | |
| 298 | 100-52-7 | ベンズアルデヒド | | | | |
| 299 | 71-43-2 | ベンゼン | | | | |
| 300 | 552-30-7 | 1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物 | | | | |
| 301 | 73250-68-7 | 2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセト アニリド | メフェナセト | | | |
| 302 | 82-68-8 | ペンタクロロニトロベンゼン | キントゼン | PCNB | | |
| 303 | 87-86-5 | ペンタクロロフェノール | | | | |
| 304 | - | ほう素及びその化合物 | | | | ほう素に換算 |
| 305 | 75-44-5 | ホスゲン | | | | |
| 306 | 1336-36-3 | ポリ塩化ビフェニル | PCB | | | |
| 307 | - | ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アル キル基の炭素数が12から15までのもの及びそ の混合物に限る。) | | | | |
| 308 | 9036-19-5 | ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエー テル | | | | |
| 309 | 9016-45-9 | ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエー テル | | | | |
| 310 | 50-00-0 | ホルムアルデヒド | | | | |
| 311 | - | マンガン及びその化合物 | | | | マンガんに換算 |
| 312 | 85-44-9 | 無水フタル酸 | | | | |
| 313 | 108-31-6 | 無水マレイン酸 | | | | |
| 314 | 79-41-4 | メタクリル酸 | | | | |
| 315 | 688-84-6 | メタクリル酸2-エチルヘキシル | | | | |
| 316 | 106-91-2 | メタクリル酸2,3-エポキシプロピル | | | | |
| 317 | 105-16-8 | メタクリル酸2-(ジエチルアミノ)エチル | | | | |
| 318 | 2867-47-2 | メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル | | | | |
| 319 | 97-88-1 | メタクリル酸n-ブチル | | | | |
| 320 | 80-62-6 | メタクリル酸メチル | | | | |
| 321 | 126-98-7 | メタクリロニトリル | | | | |
| 322 | 89269-64-7 | (Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピ リミジニルヒドラゾン | フェリムゾン | | | |
| 323 | 100-61-8 | N-メチルアニリン | | | | |
| 324 | 556-61-6 | メチル=イソチオシアネート | | | | |
| 325 | 2631-40-5 | N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル | イソプロカルブ | MIPC | | |
| 326 | 114-26-1 | N-メチルカルバミン酸2-イソプロポキシフェ ニル | プロポキスル | PHC | | |
| 327 | 1563-66-2 | N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメ チル-7-ベンゾ[b]フラニル | カルボフラン | | | |
| 328 | 2655-14-3 | N-メチルカルバミン酸3,5-ジメチルフェニル | XMC | | | |
| 329 | 63-25-2 | N-メチルカルバミン酸1-ナフチル | カルバリル | NAC | | |
| 330 | 3766-81-2 | N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル | フェノブカルブ | BPMC | | |
| 331 | 100784-20-1 | メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミ ジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピ ラゾール-4-カルボキシラート | ハロスルフロメチ ル | | | |
| 332 | 33089-61-1 | 3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリア ゼン | アミトラズ | | | |
| 333 | 144-54-7 | N-メチルジチオカルバミン酸 | カーバム | | | |
| 334 | 2439-01-2 | 6-メチル-1,3-ジチオ[4,5-b]キノキサリン-2- オン | | | | |
| 335 | 98-83-9 | -メチルスチレン | | | | |
| 336 | 108-99-6 | 3-メチルピリジン | | | | |

| 政令 番号 | CAS番号 | 物質名 ^{*2} | 別名(その1) ^{*2} | 別名(その2) ^{*2} | 特定第一種指定 化学物質(12種類) | 元素等に換算 する化学物質 |
|----------|------------|---|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|
| 337 | 61432-55-1 | S-1-メチル-1-フェニルエチル=ピペリジン-1-カルボチオアート | ジメピペレート | | | |
| 338 | 26471-62-5 | メチル-1,3-フェニレン=ジイソシアネート | m-トリレンジイソシアネート | | | |
| 339 | 88-85-7 | 2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール | | | | |
| 340 | 101-77-9 | 4,4'-メチレンジアニリン | | | | |
| 341 | 5124-30-1 | メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート | | | | |
| 342 | 88678-67-5 | N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-tert-ブチルフェニル | ピリプチカルブ | | | |
| 343 | 298-81-7 | 9-メトキシ-7H-フロ[3,2-g][1]ベンゾピラン-7-オン | メトキサレン | | | |
| 344 | 120-71-8 | 2-メトキシ-5-メチルアニリン | | | | |
| 345 | 68-11-1 | メルカプト酢酸 | | | | |
| 346 | - | モリブデン及びその化合物 | | | | モリブデンに換算 |
| 347 | 470-90-6 | りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ピニル=ジエチル | クロルフェンピノス | CVP | | |
| 348 | 2274-67-1 | りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ピニル=ジメチル | ジメチルピノス | | | |
| 349 | 300-76-5 | りん酸1,2-ジプロモ-2,2-ジクロロエチル=ジメチル | ナレド | BRP | | |
| 350 | 62-73-7 | りん酸ジメチル=2,2-ジクロロピニル | ジクロルボス | DDVP | | |
| 351 | 6923-22-4 | りん酸ジメチル=(E)-1-メチル-2-(N-メチルカルバモイル)ピニル | モノクロトボス | | | |
| 352 | 115-96-8 | りん酸トリス(2-クロロエチル) | | | | |
| 353 | 25155-23-1 | りん酸トリス(ジメチルフェニル) | | | | |
| 354 | 126-73-8 | りん酸トリ-n-ブチル | | | | |

*1 「特定第一種指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令第4条で規定している「特定第一種指定化学物質」のこと。

*2 設問8の物質名の記載に際して、当該リストに掲げる名称(別名がある第一種指定化学物質にあっては当該別名)を記入してください。別名が複数ある場合は、いずれかの別名を記入して下さい。また、当該リストに掲げる別名以外は記入しないでください。

*3 「水溶性」とは、常温で中性の水に対し1質量%以上(10g/l)溶解することをいう。

調査票記入例

平成19年度PRT R対象物質の取扱い等に関する調査

本調査票は、資材別の設問を記載しているため大部となっておりますが、お答え頂く質問は、9問程度の簡単なものですので、ご協力の程よろしくお願ひ致します。

問い合わせ用事業者番号: 00000

〒108-0022
東京都港区海岸3 9 15 LOOP Xビル8階
日本エヌ・ユー・エス株式会社 御中

事業者全体(企業)として
PRT R対象物質を取り
扱っている主な業種名
説明資料集(資料2, 7ページ)に業種コード表がありますので、ご参照ください。
化学工業
業種コード 2000

本調査票の回答は、アンケート専用サイトをご利用ください。
アンケート専用サイト: <http://www.janus.co.jp/prtri19/index.html>
ご回答の際は下記ユーザーIDとパスワードでログインが必要です。
インターネットでの回答ユーザーID: b123 - 1234 - 1234
パスワード: 123456

設問 1 平成18年4月1日現在の貴社の名称、住所及び業種名が、上記記載の貴社の名称、住所、業種名と異なっておりますら、お手数ですが、記載欄近くの余白に正しい名称又は住所又は業種名をご記入下さい。

回答内容について、質問させて頂く場合があります。お手数ですが本調査票を記入された方の氏名と所属、連絡先の電話番号をご記入下さい。

| | | |
|------------|---|--------------|
| 記入者の所属・お名前 | 所属 部署 | お名前 日本 太郎 |
| ご連絡先電話番号 | 所属部署がない場合又は不明である場合、所属部署の欄は無記入のままで構いません。 03 - 1234 - 5678 | |

個人情報のご記入にあたっては、「本調査における個人情報取扱いについて」をご確認の上、ご記入ください。
本調査のご回答は、インターネットでのアンケート専用サイトをご利用ください。
郵送での回答をご希望の場合は、1~3ページ及び5ページ以降で記入頂いたペー
ジを本冊子から切り離し、返送用封筒に入れてご返送下さい。
<引き続き裏面のご質問にお答え下さい。>

貴社の概要についてお答えがたいします。

設問 2 貴社において、事業活動を行う事業所数についてご記入下さい。

| | | | |
|---------|---|-----------|---|
| 工場・作業所等 | 1 | その他(事務所等) | 0 |
|---------|---|-----------|---|

営業所も兼ねた工場・作業所については、工場・作業所として下さい。倉庫やガソリンスタンドのように、一般に化学物質を取り扱う可能性のある事業所は「工場・作業所等」としてカウントしてください。

設問 3 平成18年4月1日現在の常時使用される従業員数についてご記入下さい。

| | | | |
|------|----|-----------|---|
| 会社全体 | 10 | 事業所の従業員数等 | 人 |
|------|----|-----------|---|

会社に一つの事業所しかない場合は、会社全体の欄のみ記入して下さい。

設問 4 これまでPRT Rの届出をしたことがありますか。(該当するものに)

| | | | | |
|------|----|--------|----|----|
| 会社全体 | あり | 工場・作業所 | あり | なし |
|------|----|--------|----|----|

会社に一つの事業所しかない場合は、会社全体の欄のみ記入して下さい。

設問 5 貴社の事業内容について、簡単に記入下さい。(例:金属製の建材資材のメッキ)

有機溶剤の精製

<次頁の設問6にお進み下さい。>

設問6以降については、会社全体の状況ではなく、貴社の代表的な事業所又は、本調査票が届いた事業所についてご記入ください。

ア 化学品原料(重合・合成原料)

資材の種類が設問6(3ページ)で回答した資材と同じであることをご確認下さい。

設問7 資材の年間取引量(小数点以下切り捨て)

平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)に取り扱った数量を概算でご記入ください。

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|---|---|---|----|
| 年間取引量 | 約 | | | | | | | | | | 6 | 5 | 0 | 0 | kg |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|---|---|---|----|

上記の資材に種数の種類のものがある場合は、それらの合計でお答えください。
 「取り扱った」とは、以下のようものが該当します。
 ・事業所外から調達して使用(又は出荷)した
 ・在庫として保管していたものを使用(又は出荷)した
 ・事業所内で製造した

設問8 上記資材に含有する化学物質の数量(小数点以下切り捨て)

| 政令番号 | 対象化学物質名 | 年間取引量 | 含有率(成分組成)の範囲 |
|------------|------------------|-----------|--------------|
| 3 | アクリル酸 | 約 kg | 約 ~ % |
| 7 | アクリロニトリル | 約 kg | 約 ~ % |
| 43 | エチレングリコール | 約 kg | 約 ~ % |
| 63 | キシレン | 約 100 kg | 約 99 ~ 100 % |
| 177 | スチレン | 約 不明 kg | 約 10 ~ 30 % |
| 227 | トルエン | 約 kg | 約 ~ % |
| 266 | フェノール | 約 30 kg | 約 0 ~ 3 % |
| 299 | ベンゼン | 約 1000 kg | 約 10 ~ 100 % |
| 310 | ホルムアルデヒド | 約 kg | 約 ~ % |
| 314 | メタクリル酸 | 約 kg | 約 ~ % |
| 113 | 1.4-ジオキサン | 約 10 kg | 約 ~ 5 % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |
| | | 約 kg | 約 ~ % |

設問7の資材の数量(年間取引量)のうち、化学物質ごとの数量に換算した値を概算でご記入ください。
 化学物質ごとの年間取引量が把握できない場合は、MSDS等を参照して、資材に含まれる成分ごとの含有率(成分組成)の範囲を記入してください。
 含有率が、たとえば98%以上の場合は、99~100%と記載し、3%以下の場合は、0~3%と記載してください。
 上記の表に物質名の記載がない場合、お手数ですが説明資料集(8~16ページ、資料3)のPRTR対象物質一覧表の
 中にある政令番号と名称を記載して、取引量又は、含有率を記載して下さい。

設問9 排出抑制対策の有無

上記の資材等について、環境への排出を抑制するための対策を実施していますか。排出抑制対策として、以下のようなもの(又はそれらに類するもの)を実施している場合に「している」とお答えください。

| | | |
|----------|-------|---|
| ア | している | 該当する対策に”を付けて下さい。 ()排ガス処理(焼却処理、蒸気回収等) ()排水処理(中和、油水分離等) ()装置の密閉化 その他 具体的に記入してください。 |
| | していない | () |

設問6(3ページ)の資材の記号欄に”を付けた資材の該当するページの設問にお答え頂きましたら、アンケートは、終了です。ご協力ありがとうございました。

設問6 取り扱っている資材等
 貴事業所で取り扱われている主な原料や資材について、以下の項目の中から該当するものを選び、その記号に”を付けてください(複数回答)

- 以下のような資材は回答が不要です。
- 有害な化学物質を含まないことが明らかかな資材(例:コピー用紙)
 - 固形状のため、化学物質の排出の可能性がほとんどない資材(例:パルコン)
 - 一般消費者が使用するものと同じ種類の製品(例:台所用洗剤)

| 記号 | 資材の種類 | 次の設問のページ | 記号 | 資材の種類 | 次の設問のページ |
|----------|------------------------|----------|----|-------------------|----------|
| ア | 化学品原料(重合・合成原料) | 5ページ | ソ | 試薬 | 19ページ |
| イ | 化学品原料(調合・混合・小分け用) | 6ページ | タ | 水処理薬剤 | 20ページ |
| ウ | 塗料 | 7ページ | チ | 滅菌・殺菌・消毒剤 | 21ページ |
| エ | 印刷インキ | 8ページ | ツ | くん蒸剤 | 22ページ |
| オ | 接着剤 | 9ページ | テ | 燃料(ガソリン、灯油等) | 23ページ |
| カ | 粘着剤 | 10ページ | ト | 不凍液・凍結防止剤 | 24ページ |
| キ | 希釈用シンナー | 11ページ | ナ | 繊維処理剤 | 25ページ |
| ク | 洗浄用シンナー | 12ページ | ニ | 紙・バルブ薬品 | 26ページ |
| ケ | 工業用洗剤 | 13ページ | ヌ | プラスチック添加剤(可塑剤等) | 27ページ |
| コ | 洗濯用の洗剤(ドラライクローニング剤を含む) | 14ページ | ネ | 有機ゴム薬品(ゴム用溶剤を除く) | 28ページ |
| サ | 剥離剤(リムーバー) | 15ページ | ノ | 染料・顔料 | 29ページ |
| シ | 表面処理剤(酸洗浄・光沢加工) | 16ページ | ハ | 電池・電子材料 | 30ページ |
| ス | 反応溶剤・抽出溶剤 | 17ページ | ヒ | メッキ薬剤・電極 | 31ページ |
| セ | ゴム溶剤・プラスチック溶剤 | 18ページ | フ | その他の資材(下欄にご記入下さい) | 32ページ |
| ヘ | ア~フに該当する資材を、全く取り扱っていない | | | | |

上記「ア~フ」に該当する資材の取扱いがあるとご回答いただいた方は、

設問7から設問9については、御回答いただいた資材の種類ごとに設問を用意しておりますので、上表で”を付けた「資材の種類」に対応したページ数の設問に、それぞれご回答下さい。

「ハ. ア~フに該当する資材を、全く取り扱っていない」とご回答いただいた方は、アンケート終了です。ご協力ありがとうございました。1~3ページのみを本冊子から切り離し、ご返送ください。

付属2

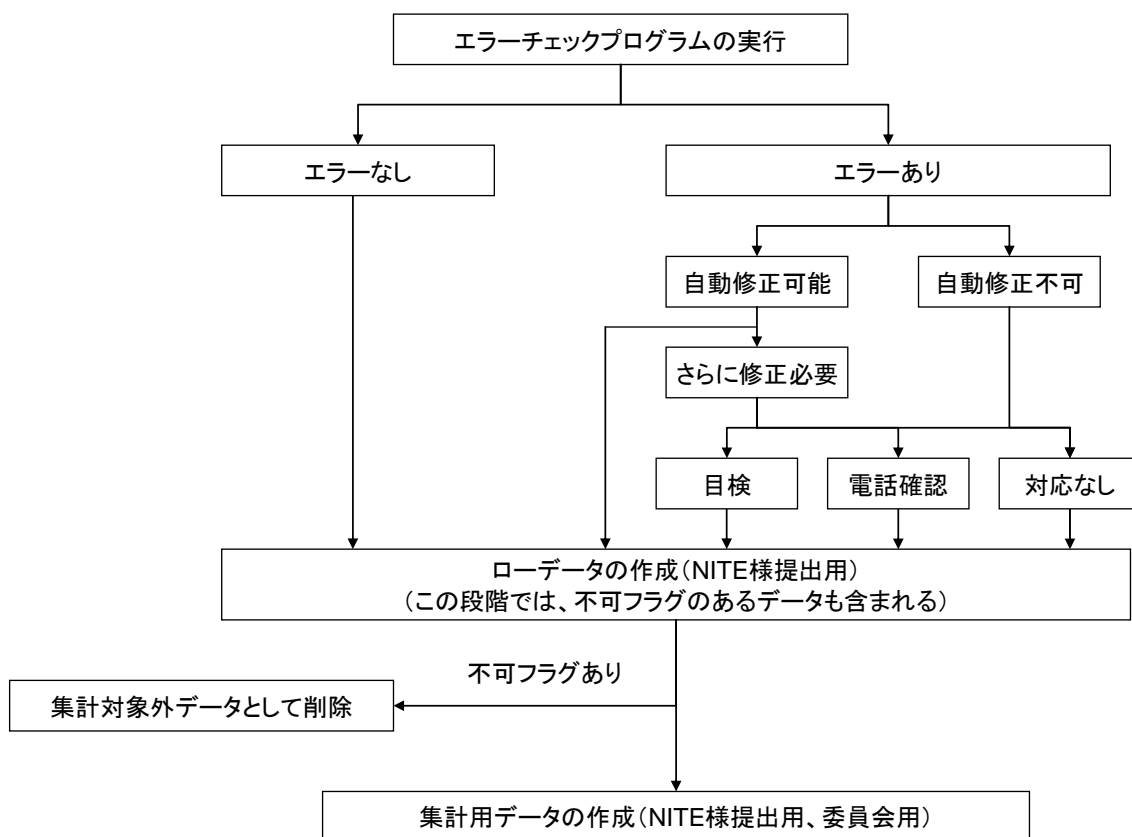
データの修正方法

ここでは、実際に行ったデータの修正事項についてまとめる。

エラーチェックは、図付2-1に示すフローに従って、エラー内容により、①マシンによる自動修正、②目検、③電話確認の3つの手順で実施した。

また、修正による変更内容の履歴を確認できるようにするため、データシートには、回答内容をそのまま入力したローデータ、修正を行った際の理由、修正後のデータの3つの欄を設けた。

図付 2-1 エラーチェックのフロー



1. 従業員数 21 人以上の事業者を対象とした調査におけるエラーチェック

従業員数 21 人以上の事業者を対象とした調査では、3 つの調査票ごとにエラーチェックを実施した。それぞれのエラーチェックを表付 2-1、表付 2-2、表付 2-3 に示す。

また、調査票間での整合性として、調査票 2（設問 2-3、2-4）の回答と実際の調査票 3 に回答した数について、表付 2-4 に示すチェックを行った。

表付 2-1 調査票ごとのエラーチェック（調査票 1）

| 項目名 | 凡例 | エラーチェック項目 |
|--------------------------|-------------------------------------|--|
| 分類 | M=郵送、W=WEB、調査票 2, 3 あり、調査票 2 あり | ※調査票 1 を無回答だが、調査票 2、調査票 2, 3 を回答した事業者分を追加（送付先事業者名、所在地以外は空白） |
| 問い合わせ用事業者番号 | 1~50000 まで | 対応なし |
| 郵便番号 | 変更の場合のみ送付先から修正（半角数字） | ※履歴を残さず、直接変更 |
| 事業者所在地 | 変更の場合のみ送付先から修正 | ※履歴を残さず、直接変更 |
| 事業者名 | 変更の場合のみ送付先から修正 | ※履歴を残さず、直接変更 |
| 業種コード | 送付時点のもの | ※業種対象外、業種コードに存在しないもの場合は空白に変更 |
| Q1-1-5 業種コード【原票上の変更】 | コード変更の場合のみ記載 | ※業種コードを複数回答⇒電話確認 |
| Q1-1-4/5 その他の業種、記載事項 | 業種名について欄外に記載のあったもの | ※欄外の記載事項から、対象業種又は対象外業種を判断 |
| Q1-2 対象物質の取扱い | 1=あり、2=なし | ※2 と回答しているが、調査票 3 あり⇒1 に変更 ※空白だが、調査票 3 あり⇒1 埋め、これ以外は 2 埋め |
| Q1-3-1 常用雇用者数 | 1~6 | 対応なし |
| Q1-3-2 資本金 | 1~4 | ※桁違いのものを削除 |
| Q1-3-3-1 工場・作業所等事業所数 | 任意 | ※桁違いのものを削除 |
| Q1-3-3-2 その他の事業所数 | 任意 | ※桁違いのものを削除 |
| Q1-3-4 PRTR を取り扱っている事業所数 | 任意 | ※設問 1-3 (4) と調査票 3 を回答した事業所数が一致しない場合は、調査票 3 を回答している事業所数に変更 |
| Q1-3-5-1 記入者の所属 | 任意 | 対応なし |
| Q1-3-5-2 記入者の名前 | 任意 | 対応なし |
| Q1-3-6 記入者の連絡先 | 任意 | 対応なし |
| 集計対象外の場合は 1 を入力 | 集計対象外=1（基本的に重複回答しているもののみ） | |
| 備考 | 電話連絡でのコメント、事業所名に変更（事業者名を事業所名に変更のもの） | |

表付 2-2 調査票ごとのエラーチェック (調査票 2)

| 項目名 | 凡例 | エラーチェック項目 |
|----------------|------------|--|
| 分類 | M=郵送、W=WEB | ※調査票2のみ無回答の場合⇒電話確認 |
| 問い合わせ用事業者番号 | 1~50000 | 対応なし |
| Q1通し番号 | 任意 | ※紙の場合：回答状況により目視で通し番号を確認、不明なものは電話確認を実施 ※WEBの場合：調査票2,3の通し番号は一致する仕組みのため、回答内容を優先し、変更なし (事業者内で連番でないものもある) |
| Q2-1事業所名 | 任意 | ※事業所通し番号1で、本社=事業所のため空欄の場合は、調査票1の名称、所在地等を埋め |
| Q2-2ふりがな | 任意 | ※調査票1,3があり、2が白紙の場合も、通し番号1の場合は上記と同様に入力⇒2事業所目以降は電話確認を実施 |
| Q2-3〒 | 任意 | ※記入者の連絡先が明確で、所在地等不明の場合は電話確認 |
| Q2-4所在地 | 任意 | |
| Q2-1-1常用雇用者数 | | ※事業所通し番号1で、本社=事業所のため空欄の場合は、調査票1の回答埋め |
| Q2-1-2業種コード | | ※業種コードを複数回答⇒電話確認 ※事業所通し番号1で、本社=事業所のため空欄の場合は、調査票1の回答埋め ※業種対象外、業種コードに存在しないもの場合は空白に変更 |
| Q2-1-3-1記入者の所属 | 任意 | 対応なし |
| Q2-1-3-2記入者の名前 | 任意 | 対応なし |
| Q2-1-4記入者の連絡先 | 任意 | 対応なし |
| Q2-2-1出荷額 | 任意 | 対応なし |
| Q2-2-2売上高 | 任意 | 対応なし |
| Q2-3PRTRの取扱い | 1~5 | ※昨年度と同様に、調査票3との整合性チェックに基づいて修正 (表付2-4参照) |
| Q2-4PRTR物質の数 | 任意 | ※設問2-4の物質数と調査票3の回答数が一致しない場合⇒回答数の多いもの優先に変更 (表付2-4参照) |
| 集計対象外の場合は1を入力 | 集計対象外=1 | |
| 集計対象外【理由】 | 重複、その他 | |

表付 2-3 調査票ごとのエラーチェック (調査票 3)

| 項目名 | 凡例 | 作業内容の確認 |
|---|------------------------|---|
| 分類 | M=郵送, W=WEB | |
| 問い合わせ用事業者番号 | 1~50000 | |
| 通し番号 | 1~最大87 | ※ブランクの場合はデータ入力時に調査票2と併せて埋め ※調査票2との関連が不明な場合⇒電話確認 |
| Q3-1-1政令番号 | 政令番号1~354、WEB回答取消し=999 | ※政令番号がブランクの場合、物質名を採用し、政令番号を入力 ※MSDS等添付書類に物質名の記載がある場合は入力 ※調査対象外物質(ダイオキシン・PCB)は集計対象外 |
| Q3-1-1/2政令番号と物質名が異なっていた場合に入力 | 郵送の3Cの場合のみ該当 | ※政令番号と物質名が異なるが、正しい物質名が記入されているものは、物質名を採用 ※政令番号が正しく、物質名が不正確でも判定可能な場合は採用 ※政令番号、物質名とも判定できない場合は、集計対象外 |
| Q3-1-1/2その他、特記事項 | | ※対象外物質を記載のものは集計対象外 |
| Q3-1-2物質名 | | ※政令番号から埋め |
| Q3-2-1取扱量① | 任意 | ※【確定】欄の1以上の小数点は切捨て ※電話確認で、①~④内訳不明の場合は、⑤以外の【確定】の数字を削除 |
| Q3-2-2取扱量② | 任意 | ※⑤の値が、①+②-③+④-1≤⑤≤①+②-③+④+2の範囲の場合は、原票の⑤を採用 |
| Q3-2-3取扱量③ | 任意 | ※計算ミスの場合は、①~⑤の全ての【確定】を空欄に修正⇒取扱量の多いものは、電話確認 |
| Q3-2-4取扱量④ | 任意 | ※①+②+③+④の場合、⑤の計算値に修正 |
| Q3-2-5取扱量⑤ | 任意 | ※①~④がブランク又はゼロの場合、⑤の値を採用 ※単位が異なる場合、製品名の場合も含有率が分かれば算出 |
| Q3-2-5計算ミス、その他、特記事項 | | ※1枚に複数の政令番号が記載されている場合⇒電話確認。電話断念の場合は集計対象外 ※資材名等を記載の場合は、電話確認。内訳不明の場合はブランク |
| Q3-3-1-1抽出・精製・反応用溶剤 | 回答=1 | 対応なし |
| 以下、Q3-3-1-1に同じ。 Q3-3-1-2試薬、Q3-3-1-3水処理薬剤、Q3-3-1-4繊維処理剤、Q3-3-1-5紙・パルプ薬品、Q3-3-1-6工作油剤、Q3-3-1-7皮革加工剤、Q3-3-1-8焼結用補助剤、Q3-3-1-9表面処理剤 | | |
| Q3-3-1-10その他 | 回答=1 | ※自由記入がある場合は1を入力 |
| Q3-3-1-10その他記入 | 自由回答欄 | 対応なし |
| Q3-3-2-1洗濯業の洗浄剤 | 回答=1 | 対応なし |
| 以下、Q3-3-2-1に同じ。 Q3-3-2-2工業用洗浄剤、Q3-3-2-3洗浄用シンナー、Q3-3-2-4塗料、Q3-3-2-5接着剤、Q3-3-2-6粘着剤、Q3-3-2-7希釈用シンナー、Q3-3-2-8印刷インキ、Q3-3-2-9剥離剤、Q3-3-2-10ゴム溶剤・プラスチック溶剤、Q3-3-2-11滅菌・殺菌・消毒剤、Q3-3-2-12くん蒸剤、Q3-3-2-13不凍液・凍結防止剤 | | |
| Q3-3-2-14その他 | 回答=1 | ※自由記入がある場合は1を入力 |
| Q3-3-2-14その他記入 | 自由回答欄 | 対応なし |
| Q3-3-3-1塗料、印刷インキの配合原料 | 回答=1 | 対応なし |
| 以下、Q3-3-3-1に同じ。 Q3-3-3-2接着剤、粘着剤の配合原料、Q3-3-3-3洗浄剤の配合原料、Q3-3-3-4殺虫剤、殺鼠剤の配合原料、Q3-3-3-5農薬の配合原料、Q3-3-3-6化粧品配合原料 | | |
| Q3-3-3-7その他 | 回答=1 | ※自由記入がある場合は1を入力 |
| Q3-3-3-7その他記入 | 自由回答欄 | 対応なし |
| Q3-3-4-1プラスチック添加剤 | 回答=1 | 対応なし |
| 以下、Q3-3-4-1に同じ。 Q3-3-4-2有機ゴム薬品、Q3-3-4-3染料・顔料、Q3-3-4-4電池、電子材料、Q3-3-4-5メッキ薬剤・電極、Q3-3-4-6繊維コーティング剤、Q3-3-4-7木材用薬剤、Q3-3-4-8塗料用防汚剤、Q3-3-4-9小分け | | |
| Q3-3-4-10その他 | 回答=1 | ※自由記入がある場合は1を入力 |
| Q3-3-4-10その他記入 | 自由回答欄 | 対応なし |
| Q3-3-5-1この物質自体の製造・精製・精錬等 | 回答=1 | 対応なし |
| 以下、Q3-3-5-1に同じ。 Q3-3-5-2化学品原料、Q3-3-5-3燃料、Q3-3-5-4倉庫業における預かり資材 | | |
| Q3-3-5-5その他 | 回答=1 | ※自由記入がある場合は1を入力 |
| Q3-3-5-5その他記入 | 自由回答欄 | 対応なし |
| Q3-4-1取扱量の割合① | 任意 | ※Q3-3とQ3-5の①~⑤のうちどれか1つの同一欄に回答し、Q3-4のみに記載がない場合は、Q3-4の①~⑤の該当欄に100を追加 |
| Q3-4-2取扱量の割合② | 任意 | |
| Q3-4-3取扱量の割合③ | 任意 | |
| Q3-4-4取扱量の割合④ | 任意 | |
| Q3-4-5取扱量の割合⑤ | 任意 | |
| Q3-4-6割合の合計【計算式】 | | ※合計が100%以外は①~⑤の数字削除 |
| Q3-4-7計算ミス、その他、特記事項 | | |
| Q3-5-1排出率① | 1~7 | |
| Q3-5-2排出率② | 1~6 | |
| Q3-5-3排出率③ | 1~7 | |
| Q3-5-4排出率④ | 1~6 | |
| Q3-5-5排出率⑤ | 1~6 | |
| 集計対象外の場合1を入力 | | 集計対象外=1 |
| 集計対象外【理由】 | | 重複、物質不明、物質対象外、調査対象外物質(ダイオキシン・PCB)、政令番号と物質名が異なる、取扱量合算、未回答(WEBの途中回答)、回答取り消し、調査票3のみ回答(調査票1・2なし)、複数物質記入、その他 |

表付 2-4 調査票 2 (設問 2-3、2-4) と調査票 3 の整合性のチェック

| チェック内容 | | | 対応 | 不可フラ グ問2-3 | 不可フラ グ問2-4 |
|-------------|-------|------|--|---------------|---------------|
| 問2-3 | 問2-4 | 調査票3 | | | |
| “1” または “5” | “0” | ある | 問2-4を調査票3の枚数に合わせる | 1 | |
| | | ない | “0” を空白に書き換え | | |
| | “1以上” | ある | 問2-4の回答が調査票3の枚数より少ない場合は問2-4を調査票3の枚数にあわせる | 1 | |
| | | ない | 対応なし | 1 | |
| | 空白 | ある | 問2-4を調査票3の枚数に合わせる | 1 | |
| | | ない | - | | |
| “2” ~ “4” | “0” | ある | 問2-4を調査票3の枚数に合わせる | | |
| | | ない | 対応なし | 1 | 1 |
| | “1以上” | ある | 問2-4の回答が調査票3の枚数より少ない場合は問2-4を調査票3の枚数にあわせる | | |
| | | ない | 対応なし | 1 | 1 |
| | 空白 | ある | 問2-4を調査票3の枚数に合わせる | | |
| | | ない | 対応なし | 1 | 1 |
| 空白かつ | “0” | ある | 問2-4を調査票3の枚数に合わせる | 1 | |
| | | ない | 対応なし | 1 | 1 |
| | “1以上” | ある | 問2-4の回答が調査票3の枚数より少ない場合は問2-4を調査票3の枚数にあわせる | 1 | |
| | | ない | 対応なし | 1 | 1 |
| | 空白 | ある | 問2-4を調査票3の枚数に合わせる | 1 | |
| | | ない | 対応なし | 1 | 1 |

2. 従業員数 21 人未満の事業者を対象とした調査 エラーチェック

従業員数 21 人未満の事業者を対象とした調査では、資材の取扱いの有無を問う設問 1～6 までと、資材ごとの化学物質の取扱量を問う設問 7～9 までに分けてエラーチェックを行った。それぞれのエラーチェックを表付 2-5、表付 2-6 に示す。

表付 2-5 エラーチェック (設問 1~6)

| 項目名 | 凡例 | エラーチェック項目 |
|-------------------------------------|-----------------------------|--|
| 分類番号 | M=郵送、W=WEB | |
| 問い合わせ番号 | 1~50000まで | 対応なし |
| 〒 | 変更の場合のみ修正 | ※履歴を残さず、直接変更 |
| 都道府県コード | 1~47 | ※所在地から入力 |
| 所在地 | 変更の場合のみ送付先から修正 | ※履歴を残さず、直接変更 |
| 事業者名 | 変更の場合のみ修正 | ※履歴を残さず、直接変更 |
| 業種名 | 変更の場合のみ修正 | |
| 業種コード | 変更の場合のみ修正 | ※業種コードを複数回答⇒電話確認 ※業種対象外、業種コードに存在しないものは空白に変更 |
| 業種コードと業種名が異なっていた場合に入力 | 業種名について欄外への記載 | ※欄外の記載事項から、対象業種又は対象外業種を判断 |
| Q. 1-1記入者の所属部署 | 任意 | 対応なし |
| Q. 1-2記入者名 | 任意 | 対応なし |
| Q. 1-3連絡先 | 任意 | 対応なし |
| Q. 2-1工場・作業所等事業所数 | 任意 | 対応なし |
| Q. 2-2その他の事業所数 | 任意 | 対応なし |
| Q. 3-1従業員数(会社全体) | 任意 | 対応なし |
| Q. 3-2事業所の従業員数等 | 任意 | |
| Q. 4-1PRTR届出(会社全体) | あり=1、なし=0 | |
| Q. 4-2PRTR届出(工場・作業所) | あり=1、なし=0 | |
| Q. 5事業内容 | 任意 | |
| Q. 6-ア化学品原料 | ○=1 | ※以下、設問6頁なし設問7-9に回答の場合、1を入力 ※コメント部分は削除 |
| Q. 6-イ化学品原料 | ○=1 | |
| Q. 6-ウ塗料 | ○=1 | |
| Q. 6-エ印刷インキ | ○=1 | |
| Q. 6-オ接着剤 | ○=1 | |
| Q. 6-カ粘着剤 | ○=1 | |
| Q. 6-キ希釈用シンナー | ○=1 | |
| Q. 6-ク洗浄用シンナー | ○=1 | |
| Q. 6-ケ工業用洗浄剤 | ○=1 | |
| Q. 6-コ洗濯業の洗浄剤 | ○=1 | |
| Q. 6-サ剥離剤 | ○=1 | |
| Q. 6-シ表面処理剤 | ○=1 | |
| Q. 6-ス反応溶剤・抽出溶剤 | ○=1 | |
| Q. 6-セゴム溶剤・プラスチック溶剤 | ○=1 | |
| Q. 6-ソ試薬 | ○=1 | |
| Q. 6-タ水処理薬剤 | ○=1 | |
| Q. 6-チ滅菌・殺菌・消毒剤 | ○=1 | |
| Q. 6-ツくん蒸剤 | ○=1 | |
| Q. 6-テ燃料(ガソリン、灯油等) | ○=1 | |
| Q. 6-ト不凍液・凍結防止剤 | ○=1 | |
| Q. 6-ナ繊維処理剤 | ○=1 | |
| Q. 6-ニ紙・パルプ薬品 | ○=1 | |
| Q. 6-ヌプラスチック添加剤 | ○=1 | |
| Q. 6-ネ有機ゴム薬品 | ○=1 | |
| Q. 6-ノ染料・顔料 | ○=1 | |
| Q. 6-ハ電池・電子材料 | ○=1 | |
| Q. 6-ヒメッキ薬剤・電極 | ○=1 | |
| Q. 6-①フその他の資材 | ○=1 | |
| Q. 6-②フ「フ(その他の資材)」の具体的な内容を記入してください。 | | ※取扱いなし等のコメントがあった場合は削除し、へに反映 |
| Q. 6-ヘア〜フに該当する資材を、全く取り扱っていない | 1=へに記載あり, 2=ア〜フ記載あり, 3=記載なし | ※フに取扱いなしのコメントがあった場合は1を入力 ※ア〜フに回答の場合は変更 |
| 備考 | 電話連絡でのコメントなど | |
| 集計対象外の場合は1を入力 | 集計対象外=1(基本的に重複回答しているもののみ) | |

表付 2-6 エラーチェック (設問 7~9)

| 項目名 | 凡例 | エラーチェック項目 |
|----------------------|--|---|
| 分類 | M=郵送、W-WEB | |
| 問い合わせ用事業者番号 | 1~50000まで | ※Q8に回答がありQ7&9に回答がないものを追加 |
| 資材の区分 | 1~28まで | ※Q8に回答がありQ7&9に回答がないものを追加 |
| Q.7年間取扱量 | 任意 | ※単位換算できる場合は入力 ※単位が不明のものは空白 ※コメントで対象外のものは空白 |
| Q.7年間取扱量【欄外コメント】 | 数字以外のコメントがある場合 | ※コメントは内容判断し削除 |
| Q.8-1政令番号 | 1~354 | ※空白でも、対象物質名記載の場合は入力 ※物質名に対象外物質を記載の場合は空白 |
| Q.8-2物質名 | | ※対象外の場合は空白 ※資材の場合は空白 ※対象物質含有と判断できる場合は、政令番号を入力(燃料など) |
| Q.8-3物質年間取扱量 | | ※単位換算できるものは計算 ※Q8が空白でもQ7及び含有率に記載がある場合は入力(含有率は上下の平均値とする) ※Q7とQ8が同じ値で、含有率に記載がある場合は算出し直して入力(Q7=Q8) ※同資材に回答した複数物質の合計値がQ7の値と同じで、含有率に記載がある場合はQ8から算出して入力(Q7=Q8和) ※上記で含有率に記載がない場合は、元の値を採用 |
| Q.8-4物質年間取扱量【欄外コメント】 | 数字以外のコメントがある場合 | |
| Q.8-5含有率の範囲(下限値) | | 対応なし |
| Q.8-6含有率の範囲(上限値) | | 対応なし |
| Q.9-1排出抑制対策 | A=1、イ=0 | 対応なし |
| Q.9-2-①排ガス処理 | ○=1 | ※WEBでは回答あり=1、回答なし=0と入力のため0値は削除 |
| Q.9-3-②排水処理 | ○=1 | ※WEBでは回答あり=1、回答なし=0と入力のため0値は削除 |
| Q.9-3-③装置の密閉化 | ○=1 | ※WEBでは回答あり=1、回答なし=0と入力のため0値は削除 |
| Q.9-4-④その他 | 回答あり=1 | |
| Q.9-4-④その他記述 | 任意 | |
| 備考 | 電話連絡でのコメントなど | |
| 集計対象外の場合は1を入力 | 削除対象=1(基本的に重複回答しているもののみ) 集計対象外=2(取扱量、物質が未記入のもの) | |